

平成27・28年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第8報)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第7期(2012年4月から2014年3月まで)

研究代表者 吉田 恒雄(駿河台大学法学部)
共同研究者 田澤 薫(聖学院大学人間福祉学部)
横田 光平(同志社大学大学院司法研究科)
加藤 洋子(洗足こども短期大学)
岩下 雅充(筑波大学ビジネスサイエンス系)
阿部 純一(鹿児島大学法文学部)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成27・28年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第8報)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第7期(2012年4月から2014年3月まで)

子どもの虹情報研修センター

はじめに

本研究は、第7期として、2012年4月から2014年3月までの間の児童虐待に関する法律、通知、判例、研究の動向を明らかにすることを目的としている。これらに関連して、児童虐待に関する司法関連の統計、事件や出来事を整理した年表及び文献リストを付している。

この時期は、児童虐待との関連では、2013年6月に、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」が、いわゆるハーグ条約に関連して公布され、連れ去られた子どもについて元の居住国への返還の許否が児童虐待の危険の観点から議論された。

2012年8月には、「子ども・子育て支援法」が成立し、市町村は、市町村子ども・子育て支援計画に従って、地域子ども・子育て支援事業を行うものとされた。この法律により児童虐待の予防に必要な事業を行うことが市町村の業務として位置付けられた。これにより、児童虐待に関する切れ目のない支援が法律上整備された意義は大きい。児童虐待とくにネグレクト対応について、同法による施策の推進が期待される。

この期には、「子どもの貧困対策推進法」も2013年6月に成立した。この法律では、子どもの貧困対策に関する基本理念の明示、国等の責務の明確化、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることがその内容とされ、児童虐待とくにネグレクトされた子どもの保護・支援の充実が期待された。子ども・子育て支援法とともに、児童虐待の予防に向けた法制度が整備され、発生予防から保護・支援までの切れ目のない支援制度の充実が進んだといえよう。

今期で特に注目されるのは、児童虐待に関する連携の強化である。居所不明児童保護への対応等、関係機関の連携の不十分さが明らかになったこともあり、教育、警察、医療との連携の強化を求める通知が複数発出されている。次期においては、さらに検察庁が児童虐待事案に対し、刑事司法制度の運用を通じて積極的に対応するようになり、連携の拡がっていくことになる。したがって今期は、次期における児童虐待対応機関による連携強化の前段階として位置づけることもできよう。

他方、判例については、児童福祉法関係では、児童福祉法28条審判において2種の措置を承認した原審判断を覆し、4種の措置を選択的に承認した事例が公表されている。民法関係では、2011年の民法等の一部改正法により新設された親権停止を子ども本人が申し立てた裁判例が公表されている。また、施設入所中の子どもの面会交流に関する審判例もあり、同改正法の運用状況が徐々に明確になってきた。その他、性的虐待を理由とする損害賠償請求の除斥期間に関する判例があり、司法による性被害の捉え方が示された点が注目される。行政法分野では、とくに保護者との深刻な対立が生じやすい一時保護に関する判例が複数公表された。

また児童虐待に関する研究では、児童虐待への対応として、いわゆる介入的ソーシャルワークが推進されていたが、この期になって、児童福祉学のみならず、刑事法学、比較法学からも、介入的ソーシャル・ワークに疑問が示されるようになってきている点は注目される。さまざまな施策が打ち出されてきたものの、児童虐待対応件数は増加し続け、死亡事例等の重大事件も後を絶たない状況から、児童虐待対応のあり方を見直す動きとみることもできる。また、児童相談所の増設も進められてきたが、

それには一定の限界もあるところから、地方自治法の活用による児童相談所の効率的な設置運営に関する論考も現れている。さらに、児童相談所等関係機関による強制介入に対する反発も現れ、親及び子どもの権利保障の観点からの法制度整備の必要性が求められるようになってきている。また、性的虐待に関しては、児童相談所による対応のガイドラインが著される等、性的虐待への本格的対応がようやく緒に就いた。犯罪対策閣僚会議から「第二次児童ポルノ排除総合対策」が公表されたこともあり、児童相談所をはじめとする支援、広報・啓発等が進められ、今後の性的虐待対応の強化につながる兆しが現れてきたといえよう。

次期は、2014年4月から2017年3月までを扱う予定である。これは、児童福祉法等の大規模な改正作業が開始し、法律が制定され、全面的に施行されるまでの時期にあたる。今期の動向にみられる新たな動きが改正にどのように反映され、課題解決につながるか、改正法の評価とその施行を見据えて検討する予定である。なお、本報告書においては、担当者の都合から、刑事法分野の判例の動向、主要判例を紹介することができなかったため、次期報告書で「補遺」として掲載することとする。

本報告書が、これまでの児童虐待防止施策がたどってきた道を明らかにし、今後の制度の見直しと体制強化の方策を検討する一助となれば幸いである。

最後になりましたが、本研究を進めるにあたって、子どもの虹情報研修センターの川崎二三彦先生、川松亮先生、富田喜代子先生、駒崎道先生には、事務的な面や編集面でたいへんお世話になりました。厚く御礼申し上げます。

2017年2月

児童虐待法学文献研究会を代表して

吉田恒雄（駿河台大学）

目 次

I 序論	1
1 研究の目的	1
2 研究の方法	1
3 研究の時期区分	1
<略語>	
II 法令・判例および法学研究の動向	2
1 全体の動向	2
(1) はじめに	2
(2) 法改正および通知等	2
(3) 判例	4
(4) 研究動向	5
2 法令の動向	9
(1) 法律の制定	9
(2) 通知	10
3 判例の動向	16
(1) 児童福祉法	16
(2) 民法	17
(3) 刑事法	19
(4) 行政法	20
4 法学研究の動向	20
(1) 児童福祉法分野	20
(2) 民法分野	24
(3) 刑事法分野	28
(4) 憲法・行政法分野	31
(5) 児童福祉分野	31
(6) 教育分野	44
(7) 医療・保健・心理分野	46
III 主要判例解説	52
1 児童福祉法分野	52
2 民法分野	53
3 行政法分野	59

IV 主要文献・調査解説	63
1 児童福祉法分野	63
2 民法分野	69
3 刑事法分野	74
4 憲法・行政法分野	76
5 児童福祉分野	78
6 教育分野	81
7 医療・保健・心理分野	82
資料1 児童虐待関係通知	86
資料2 児童福祉法分野判例リスト	89
資料3 民法分野判例リスト	90
資料4 児童虐待関係文献リスト	92
資料5 日本における児童福祉に関する年表	
—児童虐待防止を中心に— 第7期 2012年～2014年	127
資料6 児童虐待司法関係統計	134
表A 児童福祉法28条の事件	
表B 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し（全国家庭裁判所）	
表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数	
表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所）	
表E 児童との面会又は通信の制限の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2）	
表F 児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2）	
表G 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法28条6項）	
表H 施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法28条2項）	
表I 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数	
表J 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数	
表K 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（立入調査・警察官の同行）	
表L 嬰兒殺の検挙人員	
表M 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員	
表N 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）	
表O 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）	

I 序論

1 研究の目的

本研究は、2012年4月から2014年3月までの、児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向を分析し、この時期の児童虐待に関する法制度の変化や虐待対応の動向、研究の意義を法学、社会福祉学、心理学等の観点から明確にすることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を探ることを目的としている。

2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法律、判例、通知、法的問題を扱う文献及び調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、民法、憲法、刑事法、行政法）の文献、判例（児童福祉法、民法、刑事法、憲法、行政法関連）及び法律・通知等の法令、児童虐待関連の論文、図書、研究調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献で、児童虐待への法的対応に影響を与え、または影響を受けた社会福祉、心理、教育、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、インターネット・ILLの利用、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等を通じて入手した。

3 研究の時期区分

第7期は、2012年4月から2014年3月までの時期を対象とする。内容となるのは、ハーグ条約関係法、子ども・子育て支援法、子どもの貧困対策推進法等の成立、児童福祉法、児童虐待防止法等の施行に関する通知、虐待対応上の課題に関する研究等である。内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今期の研究に密接に関連する資料等も検証の対象とした。

<略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家裁月報：家庭裁判月報
- ・民集：最高裁判所民事判例集
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

II 法令・判例および法学研究の動向

1 全体の動向

(1) はじめに

今期は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策推進法」が成立した。とくに「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策推進法」は、児童虐待とくにネグレクトされた子どもの保護・支援の充実を実現するためには重要な法律であり、発生予防から保護・支援までの切れ目のない支援制度の充実が期待される。

児童虐待防止行政面では、居所不明児童保護への対応等から、関係機関の連携の不十分さが明らかになったこともあり、児童虐待に関する連携の強化が求められた。

判例については、児童福祉法関係では、4種の措置の選択を認めた高裁決定や、2011年の民法等の一部改正法により新設された親権停止を子ども本人が申し立てた裁判例が公表されている。また、性的虐待を理由とする損害賠償請求の除斥期間に関する判例が注目される。

児童虐待に関する研究では、児童虐待への対応として、いわゆる介入的ソーシャル・ワークに疑問を示す論文が著され、地方自治法の活用による児童相談所の効率的な設置運営も提案されている。さらに、児童相談所等関係機関による強制介入に対する反発も現れ、親及び子どもの権利保障の観点からの法制度整備の必要性が求められる状況が顕著になってきている。また、性的虐待に関しては、児童相談所による対応のガイドラインが著される等、性的虐待への本格的対応がようやく緒に就いた。

(吉田恒雄)

(2) 法改正および通知等

① 法律の制定

今期は、2012年8月に子ども・子育て支援法が成立し、市町村は、市町村子ども・子育て支援計画に従って、地域子ども・子育て支援事業を行うものとされた。この法律により児童虐待の予防に必要な事業を行うことが市町村の業務として位置付けられ、児童虐待に関する切れ目のない支援が法律上整備された意義は大きい。

2013年6月に、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(いわゆるハーグ条約)が公布され、2014年4月1日から施行されることになった。連れ去られた子どもの元の居住国への返還の許否につき、返還後に子どもへの虐待が行われ、子どもに重大な危険が発生するか否かの判断が必要になるため、児童虐待との関連でさまざまな課題が生じることになる。

子どもの貧困対策推進法が、2013年6月に成立した。この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的に、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」、子どもの貧困対策に関する基本理念の明示、国等の責務の明確化、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることを内容として、子どもの貧困対策を総合的に推進することとした。

② 通知

子ども・子育て支援法等一部改正法の施行に伴う通知が発出されている。これまで、児童虐待防止法においては、被虐待児の保育所入所について「特別の支援を必要とする家庭の福祉に配慮しなければならない」とされていたが（改正前児童虐待防止法13条の2第1項）、本改正により、配慮を必要とする場面が拡大された（改正後13条の2、第1項、第2項）。

児童虐待防止対策に関しては、この時期、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告、第9次報告）が取りまとめられたことを受けた通知や児童相談所の体制や相談機能の強化に関する通知が発出されている。また、児童虐待対応件数が急増し、一時保護の重要性が高まっていることに伴う通知も発出された。

市町村については、「市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査結果及び結果を踏まえた対応について」（平成24年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室事務連絡）が、児童家庭相談室業務調査の結果を踏まえ、市区町村と児童相談所との連携、要保護児童対策地域協議会の業務のあり方等について対応を求めた。その他、啓発に関して、乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発のためのDVDの配布や啓発事業の実施に関する通知、児童相談所の震災対応を定めた通知がある。

児童相談所によるケース対応に関しては、民法の改正や家事事件手続法の成立に伴い「子ども虐待対応の手引き」や児童相談所運営指針が改正された。その他、親子再統合後の家庭引取りケースにおける死亡事例が相次いだことから、子どもの安全確認を求める通知が発出されている。

市区町村による対応に関して、虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられるところから、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援として、要支援児童の把握・情報収集等について留意点が示された。しかし、その後、6歳女児の死亡事件を契機に、さらに教育委員会との情報共有等、連携の強化が求められた。その他、被虐待児の居住地秘匿に関する通知も発出されている。

関係機関の連携については、医療機関、警察、学校・教育委員会との連携を求める通知が各省庁から発出されている。それぞれの所管事務に関連して児童虐待を防止し、対応すべく、連携の強化を進める傾向がみられ、児童虐待への介入がより広範に行われるようになってきている状況を見ることができる。

その他、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議）では、児童ポルノ排除に向け、早急に取り組むべき課題があげられた。

社会的養護に関しては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、都道府県等に児童福祉施設最低基準に関する条例の整備を求める通知が発出された。児童養護施設等において虐待を受けた児童や障害のある児童への支援には、高度の専門性が求められているところから、児童養護施設等の職員の資質向上に向けた通知が発出された。また、施設内での性的虐待事案が発生したことから、その防止に向けた取組の強化も求められた。養子縁組については、調査結果にもとづき、地方自治体に対して、民間あっせん機関による金品の授受の適正化を図るよう通知が出された。里親に関しては、児童福祉施設等に新たに里親支援専門相談員を配置して里親支援を充実

させることとされた。

(吉田恒雄)

(3) 判例

① 児童福祉法分野

今期の児童福祉法28条関係の公表裁判例は、1件であり、件数こそ少ないものの、実際の措置内容について高裁と家裁の判断が分かれた事件がある。福岡高裁決定平成24年11月15日【判例1】は、児童相談所長が、一時保護中の児童について、児童養護施設若しくは情緒障害児短期治療施設への入所措置又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託する措置の承認を求めた事件で、児童養護施設若しくは情緒障害児短期治療施設への入所措置に加えて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託もあわせて選択的に承認した。本件の原審（福岡家裁審判平成24年7月20日）では、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設への入所措置のみが選択的に承認されていたが、本件高裁は、本件の具体的な事情を踏まえつつ、原審よりも多くの措置を選択的に承認した。

(阿部純一)

② 民法分野

今期の民法判例において注目されるのは、2011年の「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号、2012年4月1日施行）によって新設された親権停止制度（民法834条の2）に関するはじめての裁判例が公表されたことである（宮崎家裁審判平成25年3月29日【判例3】）。本件は、さらに同改正によって新たに親権制限（親権喪失・親権停止・管理権喪失）の請求権者に含められた「子」本人の請求が認められた点も特徴的である。

2011年の民法改正は児童虐待への民法上の対応に主眼があったが、さらに同改正によって、これまで裁判実務上認められてきた子と非同居親との面会交流に関する明文規定が民法766条1項に規定された。今期は、非親権者たる実父が施設入所中の児童らとの面会交流を求めた事件で、面会交流が認められた事件も公表された（東京家裁審判平成24年6月29日【判例2】）。

他方で、札幌高裁判決平成26年9月25日【判例5】は、幼少期に叔父から受けた性的虐待によって精神障害を発症したことを理由として、最後の虐待行為から約28年後に被害者が叔父に対して損害賠償を請求した事件で、一部の損害についてはまだ民法724条後段に規定された「20年」の除斥期間が経過していないとして、原告の請求を認容した。本件は、児童期の性的虐待被害を理由とした損害賠償請求と除斥期間が問題となったはじめての公表例として注目される。

(阿部純一)

③ 行政法分野

今期も一時保護に対する損害賠償に係る判決がいくつか存在するが、もともと親と児童相談所の間

での紛争性が高かった事案において多岐にわたる主張がなされる際、一時保護や児童福祉法27条1項3号措置自体の違法性に加え、それらによって保護されている児童と親との面会制限や、児童に関する情報の親への提供等に関しても違法性が問われる裁判例（【判例7】【判例8】）が増えている。

（横田光平）

（4）研究動向

① 児童福祉法分野

2011年の民法等の改正に関連して、改正法の解説や運用について、改正後における児童相談所の実務対応上のシュミレーションを示すものや、家庭裁判所における、児童虐待関連事件の審理手続に関する有益な論文が著された。また、改正法の運用に関連して、児童相談所長および児童福祉施設長による「監護措置」に関するガイドラインをめぐる特集が組まれたり、民法等の改正に応じて、児童虐待対応に関するマニュアル等が改版された。

児童虐待防止制度のあり方について、ジェンダーの視点から検討するもの、地方自治行政の視点から検討する論文の他、児童虐待予防に向けて、児童虐待と子育て支援施策の「クレバス」を埋める必要性を強調する文献も公刊された。

比較法の視点からの研究も引き続き活発になされている。家族内暴力を総合的に論じる論文のほか、個別の比較としては、アメリカ、スウェーデン、ドイツにおける制度の変遷や比較法の視点からの制度のあり方が論じられている。

児童虐待への対応方法として、「介入的ソーシャルワーク」の手法がとり取り入れられてきているが、この手法に対する批判的な見解も少なくない。今期は、とくに本来の「児童福祉のあり方」の視点からこの問題を扱う論文が目立った。その関係で、児童虐待対応における司法の役割に関する議論も活発になり、学会誌で特集も組まれた。2016年5月の児童福祉法等改正では、この点は検討課題とされ、その後、厚生労働省の検討会で議論が行われることになる等、これらの議論につながる特集といえよう。

（吉田恒雄）

② 民法分野

2011年の「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）が2012年4月1日に施行された。同法律による重要な改正点として、親権喪失の要件の見直し（民法834条）、親権停止制度の新設（民法834条の2）、管理権喪失の要件の見直し（民法835条）、親権喪失の審判等の請求権者の拡大（特に、子本人による申立ての容認）、未成年後見制度の見直し（法人後見・複数後見人の容認）が挙げられる。今期は、前期（第6期）に引き続き、この2011年の民法改正に関連して、新制度の解説及び研究が多数著されただけでなく、実務における具体的な運用方法に関する論考も著された。日本法だけでなく、諸外国の法制における親権及び未成年後見制度に関する研究も盛んである。今期は、従来の比較法研究において研究対象とされてきたアメリカや西ヨーロッパ諸国の法制だけでなく、アジアや南米・東

ヨーロッパ諸国の法制を対象とした研究も行われている。

児童虐待被害の事後的な救済方法の一つとして、虐待被害者が加害者に対して不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条)を行う可能性がある。他方で、不法行為に基づく損害賠償請求については、「消滅時効」や「除斥期間」とよばれる期間制限が設けられている(民法724条)。今期は、特に幼少期の性的虐待被害者が損害賠償の請求をする場合に、その被害の特徴から、すでに被害から相当長期の期間が経過しており、上記の期間制限を越えることがあるという問題を扱う研究が著された。

(阿部純一)

③ 刑事法分野

第7期においては、刑事的対応の在り方をめぐる議論の深化があったのと同時に、刑罰規定の新設を別の視点から検討するという研究が大きく動き出した。

従来のもとは異なる犯罪類型(構成要件)の新設については、すでに議論・提言がある程度まで積み重ねられてきたが、第7期に至って、性犯罪規定の全体を見直すという動きが政府の側で明確にあらわれ、これに連動するように、性犯罪規定の見直しを視野に入れた研究が次々と立ち上がった。そして、性犯罪規定の見直しの中で、子どもに対する性的虐待を独立して処罰するための規定も論じられるようになった。その特色としては、比較法による研究の中で世界各国の“性的虐待罪”が過去に類例のないほどのボリュームで紹介・分析されているという点のほかに、ジェンダーやフェミニズムの思想を投影した視点で“性的虐待罪”の在り方に検討が加えられるという点も挙げられる。

また、刑事的対応の在り方をめぐる議論の展開として、刑法の謙抑性・断片性や罪刑法定主義・責任主義といった刑事法の基本原則に照らして具体的に検討するという研究が散見された。これまでに、児童虐待の研究に携わる刑事法学の研究者によって刑事的対応に積極的な見解がたびたび唱えられ、いずれも刑事法の基本原則と抵触しないことに論じたうえで見解を組み立てていた。もっとも、法の制定や運用による刑罰権の拡張に控え目ないし慎重な立場からは、基本原則に照らした問題の検討・分析が公表されることはあまりなかった。そのため、新たな犯罪類型を新設することの必要性やその妥当性に立ち入って議論するという機運が今後は高まるものと予想される。

(岩下雅充)

④ 憲法・行政法分野

児童虐待に係る児童福祉法等の仕組みを素材として、行政法一般理論の観点から広く問題を捉えようとする論考が現れている。

(横田光平)

⑤ 児童福祉分野

第7期は、社会的養護の改革の時期であり、「社会的養護の課題と将来像(2011年7月)」に基づき、様々な角度から新しい流れが起こる。社会的養護の「施設養護」については、その運営の質の向上を

図るために、施設種別ごとの運営指針を定め、それとともに2014年度から第三者評価の受審、その結果の公表、自己評価の実施を義務づけた。また、施設長に係る資格要件の明確化及び研修の義務化が図られ、被虐待児の対応も含め、近年の社会的養護が抱える課題に対応できるような基盤を構築していく。養護について実践面では、社会的養護関係施設のハンドブックが発行され、社会的養護の質の確保を行う動きがみられたことも注視したい。ケア形態の小規模化、児童相談所の一時保護所の活用等、自ずと具体的な方法論や実践論に関する研究が多いが、次の期での法制化への予兆としても、この期の研究は見逃せない。

今回の社会的養護の新しい流れを支える財源については、社会保障・税の一体改革として、これまでの高齢者3経費（基礎年金・老人医療・介護）の体制から、社会保障4経費（年金・医療・介護・子育て）として財源を確保する体制へと変化することで実現していく。

また、厚生労働省が社会的養護の方向性を「家庭養護」の拡充に舵を切る中、その方法論や実践論に関する研究も進められ、養子縁組あっせんの適正化に関する論考や、「里親養育の社会化」について、里親家庭に養育を任せきりにしない「複数養育」体制の必要性を主張する論文が散見されるのも今期の特徴である。

次期にあたる2014年夏に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されて以降に児童虐待との関連でも社会的に注視される子どもの貧困問題に関して、この期には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立している。同様に「子ども・子育て支援法」も——虐待防止をめぐる保育制度の在り方等の施行に向けた多くの課題を残しながら——この期に成立している。新法下での子育て支援の実効性と虐待ハイリスク対象者の個人情報保護の問題等、ここから派生する次期への継続課題も少なくない。不登校児童と児童虐待被害との関連性への課題意識から社会の関心が高まった居所不明児童問題に関しても、全国的な広がりを見せる萌芽がこの時期に確認できる。

その他、第7期の研究動向で特記すべき事項は、わが国で今まで行われていなかった児童虐待による社会的コストを測定する研究が、この期に行われたことである。論文では、日本の児童虐待に関する管理システムが社会的なコストを確認することができていない貧弱なシステムであったことに社会が注目する必要があることを説いている（Ichiro Wada, Ataru Igarashi (2014), The social costs of child abuse in Japan, *Children and Youth Services Review*, 46, 72-77.）。ほかに、傷害予防工学研究からの児童虐待判別ソフト開発研究や「臓器の移植に関する法律の改正」で「虐待を受けた児童」がドナー対象から外されたことを巡る研究等、研究領域と視野の広がりが見られた。

（加藤洋子・田澤薫）

⑥ 教育分野

学校現場に直結する児童虐待研究が目立つ。

まず、被虐待経験と学力との関連性を問うような、現場教師の関心事項に沿った研究成果の提供のされ方が顕著である。次いで、被虐待経験と学習の遅れについて、そのメカニズムを明らかにしようとする検証研究が着手されている。さらに、学校が児童相談所の一時保護の場となることが少なくな

い実態をうけての、一時保護に関する議論が活発に行われた。このことは、一時保護対象となった児童の保護者とのトラブルが、学校にとっては教職員の安全を守る意味から重大事である現実的課題を背景としている。また、一時保護を受ける児童に寄せた、子どもの教育に携わる者の問題関心からの、より児童の側に立った検討も、教師にとって切実な関心であることが窺われる。児童虐待防止と教員養成についての研究も起きている。

(田澤 薫)

⑦ 医療・保健・心理分野

第7期の医療・保健・心理分野の制度動向の特徴は、子ども・子育て支援新制度の2015年の本格導入に向けて、2012年頃から地域の子育て支援策が拡充され、それらに関連するモデル事業や新たな取り組みが地域で実施されるようになった部分であり、特に保育領域と保健領域の連携を挙げることができる。地域における喫緊の課題である「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」に関する対策として、「妊娠・出産包括支援モデル事業」（2014年度創設）の「母子保健相談事業」が、2015年度より「利用者支援事業（母子保健型）」として消費税財源を活用して拡充することとなる。利用者支援事業は、元々保育領域を中心とする子育て支援策として位置づけられていたが、それが第7期から次期（第8期）にかけて保育領域と保健領域の拠点が子育て支援の拠点として融合していく形を取っていく。「妊娠・出産包括支援モデル事業」（2014年度創設）は、「子育て世代包括支援センター」として全国に展開することが予定されており、子育てに関する総合的な相談を受ける「ワンストップ拠点」として位置づけられることになる。

また、この期は地域における子育て支援体制の中に、医療分野が組み入れられ始めていることを確認できる論文や報告書が多くみられた。虐待についての実践論に関する研究が進み、医療（歯科）、医療（産科）と乳幼児の子育て支援の連携についての議論が活発に行われた。医療（歯科）では、歯科の領域から子ども虐待防止・子育て支援という部分において、ネグレクト・身体的虐待の発見のみならず、虐待を発見した後も、治療という側面から子育て支援において継続的に医療に関わる必要性が主張され、医療（産科）では、出産後の両親を対象としたSBS（乳幼児揺さぶられ症候群）予防プログラムの開発、そのプログラム推進のための指導者養成研修の実施等の実態を子育て支援に関連して報告する研究が散見された（82頁記載）。

その他、第7期の特徴として、性的虐待に関する継続的な研究を挙げることができる。第6期にあたる2011年に厚生科学研究事業として「性的虐待対応ガイドライン」が作成され、運用されたことで、わが国における性的虐待への対応が本格化したことを受け、その延長線上にある方法論・実践論の研究が行われていた。心理臨床、精神科医療、法律、社会福祉の立場から、それぞれの現場で対応した知見を踏まえ、被害児への対応の仕方から実際に起こっている性的被害に関して、どのような手続きや、法的な介入が可能であるのかを説く文献が刊行されている。わが国の性的虐待研究の継続は、次期の2014年9月の「子ども虐待防止世界会議 名古屋」（国際子ども虐待防止会議）で取り上げられた性的虐待への対応に関する研究発表にも繋がっていき、それへの対応と理解を深める過程ともいえ

る。

(加藤洋子)

2 法令の動向

(1) 法律の制定

① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

2012年8月22日成立の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により、市町村は、市町村子ども・子育て支援計画に従って、地域子ども・子育て支援事業を行うものとされた。同事業には、児童虐待防止に関連する事業として（ア）利用者支援事業（子ども及び保護者が、子育て支援を円滑に利用できるよう相談、情報提供及び助言、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業）（イ）子育て短期支援事業（ウ）乳児家庭全戸訪問事業（エ）養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業（オ）地域子育て支援拠点事業（カ）一時預かり事業（キ）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（ク）妊婦健診が列挙されている。これらの事業は、児童虐待の予防として重要な事業であり、この法律により市町村が児童虐待の予防に必要な事業を行うことが法律上明確に位置付けられた。児童虐待に関する切れ目のない支援制度が法律により整備された意義は大きい。

② 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）

いわゆるハーグ条約の批准に関連して、2013年6月19日に、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」が公布され、2014年4月1日から施行されることになった。同条約は、国境を越えた子どもの連れ去りが子どもに有害な影響を与える可能性があるところから、そのような悪影響から子どもを守るため、原則として元居住していた国に子どもを迅速に返すための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めている。本法律により、子どもは原則として、元の居住国へ返還されるが（同法27条）、返還により子どもが心身に害悪を受け、または他の耐え難い状態に置かれる等の重大な危険があるときには、裁判所は返還を拒否する場合がある（同法28条1項4号）。返還により、子どもへの虐待が行われ、子どもに重大な危険があるか否か、児童虐待との関連でさまざまな課題が生じることになろう。

③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）

子どもの貧困対策推進法が、2013年6月19日に成立した。この法律は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的」としており（同法1条）、2014年1月17日より施行された。あわせて政令として「子どもの貧困対策会議施行令」が発出された。その後、子どもの貧困対策の基本

方針、指標、改善に向けた当面の検討課題、調査研究、推進体制等を内容とする「子供の貧困対策に関する大綱」が2014年8月に公表された。

児童虐待は、貧困・生活困難層にその発生比率が高く、問題が深刻化しやすいことから、児童虐待の防止、家族への介入・支援が有効に機能するには、同時に家族の生活問題に対する支援が必要である（松本・2010）。貧困と児童虐待との関連が明確にされ、本法に関連する施策の充実により、児童虐待への支援と介入が経済的側面のみならず、貧困に伴う子どもの権利侵害にも効果的に対応することが期待される。

【参考文献】

松本伊智朗「本書の主張と問題提起」松本伊智朗他編『子どもの貧困と虐待』（明石書店、2010年）10頁

（吉田恒雄）

（2）通知

① 子ども・子育て支援法の改正に伴う児童虐待防止法の改正

子ども・子育て支援法等一部改正法の施行に伴い、児童虐待防止法について、特定教育・保育施設等の利用に関し、子ども・子育て支援法に基づく相談・助言、あっせん、要請、児童福祉法にもとづく調整、要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないとされた（児童虐待防止法13条の2第1項）。特定教育・保育施設の設置者等は、これら施設や事業を利用する児童を選考するときには、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないとされた（同条2項）。この趣旨に関連して、通知が発出された（平成24年8月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知府政共生第678号、24文科初第616号、雇児発0831第1号「子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法の整備等に関する法律の公布について」）。

② 児童虐待防止対策

i) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく対応

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」が取りまとめられたことを受けて、『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について（平成24年7月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知雇児総発0726第1号、雇児母発第0726第1号）は、以下の点について留意するようを求めた。

1. 養育支援を要する家庭（要支援児童・特定妊婦）への早期支援
2. 各段階に応じた広報・啓発の推進

3. 児童の安全を守るための対応の徹底
4. 虐待対応機関における体制の充実と役割分担の明確化
5. 地域における関係機関の連携強化
6. 死亡事例等の検証における留意事項

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」が取りまとめられたことを踏まえ、「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）』を踏まえた対応について」（平成25年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知雇児総発0725第1号、雇児母発0725第1号）は、以下の項目について地方公共団体に対応を求めた。

1. 養育支援を必要とする家庭への妊娠期、出産後早期からの支援の実施
2. 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
3. 広報・啓発の充実
4. 虐待の早期発見、早期の適切な対応及び支援の実施
5. 再発防止のための検証の確実な実施

ii) 児童相談所関係

a) 児童虐待防止対策支援事業

「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成24年5月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0514第1号）は、児童相談体制の充実が喫緊の課題であり、児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっているところから、「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、実施することとした通知である。

同実施要綱は、児童相談所が地域の「医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ること」を目的に、児童虐待防止対策研修事業、保護者指導・カウンセリング強化事業、法的対応強化事業、児童相談所体制強化整備事業等、種々の事業を定めている。

「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成25年6月10日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0610第1号）は、2012年5月14日の同名の通知内容に、新たに児童の安全確認のための体制強化事業及び児童虐待防止のための広報啓発事業を加えた通知である。

b) 災害時の対応

「『災害時における児童相談所の活動ガイドライン』について」（平成25年4月18日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発0418第1号）は、東日本大震災での被災孤児・遺児、被災した子どもへの支援活動の経験をもとに、広範な地域に甚大な被害を与える災害において支援を必要とする子ども・家庭を把握する方法や、児童相談所の機能を発揮した支援活動内容及び被災地への児童相談所職員の派遣と被災地での受け入れ調整の体制などのシステムを構築すること等を内容とする「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」を作成した旨の通知である。

c) 一時保護

児童虐待対応件数が急増し、一時保護の重要性が高まっていることに伴う通知が発出された。

「一時保護の充実について」（平成24年4月5日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第27号）は、児童相談所からの一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに一時保護委託手当を支弁することとし、対象となる児童や経費等が定められた。

「一時保護所における専門職員等の配置について」（平成24年4月5日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第28号）は、児童相談所に付設する一時保護所への専任の心理療法担当職員の配置、虐待、非行等種々の問題のある児童が多数入所する一時保護所における個別指導等を行う個別対応職員の配置、乳児が入所している一時保護所における看護師の配置を定める（児童福祉 児童相談所一時保護所の活用 本書32頁参照）。

iii) 市区町村関係

a) 児童家庭相談事業

児童家庭相談室業務調査の結果を踏まえ、「市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査結果及び結果を踏まえた対応について」（平成24年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室事務連絡）は、市区町村と児童相談所との役割分担について取り決めがない市区町村においては、児童相談所との協議の上、基準、ルールの策定に取り組むこと、調整機関において進行管理台帳を作成し、定期的に状況確認、援助方針の見直しを行うこと、乳児家庭全戸訪問事業により訪問できなかった家庭に関し、訪問できなかった理由や背景を調べ、その後の支援や見守りの検討につなげるよう求めた。

b) 揺さぶられ症候群

『乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD』の配布及び予防啓発・評価事業への参加募集について（協力依頼）（平成25年2月22日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室事務連絡）は、「乳幼児揺さぶられ症候群」の発生予防及び乳児の泣き声に関する啓発のためのDVDの配布を行うこと、そのDVDを活用した予防啓発事業と評価事業を実施する自治体を募集する旨の事務連絡である。

③ 児童相談所によるケース対応

i) 子ども虐待対応の手引きの改正

『子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）』改正の概要が改正された。2011年5月の「民法等の一部を改正する法律」成立により、親権停止制度の新設、法人または複数の未成年後見人の選任等、新たな制度が導入されたこと、最終改正以降の死亡事例等の検証結果等の報告や当該報告を踏まえた各種通知等が追加されたこと、児童虐待防止施策の進展等を踏まえた大幅な加筆修正がなされたことが主たる改正内容である。また、従前の児童相談所による対応が中心であった記載内容から、児童相談所と市区町村の連携や市区町村の対応についての記載を充実したものとなった。

ii) 児童相談所運営指針の改正

「児童相談所運営指針の改正について」（平成25年12月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発1227第6号）は、家事事件手続法の施行に伴う関連条項の改正、転居に伴う他の児童相談所へのケース移管、情報提供についての記述の追加、児童記録票を長期保存する場合等の改正を行った旨を通知する。

iii) 親子再統合後の子どもの安全確保

2012年1月大阪府東大阪市、同年10月広島県府中町等、この時期、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が相次いだことから、「措置解除に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発1101第3号）は、一時保護の解除や措置の解除における家庭復帰のための適切なアセスメントときめ細かな支援を求めるとともに、関係機関との認識の共有、補助職員の配置による体制強化、連携のための研修の実施等の取組、児童相談所における児童の安全確認や対応状況等の再確認を求めた。

④ 市区町村による対応

i) 養育支援を特に必要とする家庭の把握と支援

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号）は、児童虐待による死亡事例の中には、虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられるところから、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等において、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、1. 要支援児童の把握及び情報収集 2. 特定妊婦の把握及び情報収集 3. 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援 4. 自治体間の情報交換・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係について具体的に留意すべき事項を定めた通知である。

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成25年6月11日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0611第1号雇児母発0611第1号）は、2013年4月に神奈川県横浜市において発生した6歳の女児虐待死事件を受け、すでに発出されている「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発1130第1号雇児母発1130第1号）による取組みの推進を改めて求めるとともに、就学時の健康診断未受診家庭で合理的理由なく受診しない家庭や、居住実態が把握できない家庭については虐待ハイリスク家庭とし、教育委員会から情報提供があった場合の対応や居住実態が把握できない家庭について教育委員会等との情報共有を図ること、支援中の家庭が転出した場合の自治体間の情報提供等について対応を求める通知である（居所不明児童については、児童福祉分野③居所不明児童問題 本書33頁以下、41頁以下参照）。

ii) 住民基本台帳の取り扱い

児童虐待を受けた児童等については、加害者に居住地を秘匿するため、住居の変更に伴う転居または転出及び転入の届出ができない場合があり、居住地の市町村に住民票がないことから、施設入所中や自立後の単身生活等において必要な公的サービスの受給や契約等の手続に支障が生じることが懸念されていた。

『住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付における児童虐待の被害者等の保護のための措置』について」(平成24年9月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知0926第1号)は、市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、児童虐待等の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、要件を満たさないまたは「不当な目的」(法第12条第6項)があるものとして閲覧等が拒否されること、また第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われる旨を示した。

⑤ 関係機関の連携

i) 医療機関との連携

児童虐待対応においては、地域の医療機関における虐待の早期発見、対応能力の向上が必要であり、地域医療全体で虐待防止体制を整備することが重要である。かかる趣旨から、「児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について」(平成24年4月5日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第1号)は、中核的医療機関における児童虐待防止専門コーディネーターの配置、虐待対応に関する助言、教育研修等の事業の実施を求めた。

「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号)は、児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の推進、医療機関からの情報提供及び情報提供のあった事例への支援等の留意点を示す通知である。なお、2014年3月31日には、児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会において、「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」が取りまとめられた。

ii) 警察と児童相談所との連携

「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成24年4月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0412第1号)は、警察との情報共有や相互協力の連携体制の一層の強化を目的に、個別事案における連携、平素からの連携、児童の安全確認安全確保の徹底、要保護児童対策地域協議会における連携の促進を求める通知である。

警察庁からは、警察と児童相談所との一層かつ緊密な連携を図るとともに、警察部内の的確な対応を期するため、児童虐待への対応の強化の推進を求める「児童虐待への対応における取組の強化について(通達)」(平成24年4月12日警察庁生活安全局少年課長通知警察庁丁少発第55号他)が発出された。

iii) 学校・教育委員会との連携

a) 居所不明児童への対応

「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について」（平成25年3月1日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育課長通知24初初企第68号）は、「居所不明の児童生徒に関する教育委員会の対応等の実態調査」結果がまとめられたことを受けて、1. 住民票のない児童生徒を受け入れた場合の対応 2. 児童生徒の海外転住の場合の対応 3. 教育委員会相互の情報共有及び関係機関との連携について留意点を示し、対応を求める通知である（児童福祉分野③居所不明児童問題 33-34頁参照）。

b) 家庭教育

文部科学省生涯学習政策局長は、「『つながりが創る家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～』を踏まえた取組の推進について（依頼）」を発出した（平成24年4月27日）。児童虐待防止との関連では、課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくりを求め、生徒指導、健康相談等の校内委員会と連携を図り、効果的支援のためには家庭への訪問や相談対応等が有効であるとし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が配置されている場合には、家庭教育支援チーム等の活動において連携を図り、福祉機関等関係機関・団体とのネットワーク作りを促すよう望まれるとした。

⑥ 児童ポルノ排除総合対策

「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議）は、児童ポルノ排除に向け、性的虐待関係では児童虐待防止月間における広報・啓発、被害児童の早期発見および支援活動として児童相談所における児童への支援、児童家庭支援センターや児童福祉施設における心理療法担当職員の配置、被害児童の心情に配慮した聴取方法の普及等を早急に取り組むべき課題としてあげた。これに先立って、内閣府犯罪被害者等施策推進室は、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」（平成24年3月）を公表し、ワンストップ支援センターの開設を検討している自治体・民間団体等に同センターのモデルを示し、開設・運営に役立つ情報やノウハウを提供し、同センターの設置・促進を求めた。

⑦ 社会的養護

i) 児童福祉施設基準

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（平成24年5月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0531第3号）は、標記省令が改正されたことに伴い、改正法の内容（児童福祉施設の人員配置の引き上げ、個別対応職員の配置の義務化の拡充）を示し、都道府県等に児童福祉施設最低基準に関する条例の整備を求める通知である。

ii) 児童福祉施設職員の専門性向上

児童養護施設等において虐待を受けた児童や障害のある児童が増加しており、当該児童の支援について、高度の専門性が求められているところから、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について」（平成25年6月7日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0607第7号）は、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進する「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」を定め、その適正かつ円滑な実施を求めた。併せて、職員の人材確保を積極的に推進する必要があるところから、「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」が定められ、平成26年4月1日から実施されるため、その適正かつ円滑な実施を求めた。

iii) 被措置児童等虐待

「被措置児童等虐待防止に関する取組の徹底について」（平成25年5月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課事務連絡）は、この時期、いくつかの自治体で施設職員による性的虐待の事案が明らかになったことから、同様の事態の発生を防ぐため、平成21年3月の通知「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を参考に適切な指導を行い、都道府県に、施設職員への研修の強化、被措置児童等虐待—とくに通告義務—に関する周知、取組と体制の強化を図るよう改めて求めた。

iv) 養子縁組

「養子あっせん事業の指導について（平成23年度民間養子縁組あっせん事業の調査結果等より）」（平成25年6月28日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課指導係事務連絡）は、平成23年度民間養子縁組あっせん事業の調査によれば、「実費等の受領の状況」として、非常に多額の金額の受領が見受けられるところから、民間あっせん事業者による金品の受領状況を確認し、適正に取り扱われていない場合の指導の徹底を要請した。

v) 里親

児童福祉施設の職員配置について、これまで児童福祉施設等に入所する児童の早期家庭復帰支援体制の強化、被虐待児への援助体制の確保のために家庭支援専門相談員等が配置されてきたが、「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第11号）は、新たに「里親支援専門相談員」を配置して里親支援を充実させることとした旨の通知である。

(吉田恒雄)

3 判例の動向

(1) 児童福祉法

司法統計年報によれば、対象期の児童福祉法28条1項・2項事件の新受件数は、2012年423件（1項：

300件、2項:123件)、2013年406件(1項:276件、2項:130件)、2014年422件(1項:279件、2項:143件)で推移している。今期の児童福祉法分野の判例としては、福岡高裁決定平成24年11月15日【判例1】が注目される。本件は、児童相談所長が、一時保護中の児童について、児童養護施設若しくは情緒障害児短期治療施設への入所措置又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者に委託する措置の承認を求めた事件である。本件の原審である福岡家裁審判平成24年7月20日は、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設への入所措置のみを選択的に承認し、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者への委託についてはこれを認めなかった。これに対して、抗告審である本件では、措置内容について原審の判断を変更し、児童養護施設若しくは情緒障害児短期治療施設への入所措置に加えて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託もあわせて承認するとの判断を示した。本件自体は、児童福祉法28条審判に際して複数施設入所措置等の選択的承認に関する事件であり、これまでの公表例の延長線上に位置づけられる事件である。本件の原審と高裁がそれぞれ異なる措置内容を承認した背景には、原審では「情緒障害児短期治療施設」での治療後の措置先として「児童養護施設」入所が想定されているのに対して、福岡高裁決定は、「専門性の高い里親やファミリーホームへの委託」「情緒障害児短期治療施設入所」「児童養護施設入所」の順で措置の優先順位を付けつつ、現時点では適切かつ児童を受入れ可能な里親等の候補が現れていないこと、情緒障害児短期治療施設への入所が確実かつ安定的であるともいえず、同施設の入所困難又は短期で退所した場合の措置を検討しておく必要があるという本件の事情を踏まえて、複数の措置を選択的に承認したことがある。

【参考文献】

白須真理子「里親等への委託・治療施設・児童養護施設への入所承認」『民商法雑誌』149巻3号(2013年12月)124-129頁

(阿部純一)

(2) 民法

① 親権の一時停止

2011年の民法改正によって、従来の親権喪失(民法834条)及び管理権喪失(民法835条)の要件の見直し、親権停止制度の新設(民法834条の2)が行われ、2012年4月1日に改正法が施行された。親権喪失審判の新受件数は、2011年に119件であったが、改正法の施行後の2012年には111件、2013年には111件、2014年には110件で推移している。他方で、2011年民法改正によって新設された親権停止審判の新受件数は、2012年120件、2013年185件、2014年153件と推移しており、親権停止の請求件数が親権喪失の請求件数を上回っている状況を見ることができる。

宮崎家裁審判平成25年3月29日【判例3】は、年長の未成年者が申し立てた親権停止の請求について、2年間の親権停止が認められた事件である。本件未成年者の実母が出産直後から失踪し、育児放棄をしたために、本件未成年者は、曾祖母や祖母の兄弟によって育てられ、さらに高校入学後には実

母が勝手に退学届を提出したために、不本意な形で高校の退学を余儀なくされている。実母と養父は、本件未成年者のアルバイト先まで行って、本件未成年者の給料を受け取ることがあり、本件未成年者が原因不明の高熱を出した際にも、正当な理由なく入院や医療行為に同意をしなかった。以上のような事情を前提として、本件では、2年間の親権停止が認められた。本件は、2011年の民法改正によって新設された親権停止に関するはじめての公表例であるとともに、同改正によって新たに導入された子本人の請求がはじめて認められた公表例として注目される。

② 施設入所中の児童との面会交流

離婚や別居によって子と同居していない父母と子との面会や交流は、従前より民法766条の子の監護に関する事項・処分として裁判例において認められてきたが（面会交流を認めたはじめての公表例として：東京家裁審判昭和39年12月14日（家裁月報17巻4号55頁）、別居中離婚前の面会交流について：最高裁決定平成12年5月1日（民集54巻5号1607頁）など）、2011年の民法改正によって、「父又は母と子との面会及びその他の交流」という文言が民法766条1項に追加され、法律上も明文化されるに至った。同居していない親子の面会・交流については、離婚後及び別居中の親子だけでなく、施設入所中の児童とその父母との面会・交流もまた問題となる。この点、これまでの公表例においては、親権者たる相手方が申立人と児童との面会を拒絶しているために、施設側が申立人と児童との面会を拒絶しているという事例で、子と非親権者との面会交流が認められている（東京家裁審判昭和50年1月27日（家裁月報28巻2号95頁）、大阪高裁決定平成4年7月31日（家裁月報45巻7号63頁）（原審：神戸家裁審判平成3年11月27日（家裁月報45巻7号70頁）））。

東京家裁審判平成24年6月29日【判例2】は、情緒障害児短期治療施設等に入所中の未成年者ら3名と申立人である父（非親権者）との面会交流を認める一方で、相手方である母（親権者）が面会交流を妨げてはならないとした事件である。本件では、面会交流が「……基本的には、子の健全な育成に有益なものといえることができるから、これにより子の福祉を害するおそれがあるなど特段の事情がある場合を除き、原則として認められるべき」という面会交流原則実施論の立場が採られる一方で、施設入所中の児童との面会交流という特性から、施設における児童らに対する指導方針を尊重し、「具体的な日時、場所及び方法」を申立人と施設との間の協議によって定めるものとされた点が特徴的である。

③ 性的虐待被害を理由とした損害賠償請求とその期間制限

不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条）は、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき」「不法行為の時から20年を経過したとき」にはそれぞれ消滅するものとされる（民法724条）。これらの期間制限のうち「3年」の期間制限は「消滅時効」として、「20年」の期間制限は「除斥期間」として理解するのが判例の立場である。他方、児童期の性的虐待被害の特徴として、そもそも被害者が被害の意味を認識することが困難であることや、当該被害に起因する精神的な後遺障害等が時間的間隔をおいて発現することなどが挙げられる。そのために、児童期に

性的虐待を受けた被害者が損害賠償を請求する際には、虐待行為から相当長期の時間が経過し、上記の制限期間を超過する可能性もある。

札幌高裁判決平成26年9月25日【判例5】は、幼少期に叔父から受けた性的虐待によって精神障害を発症したことを理由として、最後の虐待行為から約28年後に被害者が叔父に対して損害賠償を請求した事件である。第一審の釧路地裁は、虐待行為の最終時点から本件提訴までにすでに20年以上の期間が経過していることを理由として原告の請求を棄却した。これに対して、本件高裁は、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、離人症性障害及び摂食障害の発症については、本件訴訟提起時に除斥期間が経過している一方で、うつ病を発症したことによる損害については、除斥期間が経過していないとして、本件性的虐待行為によってうつ病を発生させたことを理由とした不法行為に基づく損害賠償を認めた。本件高裁の判断自体は、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時を除斥期間の起算点と解する一連の最高裁判例の判断とも一致するものである。

なお、これまでの公表例の中には、小学生の時に養父から性的虐待被害を受けた者が、最後の虐待行為が行われた時から約4年が経過した後に、加害者に対して損害賠償を請求した事件について、本件では「被害者又ハ其法定代理人カ」「損害及ヒ加害者ヲ知りタル時」は虐待行為が最後に行われた時点よりも後であるとして、未だ「3年」の短期消滅時効が経過しておらず、損害賠償請求を認容した裁判例がある（福岡高裁判決平成17年2月17日（判タ1188号266頁））。ここでは3年の短期消滅時効の起算点が問題となったのに対して、本件では、20年の除斥期間の起算点が問題となった点が異なる。

【参考文献】

稲垣朋子「未成年者の申立てにより二年間の親権停止を認めた事例」『民商法雑誌』149巻2号（2013年11月）116-123頁

合田篤子「児童養護施設等に入所中の子との面会交流の方法」『民商法雑誌』148巻6号（2013年9月）228-233頁

羽生香織「年長未成年子による親権停止申立て」『月報司法書士』507号（2014年5月）70-75頁

前田泰「実父母の同意なき特別養子縁組申立ての可否」『私法判例リマックス』49号（2014年7月）54-57頁

松本克美「児童期の性的虐待に起因するPTSD等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」『立命館法学』349号（2013年）1-43頁【文献17】

松本克美「児童期の性的虐待被害に起因するPTSD等の発症に対する損害賠償請求権の時効・除斥期間—釧路PTSD等事件控訴審判決—」『法律時報』87巻11号（2015年10月）165-168頁

吉田恒雄「児童福祉法審判例研究（1）」『明星大学経済学研究紀要』19号（1987年12月）71-83頁

（阿部純一）

（3）刑事法

今期の刑事法判例は、次期（第8期）に収録を予定している。

(4) 行政法

① 一時保護、27条1項3号措置、面会制限、報告義務

今期も一時保護に対する損害賠償に係る判決がいくつか存在するが、もともと親と児童相談所の間での紛争性が高かった事案において多岐にわたる主張がなされる際、一時保護や児童福祉法27条1項3号措置自体の違法性に加え、それらによって保護されている児童と親との面会制限や、児童に関する情報の親への提供等に関しても違法性が問われる裁判例（【判例7】【判例8】）が増えている。その場合、面会制限や報告義務に関して十分な法解釈論が展開されてこなかったこともあり、一般的な行政法理論からはずれた裁判例【判例7】もみられるなど、裁判例は流動的な状況にある。

(横田光平)

4 法学研究の動向

(1) 児童福祉法分野

① 2011年民法等の改正と児童相談所及び家庭裁判所実務のあり方

2011年における民法等の改正に関連して、改正法の解説や運用に関する論考が公刊された。

磯谷論文は、児童虐待問題にかかわってきた弁護士としての経験を踏まえ、改正後における児童相談所の実務対応上のシュミレーションを示すとともに、児童相談所への一般的な調査権限の付与、関係機関の応答義務ないし調査の囑託等の規定化を提案する（磯谷・2012【文献1】）。細矢論文は、児童虐待関連事件の審理期間の短縮、長期化防止を目的に行われた東京家庭裁判所における検討の結果を紹介する。また、親権喪失宣告手続の進め方とともに2011年の民法等改正により新たに設けられた親権停止制度の審理について、医療ネグレクト事件等との関係が検討されている（細矢・2012【文献2】）。

改正法の運用に関連して、児童相談所長及び児童福祉施設長による「監護措置」に関するガイドラインをめぐる特集が組まれた（季刊『児童養護』・2013）。

その他、民法等の改正に応じて、児童虐待対応に関するマニュアル等が改版された（母子愛育会日本子ども家庭総合研究所・2014、日本弁護士連合会子どもの権利委員会・2012）。

② 児童虐待防止制度

児童虐待防止制度のあり方について、ジェンダーの視点から検討するものとして、棚村論文（棚村・2012）は、DVの防止、妊娠・出産・子育て支援の充実などの法整備と社会的支援の拡充の必要性を強調する。小池論文は、児童相談行政の充実が進まない理由を地方自治の観点から分析し、児童相談行政における適正な事務配分のあり方を検討する。今後の児童相談行政の事務配分として、広域連合の活用、一時保護所、児童養護施設の自治体共同設置等を提案する。これまで、児童虐待防止施策として、児童福祉司・児童心理士の増員、児童福祉施設の充実、里親委託の促進等の施策の拡充が主に主張されてきたが、地方自治行政の観点から児童福祉行政機関の配置を検討する必要性を認識させる論文である（小池・2012【文献3】）。

児童虐待防止法制度の位置づけとして、予防の観点から「子育て支援施策」との関係を検討することも重要である。西郷論文は、「要保護・要支援系」の関係者と「健全育成・子育て支援系」関係者の「クレバス」を埋める必要性を強調し、「子ども子育て支援事業計画」を虐待問題に関わる関係者が協働し合える総合的な地域養護プロジェクトとして策定することを提案する（西郷・2014）。

③ 比較法研究

前の期に続き、比較法の観点からの児童虐待防止制度の研究が活発に行われている。児童虐待に限らず家庭における暴力全体を論じるものとして、本澤論文（本澤・2013【文献4】）、金論文がある（金・2014【文献5】）。いずれも、これまでの家族内暴力の総合的な比較法研究の成果である。

個別の外国法研究として、ウタ・マイヤー＝グレーヴェ論文は、ドイツの児童虐待防止制度をもとに、社会的コストの観点から虐待予防施策の充実を主張する（ウタ・マイヤー＝グレーヴェ・2013）。その他、ドイツ法については、性的虐待による未成年被害者の刑事手続における権利を強化するための刑事訴訟法等改正の紹介がある。

スウェーデン法については、高田論文が児童虐待と女性に対する近親者からの暴力に関する社会福祉法制を紹介し、児童虐待に対する刑事的介入と福祉的支援の双方を有機的に構成し、「人権」の視点から制度のあり方を検討する重要性を指摘する（高田・2014【文献6】）。

池谷論文は、家族崩壊の問題として児童虐待を論じ、子どもの権利論的アプローチに疑問を呈し、実の親子関係を重視して、できる限り家族を救うことが本来の虐待防止につながると主張する。ハイリスク・アプローチとポピュレーション・アプローチのそれぞれによる施策の組み立てを検討する上で興味深い論文である。（池谷・2014【文献7】）。

同様に、婚外子、離婚等の家庭の崩壊の問題から児童虐待防止制度を検討する論考として、小島論文がある（小島・2014）。イギリスにおける児童虐待防止法制については、この期、田邊の息の長い研究が引き続き刊行されている（田邊・2013、2014）。

④ 介入的ソーシャルワークの評価

わが国における児童虐待対応は、従来の支援的ソーシャルワークでは対応しきれないケースについては、司法関与を含む強制的介入（介入的ソーシャルワーク）が必要であるとの観点から、接近禁止命令や臨検・搜索制度等の創設により、法的手段が強化されてきた経緯がある。こうした傾向に対して、今期は、児童福祉に関するソーシャルワークのあり方として疑問を提示する優れた論考が著された。

所論文は、児童虐待問題が児童福祉に与えた影響を検討し、「子育て環境の福祉的保障」を実現できる新たな制度枠組みの構築に向けた研究の必要性を主張する（所・2014【文献8】）。同様の視点から、虐待の原因としての養育困難を、個人病理、家族病理の責任に帰すことなく、社会的問題としてとらえるべきであるとし、教育社会学による検討の方向性を示す論文として田中論文がある（田中・2011）。

ソーシャルワークとの関係で、山本論文は、諸外国で裁判所や司法が担っている作業をわが国では

児童相談所が行っていることから、児童福祉の現場には親権をめぐる戸惑いがあり、その点での振り返りと整理の進展が期待される、と述べる（山本・2012）。

その他、水岡論文は、介入的ソーシャルワークにつき、司法審査によらない職権一時保護が子どもの権利条約に違反するとともに、一時保護中の子どもの学習権保障、社会的養護における子どもの人権侵害状況をあげ、児童相談所による介入的ソーシャルワークを厳しく批判する（水岡・2014）。

⑤ 児童虐待への介入と司法関与

介入的ソーシャルワークとの関係では、2016年5月の児童福祉法等改正の際に、児童虐待対応に対する家庭裁判所関与のあり方の検討が付帯決議として示された。これを受けて、厚生労働省では、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が設置され、2017年1月現在、引き続き議論が行われている。

このテーマに関する今期の文献として、久保論文は、わが国ではじめて児童相談所に常勤として配置された弁護士が、弁護士個人及び行政の観点から常勤弁護士配置に伴う課題を指摘する（久保・2012）。

この時期、日本子ども虐待防止学会機関誌で司法関与に関する特集が組まれた（〈特集〉「司法関与と虐待」子どもの虐待とネグレクト・2014【文献9】）。この特集は、「司法の積極的関与を阻んでいる条件・状況を明らかにし、現実に実現可能な対応や変革すべき制度について検討すること」を目的としており（岩城・「特集にあたって」）、以下の論文が掲載されている。

- ・久保健二「虐待対応における課題と困難」
- ・吉田恒雄「子どもの権利条約からみたわが国の子ども虐待防止法制の課題」
- ・山本恒雄「介入型ソーシャルワークと司法関与」
- ・石田文三「司法関与における裁判所の機能」
- ・川崎二三彦「原胤昭に叱られた」

この他、児童虐待問題に関する家庭裁判所の実務を知る上で参考になる文献も刊行された（廣井・2012年、安部・西岡・2013年）。

【参考文献】

安部嘉人・西岡清一郎『子どものための法律と実務 裁判・行政・社会の協働と子どもの未来』（日本加除出版、2013年1月）

池谷和子「アメリカにおける家族の崩壊と『子どもの権利』—児童虐待防止法制度の素材として—」『東洋法学』57巻3号（2014年3月）173-203頁【文献7】

磯谷文明「民法等改正と児童相談所側の実務」『家庭裁判月報』64巻6号（2012年6月）69-134頁【文献1】

ウタ・マイヤー＝グレーヴェ（高橋大輔訳）「ドイツにおける早期支援の費用対効果の分析—モデル調査『子ども時代に向けての良いスタート』に関する研究の成果—」（本澤巳代子、ウタ・マイヤー＝グレーヴェ編『家族のための総合政策Ⅲ—家族と職業の両立—』信山社（2013年10月）203-214頁

金ジャンディ「家庭内暴力の実態と被害者に対する支援状況」『阪大法学』63巻5号（2014年1月）178-204頁【文献5】

久保健二「児童相談所に常勤する弁護士の日常と弁護士業務の有用性」『子どもの虐待とネグレクト』13巻3号（2012

年12月) 340-347頁

小池秀幸「分権型社会における児童相談行政のあり方—児童虐待への対応強化に向けた体制の再構築—」『自治総研』403号(2012年5月) 32-69頁【文献3】

小島伸之「『家族の崩壊』と虐待防止法—日米配偶者暴力・児童虐待統計を素材に—」『東洋法学』57巻3号(2014年3月) 205-229頁

西郷泰之「子ども虐待の『防止』に向けて」『世界の児童と母性』76号(2014年4月) 66-69頁

高田清恵「スウェーデンにおける児童と女性への暴力に対する法制度」『琉大法学』91号(2014年3月) 1-23頁【文献6】

田嶋誠一「児童福祉法改正と施設内虐待の行方：このままでは覆い隠されてしまう危惧をめぐって」『社会的養護とファミリーホーム』5号(2014年8月) 12-24頁

田中理恵「社会問題としての児童虐待—子ども家族への監視・管理の強化—」『教育社会学研究』88集(2011年) 119-138頁

田邊泰美「英国児童虐待防止研究：子ども投資の社会哲学的根拠とその実際(児童貧困対策)」(『園田学園女子大学論文集』47号(2013年1月) 189-207頁

田邊泰美「英国児童虐待防止研究：コンタクトポイント(CPd: ContactPoint database)、共通アセスメントフレームワーク(CAF: Common Assessment Framework)、児童情報管理システム(ICS: Information Children's System)が児童(虐待防止)ソーシャルワークに与える影響について」『園田学園女子大学論文集』48号(2014年) 191-213頁

田邊泰美「英国児童虐待防止研究：子ども投資の社会哲学—ギデンズ、エスピン＝アンデルセンらの社会哲学を中心に」『園田学園女子大学論文集』49号(2015年) 67-86頁

棚村政行「児童虐待防止法制」ジェンダー法学会編『講座—ジェンダーと法—第3巻—暴力からの解放』(日本加除出版、2012年11月) 35-50頁

所貞之「児童虐待問題にみる児童福祉施策の変容と展望」『城西国際大学紀要』22巻3号(2014年3月) 1-16頁【文献8】

日本子ども虐待防止学会「<特集>『司法関与と虐待』」『子どもの虐待とネグレクト』16巻3号(2014年12月) 240-269頁【文献9】

日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル(第5版)』(明石書店、2012年12月)
廣井亮一『司法臨床入門—家裁調査官のアプローチ(第2版)』(日本評論社、2012年9月)

母子愛育会日本子ども家庭総合研究所『子ども虐待対応の手引き—平成25年8月厚生労働省の改正通知』(有斐閣、2014年4月)

細矢郁「児童福祉法28条事件及び親権喪失等事件の合理的な審理の在り方に関する考察」『家庭裁判月報』64巻6号(2012年6月) 1-68頁【文献2】

水岡不二雄「市民の権利と、権力装置化する児童相談所：予防拘禁への道ひらく機能的治安法としての児童虐待防止法」『インパクション』193号(2014年1月) 127-144頁

本澤巳代子「家族関係における暴力・虐待に対する日本の立法と対策の特徴—暴力・虐待防止法制に関する比較法的研究—」本澤巳代子、ウタ・マイヤー＝グレーヴェ編『家族のための総合政策Ⅲ—家族と職業の両立—』(信山社、2013年10月) 185-202頁【文献4】

山本恒雄「親権、子ども虐待、ソーシャルワーク」『月刊福祉』95巻6号(2012年4月) 12-15頁

(吉田恒雄)

(2) 民法分野

① 2011年民法改正関係

今期の民法分野において特筆すべきは、2011年の「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)が2012年4月1日に施行されたことである。同改正法によって、親権法及び未成年後見法は、戦後の民法改正以来となる大幅な改革を経験することになった。具体的には、親権喪失の要件の見直し(民法834条)、親権停止制度の新設(民法834条の2)、管理権喪失の要件の見直し(民法835条)、親権喪失の審判等の請求権者の拡大(特に、子本人による申立ての容認)、未成年後見制度の見直し(法人後見・複数後見人の容認)が行われた。

法改正の実務に対する影響は、2011年改正法の施行前からすでに見られた。例えば、日本学生支援機構は、2011年5月27日に「民法等の一部を改正する法律」が成立したことを受けて、児童養護施設入所中または退所した未成年者で家庭の事情等によって法定代理人の同意を得ることが困難な者について、児童養護施設長の同意及び親権停止制度によって早期に未成年後見人を選任する意思があることを条件として、奨学金の申請を認めた(日本学生支援機構「親権者等の支援が期待できない未成年者(児童養護施設入所者等)への奨学金の貸与について」(2011年5月30日))。また、改正法の施行直後に早くも新制度の利用状況が明らかになった。とりわけ、新設された親権停止制度については、子本人による親権停止の申立てが実際に行われたことが報道され(毎日新聞2012年7月23日東京朝刊)、年長未成年者による親権停止の申立てが認められた裁判例(宮崎家裁審判平成25年3月29日【判例3】)が公表された。未成年後見制度の見直しによって法人後見が可能になったこととの関連では、2012年8月17日に「特定非営利活動法人 岡山未成年後見支援センターえがお」が設立されたことが注目される(読売新聞2012年8月18日朝刊・岡山版、毎日新聞2013年1月11日朝刊・岡山版)。

2011年の「民法等の一部を改正する法律」によって改正された親権制限制度、未成年後見制度に関する解説及び研究は、第6期に引き続き、今期も多数公表されている。2011年改正については、立案担当者の一人(飛澤・2012【文献10】)や裁判官(細矢・2012【文献11】)による、明瞭で要領のよい解説が公表されている。また、新法の紹介にとどまらず、その実務における具体的な運用方法を検討する論考が、児童相談所で法律問題に携わる弁護士実務(磯谷・2012【文献1】)や裁判実務(細矢・2012【文献2】)について著された。他方で、民法研究者の立場からは、今般の法改正の理論的な問題点を鋭く分析する論考(許・2013【文献12】)も公表されている。法律学の学会においても、2012年7月1日の九州法学会において、シンポジウム「児童・高齢者・障害者虐待問題と法—社会保障法学、民事法学、刑事法学から—」が開催され、家族法学の立場から児童虐待の問題が取り上げられた(小池・2013)。

② 外国法研究

今期は、国内外の学会において、親権及び未成年後見制度の比較法的な研究も活発に行われた。これら一連の研究では、各国の親権や未成年制度の問題について総論的な検討が行われる一方で、「児童虐待への対応」や「子の福祉の確保」も重要なテーマとして位置づけられる。

比較法学会第76回総会（2013年6月2日、於：青山学院大学）では、シンポジウム「親権をめぐる比較法的課題—日本の課題と各国の対応—」が開催された（シンポジウムの詳細については、『比較法研究』75号（2013年12月）1-124頁参照）。同シンポジウムでは、「アメリカ」（山口亮子）、「オーストラリア」（小川富之）、「ドイツ」（床谷文雄）、「フランス」（栗林佳代）、「ブラジル」（マルセロ・デアウカンタラ）、「中国」（朱曄）、「韓国」（金亮完）の7カ国の親権（監護権）制度が検討対象とされた。各報告では、児童虐待を中心的なテーマにしてはいないものの、各国法の親権（監護権）制限制度についても紹介された。さらに、本シンポジウムで取り上げられた7カ国に、「イギリス」（田巻帝子）、「ニュージーランド」（梅澤彩）、「シンガポール」（清末愛砂）、「オーストリア」（渡邊泰彦）、「イタリア」（椎名規子）、「スウェーデン」（千葉華月）、「ポーランド」（小森田秋夫）、「台湾」（黄淨愉）、「インド・パキスタン」（伊藤弘子）を加えた研究成果は、床谷文雄=本山敦編『親権法の比較研究』（2014年8月、日本評論社）【文献15】にまとめられている。

第2回新・アジア家族法三国会議（2012年11月24日、於：高麗大学校（韓国））では、「親権と未成年後見」をテーマとして日本・韓国・台湾の研究者による報告がなされた（新・アジア家族法三国会議・2014【文献14】）。韓国においては、近年虐待が疑われる事例は増加傾向にあり、児童虐待が社会問題化している一方で、父母の親権制限が子の養育に対するすべての権限の剥奪を意味するという「硬直性」を韓国法が有すること、被害児童の保護措置が緊急に行われていないという問題があることなどが指摘される。これらの問題を克服するために、韓国では、2014年1月28日に「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」が成立し、同法によって、児童虐待を「重大な犯罪」として認識するとともに、「国家が積極的に介入する」途が開かれたとされる（同法の紹介については、金・2014も参照）。さらに、2014年4月に国会に提出された、親権の一部・一時制限制度を含む親権関係の民法改正案の内容についても紹介される。台湾においても、児童少年虐待事件は年々増加しているが、児童虐待の原因の約6件に1件は親の薬物乱用・アルコール中毒であることが深刻な問題として認識されている。台湾では、2011年にそれまでの「児童及び少年福利法」を「児童及び少年の福利と權益保障法」に変更し、児童及び少年に対してより完全な福祉を提供することによって、その権利をも保障するものとされている。

③ 性的虐待と損害賠償の消滅時効・除斥期間

児童虐待の民事法的な救済手段の一つとして、被害者が当該虐待行為の加害者に対して不法行為に基づく損害賠償を請求することが考えられるが（民法709条：「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」）、虐待行為が行われた時から一定の時間が経過した後に請求をする場合には、消滅時効や除斥期間という期間制限の壁に直面する可能性がある。この期間制限について、民法742条は、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」として、二つの異なる期間を定めている。最高裁判所は、前段の「3年」の期間制限を「消滅時効」として、後段の「20年」

の期間制限を「除斥期間」としてそれぞれ理解するのに対して、近時の学説の多数は、両期間をともに「消滅時効」として理解する。「消滅時効」と「除斥期間」の間には、前者が時効の援用を必要とする（民法145条）のに対して、後者は時効の援用を必要としないこと、前者が時効の中断を認める（民法147条）のに対して、後者は時効の中断を認めないなどの相違がある。今期は、性的虐待被害者の加害者に対する損害賠償請求とその期間制限に関する裁判例や文献が登場したことが注目される。

児童虐待との関連で不法行為に基づく損害賠償の期間制限が問題となる場面として、児童期の性的虐待被害があり、松本克美は、この問題を詳細に分析する（松本・2013【文献17】）。松本の分析によれば、児童期の性的虐待被害には、それが被害者の心身に長期にわたって重大な影響を及ぼす可能性があること、被害者である児童が罪悪感に苛まれたり、被害を正確に理解できないために声を上げることができず、被害が明らかになりにくい特徴がある。さらに、近親者などの児童にとって近しい人物が加害者となっている場合には、児童期に加害者に対して損害賠償を請求することが困難であるという事情もある。それゆえ、児童期に性的虐待の被害を受けた者が損害賠償請求をする時点で、すでに被害時から相当長期の時間が経過していることも、まれではないのである。

他方で、今期の裁判例においては、昭和49年生まれのXが、昭和53年から昭和58年までの間に、叔父Yから複数回にわたって、わいせつ行為及び姦淫行為を受け、外傷後ストレス障害等の精神障害を発症したとして、平成23年にYに対して損害賠償を請求した事件がある【判例5】。釧路地裁判決平成25年4月16日は、本件虐待行為から本件訴訟提起まで20年以上を経過しており、民法724条後段所定の除斥期間を経過していることを理由に、Xの請求を棄却した。これに対して。控訴審である札幌高裁判決平成26年9月25日では、Xの請求のうち本件虐待行為を受けたことによりPTSD、離人症性障害及び摂食障害を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権については、本件訴訟提起時に除斥期間が経過している一方で、うつ病を発症したことによる損害については、うつ病が発症した時である平成18年9月頃が起算点であるとして、本件性的虐待行為によってうつ病を発生させたことを理由とした不法行為に基づく損害賠償として、Yに3039万円余の支払いを命じた。

なお、児童期の性的虐待に関する問題については、法と心理学会第15回大会（2014年10月25日、於：関西学院大学）においても、「ワークショップ 児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理」（報告者：松本克美＝村本邦子＝安田裕子＝金成恩、指定討論：後藤弘子）が開催されるなど（具体的な内容については『法と心理』15巻1号（2015年）84－89頁参照）、注目すべき研究が展開されている。

④ 2011年家事事件手続法の制定と「子の手続代理人」

親権喪失、親権停止及び管理権喪失、未成年後見人の選任、特別養子縁組の成立、児童福祉法28条審判などの事件はいずれも家事審判の対象とされており、これらの事件の手続については、従来、「家事審判法」（昭和22年法律第152号）がこれを規定していた。「家事事件手続法」（平成23年法律第52号）は、従来の「家事審判法」及び「家事審判規則」の内容を引き継ぎつつ、新たな手続法上の制度を導入する新法として2011年に成立し、2013年1月1日に施行された。家事事件手続法に関して、立法担

当者らによる解説（金子・2013【文献16】）やその他の研究が公表される一方で、いくつかの学会においてシンポジウムのテーマとしても取り上げられた。

比較法学会第74回総会（2011年6月4日、於：法政大学）では、ミニ・シンポジウム「子どもの代理人」が開催され（増田ほか・2011及び本山ほか・2012）、大陸法系の法制として「ドイツ法」（佐々木健）、英米法系の法制として「アメリカ法」（山口亮子）と「ニュージーランド法」（梅澤彩）の状況がそれぞれ報告された。さらに、法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会の幹事であった増田勝久弁護士によって、新しい家事事件手続法における「子どもの代理人」制度の概要が紹介されるとともに、実務において望まれる運用と留意事項が検討された。2013年11月には、日本家族＜社会と法＞学会第30回学術大会（於：愛媛大学）において、「シンポジウム 家事事件手続法の1年」が開催された。同シンポジウムでは、「家事事件手続法の制定の背景と意義」（金子修）、「家事事件手続法の特質と今後の課題」（山田文）、「裁判所から見た家事事件手続法の実務と課題」（今村和彦）、「当事者からみた家事事件手続法の実務と課題」（打越さく良）、「家事事件手続法の実務における子の地位・意向」（及川裕康）が報告された（報告の内容については、『家族＜社会と法＞』30号（2014年7月）を参照）。

新法において注目されるのは、家事事件において家庭裁判所が子の意思の把握に努め、審判に際して子の意思を尊重しなければならないことが明文化（家事事件手続法65条）されたこと、子の意見表明を確保する手段として、「子の手続代理人」制度（家事事件手続法23条）が導入されたことである。未成年者などの手続行為について能力の制限を受けた者が自ら手続行為をすることができる場合（家事事件手続法118条及び同条を準用する規定、252条1項）であって、その者が手続行為をしようとする場合には、裁判長は、申立てによるまたは職権で、弁護士を手続代理人に選任することができる。具体的に、子の監護に関する処分の審判における「子」（家事事件手続法165条2項）、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件における「子及びその父母」（家事事件手続法168条3号）、児童福祉法28条審判事件における「児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人及び児童」（家事事件手続法235条）などには、未成年者であっても意思能力があれば手続行為能力が認められており、これらの手続に未成年者が利害関係参加をするに際して手続代理人が選任されることなどが考えられる。手続代理人制度をめぐっては、立法時の議論においても、その権限や位置づけ、家庭裁判所調査官との関係などが問題とされていたが、今後の実務においてどの程度定着していくのかが注目されるだろう。

【参考文献】

磯谷文明「民法等改正と児童相談所側の実務」『家裁月報』64巻6号（2012年6月）69-134頁【文献1】

金子修編著『逐条解説・家事事件手続法』（商事法務、2013年10月）【文献16】

金亮完「韓国における児童虐待防止のための最近の立法—親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定—（1）」『戸籍時報』716号（2014年9月）12-17頁

金亮完「韓国における児童虐待防止のための最近の立法—親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定—（2・完）」『戸籍時報』717号（2014年10月）6-15頁

許末恵「児童虐待防止のための民法等の改正についての一考察」『法曹時報』65巻2号（2013年2月）1-38頁【文

献12】

小池泰「児童虐待—家族法学から」『九州法学会会報2012年』（2013年1月）66—69頁

新・アジア家族法三国会議編『親権と未成年後見』（日本加除出版、2014年9月）【文献14】

「シンポジウム 家事事件手続法の1年」『家族＜社会と法＞』30号（2014年7月）20—108頁

「シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題—日本の課題と各国の対応—」『比較法研究』75号（2013年12月）1—124頁

床谷文雄=本山敦編『親権法の比較研究』（日本評論社、2014年8月）【文献15】

飛澤知行「児童虐待防止のための親権制度の見直しについて—平成23年民法等一部改正—」『戸籍時報』689号（特別増刊号）（2012年10月）1—97頁【文献10】

日本学生支援機構「親権者等の支援が期待できない未成年者（児童養護施設入所者等）への奨学金の貸与について」（日本学生支援機構HP：http://www.jasso.go.jp/about/information/press/1196676_3557.html）（最終確認：2017年1月28日）

細矢郁「民法等の一部を改正する法律の概要」『ケース研究』311号（2012年5月）74—91頁【文献11】

細矢郁「児童福祉法28条事件及び親権喪失等事件の合理的な審理の在り方に関する考察」『家裁月報』64巻6号（2012年6月）1—67頁【文献2】

増田勝久ほか「特集 家事事件手続法と子どもの代理人」『戸籍時報』676号（2011年11月）2—27頁

松本克美「児童期の性的虐待に起因するPTSD等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」『立命館法学』349号（2013年）1—43頁【文献17】

本山敦ほか「ミニ・シンポジウム『子どもの代理人』」『比較法研究』73号（2012年3月）124—164頁

（阿部純一）

（3）刑事法分野

① 性犯罪規定の見直しに伴う“性的虐待罪”の新設などの方向性

子どもに対する性的虐待を個別に処罰するための規定の新設などがたびたび議論されるようになった。いわゆる“性的虐待罪”という独立した犯罪類型として規定を創設することの意義に関しては、以前から積極的な主張があった。もっとも、今回の議論には、性犯罪規定の全体の見直しを視野に入れた研究の一環であるという特色がある。

第7期において公表されたものとしては、大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』（2014年）（【文献18】：以下では、①において「本書」と略する）がある。本書では、日本の刑事立法や刑事司法における性差別が性暴力の克服を困難なものとしているという問題意識をもとに、その問題を具体的に明らかにするとともに、比較法の視点から諸外国の法制度を紹介して、そのうえで、立法・運用のあるべき姿を提言している（なお、共著者らによる「ワークショップ：性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題」『刑法雑誌』54巻1号（2014年8月）1頁以下も参照）。児童虐待に関連する提言としては、児童福祉法における児童淫行罪や青少年保護育成条例における淫行処罰規定といった「特別法の……諸規定を整理し、刑法又は1つの特別法に組み込んだ立法を行うこと」や、強姦罪その他を親告罪とする規定の廃止に加え、司法面接の際に録音・録画された供述を有罪の証拠とできるようにする「陳述録画制度」の導入が挙げられている（本書〔雪田樹里・斉藤豊治〕）。

また、本書とは別に、性犯罪規定の全体の見直しを視野に入れた研究は、第8期も含めた時期に相次いで公表されている（女性犯罪研究会編『性犯罪・被害－性犯罪規定の見直しに向けて－』（2014年）や、「特集 性犯罪規定の比較法的研究」『刑事法ジャーナル』45号（2015年8月）4－120頁など）。

性犯罪規定の全体の見直しを視野に入れた研究は、立法化に向けた国の動きと軌を一にしている。すでに、2004年の刑法等の改正に際して、「性的自由の侵害に関する罰則の在り方についてさらに検討する」という付帯決議が盛り込まれていた。その後、内閣府による「第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日決定）」において、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など、性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」とされていた。2014年10月には、「性犯罪の罰則に関する検討会」において、法務省による従前の検討を基に「性犯罪の罰則の在り方」について専門家による検討がなされた。そして、この検討を踏まえ、法務大臣の諮問を受けた法制審議会は、刑事法（性犯罪関係）部会における調査・審議を経て、2016年9月に、要綱（骨子）修正案を採択して法務大臣に答申しており、その答申には、主として児童虐待と関連するものを拾い上げれば、「第3 監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設」と、「第4 強姦の罪等の非親告罪化」が盛り込まれた。なお、その後、要綱（骨子）修正案をもとに作成された「刑法の一部を改正する法律案」が第193回通常国会に提出され、一部修正を経て2017年6月16日に可決・成立している。

こうした各種の研究や国の動きの背景には、女性に対する暴力に関連した立法その他の見直しを日本政府が国連の機関から再三にわたって求められていたという事情がある。2008年には自由人権規約委員会から、また、2009年と2013年には女性差別撤廃委員会から、見直しの勧告を受けていた（本書〔雪田〕、女性犯罪研究会編・2014〔岩井〕）。これと平行して、国連は、事務局長の主導により、女性の地位向上に向けた取り組みの一環として、女性に対する暴力（VAW）を廃絶するためのキャンペーンを2008年に開始していた。このキャンペーンでは、「2015年までに、すべての国連加盟国が、国際人権基準に沿ってVAWを処罰するための国内法を整備する」という目標が掲げられた。そして、国連女性の地位向上部（当時）は、2015年までの国内法整備という前述の目標を受けて、『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』（2009年）を作成した。このハンドブックは、立法モデルの枠組みを提示したものと理解されている（本書〔雪田〕）。このように、国際社会において性犯罪規定の見直しが喫緊の課題となっていたため、日本政府も相応の対応を迫られてきた。

以上の経緯・背景からうかがえるとおり、“性的虐待罪”の新設をめぐる今回の議論は、性犯罪規定の全体の見直しを視野に入れた研究の高まりにおいて、その周縁に位置づけられるものである。また、こうした研究の問題意識も、主としてジェンダーやフェミニズムの観点から出発しているものであって、児童虐待に固有の問題意識に立脚した研究ではない。もっとも、「親密圏における優位者による性的加害を処罰する立法」の意義（本書〔齊藤〕）や「性的弱者の保護」の要請（女性犯罪研究会編・2014〔岩井〕）といった視点も議論に組み込まれていることには、注目を要する。

② 刑事的対応の在り方をめぐる議論の展開

児童虐待の事案に対応するために従来のものとは異なる犯罪類型を設けるべきなのか否かというテーマについては、児童虐待の研究に携わる立場から積極的な見解がたびたび唱えられてきた。すなわち、①に挙げた“性的虐待罪”の新設に関連する研究とは別に、規範意識の向上や刑罰による予防の効果を実現するための新たな犯罪類型の新設が必要であるといった主張や、「ケア受講命令」などの非刑罰的措置が有効なものと主張されてきた。また、児童虐待の事案を刑事事件として扱えば、事案の解明や親子の分離につながる処分が強制力を伴って発動できるようになるため、捜査機関による介入は必要・有用であるものと主張されてきた（これらの主張を概観したものとして、岩井・2014）。

これに対して、刑事的対応と呼ばれる一連の方策を積極的に推し進めることに慎重な見解が示されることは、これまであまりなかった。しかしながら、第7期において、控え目な態度ないし慎重さをもって問題に取り組む立場の論考が示されたことは、注目に値する。その際に出発点とされるのは、刑法の謙抑性や罪刑法定主義といった刑事法の基本原則である。すなわち、刑法の謙抑性などの観点から、児童虐待に関して新たな罰則規定の新設を主張するときは、その実質的な意義・理由が明らかにされなければならないということや、福祉による対応の在り方から検討すべきということを強調する（丸山・2014【文献19】）。また、罪刑法定主義の観点から、適用される条文の拡張や重刑化の方向を問題視するのとともに、捜査機関介入のデメリット（親子のケアと家族の再統合に対するマイナスの効果）の大きさを懸念する（岡田・2013【文献20】）。

児童虐待の研究に携わって問題の深刻さに直面する立場にあれば、刑事司法の役割を問い直さないわけにはいかないはずである。もっとも、上述の論考においては、児童虐待の問題領域であれ、法の制定や運用による刑罰権の拡張について議論するとき、その意義を細分化・具体化して把握することの必要性や、刑罰権の拡張によるデメリットも十分に考慮したうえで論じることの重要性に立ち返らなければならないという注意喚起がなされているものと理解できる。

【参考文献】

岩井宜子『刑事政策（第6版）』（尚学社、2014年）

内山絢子「子どもの性的被害と法規制」『被害者学研究』23号（2013年3月）71-84頁

大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』（信山社、2014年3月）【文献18】

岡田行雄「子ども虐待への刑事法的介入」『熊本法学』129号（2013年）120-84頁【文献20】

後藤啓二「子ども虐待の現状と警察に求められる対応：現行法下でできること、今後の法整備すべきこと（第1回～第4回）」『捜査研究』61巻7号（2012年7月）2-16頁、同61巻8号（2012年8月）75-86頁、同61巻9号（2012年9月）95-109頁、同61巻10号（2012年10月）99-110頁

三枝有「児童虐待への刑事法的介入と理論的背景」『法政論叢』48巻2号（2012年）45-57頁

女性犯罪研究会編『性犯罪・被害-性犯罪規定の見直しに向けて-』（尚学社、2014年6月）

保条成宏「子どもの医療ネグレクトと一時保護による対応：刑法・民法・児童福祉法の協働による『総合的医事法』の観点に立脚して（石川一三夫・平川宗信教授退職記念号）」『中京法学』49巻3号=4号（2015年11月）223-310頁

丸山雅夫「児童虐待への刑事的対応」『南山法学』38巻1号（2014年）1-26頁【文献19】
「特集 性犯罪規定の比較法的研究」『刑事法ジャーナル』45号（2015年8月）4-120頁
「ワークショップ：性犯罪の種類と処罰をめぐる諸問題」『刑法雑誌』54巻1号（2014年8月）1頁以下

（岩下雅充）

（4）憲法・行政法分野

児童虐待に係る児童福祉法等の仕組みを素材として、行政法一般理論の観点から広く問題を捉えようとする論考が現れている。

【文献21】は、いわゆる悪魔ちゃん事件を素材として戸籍法上の諸問題を考察する過程で、児童虐待に関する児童福祉法28条審判と取消（行政）訴訟の関係と対比しつつ、裁判を受ける権利の観点から検討を試みる。【文献22】は行政過程における司法関与と行政訴訟との関係につき、児童福祉法28条審判と行政訴訟、児童虐待防止法9条の3の臨検搜索と差止訴訟の排除、児童福祉法33条の一時保護といった論点ごとに、適正手続保障と裁判を受ける権利の両面からの考察の必要を説く。

これに対し、【文献23】は、行政調査論の観点から、児童虐待防止法9条の3の臨検搜索につき合衆国憲法修正4条に関する議論を手掛かりに検討する。

これら行政法学の問題意識からの研究によって、児童虐待問題の枠を超えた広い視野からの考察の重要性が明確になりつつあるように思われる。

【参考文献】

横田光平「行政法学からみた『悪魔ちゃん』事件—戸籍法と「法律による行政の原理」・適正手続の保障・裁判を受ける権利」『自治研究』88巻10号（2012年10月）57-80頁【文献21】

横田光平「行政過程における司法と行政訴訟—家事審判・臨検搜索・一時保護—」磯野弥生ほか編『現代行政相談の到達点と展望—宮崎良夫先生古稀記念論文集』（日本評論社、2014年2月）95-113頁【文献22】

中山代志子「行政調査における令状主義の適用範囲—刑事法および米国憲法修正4条からみた行政手続に関する一考察—」『早稲田大学大学院法研論集』第148号（2013年）123-151頁、第149号（2014年）225-251頁【文献23】

（横田光平）

（5）児童福祉分野

この期は、2011年7月に公表された「社会的養護の課題と将来像」（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）をいかに社会的養護の現場で具体化するかが、課題になった時期である。自ずと具体的な方法論に関する論考が多くみられる。これらは、必ずしも法制度への直接的な提言を含んでいるわけではないが、児童福祉領域においては、これまでも実践が先に施行されて実績を積むなかで、その制度化が進められる例が一般的であり、今後の法制化への予兆として見逃せない。

また、前の期にあたる2011年7月に公表された「平成22年度国民生活基礎調査の概況」（厚生労働省）により「子どもの貧困率」（17歳以下）が15.7%であることの課題認識が児童虐待についても児童虐

待が貧困を背景に発生しやすいという指摘と相俟って、貧困が子育て家庭の困難への対応力を弱める面があることの危機認識を強めることとなった。こうした一般社会の問題関心の高まりのなかで、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が成立し、続く「子供の貧困対策に関する大綱」（2014年8月29日閣議決定）への足掛かりを得た。こうしたなかでの、どの家庭に生まれたかによって子どもの将来が阻まれることはおかしいという共通認識と、親世代の負荷を連鎖させてはなるまいという危機意識がこの期の児童福祉領域の機運となっている。子ども・子育て新制度の基本指針の一つとして「障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す」と掲げられていることから、子どもや子育て家庭の貧困対策と児童虐待防止を、社会は密に関連させて捉えているとみられる。

① 社会的養護におけるケア形態の小規模化

前の期にあたる2011年7月に出された「社会的養護の課題と将来像」（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）が、「虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えて」いるという認識にたち、そのために今日の社会的養護のあり方自体が「かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であった」ところから変化し、しかしながら「その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている」現状にあることを課題視していたことが一つの起点となって、社会的養護の施策は今期に大きな動きを見せている。

2012年11月には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第3号）が発出された。現実的に、8人以下の小規模グループケア、定員6名の地域小規模児童養護施設を実現させるためには職員の人員配置が必須であるが、児童養護施設や乳児院で小規模グループケアにする場合の職員配置例として、被虐待児受入加算等の活用が示唆されている。その背景には、前述の「社会的養護の課題と将来像」の「はじめに」で社会的養護の対象の変化として指摘されるように、「虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化した」児童福祉法制定当初には想定されていなかった新たな対象に、現行法制の範囲でどう向き合うかの苦慮が見て取れる。対象児童一人に月額26,100円が加算される被虐待児受入加算が、小規模ケアを実現させる職員の雇用に結びつくのは、被虐待児童がまとまった人数存在することを示している。「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護の児童数がこの10年間で1割増加していることが指摘され、また、「子ども・子育てビジョン」（2010年1月閣議決定）において、被虐待児童の相談の増加等を背景として2008年度から2014年度までに社会的養護の児童数が1割増になることが見込まれている。

② 児童相談所一時保護所の活用

児童保護所による一時保護の件数の増加と共に、保護者の意向に必ずしも添わないなかであっても実行される一時保護のあり様と児童相談所が目指すソーシャルワークの本質との折り合い等、一時保護の内容に光があたり、そのあり様をめぐる議論が活発になっている。（「(6)教育分野」の項でも「②学校と一時保護」として、一時保護所に関する研究動向を取り上げている。参照されたい。）

そうした関心が一時保護に寄せられるなかで、一時保護の対応改善を目指した動きも看過できない。2012年4月に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護所における専門職員等の配置について」（平成24年4月5日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第28号）が発出された。これは、一時保護所が「虐待を受けた子どもなどの適切な対応を図るため」に2001年度より心理職員等の専門職員の配置を行っていることを踏まえて、専任の心理療法担当職員に加えて、1日平均11人以上の利用児童を有する一時保護所に個別対応職員を配置することとした。個別対応職員を置く趣旨は、「虐待、非行等種々の問題のある子どもが多数入所する」という認識に基づき、個別指導の対象は「虐待を受けた子ども」である。「虐待を受けている子どもは、保護者と適切な親子関係が形成されていないことから基本的な人間関係、特に、信頼関係の構築が必要である」とされ、個別対応職員は「生活指導、学習指導、レクリエーション等のあらゆる場面」で「援助指針に沿って個別指導を行う」ことが想定されている。実務経験が5年以上の児童指導員で、虐待を受けた子どもの援助に知識と経験を有する者であることが望ましいとされている。

児童福祉行政の一時保護への着目と連動して、一時保護所に関する研究についても顕著な成果がみられる。和田一郎らは、一時保護所の実態調査を行った（和田ら・2013【文献24】）が、その結果、全国の一時保護所の実態が相当に幅広いこと、入所児童の児童相談所取扱い歴・一時保護歴・施設措置歴等からは対応に長期間を要する深刻な事例が多いことが明らかになり、一時保護所の課題が提示された。

上記の研究チームの一員であった安部計彦は、さらに、自身が主任研究者を務めた（財）こども未来財団の委託研究「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究」（平成22年度こども未来財団研究委託、主任研究員：安部計彦）で得られたデータを再分析し、「ネグレクト事例の保護の判断基準」（安部・2013【文献25】）をまとめ、ネグレクト事例を扱う市町村からの児童相談所の一時保護の基準が明確でないという訴えに応えようとした。この研究は今後も継続的に検討を重ねられる段階ではあるが、いずれ児童相談所実務における基準作成に繋がる可能性を秘めている。

③ 居所不明児童問題

登校・登園が常ならない児童は児童虐待の被害にあっている可能性があるから注意すべきであるという認識が、ようやく一般的になってきた。不登校である児童について、児童の在籍校・在籍園等の家庭訪問等による状況確認ができないことから、居所が不明になっている児童についての問題関心が、全国的な広がりを見せる萌芽がこの時期に確認できる。次の時期に大々的に報道され、国、各自治体

で対策を講ずるように問題が展開するための、有意な動きであるといえる。

文部科学省「学校基本調査」によれば、「学齢児童生徒の居所が一年以上不明であるときは、住民票が削除されるまでの間、その旨を異動事項欄に記入し、学齢簿の編成上、就学義務の猶予または免除のあった者と同様に別に簿冊を編成すること」（一学齢簿の取扱について（4）「学齢簿および指導要録の取扱について」昭和32年2月25日文部省初等中等教育局長通達文初財第83号）にあたる児童生徒は、2010年までにも、300人台は確認されていた。その限りでは、従来から継続した問題であったはずである。しかしながら、その数が激増したのが2011年で1191人、翌2012年が976人である。このことを異常と捉え、2013年3月に文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について」（平成25年3月1日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知24初初企第68号）が発出された。従来からの文部科学省の居所不明児童に対する姿勢は、「就学の機会を保障する観点」からの課題意識にあったが、この通知では、「配偶者からの暴力の被害者の子ども等を受け入れた場合の配慮」の必要を挙げる（この場合「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」（平成21年7月13日文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知21生参学第7号）の趣旨とつなげて捉えるよう指示されているが、こちらの通知にも、配偶者の暴力の背後に危惧される児童の虐待被害についての言及はない）のみならず、加えて「児童福祉関係機関等の連携」「要保護児童対策地域協議会への参加等」の項目で、「児童生徒が居所不明となる場合には、児童福祉関係機関による要保護児童の保護（虐待のおそれのある子どもの安全確認など）等の対応が必要となる事案も想定され得る」として、児童虐待の観点からの危機意識を明示している。

横浜市が、2013年4月に市内で発生した6歳女兒の児童虐待による死亡事件が住民票を移さないまま居所を転々としたいわゆる「居所不明児童」の事件であったことから、2014年4月からその対策として顕著な取り組みを開始し、その実績をもって国に対策強化を求める動きを起こしていく予兆が、ここで見て取れる（事件の詳細については41-42頁参照）。

④ 新たな課題意識

児童虐待に関する社会的な認知の広がりにより、従来のような直接的な児童虐待研究とは異なる視点から、児童虐待に関わる研究課題が見いだされるようになってきたのも今期にみられる特徴の一つである。

その一つに、児童虐待を判別するソフト開発に関する研究がある。独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター傷害予防工学研究チーム（山中龍宏チーム長）では、2008年10月から2013年3月のプロジェクトとして「虐待などの意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術」研究開発に取組み、その成果を発表した（山中・2013）。虐待による身体的傷害の多くが、不慮の傷害と類似した様相を呈することから判別が困難であるうえに、科学的な判断基準が存在しないことが意図的な傷害の発見と対策を阻害する原因となっているとして、その診断支援ツールの開発に取り組んだものである。具体的には、家庭内における小児（ゼロ歳児を除く1歳～19歳）の死亡

原因の第1位が「不慮の事故」であることをうけ、その要因を科学的なデータ蓄積によって検討した結果、「子どもの事故では、けがをする部位や度合いに、傾向があることが分かってき」、そのことから「つまりそこからはずれた場合は、事故ではなく、虐待である可能性がある」という論にたつて、事故のデータに照らしてそのけがの「事故による傷害の可能性」を判別するソフトが開発された（北村・2012）。このようなソフトが介在することで、虐待か事故かの判断を担当者に任せず、「コンピュータでこういう結果が出たので、どんな事故なのか、ちょっと調べてみましょうね」と、気軽に介入できるように」なることも期待されている。つまり、コンピュータソフトの研究でありながら、児童虐待への介入という一貫したテーマに対する新たな方法論の提起でもある。

また、臓器の移植に関する法律の改正によって「附則（平成21年7月17日法律第83号）（検討）5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」が規定された。このことにより、日本小児科学会では「脳死判定医を小児科医の中から出していくことに向けたセミナーをおこな」うなど、準備に向かっている（「座長あいさつ」水口雅：2015年5月に開催された第53回日本小児神経学会では、日本小児科学会との共催教育セミナーとして、シンポジウム「小児の法的脳死判定の実際」が開催された）が、一方で、脳死判定のみならず、被虐待児除外の方法も模索されている。そのなかで、小児科医師である山田不二子により、脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアルの提起がなされた（山田・2012）。山田は、マニュアル作成課程で得た課題として、脳死または心肺停止になってからその症例が被虐待事例に該当するかどうかを判定する方式で考えられているために移植医療にいかされにくい面があることを、指摘している（山田・2012）。また、附則の文言が「児童が虐待を受けて死亡した」という表現ではなく「虐待を受けた児童が死亡した場合」となっていることから、虐待を原因として脳死にいたった場合のみならず被虐待児が原疾患を問わずに脳死になった場合に移植対象から除外しなければならない規定であると理解され、公的権限をもたない医療機関としては児童福祉・警察・検察・教育等の公的機関との制度化された連携なくしては果たしかねると、児童虐待防止の観点に立った場合のこの規定に含まれる課題を明らかにしている（山田・2012）。

⑤ 子育て支援施策との関係

子ども・子育て支援制度の全面実施を2017年度からに控えたこの時期は、子ども・子育て支援法の成立と共に、この新制度への模索と旧制度の側から示される不安が拮抗している。

そのように子どもを軸とした子育て支援の新たな構想がまだ実体化されていない一方で、保護者の精神的問題を背景にした児童虐待に関して、精神科領域における専門的な子育て支援の必要が指摘されるようになってきた。子育て家族のニーズに合わせた専門領域に特化した個別性の高い子育て支援施策の体系的な模索例として有意である。

非定型抗精神病薬の開発等を背景として、精神疾患を抱える患者のQOLが向上し、結婚が検討できる場合が少なくなってきた状況を踏まえ、そこで育児希望があった場合に、特に女性に精神疾患がある場合、「妊娠前に夫婦同席のもと、服薬のリスクと必要性はもとより、妊娠期間中や出産時にどのような症状の変化や悪化が考えられるか、育児ストレスへの対処はできているかなどの考えを共有しておくことが望ましい」ことが挙げられ、「精神障害者自身が守られなければ、そこに育つ子どもを守ることはできない。精神科医は、受け持っている患者に子どもがいる場合、その育児についてもっと注意を向ける必要があると考えている。」と指摘されている（笠原・2013）。

子どもが誕生する前からの切れ目のない子育て支援の取り組みにおいて、妊娠時の虐待リスク因子把握が進められている。東京都では要保護児童対策地域協議会が、出生前のリスクに対応するようになったという（中井・2014）。ほかに保健医療領域での取り組みが各地にみられるが、先駆的な例として岩手県周産期医療ネットワーク「いーはとーぶ」がある。もともとは、広域で交通の利便性が良くないうえに分娩取り扱い施設が限られている岩手県の周産期医療の効率的運用のために考えられた「妊娠から出産までの」地域連携型周産期電子カルテであるが、2014年現在で登録率は分娩施設100%、市町村72.7%と順調であることをふまえて、今後、虐待予防のための妊産褥婦育児支援体制の構築につなげていく方針だという（善積ほか・2014）。地域的な特性もあり、岩手県内ではこうした情報活用ツールを、「妊娠から出産まで」と限定された期間を子どもの幼児期に延長することにも、子育て支援全般に目的を拡大することにも寛容である可能性がある。岩手県の成功例を踏まえて全国に同様の試みが広がり、いずれは、情報の互換利用が進む可能性も否定できない。児童虐待防止という絶対的な正義の前ではあっても、個人情報の保護と情報活用の規制という課題は重い。

【参考文献】

- 安部計彦「ネグレクト事例の保護の判断基準」『西南学院大学人間科学論集』8巻2号（2013年2月）109-133頁【文献25】
- 笠原麻里「子ども虐待の背景にある親の精神的問題について考える—虐待死亡事例の検証報告から—」『精神科』22巻5号（2013年）558-562頁
- 北村光司「虐待判別支援ソフト 子どもの事故データを利用した虐待対策への新たな可能性」『地域保健』2012年7月号（2012年7月）42-43頁
- 中井章人「妊娠中からの対応 地域で取り組む虐待への対応—東京都—」『周産期医学』44巻1号（2014年1月）43-56頁
- 山田不二子「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアルの使い方と課題」『子どもの虐待とネグレクト』14巻2号（2012年10月）203-216頁
- 山中龍宏『「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域「虐待などの意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術」研究開発実施終了報告書（概要版）』（1. 研究開発プロジェクト「犯罪からの子どもの安全 虐待などの意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術」研究代表者：山中 龍宏、研究開発期間：平成20年10月～平成25年3月）（2013：ただし記載はなく研究開発期間とその後の啓発活動の様子から推測）
- 善積ほか「妊娠中からの対応 地域で取り組む虐待への対応—虐待予防のための妊産褥婦メンタルヘルス岩手型の医療・保健・福祉の連携を目指して—」『周産期医学』44巻1号（2014年1月）35-41頁
- 和田一郎ら「チーム研究3. 「一時保護所における支援の充実 —一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査—」[50-

⑥ 社会的養護の改革（第6期～第7期にかけて）

第6期から第7期における児童福祉対策での大きな動きは、2011年7月に公表された「社会的養護の課題と将来像」（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）の具体的な整備である。また、それに伴い、児童福祉分野の研究も通知等で整備された新しい社会的養護の流れに対する現場の状況及び課題を取り扱う論考が多数みられた。

児童福祉研究動向の中で取り上げたい論文は、柏女霊峰「社会的養護の動向と心理職の役割」である（柏女・2013【文献33】）。柏女は、社会的養護改革の全体像について、その新制度とそれに伴う動向について非常に簡潔にまとめ、それに合わせた心理職の役割について述べている。「新制度について、その目的の一つであった全世代型社会保障の実現、これに、待機児童対策、幼保一体化、幼児期の教育の振興の三つの視点が加わることで、社会的養護もその一環として消費税財源（消費税8%－2014年4月以降）が充当され、大きな改革を迎え、特に、消費税財源投入後に新しい社会的養護の姿となること」（柏女・2013：40頁）を示している。

また、柏女は、「報告書策定に先立ち、今すぐできることは実現するという観点から、2011年度から2012年度にかけて『里親委託優先の原則』を掲げた里親委託ガイドライン通知の発出等、家庭養護、小規模グループケア、ファミリーホームの充実策が順次実施され、そして、社会的養護関係児童福祉施設長の資格基準の創設、研修の義務付けを実施すること。さらに、里親・ファミリーホームや児童養護施設等の社会的養護施設それぞれの運営指針を発出し、自己評価（毎年）、第三者評価受審（3年に1回）の義務付けを図る」（柏女・2013：43頁）など、日本の社会的養護が社会にひらく改革を実施したことを指摘する。

i) 社会的養護についての運営指針等の整備

a) 社会的養護に関する児童福祉施設の運営指針の発行

第6期の終わりに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム 養育指針について」（平成24年3月29日 雇児発0329第1号）が発出された。以下は、発出された児童福祉施設等の運営指針の一覧になる。

1. 児童養護施設運営指針（平成24年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
2. 乳児院運営指針（平成24年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
3. 児童自立支援施設運営指針（平成24年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
4. 情緒障害児短期治療施設運営指針（平成24年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
5. 母子生活支援施設（平成24年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
6. 里親及びファミリーホーム養育指針（平成24年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

通知)

そして、自立援助ホームに関しては、次の期（第8期）における通知の発出となった。

自立援助ホーム（平成27年4月17日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

b) 第三者評価に関する通知

「社会的養護の課題と将来像（2011年7月）」に基づき、社会的養護の施設については、その運営の質の向上を図るために、施設種別ごとの運営指針を定め、それとともに2014年度から第三者評価及び自己評価の実施を義務づけた。以下は通知に関する詳細である。

「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成24年3月29日雇児発0329第2号、社援発0329第6号）の通知には、「第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう）については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした」と記されている。

また、上記の通知に関連する「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」（平成24年3月29日雇児福発0329第1号、社援基発0329第1号）の通知には、以下の記載がある。

社会福祉施設等の第三者評価については、平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」により実施しているところであるが、今般、平成24年度より、社会的養護の施設については、第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられたことから、平成24年3月29日付け雇児発0329第2号、社援発0329第6号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」が通知されたところである。

このように、社会的養護の改革では、第三者評価の受審、その結果の公表、自己評価の実施が義務付けられており、社会に開かれた社会的養護を支えるさまざまな仕組みを整備し始めたことが分かる。また、次の期（第8期）になると実施状況の確認や評価結果のばらつき、評価実施の件数の少なさ等を踏まえ、その改善のための「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成26年4月1日雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号）が発出される。

c) 施設長の資格

「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第110号）が2011年9月1日に公布されるとともに、「児童福祉施設最低基準第二十二條の二等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会」（平成23年厚生労働省告示第311号）及び「児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」（平成23年厚生労働省告示第310号）が公布される。通知には、施設長に係る資格要件の明確化及び研修の義務化が明記されており、これらから、第6期から第7期にかけて、社会的養護の変革が徐々に

実現されていったことが理解できる。

ii) 社会的養護関係施設のハンドブックの発行（運営指針の定着）

社会的養護に関する児童福祉施設の運営指針に関する通知の発出から2年の時を経て、厚生労働省、社会的養護関係施設5種別協議会並びに各ハンドブック編集委員会により、社会的養護関係施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）の『運営ハンドブック』が2014年3月に発刊された。それぞれのハンドブックは、運営指針の内容を掘り下げるとともに、事例や詳細な解説等を通じて、施設運営をできる限り可視化できるよう努めている。

また、2013年3月には、全国里親委託等推進委員会の編集によって『里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック』が発刊されており、家庭養護の拡充に向けて、活発な動きがみられる。

「里親委託ガイドラインについて」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0330第9号 平成23年3月30日）【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第3号【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第3号が発行され、ガイドラインには、「保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である」と記載されている。

前述の柏女の論文においても、社会的養護の新しい流れでは、「施設養護9割を家庭（的）養護（里親・ファミリーホーム委託を社会的養護の3割以上にすること、施設の小規模化、ユニット等）のほか自立支援の推進が提言されている。特に、施設養護の割合を全体の3分の2（現在は9割）に削減し、その半数を地域小規模児童養護施設等のグループホーム、残りの半分をユニット化された本体施設とする構想」であることを紹介しており、1994年の児童の権利に関する条約の批准後、国連が勧告していた日本の社会的養護に関する体制の見直しは、2011年以降、具体的に実行されていく。

iii) 社会的養護における小規模グループケアの定着

第7期に入り、小規模グループケア（子どもの生活単位の小規模化）形態の量的拡大が進み、それに伴い、子どもへのきめ細かいケアの質の確保が求められた。それを支えるマンパワーについて、人員配置の増加が活発になった。ここでは、小規模グループケアに関する研究動向について確認する。

a) ファミリーホームに関する研究動向

前述した厚生労働省の「社会的養護の課題と将来像」においては、「日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年かけて、(a) 概ね3分の1が、里親やファミリーホーム (b) 概ね3分の1が、グループホーム (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく」とし、2015年度から2029年度までの期間に実施することとしている。それに合わせて、ファミリーホームについて

の実態調査も厚生労働省により実施され、『平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果』（ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ 2014（平成26）年3月発行）が発刊された。本調査は、「ファミリーホームの現状の人員形態、委託されている児童の状況、設置の経緯および課題について調査を実施し、今後のファミリーホームの設置・運営を推進していくための基礎資料を収集すること」を目的に実施されている。調査対象は、全国に所在するファミリーホーム206件。調査期間は、2013年11月から12月。有効回収数は、172件（有効回収率83.5%）。設置主体の種別をみると、「個人」が85.5%、「法人（社会福祉法人）」4.1%、「法人（NPO）」、「法人（その他）」がそれぞれ5.2%という結果であった。委託されている児童の構成をみると、「被虐待」49.1%、「障がい」10.0%、「非行」3.9%、「発達の遅れ」14.2%、「その他」39.5%であった。「その他」の具体的な記入内容をみると、「実親が養育困難」、「ネグレクト」、「保護者死亡」、「委託児童が発達障害を有している」等となっていた。

児童の構成をみると「被虐待」の割合が約5割を占めており、ファミリーホームも施設の児童の構成と同様に、被虐待児の割合が高くなりつつあることが分かった。

次の期（第8期）になるが、『平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書』（2016（平成28）年3月 みずほ情報総研株式会社）が刊行されている。本調査研究は、「ファミリーホームにおける養育補助者の位置づけや役割・機能等に関する論点に着目し、全国のファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけ等の実態を把握すること」を目的としており、「また、ファミリーホームにおける子どもの養育の継続性の観点から、養育補助者としての経験を養育経験として認めることや、補助者が養育者としてファミリーホームの引継ぎを行うことなどに対するファミリーホーム事業者の意見を収集し、今後、補助者の要件等について検討を行うための基礎資料とすること」も目指している（同報告書：2頁）。本調査研究では、柏女霊峰らを委員とする「ファミリーホームの養育実態等に関する調査検討会」が全国のファミリーホーム事業者（250件）を対象としてアンケート調査を実施し、分析している。

その他、第7期においては、ファミリーホーム・里親の拡充を支える人的資源として、里親支援専門相談員の配置（2012年度より児童養護施設・乳児院に配置）が行われている。また、里親の会の拡充も進んでおり、全国里親会（設立昭和46年3月）では、各都道府県・指定都市里親会（66里親会、平成23年度）が実質的に支部的機能を果たし、地域の里親をサポートしている。

b) 小規模グループケアの動向

社会的養護の充実では、厚生労働省が「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめたことにより、家庭養護を推進し、施設においても家庭的な養育環境の整備を図ることを目標に形態を小規模化するための動きが活発になったことが挙げられる。厚生労働省から「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日 雇児発1130第3号）が発出され、2015年度を始期として2029年度までの15年間で小規模化の目標を達成することを目指し、通知では「都道府県は各施設に要請して『家庭的養護推進計画』を策定させるとともに、都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定し

た上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で『都道府県推進計画』を策定し、これに沿って、地域の実情に即して、計画的に取り組を推進すること」が示された。

c) 居所不明児童に関連する事件

第7期から第8期にかけて、居所不明児童に関連する二つの大きな事件が発生した。それらの事件は、後に居所不明児童対策の強化（法務省、文部科学省、厚生労働省）に繋がっていく。一つ目の事件は、2013年4月、横浜市磯子区の雑木林で女兒（当時6歳）の遺体が見つかった事件である。加害者の母親は暴行と死体遺棄罪で、元同棲相手は傷害致死と死体遺棄罪で起訴されることになる。

『児童虐待による死亡事例検証報告書』（2012年7月発生6歳女兒死亡事例）（2014年12月 横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会）では、「実母と居所を転々とする中で、2012年7月に同居していた実母の交際相手から暴行を受け殺害され、遺体を遺棄される事件」が発覚。子どもの遺体は死後約9か月後に、市内の雑木林の中で白骨化した状態で発見された。この事例は複数の自治体にまたがり、居所を転々とする中で発生しており、所在不明となっている子どもの中に、児童虐待によって死亡している子どもがいる可能性がある「居所不明児童」の問題として大きく報道された。この事例をきっかけに全国の自治体に対して、「自治体間の連携のあり方」や「居所不明児童対策」に関する課題を投げかけることになった」と述べられている。

以下が事件の詳細になる。6歳女兒（以下、「本児」という。）が2012年7月23日、市内の雑木林に遺体遺棄された。

2012年7月13日、警察から本児の妹に関する児童通告を受けた児童相談所が区役所とともに家庭訪問を実施したが、本児への虐待を隠すために実母と実母の当時の交際相手（以下、「同居男性」という。）が本児を不在にさせており、児童相談所はその場で一時保護等の強制的介入を要するような明らかに心配な点を確認できなかった。

実母は、2012年7月21日、当時住んでいたアパートの浴室で、本児の顔面を叩く、シャワーをかけるといった暴行を行った。その後に、同居男性が翌朝にかけて、本児を逆さ吊りにして頭部を浴槽に沈めるなどの暴行を行い、背後から蹴って本児の頭を浴槽の壁に打ち付けた。実母と同居男性は、暴行の発覚を恐れて救急車を呼ばず、22日、本児は頭蓋内損傷で死亡したとみられている。同日、同居男性が本児の遺体を埋めることを提案し、実母と同居男性は、23日に、本児の遺体を市内の雑木林に運び、土の中に埋めて遺棄した。その後、児童相談所からの接触の際も、実母は本児が死亡した事実を伝えず、2013年4月に、本児の白骨化した遺体が発見された。

2013年4月、実母と同居男性が死体遺棄の疑いで逮捕された。実母と同居男性は「死体遺棄罪」で起訴され、その後、実母は「暴行罪」、同居男性は「傷害致死罪」で、それぞれ追起訴された。裁判の結果、実母は懲役2年（控訴中）、同居男性は懲役8年（刑が確定）の実刑判決が言い渡された。

報告書では、この事件の発生後、2014年11月に「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行されたことと国への要望として「居所不明児童対策の強化」が記載されている。国への要望は、「住民票があっ

でも居所が不明な子どもを探している自治体がある一方で、配偶者による暴力から避難するため、住民票を異動せずに就学している子どもを把握している自治体がある。このような場合は、児童相談所間の申し合わせによる情報共有の仕組みである『CA情報連絡システム』では不十分である。全国的な課題となっている居所不明児童の把握を円滑に行うためには、自治体が行うべき調査内容の統一や、取り扱う個人情報の範囲を整理するなど、自治体間で居所不明児童の情報を提供するための『共通ルール』の設定が必要である。また、本人同意を得られない場合や、転居先が不明な児童に関する情報については、『仲介可能な機関』を経由した間接的に生存を確認する仕組みの創設を国に求めたい」という内容であった。

二つ目の事件は、神奈川県厚木市で、2014年5月に発覚した5歳幼児餓死（白骨化）の事件である。発覚自体は次の期（第8期）になる。

『児童虐待による死亡事例調査検証報告書』（2014年8月 神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会）によると、「2014年5月22日に本県所管児童相談所から警察署へ行方不明を届け出ていた男児について、5月30日にA市内のアパートにて遺体で発見され、翌日、保護責任者遺棄致死容疑で実父が逮捕された。男児については、2004年10月に児童相談所で迷子ケースとして関与があった以降、関係機関において所在の確認がされておらず、遺体発見時には死後7年以上が経過していた。死因については衰弱死と見られ、実父は殺人罪で起訴されている。」

報告書の中で、「所在不明児童の情報共有の仕組みづくり」として、「居所不明児童対策については、一自治体が収集することができる情報は限られている。また、個人情報保護やDV対応による情報の機密性とのバランスも求められる。CA情報の発出をしても、CA情報はあくまで児童相談所の申し合わせに過ぎず、実際に別自治体で所在発見に至りうる効果を十分に発揮できるものになっているとは言い難いのが現状である。そのため、自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となる、国が情報を一元化する全国的な仕組みの創設と、個人情報の提供を加味した統一した情報提供のルール化を要望する」（同報告書：32頁）と記されている。

d) 児童虐待による社会的コスト論

児童虐待にかかる社会的コストについて総合的に算出し分析することは、日本の場合にこれまで行われてはこなかった。社会福祉法人恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所の主任研究員、和田一郎他が実施した研究により、それらが明らかになった。産経ニュース2014年10月1日付けでは、「子どもが虐待を受けることで子ども自身が失う利益や医療費、生活保護の増大などの社会的コストを社会福祉法人の研究機関が試算した。児童虐待に特化した社会的コストの推計は日本で初めてであり、限られたデータによる推計だが、年額約1兆6千億円にのぼり、虐待を受けた直後だけでなく、生涯にわたり大きな負担が続くことが改めて浮き彫りとなった」と記されている。日本の児童虐待に関する管理システムが社会的なコストを確認することができていない、つまり貧弱なシステムであったことを和田は指摘する。

和田一郎他の研究は、平成22～25年度の文部科学省の科学研究費を使って行なわれている。内容

をまとめた論文は、国際学術誌「チルドレン・アンド・ユース・サービス・レビュー」のウェブサイトに、虐待による社会コストをまとめた日本で初めての研究として掲載されている。研究では、2012年度の1年間に社会が負担したコストを試算し、児童養護施設の運営費などの「直接費用」と「間接費用」を分けて計算している。間接費用は、(1) 虐待により死亡したため得られなくなった将来の収入（逸失利益）、(2) ト라우マ（心的外傷）の治療に必要な医療費、(3) 教育機会を奪われたことによる生産性の低下、(4) 離婚や犯罪、生活保護費の増加－などを集計したものとして分析している（産経ニュース2014. 10. 1）。

児童虐待による社会的コストを測定することは非常に重要であり、それを確認する基礎的なデータが十分に揃わない中での研究は困難であり、それに挑んだ先駆的で果敢な研究といえよう（Ichiro Wada, Ataru Igarashi (2014), The social costs of child abuse in Japan, *Children and Youth Services Review*, 46, 72-77.）。他国の虐待研究の中で、社会的コスト研究がどの程度進んでいるのか確認し、比較検討する必要がある。

e) 養子縁組あっせんと里親養育の社会化

厚生労働省が社会的養護の方向性を家庭養護の拡充に舵を切る中、「里親と子ども」編集委員会『里親と子ども』9号（明石書店、2014年）（「里親と子ども」編集委員会・2014【文献26】）では、二つの特集が生まれ、近年の社会的養護や養子縁組に関わる制度や現状について論述している。一つ目の特集（9つの論考）では、「養子縁組あっせん」について、社会的な関心の高まりから明らかになった課題を取り上げ、養子縁組あっせんに適正化する道を多様な視点から捉えている。二つ目の特集（6つの論考）では、「里親養育の社会化」について、養育を「ひらき」、社会と「つながる」こととは具体的にどうということなのか、理論と実践の双方の視点から述べていた。養子縁組のあっせんの適正化には、不断の振り返り、自己の実践への批判的な検証が不可欠である。検証の一つとして、厚生労働省により「平成25年度養子縁組あっせん事業者に関する調査」が行われ結果が公表されている。調査は69自治体（47都道府県、20指定都市、2児童相談所設置市）を通じ、養子縁組あっせん事業者に関して実施している。詳細は以下の通りである。①事業者数は18事業者（前年比+4事業者、マイナス1事業者）②養親になることを希望する者からの相談は2,506件（前年比+1,111件）③養子に出すことを希望する者からの相談は1,898件（前年比マイナス91件）④養子縁組あっせん事業者によるあっせん後の養子縁組成立件数は197件（前年比+81件）。調査結果を確認すると、養親になることを希望する者からの相談件数が近年伸びており、また養子縁組あっせん事業者によるあっせん後の養子縁組成立件数も同様に伸びていた。今後さらに、この動きが活発になる可能性は大きい。

「里親養育の社会化」については、養育上の課題を里親個人の問題として捉えず社会が支えていくこと。そして、里親家庭に養育を任せきりにしない「複数養育」体制の必要性があることが研究動向から明らかになっていった。子どもを育てていく基盤にどういった養育観を据え、その養育観に基づきどういった「複数養育」のあり方を具体化するかを再検討することが今後求められるであろう。家庭養護を社会的養護の大きな柱として位置づけていくに当たり、それらは将来の日本の取り組みにとっ

て喫緊に整備しなくてはいけない部分になる。

【参考文献】

- 神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会『児童虐待による死亡事例調査検証報告書』（2014年8月）
柏女霊峰「社会的養護の動向と心理職の役割」『子育て支援と心理臨床』7号（2013年6月）40-46頁【文献33】
「里親と子ども」編集委員会『里親と子ども』9号（明石書店、2014年）【文献26】
産経ニュース 2014年10月1日（www.sankei.com/life/news/141001/lif1410010012-n1.html）2017年2月1日参照
みずほ情報総研株式会社『平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書』（2016年3月）
横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会『児童虐待による死亡事例検証報告書』（平成24年7月発生 6歳女児死亡事例）（2014年12月）

（加藤洋子）

（6）教育分野

学校現場に直結する児童虐待研究が、質量ともに伸びている。それらには、いくつかの明確な特徴がみられる。

① 被虐待経験と学力

第一には、現場教師の関心事項に沿った研究成果の提供のされ方が顕著である。例えば、杉山登志郎が従来から問題提起を行っている、被虐待児童と発達障害児との行動異常がよく似た様相を呈することが多いという事象について、教員向けの雑誌では、とくに教室での見分け方に力点のおかれた解説がなされている。その解説にあわせて、「さらに、本来学校がなすべき教科指導に真剣に取り組むことが、虐待への対応へも資する」（杉山・友田・2012・【文献28】）として、教科指導において通常教育の枠組みで成果が上がらない場合には、「発達障害による認知特性に合わせた対応」を学習上で求められ、それでも成果が上がらなかつたら「虐待も含めた他の要因の可能性を考える必要がでてくる」と説明されている（杉山・友田・2012・【文献28】）。基本的学力の中でも「特に、国語力は虐待によるトラウマ障害等の改善にも重要な役割を果たし」、国語力の不足は「言語を通じた経験による修正が期待できない」事態を招くという。児童虐待対応の専門機関のはたらきに一方的に学校現場が合わせるのではなく、児童の虐待に関して、学校現場には学校現場ならではの専門的な役割があり、その力を発揮することが期待されている、という従来にはなかった姿勢で論が進められている。また、杉山は、学校現場の教師に医療機関との連携を勧め、「信頼できる医療窓口（小児科医）を、身近な場所で育てることが大切ではないか」「近隣の医師も、当初は多少の誤診もあるかもしれません。しかし、何度も診療を重ねることで医師は必ず育つものである。子どものたちのニーズはあるのですから、ぜひそうした医師を育てていっていただきたい」と呼びかける（杉山・友田・2012・【文献28】）。この箇所からも、学校現場はもはや「素人」ではなく、地域の子どものための児童虐待問題に専門諸機関と対等な関連機関として参画しあう存在であるという、社会における認識の変化が読み取れる。

被虐待経験と学習の遅れとの関係は、経験的に従来から指摘されてきた事柄である。発達の初期に不適切な養育を経験した子どもが知的な発達に遅れを呈するという指摘は、すでに諸外国の研究成果にみられる。その成果を踏まえて、社会的養護の対象となっている児童に対する実践研究から、これらの子どもに学習の遅れが生じるメカニズムを明らかにしようとする試みが出てきている。「子どもたちを取り巻く環境によって生じた学習機会や学習量の不足といった要因からのみでは、学習の遅れを説明できない」という課題認識に立って、「発達初期の不適切な養育が、情緒面においては重要な他者との一対一の愛着形成を阻害し、認知・学習面においては、信頼する他者からの情報を得て学習を成立させるという学習メカニズムに、大きな問題を生じさせているのではないか」との仮説を得て、検証研究が行われつつある（小野・2012）。

こうした変化は、一方で、単に、学校教育関係者に虐待情報を一方的に伝達する姿勢ではなく、学校関係にとっての関心事項を探りそれに沿った立論を試みることで、学校現場への児童虐待防止を進展さようという意図的な配慮が窺われる。

② 学校と一時保護

学校が一時保護に関係することが少なくない実態をうけての、一時保護をめぐる学校関係者による議論が多い。（「(5)児童福祉分野」の項でも「②児童相談所一時保護所の活用」として、一時保護所に関する研究動向を取り上げている。参照されたい。）

弁護士の三坂彰彦は、学校が関与した一時保護で、保護者からの問い合わせにどう対応するべきかという問題に対して、校長が直接関与した職員の氏名等を回答したことから、保護者からのその教員個人への執拗な関わりを招き、教員の心身の不調と休職が余儀なくされた事件例（神戸地裁平成24年4月20日）を取り上げ、「学校長にこうしたトラブルから教職員の安全を守るための対応が求められるようになってい」と、結論付けている（三坂・2013）。

緊急時の一時保護に特化して、子どもの教育に携わる者の問題関心から、より児童の側に立った検討を行った研究も今期において特徴的な成果といえる。児童虐待などの不適切な養育をうけている子どもたちは、「現に展開している危険で過酷な、あるいは不当で侵害的な出来事は回避したいと望んでいる。」「同時にその当事者である親との関係ではもっと接近したい、関係をもち続けたいと望んでいる」として、そこに「ジレンマが根本にある」ことを指摘している。こうした児童への理解にたつと、緊急な一時保護の基本的姿勢が明らかになる。すなわち、「第一に保護の判断は児童相談所独自の判断によるものとし、当事者の意向は考慮の対象とはなっても、判断の決定因子には含めずに対応しなければならない」。緊急の一時保護のねらいである「子供の安全を確保する」ことだけを、親子双方の思いから切り離して児童相談所の責任で遂行することで、親子双方の思いを汲み、その両方を傷つけることを回避できるというのである（山本・2014・【文献29】）。

③ 児童虐待防止と教員養成

今期には、教育学領域の科学研究費の補助金対象となった研究の中にも、児童虐待に関わる研究課

題がみられる（岡本ほか・2011-2014）。「子ども虐待防止の実践力」を育成する教員養成のあり方」に関する研究は、教員養成課程から児童虐待に関する学びの機会が必要ではないだろうかという問題意識に立って取り組まれたものである。その研究プロジェクトの代表的な成果の一つが「児童虐待に関する授業の成果と課題—学生によるレポートの分析を通して—」として公開されている（上田ほか・2014）。これは、大阪教育大学大学院で開講されている「子どもの発達と環境」の授業を2010年度から2012年度に受講した学生38名を対象とした、授業内で課したレポートの分析を、授業担当者である筆者たちが行ったのが本研究の内容である。

【参考文献】

上田裕美・岡本正子・北口和美・鈴木真由子・二井仁美「児童虐待に関する授業の成果と課題—学生によるレポートの分析を通して—」『大阪教育大学紀要第Ⅳ部門』62巻2号（2014年2月）103-118頁

岡本正子「研究成果報告書「子ども虐待防止の実践力」を育成する教員養成のあり方」（基盤研究（B）研究課題番号：23330225）」（2014）

小野純平「被虐待児の認知特性と学習の遅れ」『LD研究』21巻2号（2012年5月）152-161頁

杉山登志郎・友田明美「発達障害との識別は教師には困難 『虐待による行動異常』について教師が最低限知るべきこと」『総合教育技術』2012年11月号（2012年10月）74-77頁【文献28】

三坂彰彦「一時保護された児童の保護者への対応 教育問題法律相談No.244」『週刊教育資料』1265号（2013年9月2日）31頁

山本恒雄「子ども虐待通告での緊急保護時の子どもへの配慮」『精神科救急』17号（2014年）71-75頁【文献29】

（田澤 薫）

（7）医療・保健・心理分野

① 地域の子育て支援における保育領域と保健領域との連携

2012年8月10日に成立した子ども・子育て支援関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が2015年4月から施行されることとなる。第7期の医療・保健・心理分野の特徴は、子ども・子育て支援新制度の2015年の本格導入に向けて、2012年頃から地域の子育て支援策が拡充され、それらに関連するモデル事業や新たな取り組みが地域で実施されるようになる所であり、特に保育領域と保健領域の連携を挙げることができる。

その取り組みを支える財源は、社会保障・税の一体改革として、これまで高齢者3経費（基礎年金・老人医療・介護）であった体制から、社会保障4経費（年金・医療・介護・子育て）として財源を確保することによって体制を変化することで実現していく。

地域における喫緊の課題である「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」に関する対策では、子ども・子育て支援新制度の中の「地域子ども・子育て支援事業」を挙げることができる。具体的には、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診など、保育領域と保健領域で行われる子

育て支援が連携して整備されていく動きである。

上記事業の中の「利用者支援事業」（2014年度より実施）では、利用者（保護者等）と地域の子育て資源を繋げる相談業務を行っている。そのコーディネートを行う利用者支援専門員が地域の子育て支援の拠点に配置される。利用者支援事業は①「基本型」（地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」等）、②「特定型」（主に行政機関の窓口）、③「母子保健型」（主に保健所・保健センターなど）の3つの形に分かれている。そして、下記に示す「妊娠・出産包括支援モデル事業」（2014年度創設）の「母子保健相談事業」は、2015年度より「利用者支援事業（母子保健型）」として消費税財源を活用して拡充することとなる。

フィンランドで行われている「ネウボラ」を参考にして、地域では「妊娠・出産包括支援モデル事業」が行われている。例えば、千葉県浦安市では2014年度に30億円の「少子化対策基金」を創設し、子育てケアプランの作成や産後ケア事業、理由を問わない短期間の一時預かり事業などの新規事業を開始した。そして子育て世帯に寄り添い「安心感」の醸成を図るとともに、円滑な支援の実現のため「母子保健」と「子育て支援」の拠点を健康センターに集約した「こどもネウボラ」を開設している（船橋市ホームページ）。

「妊娠・出産包括支援モデル事業」（2014年度創設）は、「子育て世代包括支援センター」として展開する形を取り「少子化社会対策大綱」（2015年3月20日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年改訂版）」（2015年12月24日）において、おおむね2020年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととなっている。次の期（第8期）になるが、「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供する「ワンストップ拠点」として、2015年度中に150ヶ所を整備することが予定されている。

「妊娠期から子育て期までの切れ目ない子育て支援」のその他の動きとして、産後ケアセンターの整備が進んでいることを挙げるができる。産後ケアセンターとは出産後の育児支援を目的としており、母子が一緒に過ごせる宿泊型ケア施設のことを指す。「看護師・助産師を中心に臨床心理士、産後ケアリスト[®]などの専門職が24時間体制で産後ママのケアにあたっている。」（一般社団法人日本産後ケア協会ホームページ）2015年11月1日現在、全国に113ヶ所ある。東京にある武蔵野大学附属産後ケアセンター桜新町は、第6期（41頁）でも取り上げているが、産後のケアを行っている先駆的なセンターである。地域において虐待発生予防を含めた子育て支援が保健・医療の分野で拡充している。

このように、子育て支援において保護者・妊産婦にとって必要な拠点が、保育・保健・医療とさまざまな領域で整備され拡充しつつある。保育領域では「地域子ども家庭支援センター」が保護者や妊産婦が気軽に立ち寄れる場所として位置づけられている。松永愛子は、『地域子ども家庭支援センターのエスノグラフィー - 「親子の居場所」創設の可能性-』（風間書房、2012年）【文献27】の中で「親子の居場所」について研究している。具体的には「地域子育て支援センター」を福祉制度下における位置づけとしてその役割をみる場合と、人間関係が生成する過程としての「親子の居場所」という役割としてみる場合と、その二つの価値観がせめぎあう中で「親子の居場所」創出が実現する可能性の

ある場所として捉え、「地域子育て支援センター」に通っている親子の事例、それと比較するために、児童相談所に一時保護された子ども、母子分離の事例（児童福祉法第28条の申し立てにより母子分離が行われた事例）を示し、分析している。

今後、保健領域に設置されていく「子育て世代包括支援センター」と保育領域にある「地域子ども家庭支援センター」のような子育て支援の拠点が、「親子の居場所」として、どのように、その位置づけを利用者が理解し活用していけばよいのか、その点を検討する時期がくるであろう。妊娠期から子育て期までの切れ目ない子育て支援を考えると「ネウボラ」のような「ワンストップ拠点」が求められるであろう。サービスを活用する保護者が、各センターの特色を確認し、その上で様々なセンターの「居場所」を利用する。そのような事態は理想的ではあるが、子育て親子が住んでいる地域に、多くの資源が存在する状態が実現するのであるか、またそれら多くの資源を利用し、管理するエネルギーが、子育てで忙しい保護者にあるのであるか、子育てサービスをコーディネートする利用者支援体制も急がれる。

【参考文献】

船橋市ホームページ <http://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/> 2017年2月13日参照

一般社団法人 日本産後ケア協会ホームページ <http://sango-care.jp/house.html> 2017年2月13日参照

松永愛子『地域子ども家庭支援センターのエスノグラフィー ―「親子の居場所」創設の可能性―』（風間書房、2012年）

【文献27】

内閣府「利用者支援事業について」2014年9月11日

内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「利用者支援事業の実施について」（府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日）

② 医療（歯科）と乳幼児の子育て支援の連携

地域での医療と子育て支援の連携の動きとして、乳幼児歯科検診についても着目したい。第7期は、乳幼児歯科検診と子ども虐待に関する論文が散見される。赤坂守人は「乳幼児歯科検診と子育て課題」『子育て支援と心理臨床』【文献30】の中で、歯科検診において、ネグレクトの子どもに関しての情報は比較的取りやすく、例えば、偏った食事内容（特に砂糖含有量の多い飲料など）や生活習慣として歯磨きが励行されずむし歯が多くみられること、また心理的ストレスからくる唾液の性状や分泌量の変化から口腔内環境が劣悪になることを挙げている。虐待予防においては、歯垢沈着状態、歯肉炎、口臭の有無などを観察することが必要であることを示しており、むし歯未処理数が多い幼児については、保護者によるネグレクトの兆候の一つと捉え、他の情報と共に共有しながら、虐待を判断していくことが重要だと述べている。そして、地域における医療の立場からの虐待予防と子育て支援策との連携を検討している。

また、川越元久他も「要保護児童に対して歯科からできる事後支援－虐待フォローネットワークの事例報告－」『子どもの虐待とネグレクト』第15巻第2号（2013年9月）の中で、歯科（医療）の立場から、公益社団法人川崎市歯科医師会の子ども虐待に対する取り組み（神奈川県歯科医師会の助成

を受け虐待児童の実態調査を行ったことをきっかけに、児童相談所に一時保護された子どもに定期的な歯科検診を実施)と、子ども虐待の「予防」「発見」「事後支援」について論じている。特に「事後支援」を行った3つの事例より児童相談所で一時保護中に集中的な治療を行うか、治療途中で退所となった時にその後の在宅における治療継続や子どもの見守りを行う方法など、支援について具体的に紹介している。多くのう歯(虫歯)を有する子どもが存在するという健康格差の問題を指摘し、地域ぐるみで歯科医師が事後支援を行うことは極めて重要で、虐待フォローネットワークはその役割を担うシステムであると述べている。このように、歯科(医療)の領域から子ども虐待防止・子育て支援という部分において、発見のみならず、虐待を発見した後も、子育て支援において継続的に医療に関わることが地域において定着しつつあることが研究報告より確認できる。次期(第8期)の児童福祉法改正においては、「病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとする(虐待防止法第13条の4)。これにより、これらの機関等は、原則として、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなる。なお、歯科医師については、改正後の児童福祉法第21条の10の5第1項と同様、『その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者』に含まれる」とされ、歯科医師の虐待予防に関する位置づけも明確になった(「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(雇児発0603 第1号 平成28年6月3日))。

【参考文献】

赤坂守人「乳幼児歯科検診と子育て課題」『子育て支援と心理臨床』5号(2012年6月)35-41頁【文献30】

川越元久他「要保護児童に対して歯科からできる事後支援-虐待フォローネットワークの事例報告-」『子どもの虐待とネグレクト』15巻2号(2013年9月)155-163頁

③ 医療(産科)と乳幼児の子育て支援(行政機関)の連携

医療機関が子育て支援に関わる動きが、第7期に入り顕在化してくる。彦根倫子他は、「神奈川県における乳幼児揺さぶられ症候群の予防の取り組み -正しい知識の普及と予防プログラム展開の歩み-」『子どもの虐待とネグレクト』【文献32】の中で、2006年度に、次世代育成支援対策推進法に基づく神奈川県の行動計画において「児童虐待防止モデル事業」として、出産後の両親を対象としたSBS(乳幼児揺さぶられ症候群)プログラムの開発、そのプログラム推進のために子どもに関わる保健・医療・福祉の職員を対象とした指導者養成研修の実施と、その経過について報告している。

神奈川県の実施したSBS防止の取り組みの具体的な内容は、最初に、日本の育児事情に合わせたプログラムの作成を行い、次に、伊勢原市内の産科を有する2医療機関でそのプログラムの試行実施。その後プログラムの定着のためにDVD・リーフレットの作成、教育機関・児童相談所・保健所とともに子育て支援に関わる多くの関係機関の職員に対する研修の実施である。

医療機関と連携しながら虐待予防を行うには、地域の医療機関が子育て支援への意識を高め、その役割を担うことを認識しない限り、その活動の継続は困難であろう。第7期は、「妊娠期から子育て期までの切れ目ない子育て支援」というキーワードのもと、医療機関の虐待予防と子育て支援の動きが徐々にではあるが活発化してきた時期といえよう。

次の期(第8期)の研究では、虐待による乳幼児頭部外傷(AHT)の特集が『子ども虐待とネグレクト』で生まれ、(SBS) 予防に関する研究では、小野聡枝他「神奈川県内の医療機関及び行政における乳幼児揺さぶられ症候群(SBS) 予防教育の取り組みに関する実施状況調査結果」が記載されている。

【参考文献】

彦根倫子他「神奈川県における乳幼児揺さぶられ症候群の予防の取り組み -正しい知識の普及と予防プログラム展開の歩み-」『子どもの虐待とネグレクト』15巻2号(2013年9月)182-187頁【文献32】

小野聡枝他「神奈川県内の医療機関及び行政における乳幼児揺さぶられ症候群(SBS) 予防教育の取り組みに関する実施状況調査結果」『子ども虐待とネグレクト』18巻1号(2016年5月)43-50頁

④ 性的虐待に関する研究の継続

第7期は、性的虐待に関する研究が継続して行われていることを、その特徴として挙げるができる。第6期では、2011年度厚生科学研究事業として「性的虐待対応ガイドライン」が作成され、運用されたことで、わが国における性的虐待対応が本格化した。それを継続する形で、性的虐待の実践対応のための著書が第7期に刊行されている。あらゆる現場、また性的虐待の対応が初めての人でも性的虐待への理解が進み、その対応に繋げていける内容となっている。藤森和美・野坂祐子編『子どもへの性暴力—その理解と支援—』(誠信書房、2013年)【文献31】では、心理臨床、精神科医療、法律、社会福祉の立場から、それぞれの現場で対応した知見を踏まえ、性的被害とは何か、子どもの反応、保護者や教員らの対応の仕方から援助者自身が向き合い解決しておかなければならない問題までを具体的な例を挙げて論じている。特に、被害児童の法的支援が5つ記載されており、実際に起こっている性的被害に関して、どのような手続きや、法的な介入が可能であるのか、その部分まで説明しているところは着目すべき点である。

第6期、第7期と継続されて行われた性的虐待の研究は、次の期(第8期)の研究に繋がるものであり、第8期では医療・法学の性的虐待の実践における研究報告がなされていく。例えば、2014年9月には「子ども虐待防止世界会議 名古屋」が開催され、国際子ども虐待防止会議が、日本子ども虐待防止学会と合同で行われた。その「子ども虐待防止世界会議」のマスタークラスではMartin. A. Finkelが「子どもが性的虐待の被害を受けたとの疑いがもたれた場合の医学的評価の診断的・治療的価値を確かなものにするためのアプローチ」に関するセッションを実施して、性的虐待に関する対処について、医師が性的虐待という「疾患」への理解を深めること、また病歴聴取を法的に適切な方法で行うことについて言及している。

性的虐待への対応は非常に難しく、このように、被虐待児童に関わるあらゆる領域が継続して研究

を行い、その成果を実践者側に伝え、また現場からの知見が研究として集約されることにより、性的虐待への理解とその対応方法が確立されることが分かる。

【参考文献】

藤森和美・野坂祐子編『子どもへの性暴力—その理解と支援—』（誠信書房、2013年）【文献31】

Martin. A. Finkel 「子どもが性的虐待の被害を受けたとの疑いがもたれた場合の医学的評価の診断的・治療的価値を確かなものにするためのアプローチ」『子ども虐待とネグレクト』17巻2号（2015年10月）272-284頁

（加藤洋子）

Ⅲ 主要判例解説

1 児童福祉法分野

【判例1】児童の児童養護施設若しくは情緒障害児短期治療施設への入所措置又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する措置の承認申立てに対して、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設への入所措置のみを選択的に承認した原審判を変更して、里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する措置についても承認した事例（福岡高裁決定平成24年11月15日、平成24年（ラ）371号、家裁月報65巻6号100頁）

本件は、児童相談所長が、一時保護中の児童について、児童養護施設若しくは情緒障害児短期治療施設への入所措置又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託する措置の承認を求めた事件である。本件における児童の一時保護措置は、親権者母が親権者父の頭をはさみで刺すという傷害事件を起こし、逮捕されたことを契機として採られたものであるが、児童については、母の精神状態が悪いことなどを理由として、これまでも一時保護と家庭引取りとが繰り返されている。裁判所の認定事実によれば、家庭において父母の暴力を伴う争いがあり、児童は、安心した環境下で親子関係を形成できなかつたとされている。さらに、児童は、ADHD（注意欠如多動性障害）と診断されており、集団生活に不向きな傾向があり、生活習慣や年齢に応じた学力が身に付いていないという特性を有している。

原審である福岡家裁審判平成24年7月20日は、上記のような児童の特性及び父母の審問結果を踏まえて、「……本件申立てについては、基本的にこれを認容するのが相当であると判断される」と述べる一方で、措置の内容については、「……事件本人の特性にかんがみると、まずは、専門家による治療的な面接が受けられる情緒障害児短期治療施設への入所措置が相当であり、その治療終了後における最も現実的、合理的な措置は、事件本人の特性に配慮できる児童養護施設への入所措置であると考えられる」として、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設への入所措置のみを選択的に承認し、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者への委託についてはこれを認めなかった。

児童相談所長の抗告を受けて、福岡高裁は、児童に対する措置を採ることを承認することについては、基本的に原審判の判断を支持する一方で、承認する措置の内容については、児童養護施設若しくは情緒障害児短期治療施設への入所措置に加えて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託もあわせて承認するとの判断を示した。裁判所の判断の背景には、本件の児童の特性からして、児童については、専門的知識を有する者が、児童のわがままにうまく付き合いつつ、長期的にかかわることが必要であり、その点で、専門性の高い里親若しくはファミリーホームへの委託が適切であるとの顧慮がある。

本件は、児童福祉法28条審判の際に、できる限り入所施設等の措置先を特定しなければならないとする一連の裁判例の延長線上に位置づけられる事件である。措置先の特定については、包括的な承認を行うことはできないが、複数の措置の承認の申立てに対して特定の施設入所等を承認する「特定の承認」のみならず、複数の措置の「選択的承認」を行うこともまた可能であるとするのが、浦和家裁

審判平成8年5月16日（家裁月報48巻10号162頁）以降の公表例の傾向である。もっとも、複数の措置を選択的に承認する場合には、現在措置先として想定されているものに限定されるのか、それとも将来的に予想される措置先をも含めて承認できるのかが問題となる。この点、岡山家裁審判平成15年5月8日（家裁月報56巻1号128頁）では、「乳児院に入院させて乳児並の処遇を行って愛着関係を育成しながら全般的な発達を図った上で、その後に児童養護施設に変更入所させて措置するのが適当」として、乳児院又は児童養護施設への入所措置が承認された一方で、大阪家裁審判平成19年8月21日では、知的障害児施設の他に、次の措置先とすることが適当であると考えられる情緒障害児短期治療施設、その後の措置先として検討している児童養護施設又は児童自立支援施設への入所措置の承認申立てについて、知的障害児施設の次の措置先として想定される情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、児童自立支援施設の処遇内容がそれぞれ異なること、知的障害児施設での入所の結果を見た上で次の具体的な措置先を決定する必要があることなどを理由として、知的障害児施設への入所措置だけが承認されている。

本件の原審である福岡家裁では、「情緒障害児短期治療施設」での治療後の措置先として「児童養護施設」入所が想定されているのに対して、福岡高裁決定は、「専門性の高い里親やファミリーホームへの委託」「情緒障害児短期治療施設入所」「児童養護施設入所」の順で措置の優先順位を付けつつ、現時点では適切かつ児童を受入れ可能な里親等の候補が現れていないこと、情緒障害児短期治療施設への入所が確実かつ安定的であるともいえず、同施設の入所困難又は短期で退所した場合の措置を検討しておく必要があるという本件の事情を踏まえて、複数の措置を選択的に承認しており、この点に原審と高裁の判断の相違があるといえる。

（阿部純一）

2 民法分野

【判例2】児童福祉施設入所措置がとられている未成年者らと非親権者たる父との面会交流について定めた事例（東京家裁審判平成24年6月29日、平成24年（家）4568～4570号、家裁月報65巻3号52頁）

本件は、情緒障害児短期治療施設等に入所中の未成年者C（9歳男児）、D（8歳女児）、E（7歳女児）について、その父であるA（非親権者）が申し立てた面会交流が認められるとともに、相手方B（未成年者の親権者母）が面会交流を妨げてはならないとされた事件である。

AとBは、平成12年に婚姻し、未成年者らをもうけて暮らしていたが、平成20年に、未成年者らの親権者をBと定めて協議離婚した。Bは、離婚後もAに対して未成年者らとの面会交流を認めていた。Bは、平成20年頃から内縁の夫と交際するようになったが、Aと未成年者らとの面会交流は滞りなく行われていた。平成22年に、Bの内縁の夫による未成年者らに対する身体的虐待が判明したため、未成年者らは児童相談所の一時保護所に保護され、その後、Cについては情緒障害児短期治療施設への入所措置が、D及びEについては児童養護施設への入所措置がそれぞれとられた。Aは、未成年者らについて入所措置がとられた後も、施設近くのファミリーレストランで食事をするなど、交流を図っ

ていた。AがBに対して未成年者らの親権を変更するとの意向を述べるようになった頃から、Bは、Aと未成年者らとの面会交流に難色を示すようになり、Aは、親権者であるBの承諾が得られないという理由で、未成年者らが入所している各施設から直接的な面会交流を断られるようになり、それ以降は間接的な交流（手紙やプレゼントの送付）しか行えない状態になった。そこで、Aは、未成年者らとの面会交流を求めて調停を申し立てたが、後に同調停事件は不成立となり、審判に移行した。

裁判所は、本件においては面会交流が認められるべきとした上で、「未成年者らが情緒障害児短期治療施設又は児童養護施設に入所中における面会交流は、各々が入所する施設の未成年者らに対する指導方針を尊重しながら行われる必要がある」として、「未成年者らが上記入所中の申立人〔=A〕と未成年者らとの面会交流については、その具体的な日時、場所及び方法を上記入所施設と協議して定めた上で、これを認めることとするのが相当であり、相手方〔=B〕としては、上記協議がなされた上で実施される面会交流については、これに承諾を与えないなどして妨げることはできないというべきである」と判示した。

施設入所中の児童との面会交流が問題となった公表例としては、申立人である母と児童養護施設に入所中の児童2名との面会が認められた事例（東京家裁審判昭和50年1月27日（家裁月報28巻2号95頁））及び非親権者たる父と情緒障害児短期治療施設又は児童養護施設に入所中の3児童との面会が認められた事例（大阪高裁決定平成4年7月31日（家裁月報45巻7号63頁）（原審：神戸家裁審判平成3年11月27日（家裁月報45巻7号70頁）））がある。これら先行事例及び本件に共通しているのは、親権者たる相手方が申立人と児童との面会を拒絶しているために、施設側が申立人と児童との面会を拒絶しているという事情が存在することである。その一方で、これまでの公表2事例はいずれも、児童の施設入所理由が相手方の「養育困難」であるのに対して、本件で児童が保護される契機となったのが相手方の内縁の夫による児童らに対する「身体的虐待」の判明であったことは、これまでのケースと異なる本件の特徴である。

本件における面会交流の可否に関する判断基準は、面会交流を認めることが子の福祉を積極的に増進するという「積極的な子の福祉」基準ではなく、「……面会交流は、基本的には、子の健全な育成に有益なものといえることができるから、これにより子の福祉を害するおそれがあるなど特段の事情がある場合を除き、原則として認められるべきものと解される」という原則実施論を採用するものと評することができる。他方で、施設入所中の子との面会交流が認められる場合には、施設入所中という子の状況を踏まえてどのような方法で交流を実施するのかが問題となる。この点について、本件では、施設における児童らに対する指導方針を尊重し、「具体的な日時、場所及び方法」を申立人と施設との間の協議によって定めるものとされたことが注目される。

なお、面会交流は、子の監護に関する事項の取り決めを定める民法766条1項を根拠として従来より認められてきたが、面会交流が条文において明確に規定されているとはいえなかった。その後、2012年4月1日に施行された「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）によって、民法766条1項に「父又は母と子との面会及びその他の交流」の文言が追加され、現在では面会交流が明文化されている。

【判例3】 未成年者の申し立てた親権停止について、2年間の親権停止が認められた事例（宮崎家裁 審判平成25年3月29日、平成24年（家）8313号、8314号、家裁月報65巻6号115頁）

本件は、未成年者A（平成7年生）がその親権者である母B及び養父Cの親権停止を申し立てた事件であり、裁判所の認定した事実関係は、次のとおりである。BがAを出産後、入院中のAを置き去りにして病院から失踪し、育児放棄をしたため、Aは、曾祖母の家に引き取られ、曾祖母、祖母の兄弟によって育てられた。Aは、親戚に入学費用を出してもらって私立高校に入学したが、Bが勝手に退学届を提出したため、不本意な形で退学を余儀なくされた。BCは、Aのアルバイト先まで行って、Aの給料を勝手に受けとったこともあった。Bは、Aが高熱を出して入院した際に、詳しい検査が必要であるという医師の判断を無視してAを退院させ、通院もさせなかった。Aを監護している親戚らとBとの仲が悪く、その板挟みになったAが、精神的に不安定となって生活を乱し、事件を起こして少年鑑別所送致となった際に、BCは、一度も面会に行かず、審判にも出席しなかった。Aが再び原因不明の高熱を出して病院に運ばれた際に、BCは、正当な理由なく入院に同意しなかったため、Aは、親戚の同意により入院して治療を受けることができたが、BCが医療行為に同意しないために、詳細な検査や定期的通院ができておらず、今後再発の可能性もある。Aは、現在、祖母の妹Dの家で生活しており、今後も同人の養育監護を受ける意向であり、BCの親権の停止を希望している。Dは、Aの後見人となり、Aが社会人として独り立ちするまで、その養育監護を継続する意向である。

裁判所は、上記事実関係を前提として、「……父母による親権の行使が不相当であることにより子の利益を害する場合に当たり、事件本人ら〔=B、C〕の親権を停止する必要がある」ことを認め、さらに「……今後2年以内に親権停止の原因が消滅するとは認めがたいこと、未成年者の生活状況及びその意向等を考慮すれば、事件本人らの未成年者に対する親権停止の期間はいずれも2年間と定めるのが相当である」と判示した。

2012年4月1日に施行された「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）によって、親権の一時停止制度が新設された（民法834条の2）。新制度では、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害する」場合に、「子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求」に基づいて、家庭裁判所は、その原因が消滅するまでに要する期間を定めて（但し「2年」を超えない範囲内で）、父母の親権を停止することができることとされた。本件は、新しい親権停止制度に関する初めての公表例として注目されるものである。また、これまでの親権制限については子本人による請求は認められていなかったが、前述の民法改正によって、親権喪失・親権停止・管理権喪失の各請求権者に子本人が含まれた。本件は、年長の未成年者本人による請求であり、初めて子本人による親権制限の申立てがなされた公表例としても注目される。

【判例4】 実父母の同意なしに特別養子縁組の成立を認めることができないとされた事例（東京高裁 決定平成25年5月27日、平成25年（ラ）820号、判タ1392号222頁）

本件は、児童相談所の委託によって未成年者Y1を里親として監護養育してきたX1X2夫婦による特別養子縁組の申立てを却下した原審判に対する抗告事件である。本件で児童相談所は、当初Y1を実

父母であるY2Y3に監護させることは不適切であると判断して、Y2Y3の同意を得た上でX1X2を里親としてY1を委託したが、実父母にY1を監護養育する能力がないだけでなく、実父母のY1に対する監護養育体制を整え、その状況を確認しながら、将来的にはY1を実父母の監護下に戻す方針をとっていた。実父母であるY2Y3がY1の里親委託に対する当初の同意を撤回し、里親委託の継続に同意しない意向を表明した際に、児童相談所は、実父母との今後の関係を考慮すると、児童福祉法28条の手続きをとってまで里親委託を継続することは相当でなく、実父母の同意が得られた乳児院への入所措置をとろうとしている。これに対して、X1X2は、Y1の監護養育を将来的に実父母に行わせること、Y1を当面乳児院に入所させることのいずれもが、Y1の福祉に反する結果となると強く懸念し、Y1の福祉の観点からは、X1X2による監護養育を継続することが必要であると考えて、その実現のために本件特別養子縁組の申立てを行なった。原審（長野家裁佐久支部審判平成25年3月18日）がX1X2の特別養子縁組成立審判の申立てを却下したために、X1X2は、原審判を取り消し、Y1をX1X2の特別養子とする決定を求めて抗告した。抗告理由において、X1X2は、①実父母が虐待の事実を認めておらず、虐待が繰り返されるおそれ大きいこと、②実父母がY1の兄弟姉妹である3人の子について適切な監護養育を行っておらず、Y1の監護養育についても適切に行わないおそれ大きいこと、③施設入所がとられると、Y1に高い確率で反応性愛着障害や分離不安障害を発症してしまう危険があることなどを主張した。

裁判所は、①実父母による虐待等のおそれについては、実父母が虐待の事実を認めていないという状況は解消されており、実父母によるY1の兄弟姉妹に対する監護養育状況に虐待や放置をうかがわせる事情はないこと、児童相談所が実父母に対する指導を行った上で、Y1を実父母の下に帰らせることを計画していることなどから、今後、Y1に対して実父母が虐待や放任等を行うおそれが具体的にあるとは認め難いこと、②実父母がY1の監護養育を適切に行わないおそれについては、実父母らに子らの監護養育上不適切な点があったことは否定できないとしながらも、実父母が現在3人の子らを監護養育しており、子らに特段の異常が認められないことから、実父母による3人の子らに対する監護養育が現時点で不適切な状態にあると認めることはできず、Xらの主張に根拠がないこと、③については、監護の対象となる子の心理に愛着関係を形成するためには、里親委託が施設入所よりも優れているとされていることを認めつつも、施設入所自体に反応性愛着障害などの精神障害の発症の危険があるとするものとは解されず、またY1を施設入所のために愛着関係が形成されたX2（妻）から引き離すことについて、Y1に愛着阻害による障害を生じさせる具体的な危険があると認めることはできないことなどから、X1X2との特別養子縁組を成立させることについて、Y1の利益のための特別の必要性があると認めるに足りる事由は存在しないことを指摘した上で、民法817条の6及び817条の7所定の特別養子縁組の成立要件を満たさないとして、X1X2の抗告を棄却した。

特別養子縁組は、いわゆる福祉型の養子制度として、「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」にこれを成立させることとされている（民法817条の7：いわゆる「要保護要件」）。さらに、特別養子縁組が成立した場合には、実父母との法的親子関係の切断という重大な効果を伴うこと

から、その成立のためには原則として実父母の同意が要件とされており（民法817条の6本文）、「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」には、例外的に実父母の同意は不要であるとされている（民法817条の6但書）。本件は、特別養子縁組に対する実父母の同意が得られていない状況下で、民法817条6但書の同意不要要件を満たすか否か、及び民法817条の7所定の「子の利益のために特に必要がある」か否かが問題とされ、いずれの要件も満たさないことが裁判所によって確認された事案である。しかしその一方で、児童相談所が子を将来的に実父母の下に帰す方針であり、実父母が里親委託には同意しないが、乳児院への入所措置には同意をしているのに対して、里親として子を養育している申立人らが子を継続して監護養育することを望んでいる中で特別養子縁組の申立てが行われた経緯を考えると、児童相談所と里親との間の関係性の拗れにこそ本件の本質的な問題があったように思われる。

【判例5】 幼少期に叔父から受けた性的虐待によって精神障害を発症したことを理由とする損害賠償請求について、民法724条後段の除斥期間が経過していないとして、請求の一部を認容した事例（札幌高裁判決平成26年9月25日、平成25年（ネ）226号、判時2245号31頁、判タ1409号226頁）

本件は、幼少期に複数回にわたり性的虐待行為を受けた被害者が、最後の虐待行為から約28年後に加害者に対して損害賠償の請求をした事件である。詳しい事実関係は、次のとおりである。

X女（昭和49年生）は、両親のもとで生活していたが妹が生まれたことから、昭和53年から昭和58年にかけて祖父母に預けられた。Xは、昭和53年1月上旬から昭和58年1月上旬にかけて、叔父（Xの母の弟）であるY男（昭和22年生）から複数回にわたって性的虐待行為を受けた。Xは、昭和58年頃には、PTSD及び離人症性障害を発症していたが、平成18年9月頃まではうつ病を発症しないまま推移していた。平成18年9月頃に、Xは、うつ病を発症したが、その原因は本件性的虐待行為を受けたことによるものであった。Xは、Yによる性的虐待行為によって上記精神障害を発症したことなどを理由として、Yに対して3269万円余（控訴審では4175万円余に請求を拡張している）の損害賠償を請求した。

第一審である釧路地裁判決平成25年4月16日（判時2197号110頁）は、YのXに対する性的虐待行為の存在を認定したが、民法724条後段にある20年の期間を除斥期間と理解した上で、その起算点を本件性的虐待行為の最終時点（昭和58年1月上旬）としても、本件ではその時点から訴訟の提起（平成23年4月）までに20年が経過しているとして、XのYに対する請求を棄却した。

これに対して、札幌高裁は、第一審と同じくYのXに対する性的虐待行為の存在を認めた上で、本件虐待行為を受けたことにより心的外傷後ストレス障害（PTSD）、離人症性障害及び摂食障害を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権については、本件訴訟提起時に除斥期間が経過している一方で、うつ病を発症したことによる損害は、その性質上、加害行為である本件性的虐待行為が終了してから相当期間が経過した後に発生したものであり、かつ、それまでに発生していたPTSD、離人症性障害及び摂食障害に基づく損害とは質的に全く異なる別個の損害と認められるから、除斥期間の起算点は損害の発生した時、すなわち、うつ病が発症した時である平成18年9月頃である

として、本件性的虐待行為によってうつ病を発生させたことを理由とした不法行為に基づく損害賠償として、Yに3039万円余の支払いを命じた。なお、Yは本件札幌高裁判決を不服として上告したが、最高裁判所は、Yの上告を棄却し、上告を受理しないとの決定を下している（最高裁決定平成27年7月8日（TKC法律情報データベース・文献番号：25540948））。

児童虐待に対する民事法的な対応手段として、虐待行為者に対して不法行為に基づく損害賠償の請求（民法709条）をすることが考えられる。もっとも、児童虐待の被害者はこの事後的な救済措置ともいえる不法行為に基づく損害賠償請求をいつでも行えるわけではなく、民法742条は、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」として、被害者が一定期間権利を行使しない場合には、当該請求権が消滅することを予定している。民法742条の二つの期間制限について、最高裁判所は、前段の「3年」の期間制限を「消滅時効」として、後段の「20年」の期間制限を「除斥期間」として区別して理解してきた。「消滅時効」と「除斥期間」の間には、前者が時効の援用を必要とする（民法145条）のに対して、後者は時効の援用を必要としないこと、前者が時効の中断を認める（民法147条）のに対して、後者は時効の中断を認めないなどの相違がある。

児童虐待の中でもとりわけ性的虐待については、被害者の年齢等によっては、被害者本人が当該行為をすぐに虐待であると認識することが困難な場合や、当該行為に起因するPTSDなどの後遺障害が時間的間隔において発現するなど、虐待行為が行われてから損害賠償の請求をするまでに相当な期間が経過する可能性がある（松本・2013【文献17】：11-16頁）。このような問題は、これまでの公表裁判例でも扱われてきた。例えば、福岡高裁判決平成17年2月17日（判タ1188号266頁）は、当時小学生であった被控訴人（1審原告）が、養父であった控訴人（1審被告）から、平成9年から平成11年頃までわいせつ行為及び姦淫行為を受けたとして、控訴人に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事件で、消滅時効の起算点について、民法724条の「被害者又ハ其法定代理人カ」「損害及ヒ加害者ヲ知りタル時」とは、被害者である被控訴人については、早くても（被控訴人が13歳になった）平成13年8月23日以降であり、法定代理人である母親については、平成14年8月頃であるから、本件提起時（平成15年5月6日）までに3年の短期消滅時効が完成していないとして、440万円の賠償を認容した。また、東京地裁判決平成17年10月14日（判時1929号62頁、判タ1230号251頁）は、産婦人科を経営する医師で祖父である被告から、小学6年生から8年間にわたり性的虐待行為を受けたことにより、PTSD等に罹患し、働くことができなくなったことを理由とした不法行為に基づく損害賠償請求について、原告が、約8年間にわたり、被告から性的虐待を受けていたことを認定し、さらに、当該性的虐待行為と原告のPTSDとの間の因果関係も認められるとして、被告に対して約5928万円の支払いを命じた。

本件は、民法724条後段の「20年」の除斥期間が経過しているか否かが問題とされた点が特徴的である。民法724条後段の除斥期間の起算点は、条文上は「不法行為の時」からと規定されているが、「身に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に

症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解するものが判例（最高裁判決平成16年4月27日（筑豊じん肺訴訟最高裁判決）（民集58巻4号1032頁）、最高裁判決平成16年10月15日（民集58巻7号1802頁）、最高裁判決平成18年6月16日（民集60巻5号1997頁）など）であり、本件高裁の判断も、本件のうつ病を発症したことによる損害は、うつ病を発症した平成18年9月頃であるとした点で、基本的には従来の判例の立場を踏襲しているものといえる。これに対して、本件の評釈の中には、本件「提訴の数ヶ月前に原告の症状が過去の児童期の性的虐待被害に起因するPTSDやうつ病であると診断された時点」を「不法行為の時」と解すべきであったとの指摘もある（松本・2015：167頁）。

なお、民法724条後段の期間制限を「除斥期間」として理解する判例法理に対しては、学説上の批判があり、これを「消滅時効」として理解すべきとする説も有力に主張されている。第189回国会（常会）に提出された「民法の一部を改正する法律案」（いわゆる「民法（債権法関係）改正法案」）では、現行民法724条後段の「20年」の期間制限については、これを「除斥期間」と理解する従来の判例の立場を採用せず、「消滅時効」と理解する立場を採用すること、さらに現行民法724条前段の「3年」の消滅時効期間については、人の生命・身体を害する不法行為に関して「5年」に期間を長期化することが提案されている（詳細については、潮見・2015：43-44頁参照）。

【参考文献】

潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』（きんざい、2015年8月）

松本克美「児童期の性的虐待に起因するPTSD等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」『立命館法学』349号（2013年）1-43頁【文献17】

松本克美「児童期の性的虐待被害に起因するPTSD等の発症に対する損害賠償請求権の時効・除斥期間—釧路PTSD等事件控訴審判決—」『法律時報』87巻11号（2015年10月）165-168頁

（阿部純一）

3 行政法分野

【判例6】 両親がその児童に対して適切に栄養を与えておらず、必要な治療等を受けさせていないとして、児童の入院先の病院が児童福祉法25条に基づく通告を行い、通告を受けた児童相談所の長が同法33条に基づき同児童を一時保護する決定をした事案について、同通告及び同決定がいずれも違法ではないとされた事例（横浜地裁判決平成24年10月30日、平成21年（ワ）第2425号、損害賠償請求事件 判時2172号62頁）

本件は、両親がその児童に対して適切に栄養を与えておらず、必要な治療等を受けさせていないとして、児童の入院先の病院が児童福祉法25条に基づく通告を行い、通告を受けた市の児童相談所の長が同法33条に基づき同児童を一時保護する決定をした後、同市の別の児童相談所で一時保護中の当該児童に対して職員がアレルギー源を含む食べ物を誤って食べさせたため、アナフィラキシーショックにより児童が死亡したことから、児童の両親が損害賠償を請求した事案である。原告は、①通告を行っ

た病院に対して、虚偽の事実を通告したとして民法上の損害賠償を請求し、②児童相談所を設置する市に対して、一時保護決定等が違法であると主張して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求し、また、③児童相談所の職員が誤ってアレルギー源を含む食物を食べさせたため児童が死亡したとして国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、原告による栄養ネグレクト、医療ネグレクトを認定した上で、①本件通告は必要かつ合理的なものであるとして病院に対する請求につき理由がないとして認めなかった。②本件一時保護決定については、「一時的にせよ児童を保護者から強制的に引き離す行為であるから、合理的な根拠に基づいてされなければならない、その判断に合理的な根拠がない場合には、一時保護決定は違法となる」としつつ、児童相談所長の判断には合理的な根拠があり、違法とはいえないとした。このほか一時保護機関の不告知、面会拒否についても、原告らが児童を取り戻す危険があったとして、違法とはいえないとした。これに対し、③誤ってアレルギー源を含む食物を食べさせたことには注意義務を行った過失が認められるとして、原告の請求を一部認容した。

本判決において注目すべきは、児童福祉法25条に基づく通告、及び一時保護決定について違法でないとした判断である。このうち一時保護決定については、一時保護が児童を保護者から強制的に引き離す行為であると指摘して合理的な根拠を求める点が注目される。これに対して、通告については、基本的に通告を受けた児童相談所の側がどのように対応するか責任を負うものと考えられる。通告が誤りであった場合の免責規定の必要性が主張され、児童虐待防止法2004年改正でも通告義務について「児童虐待を受けた『と思われる』児童を発見した者」と改正されたことからすれば、本判決においても通告が必要かつ合理的なものであったことにつき立入った判断が必要であったかは疑問の余地がある。本事案では医学的判断に基づく通告であり、また、必要かつ合理的であるとの認定が可能であったことから立入った判断がなされたものと思われるが、一般的には通告の違法性についてはより緩やかな判断によるべきであろう。

なお本判決は控訴審（東京高裁判決平成25年9月26日、平成24年（ネ）7965号、損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件、判時2204号19頁）において取り消され、原告の損害賠償請求が棄却されている（上告・上告受理申立て）。

【判例7】児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づく児童福祉施設への入所措置につき、当該入所措置処分の決定、当該児童との面会要求の拒絶、当該児童に掛かる生活状況、健康状況、学力状況等の情報提供要求の拒絶がいずれも違法ではないとされた事例（東京地裁判決平成26年3月6日、平成24年（ワ）第28812号、慰謝料請求事件、LEX/DB25518374）

本件は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づいて児童福祉施設への入所措置を採った児童の親が、〔1〕当該入所措置処分の決定、〔2〕当該児童との面会要求の拒絶、〔3〕当該児童に掛かる生活状況、健康状況、学力状況等の情報提供要求の拒絶がいずれも違法であるとして、慰謝料を請求した事案である。

本判決は、一般論として「行政行為には行政庁の政治的・政策的考慮、専門的・技術的考慮が働く

場合が多く、公益の実現をめざすためには行政庁に相当程度の裁量を認めざるを得ないのであって、当該行為が違法となるのは、法律、慣習、条理ないし健全な社会通念等に照らし客観的に正当性を欠くなどの理由からその裁量権の逸脱・濫用があった場合に限られる」との判断を示した上で、「この趣旨は児童の福祉に関する指導・措置についても合致」するとして、児童相談所の所長及び児童福祉司の裁量を導く。

以上のような基本的立場に基き、本判決は〔1〕当該入所措置処分の決定につき、原告において入所そのものに異議を述べた経緯は見当たらないとし、親権者の意に反していない以上、厳密な意味での虐待行為は法律上の要件とされないとした上で、裁量権の逸脱・濫用を否定する。

また、〔2〕面会についても（1）面会場所を児童相談所と指定したこと、（2）面会回数を毎月1回としたことにつき、当該児童との無断面会の事実等から児童相談所として入所先児童養護施設を秘匿している経緯がある以上、施設での面会が児童の福祉に対して支障となると児童相談所が判断したとしてもやむを得ないものであるとし、面会回数についても裁量権の逸脱・濫用を否定する。

さらに、〔3〕情報提供についても、入所場所を開示しないことには十分な合理性があるとし、また、児童養護施設に入所中の児童について、その生活状況、健康状況、学力状況について、親権者に対し、いかなる情報をいかなる方法にて提供するのかについては、児童の福祉に関する指導・措置について委任を受けた児童相談所の所長及び児童福祉司の裁量行為であるとして、裁量権の逸脱・濫用を否定する。

本判決の結論の当否は別として、注意すべきは本判決が、行政行為には行政庁の政治的・政策的考慮、専門的・技術的考慮が働く場合が多く、裁量を認めざるを得ないとこの基本的立場を前提として個別論点についての判断を導いている点である。一般に行政法学においては法律の文言と処分の性質に照らして裁量の有無を判断するとされており、行政行為であるというだけで原則的に裁量を認めるという考え方はとられていない。本判決においては、行政の法的統制という行政法学の基本前提に反する立場がとられているといわざるをえない。

また、裁量権の逸脱・濫用の判断にあたっては、私人の法的地位が重要な衡量要素となるが、本判決においては親権者の法的地位への考慮が十分でない。面会が制限されるのであればなおさら情報提供が求められるのではないかとも思われるが、本判決では情報提供についても具体的根拠を示すことなく裁量が導かれ、その逸脱・濫用が否定される。

【判例8】児童福祉法33条に定める一時保護につき、児童福祉法33条が憲法、及び子どもの権利条約に違反しないとされ、また、面会制限、児童に関する報告義務に関し違法でないとされた事例（東京地裁判決平成25年8月29日、平成21年（ワ）第25349号、損害賠償請求事件、LEX/DB25514582）

本件は、虐待を理由とする児童の一時保護、児童養護施設入所等が違法である等と主張して、当該児童の両親が損害賠償を請求した事案である。原告の主張は多岐にわたるが、とりわけ児童福祉法33条の規定自体について、〔1〕「必要があると認めるとき」という要件は、親権の行使を制限するための条項としてはあまりにも抽象的である、〔2〕令状主義が採用されていない、〔3〕一時保護の期間が

制限されておらず、告知聴聞の機会を与えずに親権を一方的に制約するものであり、適正手続の保障（憲法13条、31条）に違反するとの憲法違反、あるいは子どもの権利条約違反の主張が目を引く。加えて具体的な一時保護のあり方について、面会や児童に関する情報提供が争われる点も注目される。

本判決は、一時保護は「その性質上、高度かつ緊急の必要性を有するものであること」、「一時保護の期間は原則として2月を超えてはならないとされており（児童福祉法33条3項）、必要があると認められる場合には2月を超えて行うことも許容されるが（同条4項）、その場合には必要性についても相当程度厳格に判断する必要があるものと解されること」、「迅速な対応を要する一時保護の際に、親権者又は当該児童に事前に告知聴聞の機会を必ず与えるものとするは相当でないこと、一時保護自体、刑事責任追及のための資料収集に直接結び付くものではないことを総合較量すれば、一時保護をするに当たり、親権者に対し事前に告知、弁解等の機会を与える旨の規定がなくても、憲法31条、令状主義（憲法35条）の法意に反するものとはいえない」とし、面会通信制限も含めて取消訴訟の対象となるから子どもの権利条約にも違反しないとの判断を示した。

また、具体的な面会制限については、児童相談所の所長及び所員に児童の福祉等に関する一定の専門知識を有することが要求されていること（児童福祉法12条の3）を理由に、児童相談所長の専門的合理的な裁量を導く一方、児童に関する報告義務については、子の生活状況や処遇状態についての報告を求める親権者の要請に応じなかったことにより、親権者とその監護教育権の行使を妨げられた場合には、これを違法と評価できる場合があるとしつつ、一時保護や児童福祉施設への入所措置を行われている場合においては、児童福祉施設の長は、入所中の児童の福祉のため必要な措置をとることができる（児童福祉法47条2項）として、親権者に対して、当該児童の福祉を図る観点から相当と認める範囲で当該児童の生活状況や処遇状態を報告すれば足りるとの判断を示した。

本判決においては、一時保護につき定める児童福祉法33条自体の憲法適合性が争われ、令状主義に反しないと判断が注目されるが、取消訴訟の対象となることを理由に子どもの権利条約違反でないとする点は条約の趣旨を適切に理解するものか疑問のあるところである。

一方、面会制限については【判例7】と異なり裁量の具体的な理由付けが一応示されるとともに、報告義務については親権者の地位に言及しつつ報告義務の程度を示した点が重要である。後者についても【判例7】とは対照的に、あえて裁量に言及していないとすれば、裁量の有無につき行政法学の一般的な考え方に近い立場がとられているといえよう。

（横田光平）

IV 主要文献・調査解説

1 児童福祉法分野

【文献1】磯谷文明「民法等改正と児童相談所側の実務」『家裁月報』64巻6号（2012年6月）69—134頁

本論文は、これまで永く児童虐待問題にかかわってきた弁護士としての経験を踏まえ、民法等改正の意義や課題を検討し、改正後の児童相談所による実務対応上のシュミレーションを示している。その前提として、主に東京都児童相談所での実務を中心に虐待対応の内容を紹介し、現行実務の課題をあげる。例えば、児童相談所による調査については個人情報保護との兼ね合いが問題となっており、児童相談所に一般的な調査権限を付与するとともに、関係機関の応答義務ないし調査の囑託等に関する規定が必要であると述べる。改正民法等について詳細に解説するとともに、児童相談所実務としては児童福祉法28条による親子分離制度よりは、新設された親権停止制度を原則として選択すべきであるといった主張もなされており、実務上も有益な資料となっている。

【文献2】細矢郁「児童福祉法28条事件及び親権喪失等事件の合理的な審理の在り方に関する考察」『家裁月報』64巻6号（2014年6月）1—68頁

本論文は、児童福祉法28条事件の審理期間の短縮、長期化防止を目的に行われた東京家庭裁判所における検討の結果を紹介するものである。審理の進め方として、親権者等や子どもの権利に配慮し、手続保障を確保しながら、いかにして迅速な審理を行うかの視点から、家事審判手続の各場面で採られるべき手続が詳細に述べられている。とくに、児童相談所との対応において、家庭裁判所として公正性中立性を維持しつつ、福祉的機能をどのように活かすべきかといった視点が興味深い。また、親権喪失宣告の審理の進め方とともに新たに設けられた親権停止制度の審理についても、医療ネグレクト事件等との関係等が検討されており、改正民法等施行後の審理の進め方を知る上で参考になる点が多い。

児童相談所が児童虐待事件に対する法的介入を行う上で把握しておくべき手続上の留意点を知るだけでなく、制度論として親権制限制度さらには司法関与のあり方全般を考える上でも重要な文献である。

【文献3】小池秀幸「分権型社会における児童相談行政のあり方—児童虐待への対応強化に向けた体制の再構築—」『自治総研』403号（2012年5月）32—69頁

地方分権化が進むなかで、児童相談に関する権限が基礎自治体に移譲され、虐待防止の努力がなされているにもかかわらず、いまだに十分な効果が上がっていない。児童相談所の設置が進められ、児童相談所設置市も法定化されているが、こうした施策が社会の状況に適合しているかは明らかではない。これらの問題関心から、本論文は、児童相談行政の充実が進まない理由を、地方自治の観点から分析し、児童相談行政における適正な事務配分のあり方を検討する。

結論として、以下のような、分権型の児童相談体制への転換を提案する。

- ①広域連合制度の活用により、政令指定都市や児童相談所設置市の児童相談所と都道府県の児童相談所を都道府県単位に再編することを検討すべきである。これにより、異動先を多様化させることができ、職員の計画的育成、職員のモチベーションの維持につながる。
- ②一時保護所、児童養護施設を共同設置し、一体化する方法により相互利用を円滑化する。
- ③2010年の地方自治法改正により行政機関を共同設置することができるようになったところから、この制度を活用する。これにより、基礎自治体への権限移譲と同時に広域自治体における専門的権能の強化を通じて、基礎自治体と広域自治体が担う業務を、重層的で曖昧な関係から、役割分担の明確化を前提にした協力関係に移行させるべきである。

【文献4】 本澤巳代子「家族関係における暴力・虐待に対する日本の立法と対策の特徴—暴力・虐待防止法制に関する比較法的研究—」本澤巳代子、ウタ・マイヤー＝グレーヴェ編『家族のための総合政策Ⅲ—家族と職業の両立—』（信山社、2013年10月）185—202頁

本論文は、著者のこれまでの虐待防止法制に関する科研費研究の成果をもとに、子ども、配偶者、高齢者、障害者への暴力・虐待防止法制について、比較法の観点から論じるものである。わが国の法制度は、研究の対象となるアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、韓国、中国等の制度と比較すると、子どもや女性、高齢者、障害者ごとに虐待防止法を制定している点で特徴的であると述べる。その背景として、戦後のわが国の社会福祉法制が対象者別の個別法として制定され、アメリカ法の強い影響を受けていることを指摘する。

このような特徴から、個別法の対象となる虐待・暴力の態様が明確になるメリットはあるものの、定義から外れたり、児童虐待における18歳問題のように、狭間に陥るケース等が生じてくる。これを防ぐために、関係機関・団体の連携・協力体制の構築、コーディネーターの配置、専門職の質・量の確保、ガイドラインの作成、国・地方公共団体・地域における総合的な支援体制の構築が必要であると指摘する。子ども、配偶者、高齢者、障害者と家族における暴力・虐待を総合的にとらえ、比較法的見地から今後の施策のあり方を検討する上で貴重な視点を提供する文献である。

【文献5】 金ジャンディ「家庭内暴力の実態と被害者に対する支援状況」『阪大法学』63巻5号（2014年1月）178—204頁

本論文は、著者の家庭内暴力に関する諸外国の法律、政策に関する研究の一環として位置付けられる研究成果であり、わが国における家庭内暴力の実態および被害者保護に関する法律・制度を検討し、問題点を明らかにすることを試みている。内容は、配偶者間暴力が主たる対象であるが、児童虐待との関連では、配偶者暴力に関する実態調査については、被害を受けた女性とその家庭の子どもも対象とし、両者に対する総合的な調査を行うべきであると提案する。著者の本論文に続く研究としては、第8期に属する「家庭内暴力の取組上の問題と解決方策」『阪大法学』64巻2号（2014年7月）127—152頁がある。

【文献6】高田清恵「スウェーデンにおける児童虐待と女性への暴力に対する法制度」『琉大法学』91号（2014年3月）1-23頁

本論文は、これまでの一連のスウェーデン児童保護制度研究の一環として、同国における児童虐待と女性に対する近親者からの暴力に関する社会福祉法制を検討する（スウェーデンは、1979年、世界で初めて体罰・虐待を法律で禁止した国である）。児童虐待および女性への暴力に対する同国の法的対応の特徴として以下の点が指摘されている。

- ①児童虐待及び女性に対する暴力が犯罪として位置づけられ、刑事手続の対象としてみる傾向が強い。すなわち、暴力は人権侵害に該当する行為であるとの認識のもとに、これを犯罪として扱う運用が社会的にも相当程度浸透している。
- ②2000年以降、社会福祉法制において予防、支援及び必要性の観点から福祉的対応の拡充がみられる。児童虐待については、子どもの保護と支援に関する法改正が進められ、被害者・児に対する支援や援助がコミューンの行う社会福祉業務の一つに位置付けられることが法的に明記されている。
- ③女性に対する暴力に比べて、児童虐待に対してはより強制力をもって対応する制度とされている。
- ④関係機関間の協力・連携が重視され、拡充されている。
- ⑤被害者・児に対する社会福祉上の支援・援助が手厚く行われている。例えば、児童虐待においては家族そのものに対する支援を重視し、暴力の未然防止とともに家族再統合支援が積極的に行われている。

以上のように、スウェーデンでの対応は、わが国と共通する部分も少なくない。他方、わが国と異なる対応としては以下の点が注目される。

- ①検察官は、加害者への訪問禁止、退去命令等を発出することができる。
- ②被害を受けた未成年者について犯罪捜査等が行われる場合、親権者が代理人となるのが不適切なときは、特別代理人が選ばれる。
- ③社会福祉法制上、児童虐待の範囲は「好ましくない発達の危険にさらされている児童」と規定され、保護の対象として被虐待児が含まれると構成されている。
- ④児童に関わる専門職には、わが国と同様、とくに通告が要請されるが、一定の者（家庭相談部門に従事する者）については、家庭内の身体的、性的、精神的虐待の場合のみ通告義務を負うとされる。
- ⑤関係機関・者は社会委員会から情報の提供を求められたとき、調査に重要な意味を持つ可能性あるすべての情報を提供する義務が課されている。
- ⑥社会委員会は、裁判手続なしで児童の緊急保護をすることができるが、保護決定後速やかに裁判手続を行い、通常の強制保護に移行しなければならない。
- ⑦親権者の同意または15歳以上の子どもの同意により、社会委員会は援助決定にもとづき、ケア・支援、援助を行う。
- ⑧親権者または子ども本人の同意によらない強制保護がなされたとき、社会委員会は少なくとも

1ヶ月に1回以上、当該強制保護の必要性を再検討しなければならない。子どもが同一のファミリーホームに3年以上居住するとき、社会委員会は、親権移転請求を行う必要性を検討しなければならない。

⑨親子分離がなされているとき、親と子どもの交流の権利保障が重視され、社会委員会は可能な限り交流の機会を設けなければならない。

以上のように、スウェーデンでは、児童虐待に対する刑事的対応が強化されているが、福祉的対応についても、子どもと親の権利に対する配慮が十分になされ、裁判所の関与や支援の制度が用意されている。公的・強制的介入と福祉的支援の双方を有機的に構成し、運用するにあたり、「人権」の視点から制度のあり方を検討する重要性を認識することができる文献である。

【文献7】池谷和子「アメリカにおける家族の崩壊と『子どもの権利』—児童虐待防止法制度の素材として—」『東洋法学』57巻3号（2014年3月）173—203頁

本論文は、児童虐待という社会病理の解決に対し、「子どもの権利」の視点が有効なのかとの疑問から、アメリカの児童虐待の状況と防止法制度の課題を検討し、わが国の児童虐待防止法制度の「盲点」を考察することを目的としている。「子どもの権利」については、子どもが親の義務不履行を裁判で争ったり、国を訴えることは親密な関係を壊すことにつながるところから、虐待という場面では健全な家族に国は口を出すべきではないとの要請を尊重する必要があると述べる。むしろ子どもを養育することで社会を支えるのは家庭であり、子どものために家庭を保護することも法制度の重要な役割であるとす。そのうえで、子どもにとって最も必要なのは「関係」であって、「権利」の名のもとで孤立化された利益ではないと主張する。

アメリカの虐待防止法制度について、虐待の定義については、定義の両義性による困難性を指摘し、罰則付きの通告制度により医師と患者の関係性が阻害され、かかる通告制度による通告の急増により、本来救済されるべき子どもが児童保護機関の多忙化により救済されなくなる恐れがあるとの意見を紹介する。また虐待の事実のない家庭に対する「冤罪」が増加したとも指摘する。加えて、虐待事件の裁判手続が対立構造をとっているため、親子間に緊張関係がもたらされ、手続の長期化に繋がることを指摘する。里親制度を利用した子ども保護制度については、親子分離における子どもへの心理的負担に伴うマイナスがあり、虐待親に対する治療プログラムは一般的な夫婦向けのカウンセリングであり、根本的な解決にはならないと述べる。

結論としては、アメリカの虐待防止法制度は人間「関係」を度外視して作られた制度であり、法制度制定当初の目論見から大きな隔たりが生じているとする。現在のアメリカの虐待防止法制度は、「自分の子どもを傷つけた親が恐れることなく訪問できる場所、親と子どもが何が起こったかを率直に話せる場所、脅かされたり罰を受けることを恐れることがない場所が確保されていない」と指摘する。その上で、現在の虐待防止法制度の問題を解決するためには、「子どもを育てる家庭で失敗を経験した人に対する、同情と信頼と励ましに基づいた懲罰的な色彩を帯びない新しいアプローチによるべき」との主張を紹介する。最後に「子どもの幸せを願うあまりに虐待の範囲を拡大し、些細なことでも国

家が家庭に強引に介入しようとするのであれば、逆に家庭内の人間関係をギクシャクさせ、家庭そのものを崩壊させかね」ず、それにより、「家庭外へと放り出される子どもが増えることになる。」と述べる。子どもの側から見たときには、実の親子関係が重要なのであり、できる限り切り捨てることなく、家族を救うことが本来の虐待防止につながるものであり、安易に家族介入や里親、養子縁組に依存しすぎないことが大切であると結論付ける。

児童虐待防止政策の方向性を検討するに当たり、わが国が大きく依拠してきたアメリカの法制度の動向やその功罪を認識しておくことはきわめて重要であり、本論文は概括的ではあるがアメリカの制度の課題を簡潔に整理している。わが国においても、児童虐待に対すさまざまな強制的介入制度が導入・運用され、介入的ケースワークが活用されている現状で、アメリカの経験から示唆される部分は多いといえよう。

【文献 8】所貞之「児童虐待問題にみる児童福祉施策の変容と展望」『城西国際大学紀要』22巻 3号（2014年 3月） 1—16頁

本論文は、児童虐待対策の沿革を概観し、その特徴を①家族への介入及び支援の拡大と強化 ②ニーズのリスク化 ③リスクアセスメント手法の導入 と整理し、児童虐待施策の既存の「枠組み」の限界と課題を考察し、「児童虐待時代」の児童福祉施策の展望を探ることを目的としている。

①については、児童虐待問題の出現は児童虐待施策に対して『問題を抱える家族に寄り添う支援体制から管理介入する権限を持つ支援体制へと転換』することを迫るものととらえる。②については、「児童虐待時代」の児童相談所における援助では、家族からの分離の必要性の有無をまず判断することから入るものとされる点で特徴的であるとし、③については、「親と対立してでも子どもを守る」介入的ソーシャルワークが求められるようになったと指摘する。こうした動きに対して、「社会福祉という存在自体が抱える理念的なあいまいさやあやうさの課題」に直面することを余儀なくされるかもしれないとの見解（山野良一）を紹介する。

以上のようなリスク回避に力点を置く対応は、本来の児童福祉ではないはずであり、今後は、児童虐待問題が児童福祉に与えた影響をさらに検討し、「子育て環境の福祉的保障」を実現できる新たな制度「枠組み」構築に向けた研究の必要性を主張する。

児童虐待に対する介入的ケースワークが「本来の」児童福祉に与える影響を検討し、子育て支援、健全育成施策との整合性をもった児童福祉施策の構築を進める必要性を指摘する重要な文献である。

【文献 9】「<特集>司法関与と虐待」『子どもの虐待とネグレクト』16巻 3号（2014年12月） 240—269頁

児童虐待対応への司法の積極的関与については、これを積極的に進めるべきであるとする意見の一方、現在の児童相談所や裁判所の状況から、司法関与の推進には慎重な意見もある。こうした現状から、岩城は「特集にあたって」で、①児童相談所による対応のあり方（児童相談所の一極集中主義の見直しとその人的整備の必要性） ②裁判官や調査官等の司法における人的・質的充実、裁判外紛争解決

手続（ADR）のような準司法的制度の新設や治療受講命令等の司法関与のあり方が検討課題であると指摘する。こうした状況から、本特集は、司法の積極的関与を「阻んでいる条件・状況を明らかにし、現実に実現可能な対応や変革すべき制度について検討すること」を目的に組まれたと説明する。

久保健二「虐待対応における課題と困難」242—274頁

児童相談所の専任弁護士としての経験をもとに、虐待対応の現場から見た司法関与のあり方として、子ども及び親の権利保障、児童相談所の負担の軽減が必要であるとの観点から、一時保護に対する司法審査、臨検・捜索における要件の緩和、面会交流に関する司法審査等を提案する。

吉田恒雄「子どもの権利条約からみたわが国の子ども虐待防止法制の課題」250—255頁

子どもの権利条約における児童虐待防止に関する条項を概観し、国連子どもの権利委員会からの勧告等とそれに対するわが国の対応を紹介する。同条約からみた残された課題として、児童虐待防止体制の充実、性的虐待への対応、体罰禁止の法的明示をあげる。

山本恒雄「介入型ソーシャルワークと司法関与」256—262頁

従来、わが国の児童相談所が行ってきた「相談支援型ケースワーク」が「機能破綻の危機」に瀕することになり、とくに都市部の児童相談所では「介入型ソーシャルワーク」による対応が徐々に認識されはじめた。子どもをめぐる親権・国家との関係を十分に検討することなく、児童相談所が対応してきたことが現在の親権者と児童相談所の対立の背景にあると分析する。この問題の解決には、子どもの安全と最善の利益を軸とした児童福祉上の支援と、親権に対する法的制限の判断行為としての司法関与を分離・併行の制度とすることが必要であると述べる。児童虐待への司法関与を検討するに当たり、——その詳細は明確ではないが——新たな「権利擁護機関」ともいえる組織を提言するものであり、興味深い。

石田文三「司法関与における裁判所の機能」263—268頁

従来、裁判所の役割は過去の事実の確定にあるが、家族関係事件のように将来の予測であっても紛争解決や人権を守るためには、法律によってこれを裁判所の役割にすることができるし、裁判所は判断機関としてのポジションにこだわることなく、子どもの成長にとって最もふさわしい方法について裁判所スタッフ等の協力を得て考えていく必要があると述べる。この関係で、児童福祉法28条事件においても家族再統合を可能にするだけの児童相談所の人員増や指導命令制度の創設を提案する。ただし、一時保護に対する司法関与については、児童相談所の人員確保ができなければ児童相談所の負担増になるため、慎重に検討すべきであると指摘する。

川崎二三彦「原胤昭に叱られた」269—274頁

明治期に被虐待児の保護に携わった「原胤昭」との対話の形をかりて、一時保護への司法関与について語り、司法関与制度を設けることだけで事態が解決できるか否かとの疑問を投げかける。

(吉田恒雄)

2 民法分野

【文献10】飛澤知行「児童虐待防止のための親権制度の見直しについて—平成23年民法等一部改正—」『戸籍時報』689号（特別増刊号）（2012年10月）1—97頁

本稿は、2011年民法改正の立案担当者之一人である著者が、「家族法・戸籍制度研究会」第22回定例研究会（2012年6月30日）において行った講演の記録である。講演では、児童虐待防止を主眼として行われた2011年親権法改正に至る経緯を説明した後に、民法及び児童福祉法の改正のポイントを逐条的に解説する。講演の最後に、著者は、「感想めいたもの」と断った上で、本改正法によって導入された親権制限制度の実効的な機能の成否が児童虐待防止対策をにらんだ運用の在り方にかかわってくること、地域ネットワークの再構築に向けた支援のように行政機関に代わって問題に対応できる仕組みづくりが重要であることなど、運用体制や環境整備を今後も検討していくことの必要性を説く。

著者により編まれた2011年民法改正についての解説書として、飛澤知行編著『一問一答 平成23年民法等改正 児童虐待防止に向けた親権制度の見直し』（商事法務、2011年）が第6期に刊行されており（同書の紹介については、吉田恒雄編著『日本の児童虐待防止・法的対応資料集成—児童虐待に関する法令・判例・法学研究の動向—』（明石書店、2015年）751頁（高橋由紀子解説）参照）、同書では、一問一答形式で改正の意義や制度の趣旨が網羅的に解説される。同書と本稿をあわせて読むことで、児童虐待防止のための2011年民法改正の意義や内容がよりよく理解できるものといえる。

【文献11】細矢郁「民法等の一部を改正する法律の概要」『ケース研究』311号（2012年5月）74—91頁

本稿は、裁判官である著者が、「主として家庭裁判所における家事実務に関係が深い部分について」、2011年の「民法等の一部を改正する法律」による改正の概要を紹介するものである。はじめに「改正の経緯」に簡単に触れた後に、「民法」「児童福祉法」「戸籍法及び家事審判法」の順に、改正のポイントが要領よく解説される。改正法の内容を概観する際に、有用な文献である。なお、著者による今期の論考として、細矢郁「児童福祉法28条事件及び親権喪失等事件の合理的な審理の在り方に関する考察」『家裁月報』64巻6号（2012年6月）1—67頁【文献2】があり、同論文では、東京家裁において検討された合理的な審理の在り方が裁判実務家を主たる読み手として想定して論じられている。

【文献12】許末恵「児童虐待防止のための民法等の改正についての一考察」『法曹時報』65巻2号（2013年2月）1—38頁

本稿は、2011年の「民法等の一部を改正する法律」の意義と問題点を検討するものである。筆者はすでに前稿（許末恵「児童虐待防止のための親権法改正の意義と問題点—民法の視点から」『法律時報』83巻7号（2011年6月）65—83頁）において、審議会等の議論を踏まえて法律案段階での改正法の意義と問題を検討していたが（前稿の紹介については、吉田恒雄編著『日本の児童虐待防止・法的対応資料集成—児童虐待に関する法令・判例・法学研究の動向—』（明石書店、2015年）752—753頁（高橋由紀子解説）参照）、本稿では、前稿では扱うことのできなかつた事項や、改正法の成立後に新

たに生じた疑問を検討することとされている。

改正法は、身上監護に関する民法820条において「子の利益のために」という文言を追加した。この点について、子の利益が裁判所の判断基準として規定されたことを指摘しつつ、「親権者が子の利益のために親権を行使したかどうかを裁判所が直截に判断することは、親権の権利性に対する不当な制約を招き、親権者に認められた自由な判断の領域を不必要に制限する危険性を持つ。」(17頁)と、懸念を述べる。親に対する支援や援助が十分に保障されることなく親権を制限されることには、子にとっても、親による養育を受ける機会を奪われることを意味するとされる。基本法において親の権利を認め、社会法において親への支援を取り込んだ制度を構築しているドイツ法と比べて、「そのような制度的背景もなく、児童虐待防止のためとはいえ、もっぱら親権（の権利性の）制限の点から子の利益を捉えること」に対する疑問が述べられる(19頁)。

新設された親権停止制度に対しては、すでに前稿においていくつかの問題が指摘されていたが、本稿では新たな問題の指摘もなされる。まず、親権停止と親権喪失との関係について、親権停止制度では一時的な親権の停止が子の福祉に適うと考えられる事案が想定されているものの、親権停止の効果も親権全部の行使の停止であることから、親権喪失よりも効果が軽いと言い切れるか疑問であるとされる。不適切な養育を伴わない医療ネグレクトや親権の個別の権利行使が問題となる場合には、過剰な権利制限が生じ、緊急な対応が必要な場合には、親権の一時停止を本案とした保全処分によることになる点などは、これまでの親権喪失審判と同様の問題であることが指摘される。そして、親権停止の要件の軽さに対応する効果としてはむしろ重いと評価できることが指摘される。また、民法上の親権停止制度と児童福祉法上の28条審判との関係についても検討される。両者のいずれを見相は優先すべきかについては、保護者が指導に従う意欲を削がないという観点や親権停止は権利制約の程度が大きいとの考えから児童福祉法28条による措置を優先すべきとする児童福祉実務・家裁実務の立場と、児童福祉法28条審判の効果の不明確さや親権停止の際に見相の措置の自由な選択が可能になることなどから親権停止審判を原則として選択すべきとの立場がある。これに対して、筆者は、「……これらの利点は、親権を停止しなくても、児童福祉実務が本来備えておかなければならないはずのものである。」「……本来ならば児福法等の改正によって行うべき児童福祉実務の改善を民法上の措置や民法の改正によって行うようなことは避けるべきである。」(33頁)と主張する。

【文献13】坪井節子「虐待と親権制度—傷ついた子どもに寄り添って—」『家族研究年報』39号(2014年)5—16頁

筆者は、「今晚、帰る場所がない」子どもたちの緊急避難のためのシェルターとして2004年に東京で開設された「カリヨン子どもの家」を運営する社会福祉法人の理事長である。本稿では、まず、子どもシェルターの概要とシェルターに逃げてくる子どもたちの状況が紹介される。「子どもは親の所有物という考え方が根強かった日本社会では、虐待が発見されても、親権者から子どもを保護しなければならない場面でも、親権者の『権利』が非常に強く主張され、子どもを親とは別のひとりの人間として、その存在を、その意思を尊重しようという方向には、なかなか動かない。」(11頁)という言

葉は、長年、子どもの権利擁護のために活動してきた筆者の実感でもある。筆者は、2011年民法改正による親権制度に言及しつつ、新制度の今後の運用によって、虐待された子どもを親権者から守るための実務が改善されることに期待を寄せる。その一方で、実際に子どものシェルターに避難した子どもを保護する現場で直面した親権の問題として、親の協力を得なければならない様々な場面（就労にあたっての身元保証、携帯電話購入、入学願書や誓約書への親の署名、アパートの賃貸借契約の同意）があること、性的虐待を受けた子ども本人が実父を告訴することに母親が親権者として反対している場合に、これを超えて手続を進めることが子どもにとって大きな精神的負担となることなどが挙げられる。新設された親権停止制度がこのような場面で有効に機能するのかという問いかけに続けて筆者は述べる、「制度改正はあっても、現場での課題の解決には、ただちに結びつかないことも多いだろう。課題を明らかにしながら、さらに子どもの権利保障のための制度改善の道を探っていかなければならない。」と（16頁）。

【文献14】新・アジア家族法三国会議編『親権と未成年後見』（日本加除出版、2014年9月）

本書は、2012年11月24日に、韓国の高麗大学校で開催された「第2回新・アジア家族法三国会議」（テーマ：親権と未成年後見）における個別報告（韓国5名、台湾2名、日本3名）に関する論考を収録する。本会議では、①親権・未成年後見法の現況と改正の動向、②子の福祉と親権法の課題、③親権と未成年後見との関係という3つの個別テーマが設定され（「企画の趣旨」：同書1頁）、第1章「韓国の親権と未成年後見」、第2章「台湾の親権・未成年後見制度」、第3章「日本の親権と未成年後見」の3つの章から本書は構成される。特に、児童虐待との関係で注目されるのは、以下の各論考である。

韓国では、増加しつつある児童虐待問題及びそれに対する実効性ある対応の必要性が認識され、2014年1月28日に「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」（以下「特例法」）が成立し、2014年4月には親権の「一部停止・一時停止」、特に医療ネグレクトを念頭に置いた「親権者の同意に代わる決定」の新設を含む民法改正案（以下「改正案」）が国会に提出された。本会議では、韓国における「特例法」「改正案」の内容が詳細に紹介されている。まず、李垠廷「親権制限の柔軟化」（第1章第3節：同書35-46頁）は、当時の韓国法における親権制限の限界を具体的に明らかにした上で、親権の一部・一時制限制度の導入など親権制限の柔軟化の必要性を説きつつ、改正案の内容を紹介する。鄭求兌「児童虐待と親権・未成年後見」（第1章第5節：同書61-73頁）は、児童虐待の概念と発生状況をみた上で、2014年1月に成立した特例法のポイント（児童虐待行為者に対する臨時措置、被害児童に対する保護命令）を紹介する。日本における2011年民法改正では見送られた、「親権の一部制限」や裁判所による「親権者の同意に代わる決定」を積極的に導入しようとする韓国法の動向は、注目されるものである。

台湾においては、2011年にそれまでの「児童及び少年福利法」を改正し、名称も新たに「児童及び少年の福利と権益保障法」（以下「児少保障法」）とされた。鄧學仁「子の福祉と親権法の課題」（第2章第2節：同書93-111頁）は、児童虐待の危険要因として、父母の薬物乱用・アルコール中毒があることが認識されており、児童の父母・後見人が薬物乱用・アルコール中毒によって指名手配・勾留・強制治療・入獄したときに、警察・検事・判事がその家にいる12歳以下の児童の生活状況を積極

的に調査するとする法改正が2012年に成立したが、児童虐待の問題があまり改善されていないことを指摘する。その上で、改正された児少保護法の要点として、①身分権益の保障、②私人間の養子縁組の原則禁止、③家庭式保育サービスの登記制採用、④マスメディアの報道環境の健全化、⑤市町村の長を児童保護の通報人として増設、⑥マスメディアによる子の身分情報の報道についての制限、⑦司法処遇を受ける児童及び少年への支援、⑧児童及び少年の福利機構の欠格事由の増設、⑨父母・後見人・実の世話人の特別義務について紹介する。さらに、親権制度の問題点を実際の事件を紹介しながら明らかにし、将来の親権法の発展すべき方向性を示す。

日本法については、棚村政行「児童虐待と親権・未成年後見制度の見直し」（第3章第2節：同書123-135頁）が、日本における児童虐待問題の現状、虐待防止法制の改正の歴史、2011年民法及び児童福祉法改正の内容を紹介した上で、今後の日本法における検討課題を明らかにする。

【文献15】床谷文雄＝本山敦編『親権法の比較研究』（日本評論社、2014年8月）

本書は、比較法学会第76回総会（2013年6月2日、於：青山学院大学）における、シンポジウム「親権をめぐる比較法的課題—日本の課題と各国の対応—」（シンポジウムの詳細については、『比較法研究』75号（2013年12月）1-124頁参照）で紹介された7カ国の法制に新たに9ヶ国（地域）の法制を加えて、各国の親権法の状況を紹介・分析する研究書である。

比較対象とされるのは、以下の法制である（カッコは執筆者名）。すなわち、英米法として、「イギリス」（田巻帝子）、「アメリカ」（山口亮子）、「オーストラリア」（小川富之）、「ニュージーランド」（梅澤彩）、「シンガポール」（清末愛砂）、大陸法として、「ドイツ」（床谷文雄・稲垣朋子）、「オーストリア」（渡邊泰彦）、「フランス」（栗林佳代）、「イタリア」（椎名規子）、「ブラジル」（マルセロ デ アウカンタラ）、北欧法として、「スウェーデン」（千葉華月）、東欧法として、「ポーランド」（小森田秋夫）、アジア法として、「中国」（朱擘）、「台湾」（黄淨愉）、「韓国」（金亮完）、「インド・パキスタン」（伊藤弘子）が取り上げられる。「日本法」については、実務家からの視点として、榊原富士子弁護士と打越さく良弁護士の論考が、「各国法からの示唆」として、最後に本山敦教授のまとめがなされている。

本書自体は、児童虐待に特化したテーマを掲げるものではないが、各国の親権制限制度の状況を知る上で必読の書であるといえる。

【文献16】金子修編著『逐条解説・家事事件手続法』（商事法務、2013年10月）

家事事件手続法は、2011年5月に成立し、2013年1月1日から施行された。本書は、この新しい家事事件手続法の立案担当者らによる逐条解説書である。制度の概要だけでなく、旧法との関係や立法の背景にも言及されており、今後の実務において新法の立場を知るための必読書である。なお、金子修編著『一問一答・家事事件手続法』（商事法務、2012年）は、Q & A方式で新しい家事事件手続法の内容を紹介する文献であり、本書と併せて読むことでさらに家事事件手続法の理解を深めることができる。

【文献17】松本克美「児童期の性的虐待に起因するPTSD等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」『立命館法学』349号（2013年）1—43頁

本稿は、児童期に受けた性的虐待を理由とした損害賠償請求権の行使が、その特徴から、加害行為から長期間を経てはじめて行われた場合に、民法724条に定める損害賠償請求権の消滅時効（「損害及び加害者を知った時から3年」：民法724条前段）や除斥期間（「不法行為の時から20年」：民法724条後段）の経過により裁判所によって棄却される可能性があるという問題を本格的に論じたはじめての論文として注目される。筆者は、損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間を一貫した研究テーマとしており、これまでも養父による性的虐待について消滅時効の起算点が問題となった福岡高裁判決平成17年2月17日の評釈を著している（松本克美『続・時効と正義—消滅時効・除斥期間論の新たな展開—』（日本評論社、2012年）259—267頁）。

筆者は、まず児童期の性的被害の特色として、加害当時に被虐待児の心身に重大な影響を及ぼすだけでなく、成年後にも長期間にわたって深刻な影響を与え続けることがあることを指摘する。そして、児童期の性的虐待被害が発覚しにくい理由として、①加害者の巧みな操作、②被害の隠匿に関する親の関与、③罪悪感・自己嫌悪感、④語ることばをもっていないことの4点を挙げる。また、長期間経過してはじめて損害賠償の提訴が行われる要因については、「児童期には性的虐待の意味もわからず」「わかったとしても他人に言えない状況の中におかれている」ために、児童期に父親や親族に対して不法行為の責任を追及することが無理なこと、大人になってPTSDなどの症状が出て、その原因が幼少期の性的虐待にあることを認識できなければ、加害者に不法行為責任を追及することができないと述べる。

本稿では、「3年の消滅時効の起算点」と「20年の期間の起算点」（筆者は民法724条後段の期間制限を「除斥期間」でなく「長期時効」と解する）のそれぞれについて、これまでの判例及び学説における議論の状況が丹念に分析された上で、児童期の性的虐待の特色を踏まえた時効の起算点が明らかにされる。「3年の消滅時効の起算点」については、その被害の類型（①継続的加害行為、②後発潜在型被害、③潜在進行型被害、④不法行為性隠匿型被害）に応じた分析がなされ、さらに性的行為の意味の理解と家庭共同体内での提訴の困難性に鑑みて、加害者が親権者である場合には、起算点は被害者が成年に達して以降と解するとする。「20年の期間の起算点」については、児童期の性的虐待に起因したPTSD等が長期間経て成人後に発現した場合に、不眠症やうつ状態などの現在の症状が児童期に受けた性的虐待が原因のPTSD等であると医師によって診断された時点を起算点とすべきであるとする。被害者からの損害賠償請求に対して加害者が消滅時効の援用ないし除斥期間経過の主張をすることに対しては、加害者が児童に対して被害の告発を明示的に威嚇していたか否かにかかわらず、権力関係を背景に、被害の告発を許さない心理状態を加害者自身が作り出していることを理由として、これを権利濫用として許さないと解するとされる。さらに、フランスやドイツにおいては、性的虐待の被害者の権利を保護できる法制となっていることを紹介し、立法論的な提言として、日本で進められている債権法改正においても検討されるべき旨を主張する。

本稿の公表前の平成25年4月16日に釧路地裁は、叔父から幼少期に受けた性的虐待に起因する

PTSD等の発症の被害に対する女性の損害賠償の請求を除斥期間の経過を理由として棄却した（その後の高裁判断を含む事件の詳細については、【判例5】の解説を参照）。本稿の最後では、本事件に対して、上記のような筆者の立場からの批判がなされる。なお、本件の控訴審では、筆者の主張をそのまま認めたわけではないが、結論として原告の損害賠償請求が認められている（筆者による控訴審の評釈については、松本克美「児童期の性的虐待被害に起因するPTSD等の発症に対する損害賠償請求権の時効・除斥期間—釧路PTSD等事件控訴審判決—」『法律時報』87巻11号（2015年10月）165－168頁を参照）。

（阿部純一）

3 刑事法分野

【文献18】大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』（2014年）

本書では、日本の刑事立法や刑事司法における性差別が性暴力の克服を困難なものとしているという問題意識から、その問題を明らかにするとともに、諸外国の法制度を紹介している。児童虐待に関連する提言としては、児童福祉法における児童淫行罪や青少年保護育成条例における淫行処罰規定といった「特別法の……諸規定を整理し、刑法又は1つの特別法に組み込んだ立法を行うこと」や、強姦罪その他を親告罪とする規定の廃止に加え、司法面接の際に録音・録画された供述を有罪の証拠とできるようにする「陳述録画制度」の導入が挙げられている（雪田樹里＝斉藤豊治）。

このうち刑罰規定を整理したかたちでの立法については、“性的虐待罪”の新設をも意味するものであるが、その内容として、「構成要件そのものの客観化」が提言されている。この提言によれば、“性的虐待罪”の構成要件は、「兇器を用意して暴行もしくは脅迫している場合」や「加害者が権威ある立場であり、被害者は……拒否できない場合」などの要件を満たせば、不同意であることの立証責任が被告人に転換される（または不同意が推定される）ようなものとなる（雪田樹里＝斉藤豊治）。

この提言の論拠として挙げられるのは、実際の刑事裁判にあって、不同意の事実すなわち行為が被害者の意思に反するという事実の証明は種々の困難を伴うこと（要するに、被害者の態度といった状況証拠や被害者の供述から不同意を認定するのに困難が伴うこと）である。これ以上に、そもそも「すべての性行為は不同意であるという前提から物事を考えて行くことが必要である」といった見方も示されている（後藤弘子）。この見方は、性犯罪一般について暴行・脅迫の存在を犯罪の成立要件から外す可能性も内包しているため、通常的女性を対象とした行為について「意思に反すること（性交に関する合意が否定されること）を間違いなく確信することのできない事例を強姦罪として有罪とすることを意味することとなりうる」という理由から、この見方に警戒の目を向ける見解もある（井田良「性犯罪処罰規定の改正についての覚書」『慶應法学』31号（2015年2月）43－60頁[52－53頁]）。もっとも、子どもを対象とした“性的虐待罪”の構成要件について暴行・脅迫の存在を要件から外すことは、諸外国の例（本書ではイギリス（川本哲朗）、フランス（島岡まな）、ドイツ（高山佳奈子）、アメリカ（斉藤豊治）、韓国（崔鐘植）の立法例が紹介されている）にならなくても当罰性を認めうるため、

問題が生じないものと一般に考えられている（なお、児童淫行罪などの規定を参照）。

【文献19】丸山雅夫「児童虐待への刑事的対応」『南山法学』38巻1号（2014年）1—26頁

「児童虐待への刑事的対応……の不充分さ」や「児童虐待関連犯罪の積極的な立法の必要性」などに関する指摘・主張の存在を「前提としながら、児童虐待事案への刑事的対応のあり方について考察する」ことを目的とした論考である。児童虐待の防止に関する法制度の変遷を概観し、児童虐待を犯罪として捕捉しえる罰則規定が古くから刑法典にあるということを踏まえ、新たな罰則規定を新設することの実質的な意義・理由について検討したうえで、性的虐待および身体的虐待を対象とした犯罪類型の新設については「立法の意義と一応の必要性」を認めるとともに、児童相談所による対応の改善に向けた法の整備を喫緊の課題と位置づける。

刑事法の学説全体における多数派は児童虐待に特化した罰則規定の新設を不要と考えているという見方に立脚して、新たな罰則規定の新設を主張するときは、「既存の犯罪構成要件では対応できない事案があり、そしてそうした事態が見過ごせないものであることなど、現行の対応では不充分であることを根拠として展開されなければならない」と論じる。そのうえで、既存の規定による対応が過度に抑制されているわけではないことや、刑事裁判における量刑が通常の事案と比べて総じて軽すぎるような状況は（心中事案を別にすれば）認められないことに加え、社会の規範意識を向上するための象徴性も単独で立法の根拠とすべきでないことから、これらの文脈で論じる限り、従来とは異なる構成要件の設定や法定刑の引き上げを正当化するのは困難であるという見解に立つ。他方で、児童相談所の対応に向けられる批判の裏返しとして刑事的対応の積極化を論じることについては、児童相談所の体制や実態が適切な対応にふさわしいものなのかという問題意識をもとに、「児童相談所のあり方を改善したうえで、適切な判断を担保する体制を整備する」ことが提言されている。

性的虐待に関しては、改正刑法草案における「保護・監督関係にある者の偽計・威力による姦淫」を念頭に置いて、当罰性があるのに既存の構成要件によって捕捉しえない行為を認め、新たな犯罪類型の新設に対する一定の説得力を認め、同時に非親告罪とすることの必要性も肯定する。また、身体的虐待については、継続性を有した暴行を念頭に置いて、暴行罪よりも重い法定刑の罰則規定を設ける余地などに言及する。

本稿は、「安易な刑罰権の発動の前に、できる限り福祉的対応の努力が払われるべきことが当然の前提」であり、その前提に立って、児童福祉の専門機関である児童相談所が「福祉的対応を継続すべき虐待事案と刑事的対応も止むを得ない虐待事案とを正確に判断して区別」できるように法の整備が進められなければならないものと明言する。この言明からうかがえたとおり、本稿は全体として、解釈学の見地から刑法の謙抑性や断片性といった基本命題に留意するというスタンスを堅持しているとともに、少年法の研究に携わる立場も影響して、福祉による対応の意義を強調する。

【文献20】岡田行雄「子ども虐待への刑事法的介入」『熊本法学』129号（2013年）120—84頁

「近時の子ども虐待ケースへの刑事法的介入の現状を踏まえた上で、……介入の拡大を志向する近

時の実務・理論の動向だけでなく……介入それ自体についても、刑事法理論及び日本国憲法が提示する価値の観点から検討を加えることを通じて、……子ども虐待ケースへの刑事法的介入のあり方を明らかにする」ことが論考の目的となっている。そして、本稿の結論が大綱的なものであって詳細な論証は今後の課題として残しているという断りを入れたうえで、刑事法的介入の拡大を志向する動きには消極的な姿勢を示している。

裁判例にみられる刑事法的介入の拡大の動向に対しては、児童虐待を扱った近時の裁判例が以前と比べて適用する条文の点でも量刑の点でも拡大・厳罰の方向にあるという評価を示したうえで、不真正不作為犯の成立や故意の認定に関して罪刑法定主義や責任主義の観点から疑義を抱かせるような傾向があるものと論じる。また、刑事法的介入の拡大を志向する見解に関して、特別予防を目的とした新たな犯罪類型の新設や非刑罰的措置の創設に対しては、その効果に疑問を投げかけるのとともに、児童虐待の疑われるケースに捜査機関が介入するときのデメリット（親子のケアと家族の再統合に対するマイナスの効果）の大きさを懸念する。また、捜査が安易に優先・先行すれば（捜査機関による独自の判断と取り組みゆえに）福祉の配慮に欠けるような対応が深刻化するという問題も指摘する。いずれの事項についても、刑法の基本原則や子どもの成長発達権といった視点から、刑事法的介入を最終手段と位置づけなければならないことが強調されている。

（岩下雅充）

4 憲法・行政法分野

【文献21】横田光平「行政法学からみた『悪魔ちゃん』事件—戸籍法と「法律による行政の原理」・適正手続の保障・裁判を受ける権利」『自治研究』88巻10号（2012年10月）57—80頁

児童虐待問題を法的観点から考察する場合、子ども・親・国家の間の法的関係を問うことは基本的な視点といってよい。本論文は直接には戸籍法に関する「悪魔ちゃん」事件を素材とするものであるが、同事件における戸籍事務手続に焦点を当てることによって子ども・親・国家の間の法的関係を問うことを通じて、児童虐待問題の法的考察についても示唆を得ようとするものである。

まず同事件の概要及び家事審判の内容を紹介した後、命名権の濫用と国家介入の関係について、問題の基本構造を確認した上で、本論文は、同事件の手続のあり方につき、行政法学の基本原則である①法律による行政の原理、②適正手続の保障、③裁判を受ける権利の3つの観点から批判的な検討を行う。具体的には、①法律による行政の原理の観点からは、戸籍法の明示する要件に該当しないにもかかわらず法律の根拠に基づくことなく出生届の受理が拒否された点を批判する。②適正手続の保障の観点からは、戸籍法における届出の受理が行政による職権行使の制約を伴うなど重大な法効果を有するものであることを確認した上で、届出の受理に関して理由付記制度の不備を指摘し、さらに司法の事前関与の仕組みが求められるとする。とりわけ後者については児童虐待に係る児童福祉法28条1項の承認審判の手続が参考とされる。③裁判を受ける権利の観点からは、当時の戸籍法118条（現行法では121条）に定める市町村長の処分に対する家庭裁判所への不服の申立ての審判につき、行政訴訟との関係を問い、児童福祉法28条1項の審判と取消訴訟の関係に係る東京地判平成20年7月11日・

裁判所HPが、取消訴訟において確定審判の認定・判断に反する主張をすることはできないとした判断を「裁判を受ける権利」の観点から批判することを通じて、戸籍法上の制度についても訴訟手続の排除は許されないとする。

「悪魔ちゃん」事件と児童虐待問題の間で視線を往復させる検討を通じて、児童虐待問題における子ども・親・国家の関係の手続的観点からの考察をより普遍的な観点から行うための手掛かりが示されているといえよう。

【文献22】横田光平「行政過程における司法と行政訴訟 一家事審判・臨検捜索・一時保護」磯野弥生ほか編『現代行政訴訟の到達点と展望 宮崎良夫先生古稀記念論文集』(日本評論社、2014年2月) 95—113頁

2007年児童虐待防止法改正で導入された臨検捜索手続における裁判官関与の仕組みは、司法関与と行政訴訟との関係という論点を浮かび上がらせた。また、児童福祉法28条1項の家事審判についても行政訴訟との関係が問われ始めている。本論文は、非訟手続まで含めて行政過程における司法と行政訴訟の関係を一般的に問う形で、児童虐待問題における主要な仕組みにおける司法関与に係る諸問題について憲法32条の「裁判を受ける権利」の観点から総合的な考察を試みるものである。

本論文は、まず非訟手続につき憲法上の問題点をあらためて確認した後、これと対比して親権喪失等の審判につき、当事者主義的対審公開の手続でないことの憲法適合性を論じ、手続保障の視点を強調する(Ⅱ)。その上で、親権喪失等の審判手続と比較しつつ28条審判の手続保障につき検討し、家事事件手続法制定に際し28条審判については審問期日における親権者の陳述聴取が保障されなかった点を確認し、両者の審判の性格の違いを指摘する。そこから28条審判を経た措置に対する取消訴訟(行政訴訟)につき、28条審判の判断対象を訴訟審理から除外する裁判例(東京地判平成20・7・11裁判所HP)に対し、憲法32条の観点から疑問であるとする(Ⅲ)。さらに、28条審判の対象につき、適正手続の観点から措置の内容を対象とする実務・多数説が妥当であるとする一方、憲法32条の観点から児童虐待防止法12条1項の子どもの面会通信制限などを(家事審判ではなく)取消訴訟の対象とすべきとする。あわせて28条審判と差止訴訟の関係における理論的難点をも指摘する(Ⅳ)。これに対し、児童虐待防止法10条の6に定める臨検捜索における差止訴訟の排除については、憲法32条違反と断ずる(Ⅴ)。最後に、2011年児童福祉法改正時の一時保護における司法関与の導入をめぐる議論につき、行政訴訟の存在を理由とする消極説の問題点を指摘する(Ⅵ)。

総じて行政過程における司法関与については適正手続の保障、裁判を受ける権利、2つの観点からの考察が求められるとの一貫した立場から個別の論点について検討がなされており、広い視野から児童虐待問題の諸手続のあり方を問うものとして注目される。

【文献23】 中山代志子「行政調査における令状主義の適用範囲—刑事法および米国憲法修正4条からみた行政手続に関する一考察—」『早稲田大学大学院法研論集』第148号（2013年）123—151頁、第149号（2014年）225—251頁

本論文は、行政調査における令状主義につき米国憲法修正4条をめぐる議論を素材として考察するものである。本論文によれば、日本法においては令状主義は強制調査のうちもっぱら犯則調査に限って刑事手続との関連において捉えられてきたが、刑事手続においては実力行使といった強制手段のみならず、偽計による場合（おとり捜査）や意思に働きかけない場合（X線照射、通信傍受）も強制処分と解されて議論されているのであり、行政調査についても多彩な議論の展開が求められるとする。

そのため、本論文は日本国憲法35条が範とした米国憲法修正4条をめぐる議論に手掛かりを求め、同条項の原初的意義を確認した後、その後の展開過程を辿り、とりわけ現代のデータ・マイニング時代における新たな問題状況に焦点を当てる。その上で、考察結果を踏まえて、日本法について、犯則調査を強制調査の一般型と考えるのではなく、犯則調査を超えた強制調査につき、行政上の制裁は刑事制裁よりも軽いわけではなく、刑事・民事の差は相対的であるとして、令状主義の検討が求められるとする。

以上の考察を経た本論文は、結論として、①近い将来起こる可能性のある、政府による大々的な情報収集に対し、事前抑制を働かせる必要があり、その一つ的手段として令状がある、②令状主義の根底にある、私人の活動の自由領域の保障という趣旨からすれば、行政調査のうち犯則調査並びに緊急時のみを「強制調査」と分類することは不適切である、③実質的に人権に多大な影響を及ぼす調査については、行政調査においても令状による「強制調査」を認める一方、無令状・瑕疵ある令状調査に対する争訟を広く認めるべきである、と主張する。

児童虐待防止法に導入された臨検捜索手続につき、米国憲法修正4条をめぐる議論を手掛かりとして正当化を試みる研究はこれまでもあったが、それら先行業績と比べて本論文は、刑事訴訟法の議論を踏まえて「強制」の意味自体を考え直すべきであるとする点に特徴があり、それによって議論の射程が広がることとなっている。児童虐待問題においても臨検捜索手続以外の情報収集過程まで視野に入る可能性が開けるように思われるのであり、今後の研究の進展が期待される。

（横田光平）

5 児童福祉分野

【文献24】 和田一郎他「チーム研究3. 「一時保護所における支援の充実 — 一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査— [50-131.pdf (534KB)]」『日本子ども家庭総合研究所 紀要』第50集（平成25年度）（2014年）

一時保護所は、どの自治体の中核的な児童相談所にも備えられており児童虐待対応の主軸として注目を浴びることも少なくないが、その実態に迫る網羅的な研究はこれまであまりなされてこなかった。この研究は、「一時保護所の基本的な課題を整理することを目的に、各自治体の実態調査を行い、ケア基準の統一化を図るための基本課題を整理することを目指した」ものであり、「一時保護所の実態

及び入所児童調査」「一時保護所の構造化」「食」の分担研究から構成されている。特に児童虐待との関連では、「一時保護所の実態及び入所児童調査」において、入所児童の61.8%が過去に取り扱い歴があり、取り扱い歴平均3.27回、一時保護歴45.7%、保護回数2.84回、措置歴25.2%、措置回数1.66回など、複数回保護が多いことが明らかにされ、また、平均保護日数と虐待件数も多いことが示された。虐待歴については、過去に虐待通告があった児童は45.5%、主な虐待は身体的虐待とネグレクトで約半数を占める。一方で、主たる虐待とは別にあてはまる虐待を問うと、心理的虐待の割合が31.8%で最多である。虐待の認識は「なし」が56.3%で、「あり」より多く、「保護者が保護を求めている場合でも、63.4%が虐待の認識がなく、虐待の事実を認めないまま、保護に至っているケースが多い」といい、この認識の齟齬がその後の支援を困難にする可能性は指摘するまでもない。「中学生、高校生年齢になるほど、虐待の認識が「なし」の割合が増えている」という。

【文献25】安部計彦「ネグレクト事例の保護の判断基準」『西南学院大学人間科学論集』8巻2号（2013年2月）109—133頁

児童相談所の一時保護決定の基準については、国の児童虐待対応マニュアルとしての役割を果たしている『子ども虐待対応の手引き』（厚生労働省）があり、その中に「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（表5-2）も綴じられているが、なおネグレクトによる保護の判断基準が明示されているとはいいがたいことを説明した上で、筆者が主任研究者として（財）こども未来財団の研究委託を受けて取り組んだ「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究」の成果を再分析することで、ネグレクトによる保護が決定されている基準の現状分析を行ったものである。

その結果、市町村が対応しているネグレクト事例は軽度から深刻な事例まで非常に幅が広いこと、乳児の一時保護は乳児院等に委託一時保護を行うことが通例であることから早期に入所措置に切り替える傾向にあること、15歳以上では離婚割合が増えて貧困と虐待の重複した問題等により家庭の養育力が低下する様子が顕著であり市町村の在宅支援サービスで支え切れなくなり、施設入所には至らないようなケースでも一時保護所の利用が増えることが明らかにされた。本研究については「限界と今後の課題」も明記されており、この成果のみで一時保護の基準が明確になったわけではないが、「この研究は、ネグレクトの保護の判断基準を求める探索的研究である」（p.110）という自評の通り、今後の展開が期待される。

（田澤 薫）

【文献26】「里親と子ども」編集委員会『里親と子ども』9号（明石書店、2014年）

本著では、二つの特集が生まれ、近年の社会的養護や養子縁組に関わる制度や現状について論述している。一つ目の特集（9つの論考）では、「養子縁組あっせん」について、社会的な関心の高まりから明らかになった課題を取り上げ、養子縁組あっせんを適正化する道を多様な視点から捉えている。二つ目の特集（6つの論考）では、「里親養育の社会化」について、養育を「ひらき」、社会と「つな

がる」こととは具体的にどういうことなのか、理論と実践の双方の視点から述べている。宮島清による「養子縁組あっせんを拡げ適正化するための多様な論点」は特集1の論文の一つである。本稿では、養子縁組あっせんをめぐる多様な論点として、養子あっせんへの関心の高まりの背景にあった奥田安弘、鈴木博人、野田聖子、高倉正樹、遠山清彦が示した「養子縁組あっせん法試案」いわゆる「3か月規定」（児童が出生後3か月を経過するまで、父母などの同意を得ることができない。養子縁組が成立するまでの間、書面によりいつでもその同意を撤回できる）に対して、養子縁組あっせん事業を行う民間団体や個人から一斉に反発されたこと、また、あっせん業者の一部に不明瞭な会計や高額な報酬を団体の役職者が受け取っている疑念が生じ、東京都が立ち入り調査を行ったことが続いたことを課題として挙げている。その他、妊娠中から養子縁組の相談を始める愛知県の取り組み「愛知方式」について、子どもに早期に家庭を提供したという点では評価されるが、実親同意の取り方の関係で疑義がある点、子どもと実親の命名登録の権利、子のアイデンティティ確立の観点、養育の不調が生じた時の子に与える影響の大きさから、内容の検証を行うことが必要であることを示している。「このとりのゆりかご」についても相談体制を全国に広げることは重要なことであるが、ポストの設置を拡げることには賛同できないことを主張している。最後に、養子縁組あっせんの適正化の不断の振り返り、自己の実践への批判的な検証が不可欠であると述べている。

特集2では、林浩康が、自身の子育て観に固執しない養育と社会とのつながり（里親養育の社会化）について、論文「里親養育の社会化と養育観」の中で「複数養育」の重要性を強調している。具体的には、養育上の課題を里親個人の問題として捉えず、そして、里親家庭に養育を任せきりにしない「複数養育」体制の必要性について述べ、子どもを育てていく基盤にどういった養育観を据え、その養育観に基づきどういった「複数養育」のあり方を具体化するかを再検討することを示している。養育関係を母子という二者関係に限定する階層的組織化モデル論に基づいたアタッチメントの形成を図る努力を里親家庭に求めること自体が問題であり、「愛着論」「パーマネンシー」概念の誤解に起因する養育論が里親養育の社会化を阻害化していること、養育者の一貫性とはどういうことなのか改めて検討する必要があることを述べている。

厚生労働省が社会的養護の方向性を家庭養護の拡充に舵を切る中、この特集で論じられている内容は、現実に実践面で直面する壁に一石を投じ、日本における養子縁組、里親養育の新たな体制を構築するための多くの提案を示した著書といえよう。

【文献27】松永愛子『地域子育て支援センターのエスノグラフィー ―「親子の居場所」創設の可能性―』（風間書房、2012年5月）

本書は、妊娠から子育て期まで切れ目のない子育て支援において必要な拠点でもある「地域子ども家庭支援センター」を通して「親子の居場所」について研究している論考である。具体的には「地域子育て支援センター」を福祉制度下における位置づけとしてその役割をみる場合と、人間関係が生成する過程としての「親子の居場所」という役割としてみる場合と、その二つの価値観がせめぎあう中で「親子の居場所」創出が実現する可能性のある場所として捉え、「地域子育て支援センター」に通っ

ている親子の事例、それと比較するために、児童相談所に一時保護された子ども、母子分離の事例（児童福祉法第28条の申し立てにより母子分離が行われた事例）を示し、分析している。

結論では「A市子育て支援センター」が提供する「親子の居場所」は現代社会において人々が主体的に生きる力の萌芽を育む可能性がある場所であり、それは福祉の領域のみに限らず必要とされると主張している。

今後、さらに地域における虐待予防の役割が、地域子育て支援センターに課せられるであろう。その時に「親子の居場所」としてのセンターの役割が、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない子育て支援」の拠点の一つとして、どのように虐待の予防や早期発見に繋がっていくのか、また、保健領域に設置されていくであろう「子育て世代包括支援センター」（「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）で設置について全国展開が示されている）の「親子の居場所」との違いについて、どのように、その位置づけを理解すればよいのか分析する必要があり、今後の研究展開が期待される。本書で提示されている地域子育て支援センターの「親子の居場所」としての定義は、子育てに関する「居場所」研究の一つとして位置づけられ、今後の「居場所」研究の深化の中で影響を及ぼす内容となるであろう。

（加藤洋子）

6 教育分野

【文献28】 杉山登志郎・友田明美「発達障害との識別は教師には困難 「虐待による行動異常」について教師が最低限知るべきこと」『総合教育技術』2012年11月号（2012年11月）74—77頁

学校教員に向けた専門雑誌に掲載されたインタビュー記事である。

杉山登志郎医師が従来から問題提起を行っている、被虐待児童と発達障害児との行動異常がよく似た様相を呈することが多いという事象について、とくに教室での見分け方に力点のおかれた解説がなされ、あわせて、「さらに、本来学校がなすべき教科指導に真剣に取り組むことが、虐待への対応へも資する」として、教科指導において通常教育の枠組みで成果が上がらない場合には、「発達障害による認知特性に合わせた対応」を学習上で求められ、それでも成果が上がらなかったら「虐待も含めた他の要因の可能性を考える必要がでてくる」と述べられている。基本的学力の中でも「特に、国語力は虐待によるトラウマ障害等の改善にも重要な役割を果たし」、国語力の不足は「言語を通じた経験による修正が期待できない」事態を招くという。杉山医師は、学校現場の教師に医療機関との連携を勧め、「信頼できる医療窓口（小児科医）を、身近な場所で育てることが大切ではないか」「近隣の医師も、当初は多少の誤診もあるかもしれませんが、しかし、何度も診療を重ねることで医師は必ず育つものである。子どもたちのニーズはあるのですから、ぜひそうした医師を育てていただきたい」と呼びかける。

また、友田医師は、「暴言や性的虐待、厳格体罰等によって脳の各部位の質量異常（減少や増加）が起きる」と述べる。こうした脳の容積異常は、認知行動療法等による治療効果があるといい、この情報が、教育現場の早期発見と早期の適切なケアへの動機づけとして示されている。

【文献29】山本恒雄「子ども虐待通告での緊急保護時の子どもへの配慮」『精神科救急』17号（2014年）71—75頁

第21回日本精神科救急学会総会で開催されたシンポジウムでの発題がまとめられた論稿である。

2012年度に全国の児童相談所における児童虐待相談は66,701件であり、うち15,047件が一時保護されている。本論では、まずその統計を示し、「子ども虐待事案の一時保護はその大半が通告による安全確認の結果としての緊急保護である」と、児童相談所が抱える児童虐待ケースと一時保護は不可分であるという事実を提起している。

筆者は、ここで、通告される児童について「なんらかの心身へのダメージを負っている」「いつ、誰に頼れば安全で安心できるか分からずに生きてきている」「しばしば「自分が悪いから」、「自分の何かがいらないから」、具合の悪い事態が生じてきたのではないかと感じている」「結果として医学的には反応性愛着障害、発達心理学的には無統制愛着様式と呼ばれるような崩壊した反応様式を示すことになる」とその姿を子どもの側の事情を汲む手法で映し出している。以下、「子の本心はジレンマのなかにある」点に視座をすえて、緊急保護において子どもの気持ちやどのように揺れるのか、子どもの思考は通常どのように進むのかを追いながら、緊急保護時点の子どもへの配慮事項を、1) 誰が関わっているのかの告知、2) 通告の経緯説明、3) 子どもの現状調査と子どもからの事情聴取、4) 危険の説明、5) 子どもが感じていることについての聴取、6) 保護の判断の告知と保護の説明、7) 一時保護所の説明（生活・場所・集団等）、8) 当面の作業と見通しの説明、9) 問題に直面することによる症状化への対応、の各段階をたどって解説されている。緊急一時保護に携わる職員はもちろんのこと、緊急一時保護に間接的に関わる保育所・幼稚園・学校が、当該児童に気持ちを寄せ支えになりたいと願いながら事態に向き合う際にも極めて有効な論文である。

（田澤 薫）

7 医療・保健・心理分野

【文献30】赤坂守人「乳幼児歯科検診と子育て課題」『子育て支援と心理臨床』5号（2012年6月）35—41頁

子ども虐待の防止に向け、厚生労働省は（1）児童虐待の発生予防、（2）早期発見・早期対応、（3）子どもの保護・支援、保護者支援の取組を進めている。それに合わせて、地域では妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備や、地域の子育て支援サービスの充実を図っている。乳幼児健診における子育て支援もその具体策の一つとなる。本稿は、子ども虐待・ネグレクトについて、健診関係者が何らかの兆候に気づき、早期に介入することで子どもを救い、保護者に対する子育て支援へ繋げる必要性について説いている。

まず、本稿は、先進国の米国の歴史から、虐待の問題に歯科関係者・口腔所見の情報が加わることにより、情報が豊富になり、身体的虐待あるいはネグレクトを防止し、子どもを保護する能力が強化されたことを挙げている。

次に、2002年、東京都の児童相談センターにて一時保護された子どもと乳児院に措置された主に身

体的虐待児147名について、わが国で初めて歯科医が歯の検診を行った結果、一般児に比べ2歳児の一人平均むし歯数が7倍、永久歯では11歳児が2.7倍であり、とくに治療率が低かったことに着目している。しかし、この調査では、身体的虐待による口腔領域の打撲や傷などについて報告されていないこと、虐待による口腔内の損傷と転倒などによる外傷との鑑別が難しいことも指摘している。けれども、ネグレクトの子どもに関しての情報は比較的取りやすく、例えば、偏った食事内容（特に砂糖含有量の多い飲料など）や生活習慣として歯磨きが励行されずむし歯が多いこと、また心理的ストレスからくる唾液の性状や分泌量の変化から口腔内環境が劣悪になることを挙げている。虐待予防においては、歯垢沈着状態、歯肉炎、口臭の有無を観察することが必要であることを示しており、むし歯未処置数が多い幼児については、保護者によるネグレクトの兆候の一つと捉え、他の情報と共に共有しながら重要な兆候と位置づけ、虐待を判断していくことを勧めている。地域における虐待予防・子育て支援策との連携、それを検討している論文である。

【文献31】 藤森和美・野坂祐子編『子どもへの性暴力—その理解と支援—』（誠信書房、2013年）

本著は、心理臨床、精神科医療、法律、社会福祉の立場から、それぞれの現場で対応した知見を踏まえ、性被害とは何か、子どもの反応、保護者や教員らの対応の仕方から援助者自身が向き合い解決しておかなければならない問題までを具体的な例を挙げて論じている。日本で起こっている子どもへの性暴力について、理解するには非常に分かりやすく、また実践的に活用できる著書である。本著は11章から構成されており、第一部 子どもに対する性暴力—概論 第1章「子どもへの性暴力による被害の実態」、第2章「性暴力が子どもの発達に与える影響」、第3章「性的虐待の発見と子どもへの影響」、第4章「性暴力を受けた子どもの性問題行動」、第5章「性暴力被害の長期的影響」。第二部 性被害を受けた子どもへの支援—実践編 第6章「学校における介入支援の実際」、第7章「保護者に対する心理教育」、第8章「性的トラウマに焦点を当てた支援の実際」、第9章「支援者の性に関する意識と自己理解」、第10章「男性支援者が女兒被害者に支援を行ううえでの臨床姿勢」、第11章「性暴力被害に学校やスクールカウンセラーがどう関われるか」。第一部・第二部を通して、被害児童の法的支援が5つ記載されており、実際に起こっている性的被害に関して、どのような手続きや法的な介入が可能であるのか、具体的に説明している。

性的虐待への対応に関しては、2014年の「子ども虐待防止世界会議 名古屋2014」でも多く触れられており、その前年に刊行された本著は、日本における性的虐待への対応について実践側の知見を示したガイドブックとしての機能も果たしているといえよう。

【文献32】 彦根倫子他「神奈川県における乳幼児揺さぶられ症候群の予防の取り組み —正しい知識の普及と予防プログラム展開の歩み—」『子どもの虐待とネグレクト』15巻2号（2013年9月）182—187頁

本論文は、2006年度に次世代育成支援対策推進法に基づく神奈川県の行動計画において、「児童虐待防止モデル事業」として出産後の両親を対象としたSBS（乳幼児揺さぶられ症候群）予防プログラ

ムの開発、そのプログラム推進のために子どもに関わる保健・医療・福祉の職員を対象とした指導者養成研修の実施と、その経過について報告している。神奈川県の実施したSBS予防の取り組みは、最初に日本の育児事情に合わせたプログラムの作成を行い、次に伊勢原市内の産科を有する2医療機関でそのプログラムの試行実施をしている。そして、3か月の試行期間に、プログラムの参加について了解を得られた188家族に対し、プログラムの有用性を調査したところ99%が有用性を認める結果となったことを受けて、このプログラムを普及するためにDVDと指導者用テキストを作成している。

6年間の取り組みにおいて研修の受講者は増加して、市町村でのSBS予防の普及啓発も進んできた。しかし、医療機関における取り組みの現状や、リーフレットの活用の現状についての実態は把握されていないことも本論文では指摘している。最後に、神奈川県役割として、教育機関・児童相談所・保健所とともに子育て支援に関わる多くの関係機関に対して、SBS予防の重要性を伝え続ける必要があると述べている。また、医療・保健・教育・福祉領域の連携は、地域の虐待予防には欠かせないものとして示されていた。

本稿は、神奈川県役割としてのSBS予防研修の継続と他機関との連携推進が、地域での子育て支援体制を拡充させる一つの例であることを示唆する論文であり、また日本におけるSBS予防の取り組みが着手されていない状況を改善する大きな動きを紹介する報告でもあった。

【文献33】 柏女霊峰「社会的養護の動向と心理職の役割」『子育て支援と心理臨床』7号（2013年6月）40—46頁

本論文は、社会的養護改革の全体像について、その新しい制度とそれに伴う動向について非常に簡潔にまとめ、それに合わせた心理職の役割について述べている重要な論文である。社会的養護の動向については、以下がその内容になる。

今回の新制度は、全世代型社会保障の実現、すなわち「介護が必要になったら介護給付、育児が必要になったら子ども・子育て支援給付」であり、介護保険制度を模した仕組みの導入であると本稿は述べている。

これに、待機児童対策、幼保一体化、幼児期の教育の振興の三つの視点が加わることで、社会的養護もその一環として消費税財源（消費税8%—2014年4月以降）が充当され、大きな改革を迎えることができたと言っている。

「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月）では、社会的養護の質・量の拡充、職員配置基準の拡充や家庭（的）養護（里親・ファミリーホーム委託を社会的養護の3割以上にすること、施設の小規模化、ユニット等）のほか自立支援の推進が提言されている。特に、施設養護の割合を全体の3分の2（現在は9割）に削減し、その半数を地域小規模児童養護施設等のグループホーム、残りの半分をユニット化された本体施設とする構想を画期的と紹介している。報告書策定に先立ち、今すぐできることは実現するという観点から、2011年度から2012年度にかけて「里親委託優先の原則」を掲げた里親委託ガイドライン通知の発出等、家庭養護、小規模グループケア、ファミリーホームの充実策が順次実施され、また、社会的養護関係児童福祉施設長の資格基準の創設、研修の義務付けを実施するこ

と。さらに、里親・ファミリーホームの養育指針や児童養護施設等の社会的養護施設それぞれの運営指針を発出し、自己評価（毎年）、第三者評価受審（3年に1回）の義務付けを図るなど、社会的養護に対して社会にひらく改革が実施されたことについて述べている。

2012年度からの児童福祉施設最低基準等の地方移譲への対応として児童福祉施設最低基準等のかさ上げの実施、このなかでは、職員の配置基準や面積基準等のかさ上げとともに、施設運営の在り方について実状に沿う改正が行われ、2012年度から厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」として施行された内容も記されている。

改革における心理職に関する事項としては、家庭養護の拡充と施設でのケア単位の小規模化に伴う、心理職の果たすべき役割の変化について言及している。以下がその内容になる。

「児童養護施設運営指針」において、養育のあり方の基本として「関係性の回復」が大きな支援テーマとされた。それに伴いケアワークと臨床心理学的援助が一体となった心理的ケアによる関係性の回復支援が重要視されたことが挙げられている。

2012年度から自己評価、第三者評価が義務化され、本稿では、第三者評価基準及び評価の着眼点の「心理治療」「心理的ケア」のあり方が示されている。これらをもとに、チームで自己評価を行い、第三者評価を受審することにより、社会的養護における心理職の役割と機能が確立されていくことが期待されている。

家庭的養護の推進を図るための直接援助職員の配置基準の改善（現在の学童児童6人に1人以上から、同4人に1人以上とすること）、心理療法担当職員の配置は、全施設に配置するとともに、情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設、2017年4月1日より名称変更）については現在の10対1から7対1に増配置すること、心理職とレジデンシャルソーシャルワーカーとの協働が求められていることを示している。

その他、本稿では、最後に、社会的養護の養育論が確立していないままに、外国の各種技法の導入が進み、現場ではいささか混乱していることを示し、また、施設心理士の役割や働き方について明確なモデルが出来上がっていないことについて、社会的養護の現場におけるこれからの心理職の重要な役割について7点を挙げ、レジデンシャルソーシャルワークの大切なマンパワーの一員として、心理職がその役割と機能を果たしていくことへの社会的合意を得ていくことが必要と論じている。

(加藤洋子)

資料1 児童虐待関係通知(平成24(2012)年4月～平成26(2014)年3月)

通知名	通知年月日	通知番号	概要
一時保護所における専門職員等の配置について	平成24年4月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第28号	一時保護所における心理療法担当職員や個別対応職員の配置義務化に対応するため、児童相談所に付設する一時保護所への専任の心理療法担当職員の配置、虐待、非行等種々の問題のある子どもが多数入所する一時保護所における個別指導等を行う個別対応職員の配置、乳児が入所している一時保護所における看護師の配置を定める通知
一時保護の充実について	平成24年4月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第27号	里親等に対する一時保護委託について適切な支援体制を確保するため、児童相談所からの一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに一時保護委託手当を支弁することとし、対象となる子ども、経費等について定める通知
家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について	平成24年4月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第11号	児童福祉施設等に入所する児童の早期家庭復帰支援体制の強化、被虐待児への援助体制の確保のために家庭支援専門相談員等が配置されてきたが、新たに里親支援専門相談員を配置して里親支援を充実させることとした旨の通知
児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について	平成24年4月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第1号	小児医療機関の対応力の向上、医療機関と地域の関係機関との連携体制の強化等を目的に、中核的医療機関における児童虐待防止専門コーディネーターの配置、虐待対応に関する助言、教育研修等の事業の実施を求める通知
児童虐待への対応における警察との連携の推進について	平成24年4月12日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0412第1号	警察との情報共有や相互協力の連携体制の一層の強化を目的に、個別事案における連携、平素からの連携、児童の安全確認安全確保の徹底、要保護児童対策地域協議会における連携の促進を求める通知
児童虐待への対応における取組の強化について	平成24年4月12日	警察庁生活安全局少年課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事局刑事企画課長、捜査第一課長、警察庁丁少発第55号、丁生企発第165号、丁地発第87号、丁刑企発第58号、丁捜一発第54号	児童虐待をめぐる昨今の厳しい状況にかんがみ、警察と児童相談所との一層かつ緊密な連携を図るとともに、警察部内の的確な対応を期するため、児童虐待への対応の強化の推進を求める通達。児童相談所とは、個別事案においては虐待通告後の情報連絡のあり方、状況の変化後の情報把握等を、平素からの連携の強化としては、児童相談所における研修への積極的な協力、人事交流の推進、少年サポートセンターの移転に関する配慮を、警察組織としての的確な対応の徹底としては、児童の安全の直接確認の徹底、迅速的確な事件化判断と捜査体制の確立、児童虐待の早期発見に関する教養の徹底、危険度・緊急度の的確な判断及び情報の共有、児童虐待事案の対象者が転居した場合の措置について定める。
「つながりが創る家庭教育」～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～を踏まえた取組の推進について(依頼)	平成24年4月27日	文部科学省生涯学習政策局長通知	「『つながりが創る家庭教育』～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」がとりまとめられたことを踏まえ、同報告の周知と取組の充実を都道府県に求める通知。同報告では、「2(2)課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり1家庭教育支援チーム等の活動における学校との連携」において、生徒指導、健康相談等の校内委員会と連携を図り、家庭への訪問や相談対応等を行うことが効果的支援のために有効であること、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が配置されている場合には、家庭教育支援チーム等の活動において連携を図り、福祉機関等関係機関・団体とのネットワーク作りを促すことが望まれるとしている。
児童虐待防止対策支援事業の実施について	平成24年5月14日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0514第1号	児童相談体制の充実が喫緊の課題であり、児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっていくことから、「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め実施することとした通知。同実施要綱は、児童相談所が地域の「医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ること」を目的に定められた。事業内容としては、児童虐待防止対策研修事業、保護者指導・カウンセリング強化事業、医療的機能強化事業、法的対応強化事業、児童相談所体制整備事業、一時保護機能強化事業、都道府県と民間団体との連携強化事業、評価・検証委員会設置促進事業、未成年後見人支援事業、虐待・思春期問題情報研修センター事業が規定されている。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について	平成24年5月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0531第3号	標記省令が改正されたことに伴い、改正法の内容(児童福祉施設の人員配置の引き上げ、個別対応職員の配置の義務化の拡充)を示して都道府県等に児童福祉施設最低基準の条例の整備を求める通知。
子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部に関する法律の施行に伴う関係法の整備等に関する法律の公布について	平成24年8月31日	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知府政共生第678号、24文科初第616号、雇児発0831第1号	子ども・子育て支援法及び認定こども園法一部改正法の施行に伴い、関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定める通知。児童虐待防止法については、特定教育・保育施設等の利用に関し、子ども・子育て支援法に基づく相談・助言、あつせん、要請を行う場合や児童福祉法にもとづく調整、要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないとされた(第13条の2第1項)。特定教育・保育施設の設置者等は、これら施設や事業を利用する児童を選考するときには、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないとされた(同条2項)旨を通知する。
「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第8次報告)」を踏まえた対応について	平成24年7月26日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0726第1号、雇児母発第0726第1号	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第8次報告)」が取りまとめられたことを受けて、1 養育支援を要する家庭(要支援児童・特定妊婦)への早期支援として(1)望まない妊娠への対応(2)妊娠からの支援(3)養育支援を要する家庭の把握及び関係部署による連携2 各段階に応じた広報・啓発の推進として(1)若年者等に向けた虐待予防のための広報・啓発(2)通告に関する広報・啓発3 児童の安全を守るための対応の徹底として(1)乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応(2)児童の所在が把握できない場合の対応4 虐待対応機関における体制の充実と役割分担の明確化として(1)体制整備と専門性の確保(2)児童相談所と市町村における役割分担5 地域における関係機関の連携強化として(1)要保護児童対策地域協議会の機能強化(2)転居の場合の情報共有(3)医療機関との積極的な連携6 死亡事例等の検証における留意事項として(1)転居事例等の検証における地方公共団体間の協力(2)検証報告の活用促進について留意する旨を求める通知

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付における児童虐待の被害者等の保護のための措置」について	平成24年9月26日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知0926第1号	児童虐待を受けた児童等については、加害者に居住地を秘匿するため、住居の変更に伴う転居又は転出及び転入の届出ができない場合があり、居住地の市町村に住民票がないことから施設入所中や自立後の単身生活等において必要な公的サービスの受給や契約等の手続に支障が生じることが懸念されていたところから、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、児童虐待等の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、要件を満たさないまたは「不当な目的」（法第12条第6項）があるものとして閲覧等が拒否されること、また第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われる旨を示した通知
措置解除に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について	平成24年11月1日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発1101第3号	児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が続いていることにかんがみ、一時保護の解除や措置の解除における家庭復帰のための適切なアセスメントときめ細かな支援を求めるとともに、関係機関との認識の共有、補助職員の配置による体制強化、連携のための研修の実施等の取組、児童相談所における児童の安全確認や対応状況等の再確認を求める通知
児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について	平成24年11月30日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発1130第3号	社会的養護の充実に向けて「社会的養護専門委員会」による取りまとめにおいて、社会的養護は原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとの方針が示され、手引きが取りまとめられた旨を通知し、取組上の留意点を示した通知
児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について	平成24年11月30日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号	「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）を踏まえ、児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の推進、医療機関からの情報提供及び情報提供のあった事例への支援に係る留意点、医療機関から児童相談所または市区町村への情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係、児童相談所または市区町村から医療機関への情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係、要保護児童対策地域協議会への参加要請、児童相談所または市区町村から医療機関に提供された個人情報の取扱い、臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認について留意点を示す通知
養育支援を特に必要とする家庭に把握及び支援について	平成24年11月30日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号	児童虐待による死亡事例の中には、虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられるところから、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等において、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に關し、1. 要支援児童の把握及び情報収集 2. 特定妊婦の把握及び情報収集 3. 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援 4. 自治体間の情報交換・共有守秘義務及び個人情報保護との関係について具体的に留意すべき事項を定めた通知
市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査結果及び結果を踏まえた対応について	平成24年12月28日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室事務連絡	児童家庭相談室業務調査の結果を踏まえ、市区町村と児童相談所との役割分担について取り決めがない市区町村においては、児童相談所との協議の上、基準、ルールの策定に取り組むこと、調整機関において進行管理台帳を作成し、定期的に状況確認、援助方針の見直しを行うこと、乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかった家庭に關し、訪問できなかった理由や背景を調べ、その後の支援や見守りの検討につなげるよう求める通知
「乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD」の配布及び予防啓発・評価事業への参加募集について（協力依頼）	平成25年2月22日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室事務連絡	「乳幼児揺さぶられ症候群」の発生子防及び乳児の泣きに関する啓発のためのDVDの配布を行うこと、そのDVDを活用した予防啓発事業と評価事業を実施する自治体を募集する旨の事務連絡
義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について	平成25年3月1日	文部科学省初等中等教育局初等中等教育課長通知24初企第68号	「居所不明の児童生徒に関する教育委員会の対応等の実態調査」結果がまとめられたことを受けて、1. 住民票のない児童生徒を受け入れた場合の対応 2. 児童生徒の海外転住の場合の対応 3. 教育委員会相互の情報共有及び関係機関との連携について留意点を示し、対応を求める通知
「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」について	平成25年4月18日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0418第1号	東日本大震災における被災孤児・遺児、被災した子どもへの支援活動の経験をもとに、広範な地域に甚大な被害を与える災害において支援を必要とする子ども・家庭を把握する方法や、児童相談所の機能を発揮した支援活動内容及び被災地への児童相談所職員の派遣と被災地での受け入れ調整の体制などのシステムを構築するために、「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」を作成した旨の通知。要保護児童については、各都道府県等において、市区町村や教育委員会と協議した上で、震災孤児・震災遺児等の要保護児童調査マニュアルを整備しておくことが必要であるとする。
被措置児童等虐待防止に関する取組の徹底について	平成25年5月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課事務連絡	この時期、いくつかの自治体で施設職員による性的虐待の事案が明らかになったことから、同様の事態の発生を防ぐため、平成21年3月の通知「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を参考に適切な指導を行い、都道府県に、施設職員への研修の強化、被措置児童等虐待一とくに通告義務に關する周知、取組と体制の強化を図るよう求める事務連絡
第二次児童ポルノ排除総合対策	平成25年5月	犯罪対策閣僚会議	児童ポルノ排除に向けた取り組みとして、性的虐待関係では児童虐待防止期間における広報・啓発、被害児童の早期発見及び支援活動として児童相談所における児童への支援、児童家庭支援センターや児童福祉施設における心理療法担当職員の配置、被害児童の心情に配慮した聴取方法の普及等を早急に取り組むべき課題としてあげる。

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について	平成25年6月7日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0607第7号	児童養護施設等において虐待を受けた児童や障害のある児童が増加しており、当該児童の支援について、高度の専門性が求められている。このため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進する「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」を定め、平成25年4月11日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を求める通知。併せて、職員の専門性の向上とともに、職員の人材確保を積極的に推進する必要があるところから、「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」が定められ、平成26年4月1日から実施されるので、その適正かつ円滑な実施を求める通知
児童虐待防止対策支援事業の実施について	平成25年6月10日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0610第1号	平成24年5月14日の同名の通知内容に、新たに児童の安全確認のための体制強化事業及び児童虐待防止のための広報啓発事業を加えた通知
養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について徹底について	平成25年6月11日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0611第1号	平成25年4月に神奈川県横浜市において発生した6歳の子供虐待死事件を受け、すでに発出されている「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による取組の推進を求めるとともに、就学時の健康診断未受診家庭で合理的理由なく受診しない家庭や居住実態が把握できない家庭について虐待ハイリスク家庭として教育委員会から情報提供があった場合の対応、居住実態が把握できない家庭について教育委員会等との情報共有、支援中の家庭が転出した場合の自治体間の情報提供等について対応を求める通知
養子あっせん事業の指導について（平成23年度民間養子縁組あっせん事業の調査結果等より）	平成25年6月28日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0628第1号	平成23年度民間養子縁組あっせん事業の調査によれば、「実費等の受領の状況」で非常に多額の金額の受領が見受けられるところから、民間あっせん事業者が受け取っている金品の受領状況を確認し、適正に取り扱われていない場合の指導の徹底を要請する事務連絡
「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」を踏まえた対応について	平成25年7月25日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0725第1号	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」が取りまとめられたことを踏まえて、都道府県等に以下の対応を求めた。 1 養育支援を必要とする家庭への妊娠前、出産後早期からの支援の実施 （1）望まない妊娠に対する相談体制の充実等 （2）妊娠前・出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化 （3）養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備 （4）乳幼児健康診査や予防接種を受けていない家庭等への対応 2 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進 3 広報・啓発の充実 （1）通告に関する周知の徹底 （2）若年者に向けた子どもの養育や虐待に関する知識等の広報・啓発 4 虐待の早期発見、早期の適切な対応及び支援の実施 （1）児童相談所及び市町村の専門性の確保と体制整備 （2）児童相談所及び市町村における役割分担と協働 （3）地域をまたがる（転居）事例及び居住実態が把握できない家庭・子どもに対する関係機関間の連携・協働及び安全確認の実施 （4）要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携強化 5 再発防止のための検証の確実な実施 （1）地方公共団体による検証の確実な実施 （2）地域をまたがる事例における検証における地方公共団体間の協力 （3）検証報告の積極的な活用
『子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）』改正の概要	平成25年8月23日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0823第1号	平成23年5月の「民法等の一部を改正する法律」の成立による、親権停止制度や法人または複数の未成年後見人の選任等の新たな制度の導入、死亡事例等の検証結果等の報告や当該報告を踏まえた各種通知等について児童虐待防止施策の進展を踏まえた大幅な加筆修正を行い、従前の児童相談所の対応が中心であった記載内容から、児童相談所と市区町村の連携や市町村の対応についての記載が充実された旨の通知
児童相談所運営指針の改正について	平成25年12月27日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発1227第6号	家事事件手続法の施行に伴う関連条項の改正、転居に伴う他の児童相談所へのケース移管、情報提供についての記述の追加を行い、児童記録票を長期保存する場合の例示として養子縁組等の場合を記載する等の改正を行った旨の通知

資料2 児童福祉法分野判例リスト

	判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 ①	H24. 7. 20	福岡家裁 (審判)	平成24年 (家) 688号	児童福祉施設入所の 承認申立事件	認容	<p>児相長が、実父の頭をはさみで刺すという傷害事件を起こしたために実母が逮捕されたことを契機として一時保護された児童(小学1年)について、児童養護施設若しくは情緒障害児短期治療施設への入所又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行なう者への委託措置の承認を求めた事件で、児童に対して小学校等の集団生活に適応できような委託措置の承認を求めながら日々の監護を行なっていくために、専門的な知識を持つ人物が、児童のわがままにうまく付き合いつつ、長期的にかかわることが必須であるが、父母にこのような養育を期待することができないうることを理由として、児童を情緒障害児短期治療施設又は児童養護施設に入所させることを承認する一方で、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者への委託については、現時点では承認する必要性は認め難いとして、これを承認しなかった。</p>	家裁月報65-6 p. 109	
2 ②	H25. 11. 15	福岡高裁 (決定)	平成24年 (ワ) 371号	児童福祉法28条1項の 申立審判に対する抗 告事件	原審判変更 (確定)	<p>上記審判に対する抗告審。裁判所は、ADHD(注意欠如多動性障害)と診断され、集団生活に不向きな傾向があり、生活習慣や年齢に応じた学力が身に付いていないという児童の特性からすると、長期的に個別で丁寧な指導を得て、安定的な人間関係を形成するという点において、専門性の高い里親若しくはファミリーホームへの委託が適切であると考えられ、里親等の候補が現れていない現段階においても児相長が適宜対応をとることが可能となるよう、これを承認すべきであるなどとして、情緒障害児短期治療施設又は児童養護施設への入所措置だけを承認した原審判を変更し、里親又は小規模住居型児童養育事業を行なう者への委託措置についても承認した。</p>	家裁月報65-6 p. 100	白須真理 子・民商法 雑誌149-3 p. 362

資料3 民法分野判例リスト

	判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1	H24. 6. 29	東京家裁 (審判)	平成24年 (家) 4568～ 4570頁	子の監護に関する処分(面接交渉)申立事件	認容 (確定)	<p>本件は、情緒障害児短期治療施設等に入所中の未成年者C(9歳男児)、D(8歳女児)、E(7歳女児)との面会交流を、その父であるA(非親権者)が申し立てた事件である。未成年者らが児童福祉施設に入所した経緯は、相手方B(未成年者の親権者母)の内縁の夫による未成年者らに対する身体的虐待が判明したため、未成年者らは児童相談所の一時保護所に保護され、その後、Cについては情緒障害児短期治療施設への入所措置が、D及びEについては児童養護施設への入所措置がそれぞれとられたものであった。裁判所は、本件においては面会交流が認められるべきとした上で、施設入所中の未成年者らの面会交流が、各々が入所する施設の未成年者らに対する指導方針を尊重しながら行われる必要があるとして、面会交流の具体的な日時、場所及び方法を入所施設と協議して定めた上で、これを認めることとするのが相当であり、Bとしては、上記協議がなされた上で実施される面会交流について、これに承諾を与えないなどとして妨げることはできないと判断した。</p>	家裁月報65-3 p. 52	台田篤子・民商 法雑誌148-6 p. 718 村重慶一・戸籍 時報707 p. 72
2	H25. 3. 29	宮崎家裁 (審判)	平成24年 (家) 8813・ 8814号	親権停止申立事件	認容 (確定)	<p>未成年者A(平成7年生)がその親権者である母B及び養父Cの親権停止を申し立てた事件。Bは、Aの出産直後から育児放棄をしており、Aは、曾祖母、祖母の兄弟によって育てられた。Aは、私立高校に入学したが、Bが勝手に退学届を提出したため、不意な形で退学を余儀なくされ、BCは、Aのアルバイト先まで行って、Aの給料を勝手に受けとったこともあった。Bは、Aが高熱を出して入院した際に、詳しい検査が必要であるという医師の判断を無視してAを退院させ、通院もさせないなど、医療行為に対する同意を行なおうとしなかった。このような事実を認定した上で、裁判所は、本件が「父母による親権の行使が不適当であることによる子の利益を害する場合に当た」として、2年間の親権停止を認めた。</p>	家裁月報65-6 p. 115	羽生香織・月報 司法書士507 p. 70 稲垣朋子・民商 法雑誌149-2 p. 230
3	H25. 5. 27	東京高裁 (決定)	平成25年 (ワ) 820号	特別養子縁組申立却下審判に対する抗告申立事件	抗告棄却 (確定)	<p>本件は、児童相談所の委託によって未成年者Y1を里親として監護養育してきたX1X2夫婦が申し立てた特別養子縁組成立を却下した原審判に対する抗告事件である。本件で児童相談所は、実父母であるY2Y3がY1の里親委託に対する当初の同意を撤回し、里親委託の継続に同意しない意向を表明した際に、実父母との今後の関係を考慮すると、児童福祉法28条の手続をとってまで里親委託を継続することは相当でなく、実父母の同意が得られた乳児院への入所措置をとろうとしている。これに対して、X1X2は、Y1の監護養育を将来的に実父母に行わせること、Y1を当面乳児院に入所させることはいずれも、Y1の福祉に反する結果となると強く懸念し、Y1の福祉の観点からは、X1X2による監護養育を継続することが必要であると考えて、その実現のためには、X1X2との特別養子縁組を成立させることについて、Y1に対する監護に本件特別養子縁組の申立てを行なった。裁判所は、実父母によるY1に対する監護が、虐待や放任等の著しく不適当な状態となってY1の利益を著しく害する蓋然性は小さいこと、X1X2との特別養子縁組を成立させることについて、Y1の利益のための特別の必要性があると認めるに足りる事由は存在しないことを指摘した上で、民法817条の6及び817条の7所定の特別養子縁組の成立要件を満たさないと判断し、X1X2の抗告を棄却した。</p>	判例タイムズ 1392 p. 222	前田泰・私法判 例リマックス49 p. 54

4 ①	H25. 4. 16	釧路地裁 (判決)	平成23年 (ワ) 57号	損害賠償請求事件	棄却 (控訴)	<p>本件は、Xが、昭和53年1月上旬から昭和58年1月上旬まで(当時のXの年齢は3歳10月から8歳10月であった)、母の弟であるYから複数回にわたり、わいせつ行為及び姦淫行為を受けた結果として、心的外傷後ストレス障害(PTSD)及び離人症性障害等の精神疾病を発症したことを理由として、Yに対して不法行為に基づく損害賠償として3269万円余の支払を請求した事件である。裁判所は、YのXに対する性的虐待行為の存在を認めつつ、一連のわいせつ行為が本件性被害行為を一個の行為とし擬制して、その起算点を本件性的虐待行為の最終時点である昭和58年1月上旬ころとしても、その時点から本件訴訟の提起(平成23年4月28日)までに20年が経過していることから、民法724条後段に定める除斥期間がすでに経過しているとして、Xの請求を棄却した。</p>	判例時報2197 p. 110	
4 ②	H26. 9. 25	札幌高裁 (判決)	平成25年 (ホ) 226号	損害賠償請求控訴事件	原判決変更 (上告、上 告受理申 立)	<p>第一審原告Xの控訴について、裁判所は、原判決と同様にYのXに対する性的虐待行為の存在を認めた上で、Xが当該性的虐待行為を受けて、PTSD、離人症性障害及びび摂食障害を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、民法724条後段所定の除斥期間の経過により消滅しているが、うつ病を発症していることを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権については、除斥期間が経過していないとして、Xの請求の一部を認め、YがXに対して3039万円余を支払うよう原判決を変更した。</p>	判例時報2245 p. 31 判例タイムズ 1409 p. 226	松本京美・法律 時報87-11 p. 165
4 ③	H27. 7. 8	最高裁 (決定)	平成27年 (オ) 136 号、平成27年 (受) 173号	損害賠償請求上告事件	上告棄却 不受理決定	<p>控訴審判決について、Yが最高裁に上告した事件。最高裁は、Yの上告を棄却し、事件を受 理しないことを決定した。</p>	LEX/DB文献番号 25540948	

資料4 児童虐待関係文献リスト

著者・筆名	発行年	著書・論文等タイトル	編集者名	著者名・雑誌名(巻号)	ページ	出版社
田中理恵	2011	社会問題としての児童虐待—子ども家族への監視・管理の強化—		教育社会学研究 88	119-138	
上尾光弘ほか	2012	救命救急センターからみた児童虐待		医療：国立医療学会誌 66-7	300-304	国立医療学会
小杉恵	2012	小児科からみた児童虐待(特集 児童虐待(2))		医療：国立医療学会誌 66-7	311-315	国立医療学会
三好紀子	2012	その後の被害者への対応・虐待者への対応		医療：国立医療学会誌 66-8	355-361	国立医療学会
太田由加里	2012	『子どもを虐待死から守るために—妊婦健診・乳幼児健診未受診者から見えること』				ドメス出版
橋本麻未	2012	「児童虐待防止推進月間」に実施したロコモセンシ、ペアレンティング(=CSP)に関する一考察(研究発表 第1分科会—第3群 母子保健福祉・障害児(児童・二宮一校))				岡山県福祉学会おかやま保健福祉研究
羽間京子	2012	虐待を背景に有する女子非行少年に対する処遇について		生活指導研究 29	159-174	エイデル研究所
三枝有	2012	児童虐待への刑事法的介入と理論的背景		法政論叢 48-2	45-57	日本法政学会
岩佐嘉彦	2012	司法の立場から(子ども)の虐待情報研修センター10周年記念シンポジウム 子ども虐待対応を考える：これまでの10年とこれからの10年・・(第2部 これからの10年の子ども虐待対応を考える)		子どもの虐待情報研修センター紀要 10	3-11	横浜博明会子どもの虐待情報研修センター
大原天青	2012	児童養護施設に入所する子どもの非行化の発生率と関連要因の分析：非行の重複・虐待・生活の安定に注目して		司法福祉学研究 12	46-63	日本司法福祉学会
速藤洋二	2012	重大福祉事件対応における児童相談所の役割と実務上の課題		司法福祉学研究 12	82-100	日本司法福祉学会
古川隆司 中川英男 益子千枝 ほか	2012	第4分科会 犯罪者の社会復帰支援(日本司法福祉学会第12回大会 被害~加害~被害：虐待と非行・犯罪への司法福祉実践を考える)		司法福祉学研究 12	189-195	日本司法福祉学会
松村歌子 井上匡子 宮園久栄 ほか	2012	第5分科会 ドメスティック・バイオレンスに対する司法・行政の役割：多角的アプローチから(日本司法福祉学会第12回大会 被害~加害~被害：虐待と非行・犯罪への司法福祉実践を考える)		司法福祉学研究 12	196-206	日本司法福祉学会
山田麻紗子	2012.1	「集団傷害致死事件」犯罪心理鑑定事例の検討と考察：重大犯罪事件解明実践の研究		日本福祉大学子ども発達学論集 4	85-102	日本福祉大学子ども発達学部
齋藤知子	2012.3	児童虐待死亡事件について判例を用いたソーシヤルワーク検討		帝京平成大学紀要 23-1	1-16	帝京平成大学
高橋尚和	2012.3	児童虐待への法医学からのアプローチ		新潟医学会雑誌 126-3	119-123	新潟医学会
	2012.3	ミニ・シンポジウム 子ども代理人		比較法研究 73	126-164	比較法学会
佐々木健	2012.3	ドイツ法における手続上の子どもの代理人(ミニ・シンポジウム 子ども代理人)		比較法研究 73	126-135	比較法学会
山口亮子	2012.3	アメリカにおける監護権手続の子どもの代理人(ミニ・シンポジウム 子ども代理人)		比較法研究 73	136-145	比較法学会
梅澤彩	2012.3	ニュージーランドにおける子どもの代理人(Lawyer for the child) (ミニ・シンポジウム 子ども代理人)		比較法研究 73	146-155	比較法学会
増田勝久	2012.3	子どもの代理人—日本(ミニ・シンポジウム 子ども代理人)		比較法研究 73	156-164	比較法学会
石田ゆかり	2012.4	研修例 孤独に戦い続けた10代後半の女性との面接過程		精神分析研究 56-2	193-197	日本精神分析学会
来竹桃江 水野光博(シナリオ)	2012.4	『ちいさいひと・言葉児童相談所物語<2>』				小学館
山本匡雄	2012.4	親権、子ども虐待、ソーシヤルワーク(特集 虐待から子どもを守るために：親権停止の意義)		月刊福祉 95-6	12-15	全国社会福祉協議会
吉田匡雄	2012.4	親権停止制度(特集 虐待から子どもを守るために：親権停止の意義)		月刊福祉 95-6	16-21	全国社会福祉協議会
桑原敦修	2012.4	親権改正と児童養護施設・福祉施設長に求められる資質(特集 虐待から子どもを守るために：親権停止の意義)		月刊福祉 95-6	22-25	全国社会福祉協議会
宮島清	2012.4	虐待から子どもを守る：新たな制度を活用するために必要なこと(特集 虐待から子どもを守るために：親権停止の意義)		月刊福祉 95-6	26-29	全国社会福祉協議会

星野崇	2012.4	日常生活のなかで里親が望む親権制度（特集 虐待から子どもを護るために：親権停止の意義）	月刊福祉 95-6	30・33	全国社会福祉協議会
坪井節子	2012.4	傷ついた子どもに寄り添って（特集 虐待から子どもを護るために：親権停止の意義）	月刊福祉 95-6	34・37	全国社会福祉協議会
平湯真人	2012.4	子どもの尊厳をいかに守るのか（特集 虐待から子どもを護るために：親権停止の意義）	月刊福祉 95-6	38・41	全国社会福祉協議会
長田美穂	2012.4	米国からの便り 性虐待の司法面接に人体の絵や人形は適切か：子どもと家族の虐待問題についてのサンディエゴ国際会議から	女性の安全と健康のための支援教育センター通信 33	36・39	女性の安全と健康のための支援教育センター
橋本和明	2012.4	包括的虐待という観点からみた虐待の深刻化する要因分析：事例のメタ分析を用いた虐待の共通カテゴリーの抽出	心理臨床学研究 30-1	17・28	日本心理臨床学会
藤井幾勝	2012.4	評価の動き 児童虐待の防止等に関する政策評価：評価結果及び勧告の概要	評価クォーターリー 21	58・74	行政管理研究センター
松山京子 川崎二三彦 鈴木崇之	2012.4	日本の児童相談をたどる（第9回）松山京子さん 一時保護で、生死が分かちやう	そだちと臨床 12	33・44	明石書店
森陽子	2012.4	研修事例 被虐待児との心理療法治程における“考えるスペース”の重要性	精神分析研究 56・2	174・179	日本精神分析学会
八神俊明 本多正徳 河野勲	2012.4	小児虐待症例における肋骨骨折診断の重要性を痛感した1例：放射線科医の役割	臨床放射線 57・4	590・593	金原出版
和田一郎	2012.4	子ども虐待・貧困防止は家族支援から：データから見る「教育」の重要性（特集 18歳からの旅立ちに向けて）…（旅立ちの道）をみつめて：18歳からの支援	世界の児童と母性 72	46・51	資生堂社会福祉事業財団
斉藤幸芳 藤井常文	2012.4.10	『児童相談所はいま、児童福祉司からの現場報告』			ミネルヴァ書房
	2012.4.13	大分県 虐待防止へ全教員に対応マニュアル配布：福祉避難所の指定促進（特集 都道府県政令都市 2012年度厚生・労働・環境関係予算（12））	厚生福祉 5896	12・13	時事通信社
緒方謙介	2012.4.25	被虐待児における知能と学力の乖離：K・ABCによるアセスメントの可能性	犯罪学雑誌 78・2	29・33	日本犯罪学会
岩城正光	2012.4.27	児童虐待の速やかな通告：教育法規あ・ら・か・る・と	内外教育 6161	19	時事通信社
小穴博二 阪井裕一 奥山真紀子	2012.5	児童虐待防止の観点からの民法改正（人権キーワード2012）…（子ども）	部露解放 692	94・97	解放出版社
小野純平	2012.5	医療者による虐待の診かた：そのピットフォール（特集 小児診療のピットフォール（2））	臨床と研究 89・5	629・634	大道学館出版部
渡邊守	2012.5	被虐待児の認知特性と学習の遅れ（第20回大会特集 あらためて問う発達障害児の学習支援：知能・学力・生きる力：一般社団法人日本LD学会第20回大会教育講演）	LD研究 21・2	152・161	日本LD学会
笠原麻里	2012.5	震災と社会的養護としての親族里親（特集 震災後の養育環境と子ども）	子どもの虐待とネグレクト 14・1	28・33	日本子ども虐待防止学会
西村英一郎	2012.5	子ども虐待の「今」（第11回）子どもの気もち	子どもの虐待とネグレクト 14・1	42・47	日本子ども虐待防止学会
千賀則史	2012.5	実務法学の現場（5）面会交流	子どもの虐待とネグレクト 14・1	52・57	日本子ども虐待防止学会
元山彩織 松崎佳子 藤林武史	2012.5	児童相談所における関係性に焦点を当てた家族再統合プログラム：サインズ・オブ・セイフティを活用して	子どもの虐待とネグレクト 14・1	58・66	日本子ども虐待防止学会
鈴木浩之	2012.5	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）における支援のあり方の検討：福岡市における実践を振り返って	子どもの虐待とネグレクト 14・1	67・76	日本子ども虐待防止学会
小池通夫	2012.5	実践メモ「子ども虐待と『虫退治』」	子どもの虐待とネグレクト 14・1	77・80	日本子ども虐待防止学会
	2012.5	日本子ども虐待医学研究会：その発足のいきさつと第8回学術集会までの経過	子どもの虐待とネグレクト 14・1	81・83	日本子ども虐待防止学会

菊地祐子	2012.5	虐待・ネグレクト・急性ストレス反応（特集）研修医のための神経学的診察テクニック）——（よくある主訴と診療の実際）	虐待・ネグレクト・急性ストレス反応（特集）研修医のための神経学的診察テクニック）——（よくある主訴と診療の実際）	小児科診療 75-5	859-864	診断と治療社
小池秀幸	2012.5	分権型社会における児童相談行政のあり方——児童虐待への対応強化に向けた体制の再構築	分権型社会における児童相談行政のあり方——児童虐待への対応強化に向けた体制の再構築	自治総研 403	32-69	地方自治総合研究所
東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会	2012.5	『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について——平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書』	『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について——平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書』			東京都児童福祉保健局少子社会対策部計画課
中澤香織	2012.5	家族構成の変動と家族関係が子ども虐待へ与える影響：母親の家族内における立場に注目して	家族構成の変動と家族関係が子ども虐待へ与える影響：母親の家族内における立場に注目して	厚生指 59-5	20-24	厚生労働統計協会
橋本和明	2012.5	発達障害を抱える親と児童虐待：生活と切り離された子育てを支援する（特集）子育て支援：乳幼児と向き合う心理臨床	発達障害を抱える親と児童虐待：生活と切り離された子育てを支援する（特集）子育て支援：乳幼児と向き合う心理臨床	臨床心理学 12-3	343-348	金剛出版
南部さおり	2012.5	虐待と育児放棄・不十分な親子関係（特集）安心感の乏しい子——（子どもの安心感の乏しさを生み出す背景）	虐待と育児放棄・不十分な親子関係（特集）安心感の乏しい子——（子どもの安心感の乏しさを生み出す背景）	児童心理 66-7	546-550	金子書房
山下隆志	2012.5	法務総合研究所研究概要（5）児童虐待に関する研究について	法務総合研究所研究概要（5）児童虐待に関する研究について	刑政 123-5	80-90	矯正協会
細矢郁	2012.5	民法等の一部を改正する法律の概要	民法等の一部を改正する法律の概要	ケース研究 311	74-91	
	2012.5	『名古屋児童虐待事例検証報告書』	『名古屋児童虐待事例検証報告書』			名古屋市児童虐待事例検証委員会
ダイアン・リーロウ バーニニー・リーロウ 庭田よう子	2012.5.1	『愛を知らなかった子——ネグレクトされた少女が家族を得るまで』	『愛を知らなかった子——ネグレクトされた少女が家族を得るまで』			講談社
松永愛子	2012.5.15	『地域子育て支援センターのエスノグラフィ——「親子の居場所」創出の可能性』	『地域子育て支援センターのエスノグラフィ——「親子の居場所」創出の可能性』			風間書房
リチャード・A. ヴォーシャック 青木聡	2012.5.15	『離婚毒・父親阻害という児童虐待』	『離婚毒・父親阻害という児童虐待』			誠信書房
	2012.5.15	『小児画像診断』	五十嵐隆 小熊栄二			中山書店
加藤尚子	2012.5.20	『施設心理士という仕事・児童養護施設と児童虐待への心理的アプローチ』	加藤尚子			ミネルヴエ書房
岡田尊司	2012.5.25	『愛着崩壊・子どもを愛せない大人たち』				角川学芸出版
梅山茂	2012.5.29	特集 児童虐待ためらわずに通告を：ガイド作成、医療関係者向け研究会：奈良		厚生福祉 5907	2-3	時事通信社
松浦直己	2012.5.31	エビデンスからみた日本の矯正教育の取り組み：発達障害と虐待の関連から		発達障害研究 34-2	121-130	日本発達障害学会
長谷川博一	2012.6	見えない虐待—やさしい虐待ときれいな虐待		青淵 759	16-18	
小林美智子	2012.6	児童虐待とは（特集）児童虐待（1）		医療：国立医療学会誌 66-6	243-249	国立医療学会
定光太海	2012.6	国立病院機構の救命救急センターにおける現状（特集）児童虐待（1）		医療：国立医療学会誌 66-6	250-255	国立医療学会
石垣千春	2012.6	児童虐待対応における医療機関と子ども相談センターとの連携（特集）児童虐待（1）		医療：国立医療学会誌 66-6	256-263	国立医療学会
多田元	2012.6	救急医療の現場から 医療ネグレクト		現代医学 60-1	151-154	愛知県医師会
東元和紀 堀大介 石黒真吾	2012.6	虐待防止のために日常診療で小児科医に必要な役割について考えた症例		高根医学 32-2	74-78	島根県医師会
藤本裕明	2012.6	保健師のための開話ケア（18回目）子どもの虐待と文化		月刊地域保健 43-6	66-69	東京法規出版
細矢郁	2012.6	児童福祉法28条事件及び親権喪失等事件の合理的な審理の在り方に関する考察		家庭裁判月報 64-6	1-67	最高裁判所
磯谷文明	2012.6	民法等改正と児童相談所側の実務		家庭裁判月報 64-6	69-134	最高裁判所
町野朝	2012.6	児童虐待との戦い：『児童虐待の防止 児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所』に寄せて		書齋の窓 615	2-7	有斐閣
吉田謙一	2012.6	子どもの突然死：法医学的視点（特集）子どもの突然死		小児科 53-6	689-695	金原出版

赤坂守人	2012.6	乳幼児歯科検診と子育て課題				子育て支援と心理臨床 5	35-41		
市川光太郎	2012.6.1	小児救急医療現場における脳死下臓器提供に関する問題点と課題				日本小児科学会雑誌 116-6	969-978		日本小児科学会
山崎知克	2012.6.30	発達障害とアタッチメント障害：親子の関係性障害の視点から				小児の精神と神経 52-2	107-115		日本小児精神神経学会
大野篤志 深津亮	2012.7	背景に虐待がある受診困難（特集 受診できない：受診困難という問題）				認知症の最新医療：認知症医療の今を伝える専門誌 2-3	124-128		フジメディアカル出版
久保祥子	2012.7	新人児童福祉司が思うこと（特集 職員が育つ、働きがいのある職場づくり：児童福祉施設と児童相談所の現場から）——（若手職員の葛藤）				子どもと福祉 5	9-11		明石書店
大森信也	2012.7	施設の小規模化と人材育成の両立（特集 職員が育つ、働きがいのある職場づくり：児童福祉施設と児童相談所の現場から）——（中堅職員の実践）				子どもと福祉 5	12-15		明石書店
鎌田得宏	2012.7	バーンアウトしない児童相談所職員になるために（特集 職員が育つ、働きがいのある職場づくり：児童福祉施設と児童相談所の現場から）……（中堅職員の実践）				子どもと福祉 5	28-31		明石書店
後藤真司	2012.7	里親委託ガイドラインと児童相談所：大分県の場合（特集 里親委託ガイドラインを考える）				子どもと福祉 5	56-59		明石書店
小林奈都子	2012.7	里親委託ガイドラインと児童相談所：長野県の場合（特集 里親委託ガイドラインを考える）				子どもと福祉 5	60-63		明石書店
安部計彦	2012.7	市区町村が対応するネグレクト事例の実態				子どもと福祉 5	131-136		明石書店
山崎麻美 押田奈都 基中正博	2012.7	脳神経外科からみた児童虐待（特集 児童虐待（2））				医療：国立医療学会誌 66-7	295-299		国立医療学会
上尾光弘 定光大海 岡田祥憲 ほか	2012.7	救命救急センターからみた児童虐待（特集 児童虐待（2））				医療：国立医療学会誌 66-7	300-304		国立医療学会
廣島和夫	2012.7	整形外科からみた児童虐待（特集 児童虐待（2））				医療：国立医療学会誌 66-7	305-310		国立医療学会
北村光司	2012.7	虐待判別支援ソフト：子どもの事故データを利用した虐待対策への新たな可能性				月刊地域保健 43-7	42-45		東京法規出版
後藤啓二	2012.7	子ども虐待の現状と警察に求められる対応：現行法下でできること、今後の法整備ですべきこと（第1回）				捜査研究 61-7	2-16		東京法令出版
武田涼 生島浩	2012.7	廣井亮一著「カウンスラーのための法と臨床—離婚・虐待・非行の問題解決に向けて」				家族療法研究 30-1	1-218		金子書房
中田郁平 赤坂守人	2012.7	地域保健と学校保健の連携 日本学校歯科医会の立場から（特集 学校の保健と安全）——（地域保健と学校保健）				母子保健情報 65	70-74		母子愛育会
林ちづる	2012.7	医療ソーシャルワーカーの働きを検証する（71）児童虐待防止における医療機関でのMSWの役割				病院 71-7	576-579		医学書院
溝口史剛	2012.7	<群馬>前橋病院 子ども虐待防止の視点から（特集 虐待から地域で守ろう！）				済生 88-7	10-12		恩賜財団済生会
由井理恵子	2012.7	研修症例 つながることへの恐怖と期待：被虐待児との心理療法治過程から				精神分析研究 56-3	314-319		日本精神分析学会
李 政元	2012.7	二項・ベータ階層ベイズモデルによる児童虐待相談対応率の地域差に関する研究：都道府県政令指定都市別による多重比較				総合政策研究 41	29-36		関西学院大学総合政策学部研究会
アビー・スタイン 一丸藤太郎 小松貴弘	2012.7.20	『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について-社会保障審議会児童部会児童虐待等養護保護事例の健康に関する専門委員会』				社会保障審議会児童部会児童虐待等養護保護事例の健康に関する専門委員会			社会保障審議会児童部会児童虐待等養護保護事例の健康に関する専門委員会
安部計彦	2012.8	『発達障害が疑われる保護者の虐待についての研究——その特徴と対応のあり方をめぐって平成23年度研究報告書』				子ども虹情報研修センター			横浜博明会子ども虹情報研修センター
上鹿渡和宏	2012.8	『児童虐待・解離・犯罪・暴力犯罪への精神分析的アプローチ』							創元社
	2012.8	子どもネグレクトにおける重症度に関する研究				西南学院大学人間科学論集 8-1	87-107		西南学院大学学術研究所
	2012.8	子どもの心・医療相談（3）虐待を受けた子どもはどう向き合うか？				社会的養護とファミリーホーム 3	30-32		福村出版

後藤啓二	2012.8	子ども虐待の現状と警察に求められる対応：現行法下でできること、今後の法整備すべきこと（第2回）	子ども虐待の現状と警察に求められる対応：現行法下でできること、今後の法整備すべきこと（第2回）	捜査研究 61・8	75・86	東京法令出版
板東あけみ	2012.8	健康教育教材としての母子健康手帳：「母子健康手帳は子どものもの」をさらに浸透させるために（ミニ特集 母子健康手帳：過去、現在、未来）	健康教育教材としての母子健康手帳：「母子健康手帳は子どものもの」をさらに浸透させるために（ミニ特集 母子健康手帳：過去、現在、未来）	小児科臨床 65・8	1787・1794	日本小児医事出版社
山崎麻美 押田奈都 壺中正博	2012.8	被害児童に対する当面の医療など（特集 児童虐待（3））	被害児童に対する当面の医療など（特集 児童虐待（3））	医療：国立医療学会誌 66・8	349・354	国立医療学会
	2012.8	『みんなので守ろう子ども笑顔・児童虐待防止ハンドブック』	『みんなので守ろう子ども笑顔・児童虐待防止ハンドブック』			福井県健康福祉部子ども家庭課
田上幸治 松井隆 山本敦子	2012.8	『児童虐待に関する文献研究—2008・2009年 平成23年度研究報告書』	『児童虐待に関する文献研究—2008・2009年 平成23年度研究報告書』	子ども虹情報研修センター		虹情報研修センター
	2012.8.1	当センターで経験した被害事例のカテゴリー別リスク因子の検討	当センターで経験した被害事例のカテゴリー別リスク因子の検討	日本小児科学会雑誌 116・8	1219・1222	日本小児科学会
小熊栄二	2012.8.6	タイムスインタビュー AIの実施は死因究明の意思表示 児童虐待の抑止力につながる 小沢栄二氏・埼玉県立小児医療センター放射線科部長	タイムスインタビュー AIの実施は死因究明の意思表示 児童虐待の抑止力につながる 小沢栄二氏・埼玉県立小児医療センター放射線科部長	医療タイムス：週刊医療界レポート 2071	27・29	医療タイムス社
加藤尚子	2012.8.20	自著を語る BOOK 『施設心理士という仕事：児童養護施設と児童虐待への心理的アプローチ』 明治大学准教授 加藤尚子 児童養護施設と理解を共有し互いの役割を担う関係に	自著を語る BOOK 『施設心理士という仕事：児童養護施設と児童虐待への心理的アプローチ』 明治大学准教授 加藤尚子 児童養護施設と理解を共有し互いの役割を担う関係に	週刊教育資料 1218	35	教育公論社
日本ファミリーホーム協議会	2012.8.20	『社会的養護とファミリーホーム<Vol.3>特集 第6回ファミリーホーム研究全国大会報告とことん語るファミリーホーム』	『社会的養護とファミリーホーム<Vol.3>特集 第6回ファミリーホーム研究全国大会報告とことん語るファミリーホーム』	『社会的養護とファミリーホーム』編集委員会 児童虐待問題研究会		福村出版
児童虐待問題研究会	2012.8.31	『Q&A 児童虐待防止ハンドブック（改訂版）』	『Q&A 児童虐待防止ハンドブック（改訂版）』			ぎょうせい
三輪清子	2012.8.31	2009年以降の里親委託の増加をもたらしたものは：児童虐待の増加の直接的効果と間接的効果をもぐって	2009年以降の里親委託の増加をもたらしたものは：児童虐待の増加の直接的効果と間接的効果をもぐって	社会福祉学 59・2	45・56	日本社会福祉学会
安部計彦	2012.9	子ども虐待の実態（特集 しつけと虐待の境界をめぐって）	子ども虐待の実態（特集 しつけと虐待の境界をめぐって）	教育と医学 60・9	744・751	慶應義塾大学出版会
小木曾宏	2012.9	施設を訪ねて 子ども虐待対応最前線：名古屋市「西部児童相談所」	施設を訪ねて 子ども虐待対応最前線：名古屋市「西部児童相談所」	児童養護 43・2	34・37	全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
金谷光子	2012.9	しつけと虐待はどこがちがうのか（特集 しつけと虐待の境界をめぐって）	しつけと虐待はどこがちがうのか（特集 しつけと虐待の境界をめぐって）	教育と医学 60・9	736・743	慶應義塾大学出版会
後藤啓二	2012.9	子ども虐待の現状と警察に求められる対応：現行法下でできること、今後の法整備すべきこと（第3回）	子ども虐待の現状と警察に求められる対応：現行法下でできること、今後の法整備すべきこと（第3回）	捜査研究 61・9	95・109	東京法令出版
才村純	2012.9	講演録（要約） 児童虐待の現状と課題：被災地の子どもたちのケアも含めて	講演録（要約） 児童虐待の現状と課題：被災地の子どもたちのケアも含めて	人権のひろば 15・5	17・23	人権擁護協力会
酒井信子 川崎幸彦 伊藤奈緒子 ほか	2012.9	臨床研究・症例報告 硬膜下血腫で発見された乳児虐待症候群2例の検討	臨床研究・症例報告 硬膜下血腫で発見された乳児虐待症候群2例の検討	小児科臨床 65・9	2071・2076	日本小児医事出版社
西澤哲	2012.9	子ども虐待をめぐるとらうま（トラウマ）	子ども虐待をめぐるとらうま（トラウマ）	こころの科学 165	62・68	日本評論社
藤本薫 島田留津 北村俊則	2012.9	産後のメンタルヘルス領域の問題（特集 知っておきたい重症産褥合併症）	産後のメンタルヘルス領域の問題（特集 知っておきたい重症産褥合併症）	産科と婦人科 79・9	1148・1151	診断と治療社
森田ゆり	2012.9	子どもの内なる力をはぐむしつけとは（特集 しつけと虐待の境界をめぐって）	子どもの内なる力をはぐむしつけとは（特集 しつけと虐待の境界をめぐって）	教育と医学 60・9	762・770	慶應義塾大学出版会
	2012.9	社会 家庭内「虐待」防止で求められる財政出動：医師に求められる虐待スクリーニングの役割	社会 家庭内「虐待」防止で求められる財政出動：医師に求められる虐待スクリーニングの役割	集中 5・9	33・31	集中出版社
	2012.9	徹底検証 福島県立「大笹生養護学校」と知的障害児施設「大笹生学園」での児童虐待を訴える声	徹底検証 福島県立「大笹生養護学校」と知的障害児施設「大笹生学園」での児童虐待を訴える声	タクティクス 23・9	10・12	タクティクス
	2012.9	『虐待から子どもを守るために』地域・関係者機関における対応力のさらなる強化に向けて：東京都児童福祉協議会提言』	『虐待から子どもを守るために』地域・関係者機関における対応力のさらなる強化に向けて：東京都児童福祉協議会提言』			東京都児童福祉保健局少子社会対策部計画課
柴崎裕加	2012.9.7	特集 児童虐待 地域が地域を見守り、虐待を未然に防ぐ：千葉県浦安市社会福祉協議会の「子育てサロン」	特集 児童虐待 地域が地域を見守り、虐待を未然に防ぐ：千葉県浦安市社会福祉協議会の「子育てサロン」	厚生福祉 5931	2・3	時事通信社

小宮純一	2012.9.7	施設内虐待禁止法制化から3年半100人超の児童が被害に（養護施設でくり返される子どもの虐待）	金曜日 20・33	18・19	金曜日
小宮純一	2012.9.7	こんなにある！施設内での虐待：2009-2011（養護施設でくり返される子どもの虐待）	金曜日 20・33	21・20	金曜日
小宮純一 森川善代表 関根知美 ほか	2012.9.7	私たちがみたくない子がいることをもつと社会に知ってほしい：「恩寵園事件」元原告たちの座談会（養護施設でくり返される子どもの虐待）	金曜日 20・33	22・24	金曜日
小宮純一	2012.9.7	声にならぬ叫びが聞こえた：話題の韓国映画『トゴニ』原作者コン・ジョンさんに聞く（養護施設でくり返される子どもの虐待）	金曜日 20・33	25	金曜日
平湯真人	2012.9.7	「社会の中の養護」実現のために子どもの発信を誰が受け止めるのか（養護施設でくり返される子どもの虐待）	金曜日 20・33	26	金曜日
高江幸恵	2012.9.25	『子育てのリアリティー「子どもがかわいく思えない」そして、その後29,000人のお母さんの実感』			子ども未来社
中楳育美 佐野信也	2012.9.30	産後の母親のうつ傾向を予測する妊娠期間に関する研究：子ども虐待防止の視点から	小児保健研究 71・5	737-747	日本小児保健協会
鈴井江三子 名野宏美 斉藤雅子 ほか	2012.9.30	学童保育指導員による児童虐待の発見に関する実態調査	小児保健研究 71・5	748-755	日本小児保健協会
廣井亮一	2012.9.30	『司法臨床入門・家裁調査官のアプローチ（第2版）』			日本評論社
和田一郎	2012.10	教育講演 子ども虐待防止対策の政策評価：調査研究から政策まで（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	104-107	日本子ども虐待防止学会
有村大士	2012.10	教育講演 子ども虐待と政策・経済・生活施設におけるケアの規模と職員配置を考える（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	108-117	日本子ども虐待防止学会
David Odds 西澤哲	2012.10	国際プログラム 子ども虐待の予防方法としての家庭訪問プログラム（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	118-134	日本子ども虐待防止学会
柳川敏彦 平尾恭子 加藤則子 ほか	2012.10	自閉症スペクトラム障害の子どもの家族のためのペアレント・プログラムの実践：グループ・ステップ・プログラム・トリアルPの効果について（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	135-152	日本子ども虐待防止学会
北川恵	2012.10	親子の関係性に焦点つけた評価と援助を提供するプログラム：The Circle of Securityプログラムの特徴と実践（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	153-161	日本子ども虐待防止学会
大北啓子 清水淳子 古野陽一 ほか	2012.10	子育て支援プログラムIPPO（いっぽ）の効果：参加者アンケート調査より（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	162-173	日本子ども虐待防止学会
小平直希 伊東ゆたか 持丸由紀子	2012.10	児童養護施設における構形式ペアレントトレーニング研修の実践：児童相談所における施設支援の取り組み（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	174-182	日本子ども虐待防止学会
幸崎真一郎 安達潤	2012.10	被虐待体験を持つ幼児への対人トランプルの軽減を目的とした支援について（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	183-194	日本子ども虐待防止学会
馬場幸子	2012.10	米国Latino移民と社会的養護下にいるLatinoの子どもへの支援の現状と課題：日本における在日外国人への児童福祉サービス体制改善への示唆（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	195-202	日本子ども虐待防止学会
山田不二子	2012.10	脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアルの使い方と課題（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	203-216	日本子ども虐待防止学会
氏家和子 飯田緑 勝田紗代	2012.10	世田谷区虐待対策（要保護児童支援）としての親支援事業（特集 第17回学術集会（いばらき大会））	子どもの虐待とネグレクト 14・2	217-222	日本子ども虐待防止学会

間宮規子 田中哲 菊地祐子 ほか	2012.10	東京都立小児総合医療センターにおける虐待事例への対応 (特集 第17回学術集会 (いばらき大会))	子どもの虐待とネグレクト 14-2	223-227	日本子ども虐待防止学会
河野洋子	2012.10	大分県における里親委託推進の取り組みについて (特集 第17回学術集会 (いばらき大会))	子どもの虐待とネグレクト 14-2	228-233	日本子ども虐待防止学会
関真由美 小里國憲 三宅愛 ほか	2012.10	乳幼児揺さぶられ症候群を理由に乳児院に入所したケースの背景と子どもの発達：過去の入所ケースの基本的データから	子どもの虐待とネグレクト 14-2	245-251	日本子ども虐待防止学会
田中正子 Christine Wekerle Mary Lou Schmuck ほか	2012.10	翻訳論文 虐待体験、青年期の精神保健と「自分への思いやり」：カナダの児童保護機関の青少年の研究	子どもの虐待とネグレクト 14-2	258-270	日本子ども虐待防止学会
来竹桃江 水野光博 (シナリオ)	2012.10	『ちいさいひと——言葉児童相談所物語<3>』			小学館
河野洋子	2012.10	児童相談所の実践と里親委託ガイドライン：大分県の取り組み (特集 社会的養護の改革と里親養育：「里親委託ガイドライン」「里親及びファミリーホーム養育指針」を読み解き、今後の家庭養護のあるべき姿を探る。)	里親と子ども 7	43-50	明石書店
河尻恵	2012.10	被措置児童等虐待防止の制度化に至る経緯と事例報告を受けて：里親の虐待を防ぐ	里親と子ども 7	102-108	明石書店
米沢普子	2012.10	里親の虐待を防ぐ：認定前の家庭調査と委託に焦点をあてて	里親と子ども 7	109-114	明石書店
堀田香織	2012.10	学生の家庭訪問による里親家庭支援：児童相談所と大学の連携の試み	里親と子ども 7	115-121	明石書店
小熊栄二	2012.10	児童虐待による頭部外傷 (abusive head trauma) の画像診断 (特集 小児の診断と治療update)	臨床放射線 57-10	1273-1286	金原出版
後藤啓二	2012.10	子ども虐待の現状と警察に求められる対応：現行法下でできること、今後の法整備ですべきこと (第4回)	捜査研究 61-10	99-110	東京法令出版
埴田親子	2012.10	性虐待を受けた子どもへのソーシャルワーク・アプローチ：児童養護施設での受けとめながら寄り添う取り組み (active listening)	社会福祉研究 115	90-95	鉄道弘済社会福祉部
高田治	2012.10	児童心理治療施設における被虐待児の治療 (特集 子どもの治療とは何か) 一 (子どものこころの最新治療)	そだちの科学 19	84-87	日本評論社
飛澤知行	2012.10	家族法・戸籍制度研究会 第22回定例研究会 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて：平成23年民法等一部改正	戸籍時報 689	1-97	日本加除出版
仲真紀子	2012.10	科学的証拠にもとづく取調への高度化：司法面接の展開とPEACEモデル (<特集>エビデンスにもとづく取調への科学化)	法と心理 12-1	27-32	法と心理学会
永井彩子 村尾泰弘	2012.10	児童養護施設における心理士の役割と課題：トラウマの対応を中心に	立正社会福祉研究 14-1	25-33	立正大学社会福祉学会
野村政子	2012.10	児童、高齢者、障害者の虐待防止に包括的に取り組む：埼玉県行田市の取り組み (特集 障害者虐待防止法と保健師活動)	月刊地域保健 43-10	42-49	東京法規出版
森定薫 木口雅文 平松未帆	2012.10	当事者組織による「ひきこもり・リストカット・DV・虐待」等の相談活動と支援 (特集 「不慮死」・二次被害) と発達支援	SNEジャーナル 18-1	35-59	日本特別ニーズ教育学会
山崎剛	2012.10	親を亡くした子どもたちの支援 子どもたちの状況と親族里親へのケア 宮城県の児童相談所における対応と課題 (特集 東日本大震災と子ども支援 これからは生きるために) —— (子どもたちの支援をめぐる被災地からの提言)	世界の児童と母性 73	54-59	資生堂社会福祉事業財団
横田光平	2012.10	行政法からみた『悪魔ちゃん』事件 一戸籍法と『法律による行政の原理』・適正手続の保障・裁量を受ける権利	自治研究 88-110	57-80	
榎村政行	2012.10.1	『子どもと法』			日本加除出版

藤田英典	2012.12	現代の貧困と子どもの発達・教育	発達心理学研究 23-4	439-449	日本発達心理学会
松宮孝明	2012.12	最新判例演習室 刑法 虐待目的を隠して猫を譲り受けた行為と詐欺罪(横浜地裁川崎支部平成24.5.23判決)	法学セミナー 57-12	131	日本評論社
	2012.12	『日本子ども虐待防止学会第18回学術集会高知よりま大会「プログラム・抄録集」・いのちの重さをみつめて：地域で支える親子の絆』			日本子ども虐待防止学会第18回学術集会高知よりま大会実行委員会
	2012.12	『虐待の援助法に関する文献研究-平成22・23年度研究報告書<第6報>』			横浜博明会子ども虹情報研修センター
	2012.12	『性的虐待体験者が性産業で働く理由とその実態調査<支援編>』			女性ヘルプネットワーク [北九州]
	2012.12	『被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携——平成23年度研究報告』			横浜博明会子ども虹情報研修センター
	2012.12	『児童相談所の医療業務に関する研究——平成23年度研究報告書<第2報>』			横浜博明会子ども虹情報研修センター
	2012.12.1	『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル (第5版)』			明石書店
山本正二	2012.12.8	死亡画像診断 (AI) の利用法 (3) 虐待におけるAI	日本医事新報 4624	74-76	日本医事新報社
八木修司 岡本正子	2012.12.10	『性的虐待を受けた子ども——性的問題行動を示す子どもへの支援——児童福祉施設における生活支援と心理・医療的ケア』			明石書店
ケヴィン・D.ブラウン ジョン・ダウラス キャサリン・ハミルトン=ギア クリトシス ジーン・ヘガティ著 上野昌江 山田和子監訳	2012.12.10	『保健師・助産師による子ども虐待予防「CAREプログラム」・乳幼児と親のアクセスメントに対する公衆衛生学的アプローチ』			明石書店
坂本理	2012.12.31	虐待ケースを100件担当するということ：1児童福祉司からの報告	ソーシャルワーク学会誌 25	51-56	日本ソーシャルワーク学会
青柳千春 阿久澤智恵子 下山京子 ほか	2013	小学校養護教諭が行う児童虐待対応に校内組織体制が与える影響	桐生大学紀要 24	25-32	桐生大学
浅野正	2013	心理的虐待と非行：少年院での家族への働き掛け	人間科学研究 35	141-148	文教大学
阿部隆春	2013	児童相談所一時保護所児童の学習に関する意識についての考察：児童相談所入所児童のアンケート調査から	人間福祉学会誌 13-1	83-91	人間福祉学会
石原香織 高橋恵美子 小村智子	2013	子ども虐待における看護職の取り組みと課題に関する文献検討	日本看護学会論文集：小児看護 43	145-148	日本看護協会出版会
井上剛男	2013	子ども虐待はどのようにして社会問題になったのか：1990年代の新聞記事の言説分析	滋賀大学教育学部紀要・人文科学・社会科学・自然科学 63	1-10	滋賀大学教育学部
岩下美代子 岩本愛子	2013	日本における「子ども虐待」の変遷 (第4報)	鹿児島純心女子短期大学研究紀要 43	23-41	鹿児島純心女子短期大学
上野智子	2013	児童虐待問題の解決過程とホオ・オボノボノ：米国ハワイ州におけるカルチュアル・コンピテンツ	奈良女子大学社会学論集 20	137-158	奈良女子大学社会学研究会
岡本正子 牧野詠理	2013	子ども虐待予防の観点からみる高等学校家庭科保育分野に関する考察：4府県の高等学校家庭科教員への質問紙調査を通して	生活文化研究 51	1-22	大阪教育大学家政学研究会
亀岡智美	2013	子どものトラウマへの治療 (第53回日本児童青年精神医学会総会特集 (2) スローガン 児童青年精神科医療と発達) —— (シンポジウム 被虐待児への治療的アプローチ)	児童青年精神医学とその近接領域 54-4	374-378	日本児童青年精神医学会
草野舞	2013	19世紀末イギリスの児童虐待防止法成立をめぐる「家族」像：全国児童虐待防止協会 (NSPCC) の活動を中心に	九州教育学会研究紀要 41	113-120	九州教育学会

小泉 悠子 高岸 治人 田中 康雄	2013	被害者経験を持つ青少年の認知傾向	被虐待経験を持つ青少年の認知傾向	76・81	大阪大学大学院 金沢大学・近松医科大学・ 千葉大学・福井大学連合小 児発達学研究所
小平かやの	2013	被虐待児への治療的アプローチ：虐待事例におけるPCIT（親子相互交流療法）の実践（第53回日本児童青年精神医学会総会特集（2）スローガン「児童青年精神科医療と発達」——（シンポジウム「被虐待児への治療的アプローチ」）	被虐待児への治療的アプローチ：虐待事例におけるPCIT（親子相互交流療法）の実践（第53回日本児童青年精神医学会総会特集（2）スローガン「児童青年精神科医療と発達」——（シンポジウム「被虐待児への治療的アプローチ」）	378・383	日本児童青年精神医学会
小西 曉和	2013	児童相談所と多機関連携：警察との連携をめぐめる問題（特集「子どもを守る」）	児童相談所と多機関連携：警察との連携をめぐめる問題（特集「子どもを守る」）	11・16	啓正社
小早川 義則	2013	アメリカ刑事判例研究（29）Mekune, Warden, et al. v. Lile, 536 U.S. 24（2002）：性的虐待治療プログラム（SATP）への参加命令は第5修正の自己負罪拒否特権に違反しない	アメリカ刑事判例研究（29）Mekune, Warden, et al. v. Lile, 536 U.S. 24（2002）：性的虐待治療プログラム（SATP）への参加命令は第5修正の自己負罪拒否特権に違反しない	55・73	名城大学大学院法務研究科
才村 純 和田 一郎 山本 匡雄 ほか	2013	児童相談所における相談援助の充実 児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究（6）児童相談所児童心理司の業務実態把握に関する研究	児童相談所における相談援助の充実 児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究（6）児童相談所児童心理司の業務実態把握に関する研究	15・33	恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所
佐藤 光市	2013	児童相談所の所内一時保護における長期化の地域格差と課題	児童相談所の所内一時保護における長期化の地域格差と課題	58・67	日本福祉大学社会福祉学会
杉山 登志郎	2013	発達障害と子ども虐待	発達障害と子ども虐待	3・9	静岡県母性衛生学会
鈴木 力	2013	家族との分離を経験し社会的養護を必要とする子どもの生活支援とソーシャルワーク（特集「ソーシャルワーク実践における居住支援」）	家族との分離を経験し社会的養護を必要とする子どもの生活支援とソーシャルワーク（特集「ソーシャルワーク実践における居住支援」）	24・30	相川書房
高木 諒子	2013	児童虐待と憲法による「子どもの人権」保障に関する一考察：合衆国憲法判例DeShaney判決の検討を中心として	児童虐待と憲法による「子どもの人権」保障に関する一考察：合衆国憲法判例DeShaney判決の検討を中心として	45・61	創価大学大学院
高橋 有香里	2013	健全育成費（敷納費）佳作子育て支援センター「ほっとふる」における子育てで家庭を支える「つながり」作り：東日本大震災後の虐待予防に向けた取り組みを中心として	健全育成費（敷納費）佳作子育て支援センター「ほっとふる」における子育てで家庭を支える「つながり」作り：東日本大震災後の虐待予防に向けた取り組みを中心として	48・55	日本児童学会
帖佐 尚人	2013	生涯を通じたキャリアとしてのペアレントフット：J.ウェストマンの精論と児童虐待予防理論の分析から	生涯を通じたキャリアとしてのペアレントフット：J.ウェストマンの精論と児童虐待予防理論の分析から	37・46	早稲田大学大学院教育学研究科
友田 明美	2013	教育講演 児童虐待と脳科学（第53回日本児童青年精神医学会総会特集（1）スローガン「児童青年精神科医療と発達」）	教育講演 児童虐待と脳科学（第53回日本児童青年精神医学会総会特集（1）スローガン「児童青年精神科医療と発達」）	260・268	日本児童青年精神医学会
永田 真実子 佐々木 光郎	2013	保育施設長の「子ども虐待」に対する意識および実態に関する調査研究	保育施設長の「子ども虐待」に対する意識および実態に関する調査研究	117・125	社会福祉科学研究所
永富 徹志	2013	児童相談所におけるアセスメント（特集「アセスメントの充実と自立支援への展開」）	児童相談所におけるアセスメント（特集「アセスメントの充実と自立支援への展開」）	88・99	全国児童自立支援施設協議会
パトリック・トムリンソン	2013	招聘講演 平成24年度厚生労働科学研究政策科学総合研究事業 研究代表 開原久代 社会的養護における児童の特性標準的ケアパッケージ：被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 治療的ケアへの道のり	招聘講演 平成24年度厚生労働科学研究政策科学総合研究事業 研究代表 開原久代 社会的養護における児童の特性標準的ケアパッケージ：被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 治療的ケアへの道のり	34・57	養子と里親を考える会
林 浩康 山本 匡雄 大久保 牧子 ほか	2013	家庭養護を強みに推進するための制度および支援のあり方に関する研究 児童相談所における里親認定に関する調査研究	家庭養護を強みに推進するための制度および支援のあり方に関する研究 児童相談所における里親認定に関する調査研究	133・161	恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所
深尾 久美子 望月 智子	2013	感情コントロールが困難な被虐待児への看護実践と評価	感情コントロールが困難な被虐待児への看護実践と評価	27・30	日本看護協会出版会
ポール・メルツァー・シュミット	2013	第12回 日本トラウマティック・ストレス学会 特別講演 フランクス・パリにおける性的虐待の未成年被害者を対象とした3年間の司法鑑定研究	第12回 日本トラウマティック・ストレス学会 特別講演 フランクス・パリにおける性的虐待の未成年被害者を対象とした3年間の司法鑑定研究	3・8	日本トラウマティック・ストレス学会
元村 直靖	2013	子どものトラウマケアと認知行動療法（特集「トラウマ臨床の困難と工夫」）	子どものトラウマケアと認知行動療法（特集「トラウマ臨床の困難と工夫」）	11・17	日本トラウマティック・ストレス学会
泉 真由子	2013	虐待の加害者としての学校	虐待の加害者としての学校	68・73	日本トラウマティック・ストレス学会

本多麻梨奈 上戸絹子 徳丸英子 ほか	2013	児童養護施設における被虐待児の特性把握と発達支援に関する研究		日本発達系作業療法学会誌 2・1	2・7	日本発達系作業療法学会
松尾利也	2013	シンポジウム「児童相談所における被虐待児への支援：安全の保障から（第12回センター講演会）」		長崎純心大学心理学教育相談センター紀要 12	33・38	長崎純心大学心理学教育相談センター
松宮透高	2013	ACT (Assertive Community Treatment) における子ども虐待防止機能の研究：メンタルヘルス問題のある親による養育支援事例の検証を通して		研究助成論文集 49	138・147	明治安田こころの健康財団
南部さおり	2013	ネグレクト事件に対する裁判員の評価に関する一考察（河野純一教授退職記念号）		横浜市立大学論叢、人文科学系列 65・1	253・284	横浜市立大学学術研究会
村尾泰弘	2013	児童養護施設と発達障害（2009（平成21）～2011（平成23）年度プロジェクト研究報告書 社会的養護と特別支援教育の連携の可能性をさぐる）		立正大学社会福祉研究所年報 15	11・16	立正大学社会福祉研究所
村尾泰弘	2013	児童養護施設へのペアレント・トレーニングの適用（2009（平成21）～2011（平成23）年度プロジェクト研究報告書 社会的養護と特別支援教育の連携の可能性をさぐる）		立正大学社会福祉研究所年報 15	47・58	立正大学社会福祉研究所
森田喜治	2013	講演録 被虐待児の心理療法（第12回センター講演会）		長崎純心大学心理学教育相談センター紀要 12	3・26	長崎純心大学心理学教育相談センター
八木安理子	2013	地域における家庭支援：枚方市家庭児童相談所における児童虐待防止の取組から		子どもの虹情報研修センター紀要 11	117・123	横浜博萌会子ども虹情報研修センター
山田不二子	2013	性虐待被害者について医師としてできること（日産婦人会関プロ協議会講演）		関プロ会報 32	32・45	関東ブロック産婦人科医学会
山本恒雄 大久保敦子 佐藤和宏 ほか	2013	児童相談所における相談援助の充実 児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究		日本子ども家庭総合研究所紀要 50	35・58	恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所
李 瑞媛 津村美穂 和田一郎 山本恒雄 堤ちはる 他	2013	未就学児の父親におけるしつけと虐待に関する認識と経緯：2000年と2010年の2つの調査に基づいて		比較家族史研究 28	88・118	比較家族史学会
大原天青 橋本満生	2013	一時保護所の支援の充実 一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査		日本子ども家庭総合研究所紀要 50	59・131	恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所
	2013	独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業基礎研究(C)「子どもの非行・虐待防止のための地域社会ネットワークの実証的研究」報告 神奈川県におけるスクールサポーターの活動の現状と課題		早稲田大学社会安全政策研究所紀要 6	105・125	早稲田大学社会安全政策研究所
	2013	自治体政策最前線【児童・家庭】 地域・自治体の動きアラカルト 子どもの権利条約批准から20年：児童虐待防止対策の現状と課題		実践自治 56	17・22	イマジン出版
	2013	児童相談所の一時保護所における攻撃的傾向が強い子どもへの生活場面面接の適用		カウンセリング研究 46・2	98・109	日本カウンセリング学会
	2013	選評（創刊3周年記念号）——（第十一回開高健ノンフィクション賞受賞発表）『壁になった少女：虐待子どもたちのその後』黒川梓子（くるかむしよこ）		Kotoba：多様性を考える言論誌 13	135・137	集英社
	2013	『全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議平成25年度』				厚生労働省
	2013	『家族崩壊・児童虐待の現状と対策を考える・公開シンポジウム』				日本犯罪学会
中山代志子	2013	行政調査における命令主義の適用範囲 一刑事法および米國憲法修正4条からみた行政手続に関する一考察一（1）		早稲田大学大学院法研論集 148	123・151	
稲葉美香	2013	立法紹介 生命倫理法の改正—生命倫理に関する2011年7月7日の法律第814号		日仏法学 27	101・104	日仏法学会
川村隆子	2013	親と子の法的関係—特別養子縁組と血縁		名古屋学院大学論集（社会科学篇） 50・2	33・47	名古屋学院大学総合研究所
白須真理子	2013	フランス親権委譲制度からみる再構成家族		家族＜社会と法＞ 29	123・136	日本加除出版

松本克美	2013	児童期の性的虐待に起因するPTSD等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間	立命館法學 349	1-43	立命館大学
曾田厚	2013	自由な人格と家族法	成蹊法学 78	151-207	成蹊大学法学会
守屋美保	2013	子の手続代理人について	第一東京弁護士会会報 (ICHIBEN Bulletin) 479	52-53	第一東京弁護士会
本山敦	2013	シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題：日本の課題と各国の対応	比較法研究 75	2-124	比較法学会
山口亮子	2013	アメリカの親権法 (シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題：日本の課題と各国の対応)	比較法研究 75	2-4	比較法学会
小川富之	2013	親権：オーストラリア (シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題：日本の課題と各国の対応)	比較法研究 75	5-20	比較法学会
床谷文雄	2013	ドイツの親権法 (シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題：日本の課題と各国の対応)	比較法研究 75	21-43	比較法学会
栗林佳代	2013	フランスの親権法 (シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題：日本の課題と各国の対応)	比較法研究 75	44-57	比較法学会
デ・アウカントラ・マルセロ	2013	ブラジル (シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題：日本の課題と各国の対応)	比較法研究 75	58-71	比較法学会
朱晔	2013	中国親権法制の現状と紛争の特徴 (シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題：日本の課題と各国の対応)	比較法研究 75	72-86	比較法学会
金亮亮	2013	韓国の親権法の現状と課題 (シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題：日本の課題と各国の対応)	比較法研究 75	87-101	比較法学会
山中龍宏	2013	『「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域「虐待などの意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術」研究開発報告書 (概要版)』(1. 研究開発プロジェクト「犯罪からの子どもの安全 虐待などの意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術」研究代表者：山中龍宏、研究開発期間：平成20年10月～平成25年3月)	比較法研究 75	102-124	比較法学会
市川光太郎	2013.1	被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携——平成24年度研究報告書<第4報>	子どもの虹情報研修センター		横浜博学会子どもの虹情報研修センター
奥田清子	2013.1	救急医療現場で虐待をいかに見抜くか (Special Feature) 子どもの特徴を押さえて苦手克服! 大人とこんなに違った小児救急の常識 —— (まずはこれだけ! 小児救急の基本編)	エマージェンシー・ケア：日本救急看護学会機関誌 26-1	39-44	メデイカ出版
水野光博 (シナリオ)	2013.1	児童虐待防止の基本：子どもの医療にかかわる医療従事者へ (新連載・第1回) 児童虐待防止における医療従事者の役割	小児看護 30-1	102-105	へるす出版
田邊泰美	2013.1	『ちいさいひと——言葉児童相談所物語<4>』			小学館
三品浩基 有本見子 谷口初美 ほか	2013.1	英国児童虐待防止研究：子ども投資の社会的哲学的根拠とその実際 (児童貧困対策)	園田学園女子大学論文集 47	189-207	園田学園女子大学
瀧口史剛	2013.1	臨床研究・症例報告 母親の産後うつ傾向と児童虐待の関連：地域相関研究	小児科臨床 66-1	97-102	日本小児医事出版社
	2013.1	皮膚所見から診た子ども虐待	小児科 54-1	129-135	金原出版
	2013.1	『子どもの性的虐待に関する医学的評価・ブラクティカルガイド』	マーティン・A・フィンケル アンジェロ・ジャルディー ノ編集 柳沢敏彦 瀧口史剛 山田不二子 白川美也子 監訳		診断と治療社

高島克子	2013.1	DVIはいま協働による個人と環境への支援						1-314	ミネルヴァ書房
小川富之	2013.1	オーストラリアの親権法(親権-各国法の概観2)						32・38	日本加除出版
最高裁判所事務局家庭局	2013.1	家庭裁判所事件の概況-家事事件						1-64	最高裁判所
坂井聖二 西澤哲	2013.1.15	『子ども虐待への挑戦-医療、福祉、心理、司法の連携を目指して』							誠信書房
	2013.1.15	『子どものそだちとその臨床』(こころの科学叢書)							日本評論社
	2013.1.17	『子どものための法律と事務・裁判・行政・社会の協働と子どもの未来』							日本加除出版
小池泰	2013.1.25	児童虐待:家族法から(シンポジウム:児童・高齢者・障害者虐待問題と法- 社会保護法学、民事法学、刑事法学から-)						66・69	九州法学会
小平かやの	2013.1.31	虐待事例における親子相互交流療法の有効性の検討(医学部小児科学教室 大 澤真木教授退任記念特別号)						E219・ E227	東京女子医科大学
伊藤康 伊藤万由里 坂内優子 向平暁子 ほか	2013.1.31	水中毒により、けいれん重積、呼吸不全を呈した小児虐待の1例						E395・ E398	東京女子医科大学
花谷あき 坂内優子 堀田睦記 ほか	2013.1.31	小児麻疹感染症発症の背景:性的虐待との関連性を疑った1例						E399・ E403	東京女子医科大学
橋本卓中 荒井博子 小沢愉理	2013.1.31	10代の母親から出生した児81例の臨床像と養育状況						35・40	日本小児保健協会
安部計彦	2013.2	ネグレクト事例の保護の判断基準						109-133	西南学院大学
奥田清子	2013.2	児童虐待防止の基本:子どもの医療にかかわる医療従事者へ(第2回) 児童虐待 の現状と虐待対応のシステム						228-231	へるす出版
許末恵	2013.2	児童虐待防止のための民法等の改正についての考察						267-304	法曹会
橋原真也	2013.2	児童養護施設におけるプレイセラピーと生活援助の協働						809-820	日本心理臨床学会
広井多鶴子	2013.2	虐待概念の拡大と家族への介入:児童虐待対策がもたらしたもの(特集 学びあ う親のつながりを創る)						4-10	国土社
	2013.2	情報ボックス 死亡というアウトカムから虐待予防やケアの質評価を行なう法医 公衆衛生を提唱:「法医公衆衛生学研究会」が日本公衆衛生学会の自由集会で、 警察との連携による死体検案等の予防対策への活用を提言						115-117	日本公衆衛生学会
	2013.2	『台東区要保護児童支援ネットワークマニュアル——関係機関用』							台東区要保護児童支援ネット ワーク事務局
川崎政司	2013.2	多様化と家族制度の行方(キョワードからの「法」探訪(第14回) 家族)						15-29	民事研修編集室
水野紀子	2013.2	公権力による家族への介入						159-182	有斐閣
篠塚康智	2013.2	インタビュ 特別養子縁組の橋渡しから見えること:篠塚康智氏 一般社団法人 ペビエライフ代表理事						31-40	後藤・安田記念東京都研 究所
床谷文雄	2013.2	ドイツの親権法(親権-各国法の概観3)						63-69	日本加除出版
松田豊治	2013.2	親権者のいない未成年者のために-未成年後見制度とは(家族に関する法律相 談32)						70-77	日本加除出版
岡本喜代子	2013.2.1	助産師業務における(触れ合い)タッチケアの重要性と子ども虐待予防の意義						33-35	日本助産師会出版部
	2013.2.1	条解家事事件手続規則(家庭裁判資料第196号)							法曹会
	2013.2.1	条解非訟事件手続規則(家庭裁判資料第238号)							法曹会

内海聡	2013.2.4	『児童相談所の怖い話——あなたの子どもを狩りに来る』					三五館
高岡昂太	2013.2.20	『子ども虐待へのアウトリーチ——多機関連携による困難事例の対応』					東京大学出版社
	2013.2.20	『子ども虐待と家族——「重なり合う不利」と社会的支援』		松本伊智朗			明石書店
	2013.2.22	『社会法制・家族法制における国家の介入』		水野紀子		1-194	有斐閣
岡崎好秀	2013.2.25	管理職必携 安心・安全の新常識 知っておきたい雷と口の意外な事実 (上) 口か らのSOS: 誰から見ても虐待			週刊教育資料 1242	18-19	教育公論社
市原真穂 池邊敏子	2013.2.28	虐待の背景がある障害をもつ子どもに關わるダイレクティブケアスタッフがチーム アプローチの際に感じる困難			千葉科学大学紀要 6	141-146	千葉科学大学
松宮透高 八重盛牧子	2013.2.28	メンタルヘルス問題のある親による虐待事例に対する相談援助職の認識: 児童 福祉と精神障害福祉における差異を焦点として			社会福祉学 53-4	123-136	日本社会福祉学会
青柳千春 佐光恵子 岡久澤智恵子 ほか	2013.3	小学校における養護教諭の児童虐待対応の現状と課題: G県の公立小学校の養護 教諭を対象として			日本養護教諭教育学会誌 16-2	43-50	日本養護教諭教育学会
岩井寛子	2013.3	児童虐待防止法の現状と課題 (児童虐待と現代社会)			犯罪と非行 175	6-29	日立みらい財団
瀧美雅子	2013.3	親が無くとも子は育つ社会に: 児童虐待防止法の運用をめぐって (児童虐待と 現代社会)			犯罪と非行 175	30-47	日立みらい財団
溝口史剛	2013.3	児童虐待防止の現状と課題: 医学的観点から (児童虐待と現代社会)			犯罪と非行 175	48-66	日立みらい財団
中村由紀子	2013.3	医学的観点から見た児童虐待防止への対応 現状と課題 (児童虐待と現代社会)			犯罪と非行 175	67-84	日立みらい財団
芦澤俊	2013.3	児童虐待における家庭裁判所の役割と課題 (児童虐待と現代社会)			犯罪と非行 175	85-101	日立みらい財団
小山佐知子	2013.3	少年院における被虐待経験者に対する少年の処遇について (児童虐待と現代社 会)			犯罪と非行 175	102-122	日立みらい財団
石原あや 鎌田佳奈美	2013.3	子ども虐待の早期発見・予防的支援のために看護職が重視する子どもと家族の 言動や状況: 看護職の背景要因による比較			兵庫医療大学紀要 1-1	69-78	兵庫医療大学紀要編集委員 会
稲葉光彦	2013.3	児童虐待の防止等に関する法律についての一考察: 親権について			富士常葉大学研究紀要 13	175-182	富士常葉大学
稲葉光彦	2013.3	東日本大震災後の被災地での児童虐待問題実態について			富士常葉大学研究紀要 13	213-227	富士常葉大学
井上埴男	2013.3	臓器移植法平成21年改正附則5項にいう「必要な措置」と被虐待死亡児童等に 関する個人情報保護			福岡大学法学論叢 57-4	397-446	福岡大学
大石美穂 西山さくら 原田健作	2013.3	性暴力救済センター開設のプロセスからみえてきたもの: 活かされるソーシヤ ルワーク視点			九州社会福祉学 9	83-93	日本社会福祉学会九州部会
大友光恵 麻原きよみ	2013.3	虐待予防のために母子の継続支援を行う助産師と保健師の連携システムの記述 的研究			日本看護科学会誌 33-1	3-11	日本看護科学会和文誌編 集委員会
飯田加寿子 大平肇子 鈴木敦子 ほか	2013.3	すべての看護職が使える子ども虐待予防活動のためのアセスメント指標の開発 と効果判定 (第1報) A県内における子ども虐待に対する看護職の認識の概要			四日市看護医療大学紀要 6-1	9-17	四日市看護医療大学
大平肇子 飯田加寿子 鈴木敦子 ほか	2013.3	すべての看護職が使える子ども虐待予防活動のためのアセスメント指標の開発 と効果判定 (第2報) A県の看護職における子ども虐待のケア経験の違いによる 虐待への姿勢と取り組みの現状			四日市看護医療大学紀要 6-1	19-28	四日市看護医療大学
奥田清子	2013.3	児童虐待防止の基本: 子どもの医療にかかわる医療従事者へ (第3回・最終回) 児童虐待対応のツール			小児看護 36-3	358-360	へるす出版
ナミ	2013.3	家族皆で向き合っていきたい: 父からの性虐待 (特集 性暴力と性被害: 当事者 の語り)			アディクションと家族 29-1	19-22	ヘルスワーク協会
斉藤学	2013.3	児童期に極めて深刻な近親姦虐待を受けた成人女性にみられる精神障害: 解離 性同一性障害の発生頻度への注目と彼らへの治療方針についての検討 (特集 性 暴力と性被害: 当事者の語り)			アディクションと家族 29-1	30-41	ヘルスワーク協会

ケイコ ナニ 若藤孝	2013.3	座談会 私たちの性虐待体験 (特集 性暴力と性被害：当事者の語り)		アディクションと家族 29-1	42-49	ヘルスワーク協会
松山真知子 森田展彰 大谷保和	2013.3	精神障害者を持つ親の精神的健康およびこれに関わる要因：精神障害者による親への虐待に注目して		アディクションと家族 29-1	50-59	ヘルスワーク協会
高品孝之	2013.3	円滑な臨床運用のための一考察：虐待察知の方法としての「危機感」を使用し		筑波教育学研究 11	5-17	筑波大学教育学会
田中哲	2013.3	自閉症スペクトラムと子どもの虐待 (特集 児童期・青年期の社会適応)		自閉症スペクトラム研究 10-1	47-51	日本自閉症スペクトラム学会
坪井裕子	2013.3	虐待と子ども (特集 子どもと思春期の暴力：その現実と対応) … (家庭・地域における暴力)		子どもの心と学校臨床 8	42-51	遠見書房
真井裕美 昇地勝人	2013.3	親からの虐待を受けた子ども達への動作法による支援：心理的・生理的指標を用いたファミリーホームにおける被虐待児の行動の変容の検証		中科学園大学発達支援センター研究紀要 4	19-32	中科学園大学発達支援センター
中野萌 矢野良和 江口一彦	2013.3	泣き声による児童虐待検知装置の提案		愛知工業大学研究報告 48	207-214	愛知工業大学
西尾寿一	2013.3	さまざまな取り組み 東京都児童福祉審議会専門部会提言 子どもたちを虐待から守るために：地域の関係諸機関の対応力のさらなる強化に向けて		児童養護 43-4	40-43	全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
才村純	2013.3	市町村の児童家庭相談体制の現状と課題、方向性 (特集 児童虐待防止への対策と支援)		マッセOsaka研究紀要 16	15-27	大阪府市町村振興協会おおよさか市町村職員研修研究センター
加藤曜子	2013.3	要保護児童対策地域協議会：機能するための要件・ファミリーソーシャルワーカーの視点 (特集 児童虐待防止への対策と支援)		マッセOsaka研究紀要 16	29-39	大阪府市町村振興協会おおよさか市町村職員研修研究センター
茨木市子育て支援総合センター	2013.3	地域で守ろう 児童虐待防止！：茨木市における地域子育て拠点事業「つどいの広場」での取り組み (特集 児童虐待防止への対策と支援) … (自治体の事例)		マッセOsaka研究紀要 16	78-82	大阪府市町村振興協会おおよさか市町村職員研修研究センター
森田ゆり	2013.3	虐待する親の回復支援の視点：MY TREEベアレンツ・プログラムの実践から (特集 児童虐待防止への対策と支援)		マッセOsaka研究紀要 16	53-68	大阪府市町村振興協会おおよさか市町村職員研修研究センター
大阪府福祉部子ども室家庭支援讀書会グループ	2013.3	児童虐待防止における大阪府の取り組みについて (特集 児童虐待防止への対策と支援) … (自治体の事例)		マッセOsaka研究紀要 16	69-77	大阪府市町村振興協会おおよさか市町村職員研修研究センター
枚方市子ども青少年部家庭児童相談所	2013.3	地域子育て支援のひとりのカタチ：「ファミリーポートひらかた」での取り組み (特集 児童虐待防止への対策と支援) … (自治体の事例)		マッセOsaka研究紀要 16	83-87	大阪府市町村振興協会おおよさか市町村職員研修研究センター
三重県いなべ市健康推進課	2013.3	いなべ市における児童虐待防止対策：こんにちは赤ちゃん訪問から始まる子育て支援の取り組みについて (特集 児童虐待防止への対策と支援) … (自治体の事例)		マッセOsaka研究紀要 16	88-98	大阪府市町村振興協会おおよさか市町村職員研修研究センター
福島香織	2013.3	現代中国残酷物語 (第7回) 教員による児童虐待。果ては女児への暴行。「子供はモノ」扱いの「偽善教師」たち		Will：マンスリーウイイル 99	154-157	ワック
細谷京子 行田恵子	2013.3	妊娠期夫婦に対する面視調査 (ケンブ・アセスメント) の試み		看護学研究紀要 1-1	1-9	足利工業大学看護実践教育研究センター
小山和利	2013.3	児童相談所における意思決定のための現状分析：虐待に対する児童相談所の役割と限界		研究紀要 31	1-16	北海道中央児童相談所
宮田顕一郎	2013.3	骨折が繰り返される新生児に關わった一事例：突発性骨粗鬆症を虐待として対応した事例が示唆したこと		研究紀要 31	17-29	北海道中央児童相談所
堀茂樹	2013.3	児童相談所における家族療法の実践		研究紀要 31	41-65	北海道中央児童相談所
南部葵	2013.3	被災地から伝えたいこと：宮城県震災対応派遣報告		研究紀要 31	67-84	北海道中央児童相談所

五十嵐典子	2013.3	子どもの面接法に関する大学院での研究成果報告：出来事の報告に関する児童への適切な面接法	研究紀要 31	85・102	北海道中央児童相談所
宮内俊一	2013.3	ソーシャルスキル・トレーニングとしてのセカンダリステップの効果：児童養護施設におけるいじめ被害児等への一つのアプローチ	社会福祉士 20	50・56	日本社会福祉士会
	2013.3	『児童虐待防止ハンドブック』			富山県児童青年家庭課
	2013.3	『児童虐待に関する文献研究——平成23年度研究報告<第2報>』			横濱博明会子ども虹情報研修センター
	2013.3	『児童相談所のあり方に関する研究——児童相談所に関する歴史年表 平成22・23年度研究報告書』			横濱博明会子ども虹情報研修センター
水主川純	2013.3	『妊娠前から行う児童虐待予防のための介入法構築に関する研究——平成24年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究費補助金』			
藤原武男	2013.3	『児童虐待の発生と重症化に関する個人的要因と社会的要因と社会的要因についての研究——平成24年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究費補助金』			
加藤則子	2013.3	『児童虐待事例の家族再統合等にあたっての観支援助プログラムの開発と運用に関する研究——平成24年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究費補助金』			
東京成徳大学子ども学部	2013.3	『社会的養護における児童の性別権種のケアパッケージ——虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 平成24年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究費補助金』			
	2013.3	『育児・保育をめぐる——待機児童問題から児童虐待まで（現代を知る文庫ガイド）』		1・325	日外アソシエーツ
栗林佳代	2013.3	フランスの親権法（親権—各国法の概観4）	戸籍時報 694	82・88	日本加除出版
フランス刑事立法研究会 井上直裕 大貝葵	2013.3	虐待されまたは心理的に連累された子どもの保護に関する1889年7月24日の法律	法政研究 79・4	991・1002	九州大学法政学会
井上登生	2013.3.1	周産期からの子ども虐待予防と小児科医の役割：ゼロ歳児からの死亡ゼロを目指して	日本小児科学会雑誌 117・3	570・579	日本小児科学会
薄井潤 久保田哲夫 深沢達也 ほか	2013.3.1	受傷早期から経時的な頭部MRI画像変化を認めた虐待関連頭部外傷の1例	日本小児科学会雑誌 117・3	623・627	日本小児科学会
ジェイ・ペルスキー エドワード・メルシュ	2013.3.1	『英国の貧困児童家庭の福祉政策 —“Sure Start”の実践と評価』		1・232	明石書店
福藪敦偉	2013.3.9	日本における小児脳死臓器移植の現状と明らかになった課題（AYUMI 小児臓器移植の最前線）	医学のあゆみ 244・10	881・890	医歯薬出版
前田信一 市川太郎	2013.3.15	児童養護施設における「不適切な関わり」に関する再発防止検討委員会実践報告	子ども教育宝仙大学紀要 4	97・107	子ども教育宝仙大学
	2013.3.20	『子どもへの性暴力——その理解と支援』			誠信書房
	2013.3.25	刑法犯少年は9年連続の減少 児童虐待は過去最多で32人が死亡：警察庁が平成24年の「少年非行」「児童虐待」調査を発表	国内動向：過激各派の諸動向・教育・労働問題に関する専門情報誌 1270	3・7	日本教育協会
	2013.3.25	『子ども権利擁護と里親家庭・施設づくり（やさしく分かつ社会養護シリーズ2）』			明石書店
	2013.3.25	『育児・保育をめぐる——待機児童問題から児童虐待まで（現代を知る文庫ガイド）』			日外アソシエーツ
	2013.3.25	子どもへの性暴力：その理解と支援		1-176	誠信書房

永水裕子	2013.3.29	医療ネグレクト—同意能力のない未成年者に対する医療行為への同意権の根拠についての一考察—(法字部開設10周年記念号)	桃山法学 20・21	329-369	桃山学院大学
奥山真紀子	2013.3.31	虐待を受けた子どもを理解し・支援する：虐待の連鎖を断ち切るために(第59回日本小児保健協会学術集会—市民公開講座 虐待の連鎖を断ち切る支援とは：親子と向き合う我々に、求められること)	小児保健研究 72-2	246-249	日本小児保健協会
牧真吉	2013.3.31	虐待する保護者や家族への支援(第59回日本小児保健協会学術集会—市民公開講座 虐待の連鎖を断ち切る支援とは：親子と向き合う我々に、求められること、できること)	小児保健研究 72-2	250-252	日本小児保健協会
クリストファー・J・ホップス ジェーン・M・ウィニー	2013.3.31	『子ども虐待の身体所見(原書第2版)』	溝口史剛訳		明石書店
松下年子 岩波純子 箱石文恵	2013.3.31	精神科病院療養病棟のケアワーカーが捉える高齢者虐待と拘束・面接調査の結果より、	横浜看護学雑誌 6-1	7-14	横浜市立大学
有本梓 岩崎りほ 尾形玲美 ほか	2013.3.31	ネグレクトのリスクをもつ家庭に対する保健師による個別支援の方法	横浜看護学雑誌 6-1	15-22	横浜市立大学
宮内俊一	2013.3.31	問題行動とコミュニケーション：児童養護施設におけるソーシャルスキル・トレーニングの実践と成果	紀要 7	37-44	名寄市立大学
青柳千春 佐光恵子 阿久澤智恵子 ほか	2013.4	小学校養護教諭が行う児童虐待対応における家族支援の現状と課題：養護教諭へのインタビュー調査から	学校保健研究 55-1	53-60	日本学校保健学会
石井美栄	2013.4	福岡市における母子保健での児童虐待防止の取り組み(第53回日本母性衛生学会学術集会シンポジウム(1)より、児童虐待死亡事例からみた母性衛生の意義(役割))	母性衛生 54-1	12-18	日本母性衛生学会
岩城正光	2013.4	国や地方公共団体死亡事例検証報告書から見えてくる課題(特集 虐待死をめぐって：1カ月を迎えられない子どもたちの問題)	子ども虐待とネグレクト 15-1	7-23	日本子ども虐待防止学会
光田信明	2013.4	虐待の産科的背景：未受診・飛び込み分娩等実態調査報告書から見えるもの(特集 虐待死をめぐって：1カ月を迎えられない子どもたちの問題)	子ども虐待とネグレクト 15-1	24-29	日本子ども虐待防止学会
水主川純 五十嵐豪 名古屋史 ほか	2013.4	妊娠期からの虐待予防(特集 虐待死をめぐって：1カ月を迎えられない子どもたちの問題)	子ども虐待とネグレクト 15-1	30-34	日本子ども虐待防止学会
佐藤拓代	2013.4	思いがけない妊娠の相談窓口"にんしんSOS"から見えるもの(特集 虐待死をめぐって：1カ月を迎えられない子どもたちの問題)	子ども虐待とネグレクト 15-1	35-40	日本子ども虐待防止学会
三上のり子 佐賀典子	2013.4	医療・保健・福祉の連携による虐待死の予防：特定妊婦への支援(特集 虐待死をめぐって：1カ月を迎えられない子どもたちの問題)	子ども虐待とネグレクト 15-1	41-48	日本子ども虐待防止学会
竹林浩秀	2013.4	文化の中の子ども虐待(20) 神経科学から見えた虐待とネグレクト	子ども虐待とネグレクト 15-1	56-59	日本子ども虐待防止学会
石田文三	2013.4	実務法学の現場(7) 親権再論	子ども虐待とネグレクト 15-1	60-65	日本子ども虐待防止学会
千賀則史	2013.4	児童相談所における職権一時保護後の保護者指導の実践：虐待再発防止のための教育プログラム	子ども虐待とネグレクト 15-1	78-86	日本子ども虐待防止学会
山田良一 佐藤和宏	2013.4	親子分離から家庭復帰になったケースの復帰に先立つ親子交流について	子ども虐待とネグレクト 15-1	95-99	日本子ども虐待防止学会
小野和雄	2013.4	研修事例 母子生活支援施設における男児との心理療法過程	精神分析研究 57-2	181-186	日本精神分析学会
金井剛	2013.4	施設現場を支える児童相談所：現状と課題、そしてその可能性を考える(特集 社会的養護における支援者の支援)——(現場におけるサポート、連携・協働の可能性)	世界の児童と母性 74	70-74	資生堂社会福祉事業財団

田中千絵 松原まなみ 川口弥恵子	2013.4	家族相談室の窓から：事例で学ぶ家族のヘルスケア（第16回） 義父から虐待を受けていた女二さん			ペリネイタルケア 32・4	378・383	メデイカ出版
望月直人	2013.4	発達障害×虐待の非行：児童自立支援施設における全児童調査から（特集 思春期のそだち）——（思春期のそだちを支える）			そだちの科学 20	83・87	日本評論社
吉田良恵	2013.4	児童福祉施設 ええやん そのままで：虐待を受けた子どもたちへの性教育実践（特集 障害のある人たちのセクシュアリティ）——（「障害・生い立ち」虐待）編			Sexuality 60	123・131	エイデル研究所
	2013.4	『「やさしい虐待」と「自滅する良い子」たち』	鈴木健治				文芸者
小川富之	2013.4	親権・監護権・親権—比較法の観点から（小特集 離婚後の面会交流：問題の多様性と望まれる法システム）			法律時報 85・4		日本評論社
立石直子	2013.4	ドメスティック・バイオレンス事例への対応（小特集 離婚後の面会交流：問題の多様性と望まれる法システム）			法律時報 85・4	59・61	日本評論社
佐々木健	2013.4	面会交流における子の意思—片親疎外（症候群）理論を巡って（小特集 離婚後の面会交流：問題の多様性と望まれる法システム）			法律時報 85・4	61・63	日本評論社
アウカンタラ・マルセロ・デ	2013.4	ブラジルの親権法（親権—各国法の概観5）			戸籍時報 695	11・17	日本加除出版
伊藤環 杉山登志郎 海野千歌子	2013.4.1	性的トラウマのある子どもに対する小児心療科病棟の安全な治療環境の提供について必要なこと			小児の精神と神経 53・1	41・46	日本小児精神神経学会
	2013.4.4	『保育士・教師に役立つ子ども虐待対応実践ガイド』	保育・学校現場での虐待対応研究会				東洋館出版社
樫村太市 岩志和一郎 大塚正之 榊原富士子 棚村政行	2013.4.13	『家族法実務講義』				1・618	有斐閣
	2013.4.18	『虐待を生き抜いた少年——梅の木の記事 見過ごされた極限の家庭内暴力、いじめの実録』	照山雄彦				知玄舎
	2013.4.30	『学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き——子どもと親への対応から専門機関との連携まで（新版）』	玉井邦夫				明石出版
笠原麻里	2013.5	小児・思春期精神医学（30） 子ども虐待の背景にある親の精神的問題について考える：虐待死亡事例の検証報告から			精神科 22・5	558・562	科学評論社
杉山登志郎	2013.5	子どものEMDR：子ども虐待と発達障害への治療（特集 難しい子どもへのEMDR）			EMDR研究 5・1	18・23	日本EMDR学会
仲真紀子	2013.5	子どもへの事件聴取：司法面接の取組			学士会報 2013・3	80・84	学士会
松尾裕子	2013.5	子どもたちのSOSを受け止めて：学校現場で見えてくる子どもの虐待（特集 容認できない子ども時代の不平等、不公平の実態解消のために：子どもの権利条約締結以降、日本の子どもの権利はむしろ悪化をたどっている）			福祉のひろば 158	18・23	大阪福祉事業財団職員共済会
真鍋謙	2013.5	小児看護現場から見た子どもたちの貧困・虐待（特集 統・容認できない子ども時代の不平等、不公平の実態解消のために：子どもの権利条約締結以降、日本の子どもの権利はむしろ悪化をたどっている）			福祉のひろば 158	24・27	大阪福祉事業財団職員共済会
瀬川佳成	2013.5	虐待を受けて児童養護施設に入所した児童への支援（特集 統・容認できない子ども時代の不平等、不公平の実態解消のために：子どもの権利条約締結以降、日本の子どもの権利はむしろ悪化をたどっている）			福祉のひろば 158	28・31	大阪福祉事業財団
松本伊智朗	2013.5	届かない声に社会はどう向き合うのか：児童虐待の現実、そしてその課題（特集 統・容認できない子ども時代の不平等、不公平の実態解消のために：子どもの権利条約締結以降、日本の子どもの権利はむしろ悪化をたどっている）			福祉のひろば 158	36・43	大阪福祉事業財団職員共済会
溝口史剛	2013.5	虐待が疑われる看聞への対応（特集 小児救急医療：子どもの命を守るためにすべきこと—病院内診療総論）			小児科診療 76・5	781・788	診断と治療社

城戸金蔵	2013.7	現場実践レポート 東日本大震災被災、そのとき児童相談所はどう対応したか		子どもと福祉 6	116-118	明石書店
山野良一	2013.7	ひとり親世帯における虐待発生要因の特徴		子どもと福祉 6	119-126	明石書店
斎藤茂	2013.7	福祉型障害児入所施設「横の木学園」普通の暮らしで、ハンディある子どもを育てていくこと（特集 子どもたちの安全地帯を守れ：障がい児、被虐待児、遺児・孤児の居住権）		建築ジャーナル 1214	8-10	建築ジャーナル
三瓶優美	2013.7	社会的サポート：乳児院・児童相談所（特集 高年妊婦・若年妊娠）		産婦人科学 43-7	915-919	東京医科学社
竹内まつ江	2013.7	（東京）中央病院附属乳児院 大半がネグレクトを含む被虐待児 母親が育児相談できるシステムを（特集 子どもたちから社会が見える：児童福祉施設の実状）		済生 89-7	10-12	恩賜財団済生会
帖佐尚人	2013.7	J.ウェストマンの親ライセンシス制度構想：1990年代における「親のライセンシス化」論の展開として		福祉社会学部論集 32-1	43-53	鹿児島国際大学福祉社会学部
能重真作	2013.7	私が出会った少年たち (9) 実父の養育放棄と里親の性的虐待を受けた少女（その5）		ざ・ゆーす 13	46-52	新科学出版社
藤原里佐	2013.7	虐待事例に表われる虐待と貧困：家族の脆弱性という視点から（特集 社会的排除と子どもの貧困）		大原社会問題研究所雑誌 657	32-43	法政大学大原社会問題研究所
松宮透高	2013.7	精神保健福祉課題としての子ども虐待：メンタルヘルス問題のある親への支援拡充に向けて		社会福祉研究 117	2-8	鉄道弘済会
八木俊介	2013.7	ハンディある子どもとお母さんをサポート「NPO法人葛飾幼児グループ」（特集 子どもたちの安全地帯を守れ：障がい児、被虐待児、遺児・孤児の居住権）		建築ジャーナル 1214	14-16	建築ジャーナル
金ジャンディ	2013.7	あしながレインボーハウス 遺児・孤児が成人するまで、心のケアに寄り添って（特集 子どもたちの安全地帯を守れ：障がい児、被虐待児、遺児・孤児の居住権）		建築ジャーナル 1214	17-19	建築ジャーナル
梅澤彰	2013.7	配偶者暴力・児童虐待被害者の保護		阪大法学 63-2	529-556	大阪大学
戒能民江	2013.7	ニュージーランドの親権法（親権—各国法の概観8）		戸籍時報 699	58-66	日本加除出版
	2013.7	性暴力被害者支援法制の方向性—性暴力支援センターの現場から		ジェンダーと法 10	136-140	日本加除出版
	2013.7	シンポジウム 自由討論（日本家族・社会と法学会第29回学術大会・シンポジウム 家事紛争における当事者支援システム）		家族・社会と法> 29	93-122	日本加除出版
	2013.7.25	『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について—社会保険審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第9次報告』	社会保険審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会			社会保険審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
戒能民江	2013.7.30	危機をのりこえる女たち—DV（ドメスティック・バイオレンス）法10年、支援の新地平へ	戒能民江		1-312	信山社
木下綾子 木村有太子 今泰子 ほか	2013.8	児童虐待によると考えられた皮膚熱傷の7症例		日本皮膚科学会雑誌 123-8	1515-1525	日本皮膚科学会
呉紅敏	2013.8	中国の近親者からの虐待・暴力に対する法制度		週刊社会保障 2737	50-55	法研
小西曉和	2013.8	子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱（2）児童相談所を起点とした多機関連携の仕組みの分析・提言		刑政 124-8	80-90	矯正協会
小橋孝介 溝口史剛 津留富彦 ほか	2013.8	院内虐待対応組織設立による虐待対応の変化と課題		日本小児科学会雑誌 117-8	1273-1278	日本小児科学会
白澤早苗	2013.8	児童相談所に一時保護された子どものプレセラービー		心理臨床学研究 31-3	477-487	日本心理臨床学会
友田明美	2013.8	虐待・体罰が子どもの脳に与える影響（特集 体罰をなくすには）		教育と医学 61-8	636-643	慶義塾大学出版会
根岸弓	2013.8	児童虐待対応制度の基本構造とその意味：親と子の主体化を基準とする分析モデルの提唱		社会福祉学 54-2	32-43	日本社会福祉学会

福丸由佳	2013.8	心理教育的介入プログラムCARE (Child-Adult Relationship Enhancement) によるアプローチ (第53回日本児童青年精神医療7th/10th総会特集(2) スロガラン 児童青年精神科医療と発達-シンポジウム被虐待児への治療的アプローチ)	児童青年精神医学とその近接領域 54-4	96-98	日本児童青年精神医学会
水澤亜紀子	2013.8	医療訴訟の「そこが知りたい」親のネグレクトでくる病を発症 要保護と通告した病院は正当[横浜地裁2012.10.30判決]	日経メディカル 42-8	95-97	日経BP社
タイチャー M.H.	2013.8	児童虐待が脳に残す傷 (心の成長と脳科学) —— (行動とコミュニケーション)	別冊日経サイエンス 193	120-127	日経サイエンス
河野和代	2013.8	変わる家族の形態とDV問題のいま	科学的社会主義 184	48-53	社会主義協会
来竹桃生 水野光博 (シナリオ)	2013.8	『ちいさいひとと——言葉児童相談所物語<5>』			小学館
野川はるひ	2013.8	『それでもあなたを愛して——虐待しない母親になるために』			文芸社
2013.8	『児童虐待に関する文献紹介——2008・2011年 平成24年度報告書』	子どもの虹情報研修センター 研究部			横浜博明会子どもの虹情報研修センター
2013.8.1	児童養護施設の心理臨床——『虐待』のその後を生きて				日本評論社
2013.8.1	『虐待・いじめ・悲しみから希望へ——今、私たちにできること』				高文研
エリアナ・ギル 小川裕美子 湯野貴子 訳	2013.8.20	『虐待とトラウマを受けた子どもへの援助——統合的アプローチの実践』			創元社
深谷昌志 深谷和子 青葉紘字	2013.8.30	『社会的養護における里親問題への実証的研究——養育里親全国アンケート調査をもとに』	深谷昌志 深谷和子 青葉紘字		福村出版
相澤直樹 中山明子	2013.9	『発達障害が疑われる保護者の虐待についての研究——その特徴と対応のあり方をめぐって 平成24年度研究報告書<第2報>』	子どもの虹情報研修センター		横浜博明会子どもの虹情報研修センター
大原天青	2013.9	子ども虐待に関するロールシャッハ法研究の文献的検討	神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 7-1	187-200	神戸大学
渡辺久子	2013.9	児童養護施設における心理療法を受ける子どもの特徴：社会的養護施策と実践との関連を中心に	臨床心理学 13-5	681-688	金剛出版
南裕子	2013.9	基調講演 虐待と関係性の世界：むき合い、ふりかえり、気づきあう (特集 第18回学術集会 (高知りょうま大会))	子どもの虐待とネグレクト 15-2	121-129	日本子ども虐待防止学会
渡辺久子 山本恒雄 山田不二子 ほか	2013.9	特別講演 大規模災害時の被災地における支えあいから学ぶもの (特集 第18回学術集会 (高知りょうま大会))	子どもの虐待とネグレクト 15-2	130-136	日本子ども虐待防止学会
川越元久 井田満夫 花村裕之 ほか	2013.9	座談会 子ども虐待と通告 (特集 第18回学術集会 (高知りょうま大会))	子どもの虐待とネグレクト 15-2	137-154	日本子ども虐待防止学会
長尾真理子 川崎二三彦	2013.9	要保護児童に対して虐待からできる事後支援：虐待フォロワーネットワークの事例報告 (特集 第18回学術集会 (高知りょうま大会))	子どもの虐待とネグレクト 15-2	155-163	日本子ども虐待防止学会
馬場幸子 北野尚美 李錦純	2013.9	「親子心中」の実態について：2000年代に新聞報道された事例の分析 (特集 第18回学術集会 (高知りょうま大会))	子どもの虐待とネグレクト 15-2	164-172	日本子ども虐待防止学会
彦根倫子 古塩節子 小野聡枝 ほか	2013.9	児童相談所における多言語対応の現状と通訳利用時の課題：児童相談所職員への聞き取り調査の質的分析 (特集 第18回学術集会 (高知りょうま大会))	子どもの虐待とネグレクト 15-2	173-181	日本子ども虐待防止学会
	2013.9	神奈川県における乳幼児居るさぶらわ症候群の予防の取り組み：正しい知識の普及と予防プログラムの展開の歩み (特集 第18回学術集会 (高知りょうま大会))	子どもの虐待とネグレクト 15-2	182-187	日本子ども虐待防止学会

浅野貴子 若松太 田村信介 ほか	2013.9	哺乳瓶依存状態で著明な成長発達遅延を認めたネグレクトの11例			子どもの虐待とネグレクト 15・2	188-196	日本子ども虐待防止学会
佐々木大樹 田中清美	2013.9	愛知県児童相談所における虐待再発防止プログラムの実施報告			子どもの虐待とネグレクト 15・2	197-206	日本子ども虐待防止学会
二宮岡平	2013.9	家族法入門 (17) 子の保護 (2) 親権喪失・停止と未成年後見			戸籍時報 702	63-72	日本加除出版
千葉達月	2013.9	スウェーデンの親権法(親権-各国法の概観10)			戸籍時報 702	73-80	日本加除出版
平岡篤武	2013.9	児童相談所の初期支援を中心に(特集 児童養護施設と児童相談所との連携:入所にあたっての協働)			児童養護 44・2	26・28	全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
箕口雅博	2013.9	高岡太(著)『子ども虐待へのアウトリーチ:多機関連携による困難事例への対応』			コミュニティ心理学研究 17-1	88-92	日本コミュニティ心理学学会
合田篤子	2013.9	児童養護施設等に入所中の子との面会交流の方法			民商法雑誌 148-6	228-233	有斐閣
杉山春	2013.9.10	『ルポ虐待-大阪二児置き去り死事件』					筑摩書房
	2013.9.15	『家族支援と子育て支援-ファミリーソーシャルワークの方法と実践』	相澤仁編集代表 宮島清			1-264	明石書店
杉山登志郎	2013.9.17	『講座 子ども虐待への新たなケア』	杉山登志郎				学研教育出版、学研マーケティング
神野礼希	2013.9.20	親権法改正について	鳥谷節茂 片木晴彦 三井正信 田建誠	『現代民事法改革の動向IV』		105-130	成文堂
赤木久美	2013.10	情緒障害児短期治療施設における被虐待児の教育:自然療法の試み			SNEジャーナル 19-1	246-260	日本特別ニーズ教育学会
井上明子 石原留美 松村恵子	2013.10	助産師による乳幼児虐待予防に向けた支援の検討			香川母性衛生学会誌 13-1	27-32	香川母性衛生学会
加藤尚子	2013.10	児童養護施設における心理コンサルテーションの機能に関する研究:「心理コンサルテーション機能測定尺度」を用いた検討			心理臨床学研究 31-4	663-673	日本心理臨床学会
川松亮	2013.10	児童相談所における子どもの最善の利益の保障(特集 子どもの最善の利益) ——(当事者の参画と現場における取り組み)			世界の児童と母性 75	40-43	資生堂社会福祉事業財団
田中周子	2013.10	子どもの司法面接:子どもの最善の利益を守るために(特集 子どもの最善の利益) ——(当事者の参画と現場における取り組み)			世界の児童と母性 75	44-48	資生堂社会福祉事業財団
久保田まり	2013.10	虐待を防ぐための予防的介入と親子支援:北米やオーストラリアの実践から(特集 虐待の世代間連鎖を断ち切る)			教育と医学 61-10	846-854	慶應義塾大学出版会
角田智恵美	2013.10	虐待の疑いが保護室で発見されたとき(特集 保護室のいま) …(校内で行うチーム支援)			児童心理 67-14	1251-1255	金子書房
友田明美	2013.10	児童虐待の脳画像解析(特集 家族関係の行動神経基盤)			分子精神医学 13-4	243-250	先端医学社
本間博彰	2013.10	児童虐待と「家族の再統合」の取り組みと課題:子どもの健全な発達への支援と家族の限界および家族的取り組みの可能性について(特集 人口減少時代の家族編再考:社会福祉における「子育て支援」を手がかりに) ——(現場報告 導入 実践現場からの問題提起)			社会福祉研究 118	28-31	鉄道弘済会
升田雅己	2013.10	実例調査セミナー Since 1988 内妻の連れ子に対する性的虐待事例の捜査について			捜査研究 62-10	51-58	東京法令出版
三坂彰彦	2013.10	一時保護された児童の保護者への対応(教育問題法律相談No.244)			週刊教育資料 1265	31	教育公論社
三沢あき子	2013.10	母子保護の現状と課題(特集 地域保健の現状と課題)			京都府立医科大学雑誌 122-10	687-695	京都府立医科大学
	2013.10	児童ポルノ、上半期最悪:スマホ利用の被害増加、虐待通告も最多:警察庁			厚生福祉 6025	12	時事通信社
	2013.10	市町村アカデミー・コーナー (No.297) 児童虐待への対応と子育て支援(2) 虐待への軌跡と市町村の役割			判例地方自治 372	111-116	ぎょうせい

奥田昌道	2013.10	「子の福祉」から見た日本家族法の諸問題			法の支配 171	9・23	日本法律家協会
清水愛紗	2013.10	シンガポールの親権法（親権—各国法の概観11）			戸籍時報 703	64・71	日本加除出版
神田友輔	2013.10	父親側からの子どもの親権取得について（家族に関する法律相談40）			戸籍時報 703	87・91	日本加除出版
榎村政行	2013.10	家庭裁判所から見た多機関連携の仕組みの分析・提言：子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱4			刑政 124-10	34・44	矯正協会
宮島清	2013.10	養子縁組あっせんをめぐるとの動きについて			里親と子ども 8	125・131	明石書店
和波宏典	2013.10	家事事件等の概況と家庭裁判所の課題について			法の支配 171	45・63	日本法律家協会
新島一彦	2013.10	子ども・子育て支援新制度の概要と問題点			平成法政研究 18-1	121-144	平成国際大学法政学会
	2013.10	『逐条解説・家事事件手続法』					商事法務
	2013.10.10	『いま、子どもの人権を考える—いじめ、虐待・体罰、被害者、少年事件、家族』		子どもの人権研究会			日本評論社
	2013.10.10	『推進するソーシャルワーク活動 - 「震災」「虐待」「貧困・ホームレス」「地域包括ケア」をめぐって』		日本社会福祉士会 日本精神医療福祉士協会 日本医療福祉協会 日本ソーシャルワーカー協会 日本社会福祉士養成校協会 ほか			中央法規出版
本澤巳代子 ワタ・マイヤー=グレイヴェ	2013.10.25	『家族と職業の両立：家族のための総合政策』				1・264	信山社
村上静 守屋英子	2013.11	被害者・非行傾向のある子どもとの関わりで体験する不安・戸惑い・傷つき：一時保護所の宿日直員（嘱託）のインタビュー分析			茨城大学教育実践研究 32	243・256	茨城大学教育学部附属教育実践総合センター
大西健司	2013.11	関係的権利論による子どもの人権論の再構成			一橋法学 12-3	1233-1287	一橋大学大学院法学研究科
岡田行雄	2013.11	子ども虐待への刑事法的介入			熊本法学 129	120-84	熊本大学
岡本正子 山本巨雄	2013.11	性的虐待（特集性と精神）			精神科 23-5	517-528	科学評論社
鎌田佳奈美 石原あや	2013.11	子ども虐待の予防的な視点に関する研究：子どもと親の言動に対する小児看護士の重視度とその影響要因			小児保健研究 72-6	834-842	日本小児保健協会
高山由子	2013.11	実例調査セミナー Since 1988 養父の子に対する性的虐待において、捜査手法及び法律構成が問題となった事例			捜査研究 62-11	43・51	東京法令出版
田中亜紀子	2013.11	昭和戦前期の未成年者処遇制度：昭和8年児童虐待防止法案審議を主たる対象として（河田潤一教授 中尾敏充教授 退職記念号）			阪大法学 63-3・4	1267-1291	大阪大学大学院法学研究科
土谷善則	2013.11	杉並・里子虐待死事件「虐待なんてやっつてない」声優母の悲痛な叫び!			冤罪file 20	28-39	希の樹出版
島山栄美子	2013.11	「安心出産育児支援ネットワーク」による保健・医療の連携と虐待の予防（特集 NICUにおける地域連携・退院調整）——（連携・調整の実践）			小児看護 36-12	1650-1660	へるす出版
森田展彰	2013.11	子ども虐待（暴力の心理）			こころの科学 172	60-68	日本評論社
横山登志子	2013.11	虐待問題を抱える母子の生活支援における「多次元葛藤」：支援者の経験的側面からみた子ども虐待の状況特性			社会福祉学 54-3	16-28	日本社会福祉学会
渡辺富久子	2013.11	立法情報 トイ性的虐待の被害者の権利を強化するための法律			外国の立法法 257	12-13	国立国会図書館調査及び立法考査局
田中通裕	2013.11	「親権法等グループ」の検討の経緯とシンポジウムの概要（家族法改正研究会第5回シンポジウム「扶養法改正に向けた論点整理」）			戸籍時報 705	2・4	日本加除出版
伊藤弘子	2013.11	インドの親権法（親権—各国法の概観12）			戸籍時報 705	60-67	日本加除出版
東山巴奈子 福島ひとみ 森田和秀	2013.11	親になる過程への支援 特別養子縁組の事例検討			ペリネイタルケア 32-11	1108-1114	メデイカ出版
片岡弥恵子	2013.11	DVと子ども虐待（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）			母子保健情報 67	8・10	母子愛育会
種部恭子	2013.11	困難な背景を持つ妊娠、妊娠中に観察されるハイリスク要因（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（現状と課題）			母子保健情報 67	14-18	母子愛育会

光田信明	2013.11	飛び込み出産（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（現状と課題）	母子保健情報 67	19・23	母子愛育会
吉田敬子	2013.11	妊産婦の精神面の問題の把握と育児支援：多職種による支援ユニットの編成の意義と役割分担（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（現状と課題）	母子保健情報 67	24・29	母子愛育会
山下洋	2013.11	周産期における精神疾患の薬物療法（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（現状と課題）	母子保健情報 67	30・34	母子愛育会
渡辺とよ子	2013.11	低出生体重児の家族支援：虐待防止の視点から（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	35・40	母子愛育会
佐藤祐代	2013.11	思いがけない妊娠の相談窓口「にんしんSOS」の活動（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	47・50	母子愛育会
東保裕の介	2013.11	ベリネイタルビジットからみた妊産婦ハイリスク事例スクリーニング（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	51・57	母子愛育会
杉下佳文	2013.11	妊娠中からの子ども虐待予防とスクリーニング：助産師の立場から（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	58・62	母子愛育会
佐藤紀子	2013.11	乳幼児健診からみる虐待ハイリスク事例（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	63・67	母子愛育会
幾田純代 出口さとみ	2013.11	地域母子保健サービスタと虐待未然防止（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	68・74	母子愛育会
宮崎寛子	2013.11	周産期からの児童虐待予防事業の取組：医療機関と地域保健機関との連携（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	75・79	母子愛育会
伊藤徳馬	2013.11	親支援プログラムを利用した地域全体への育児支援（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	80・83	母子愛育会
中野靖子 増沢高	2013.11	学校保健からみた虐待の未然防止（特集 母子保健と子ども虐待の未然防止）——（対応の実例）	母子保健情報 67	84・87	母子愛育会
川名はつ子	2013.11	木村容子著、被虐待児の専門支援M・D&Dにもとづく実践モデル開発、相川書房、判型:A5判、総頁数:250頁、発行年:2012、定価3,300円+税	社会福祉学 54・3	196-199	日本社会福祉学会
木村容子	2013.11	被虐待児の専門支援M・D&Dにもとづく実践モデル開発（書評りぶらいい）	社会福祉学 54・3	200-203	日本社会福祉学会
稲垣朋子	2013.11	家事裁判例紹介 未成年者の申立てにより2年間の親権停止を認めた事例[宮崎家裁平成25.3.29審判]	民法雑誌 149・2	230-237	有斐閣
角南和子	2013.11	教育問題法律相談 (No.254) 児童虐待特集 (3) 「司法面接」とは?	週刊教育資料 1275	31	教育公論社
林田馨	2013.11	乳児虐待のリスクのある母親の背景要因と養育環境の実態	看護・保健科学研究誌 14・1	109-115	全国看護管理・教育・地域ケアシステム学会
横澤美保	2013.11	知的障害児施設に入所している被虐待児の実態	発達障害研究：日本発達障害学会機関誌 35・4	353-360	日本発達障害学会
来竹桃江 水野光博（シナリオ）	2013.11	『ちいさい心と 言葉児童相談所物語<6>』			小学館
石田雅弘	2013.11.1	要保護児童対策地域協議会における今日的課題（報告）	紀要 44	15-26	奈良文化女子短期大学
黄淨倫	2013.11.5	『児童相談所・関係機関や地域との連携・協働』	相澤仁編集代表 川崎二三彦		明石書店
青木信彦	2013.12	台湾の親権法（親権-各国法の概観13）	戸籍時報 706	46・53	日本加除出版
フランス刑事立法研究会 井上直裕 大貝葵	2013.12	症例報告 虐待による頭部外傷と診断された乳幼児型急性硬膜下血腫（中村I型）の1例 虐待されまはたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する1889年7月24日の法律を修正する諸立法	小児科診療 76・12	1985-1988	診断と治療社
久須本かおり	2013.12	民法724条後段の適用制限・再考：カネミ油症訴訟ならびに幼少期の性的虐待を原因とするPTSD訴訟を契機として	法政研究 80・2・3	399-410	九州大学法政学会
			愛知大学法学部法経論集 197	129-167	愛知大学法学会

黒崎碧 田中恭子 江原佳奈 ほか	2013.12	被害者児における認知・行動・情緒機能の特徴についての検討		順天堂警事雑誌 59-6	490-495	順天堂医学会
小鏡寿子	2013.12	妊娠前から3歳児健診まで精神的健康調査票を用いた健康状態の変化：紋別市における養育環境・虐待リスクの把握と養育者支援		厚生 の指標 60-15	12-16	厚生労働統計協会
澤田 志	2013.12	教育問題法律相談 (No.259) 児童虐待特集 (8) 18・19歳の生徒支援		週刊教育資料 1280	31	教育公論社
杉山登志郎	2013.12	発達障害と子ども虐待：精神医学が見落としてきたもの		一冊の本 18-12	44-46	朝日新聞出版
西澤 哲	2013.12	親支援と家族再統合の現状と課題 (特集 親支援の現状と課題)		子どもの虐待とネグレクト 15-3	262-267	日本子ども虐待防止学会
山本恒雄	2013.12	児童相談所における保護者支援の現状と今後の課題について (特集 親支援の現状と課題)		子どもの虐待とネグレクト 15-3	268-276	日本子ども虐待防止学会
森本耕治	2013.12	イギリスの親子再統合に向けた支援システムの現状と日本の課題 (特集 親支援の現状と課題)		子どもの虐待とネグレクト 15-3	277-286	日本子ども虐待防止学会
梶野由美子	2013.12	親子分離後の家族再統合 (家庭復帰) に向けた親支援を考える：アメリカ・国連のバーマネンション・プランニングを枠組としたシステムを参考に (特集 親支援の現状と課題)		子どもの虐待とネグレクト 15-3	287-294	日本子ども虐待防止学会
埴田規子	2013.12	児童養護施設における親支援 (特集 親支援の現状と課題)		子どもの虐待とネグレクト 15-3	295-300	日本子ども虐待防止学会
田中 究	2013.12	精神科領域からの養育者支援 (特集 親支援の現状と課題)		子どもの虐待とネグレクト 15-3	301-307	日本子ども虐待防止学会
北川聡子	2013.12	子ども虐待の「今」 (第14回) 障害のある子どもと虐待		子どもの虐待とネグレクト 15-3	314-322	日本子ども虐待防止学会
村松健司	2013.12	児童養護施設における心理面接の状況と課題		子どもの虐待とネグレクト 15-3	328-335	日本子ども虐待防止学会
岩瀬久子	2013.12	女性のためのメンエルトンにおけるDV被害を受けた子どもへの支援：スイスのシエルトン、マリイブレイの『私の青いノート』の紹介		子どもの虐待とネグレクト 15-3	336-345	日本子ども虐待防止学会
千賀則史	2013.12	児童相談所一時保護所における心理専従職員の役割		子どもの虐待とネグレクト 15-3	346-349	日本子ども虐待防止学会
HASHIZUME Sachiyo	2013.12	イギリスにおける児童虐待予防施策と日本への示唆Prevention of child abuse and neglect in the context of England's family support policy : lessons for Japan		現代法学 25	3-74	東京経済大学現代法学会
白須真理子	2013.12	里親等への委託・治療施設・児童養護施設への入所承認		民権法雑誌 149-3	124-129	有斐閣
宮下直之 大貫聡子	2013.12	尼崎市で起きた少年への性的虐待事件 アメとムチで疑似家族		Aera = アエラ 26-55	17-19	朝日新聞出版
スーザン・バートン ルディ・ゴンザレス バトリック・トムリンソン 開原久代 下泉秀夫 小笠原彩 角本アフジャ 亜美 関戸真理恵 監訳	2013.12.2	『虐待を受けた子どもへの愛着とトラウマの療育的ケア - 施設養護・家庭養護の包括的支援実践モデル』				福村出版
ロバート・M・リース シンデイ・W・クリスチャン 日本子ども虐待医学研究会 監訳 溝口史剛訳	2013.12.5	『子ども虐待医学 - 診断と連携対応のために』				明石書店
井上 靖子	2014	虐待を受けた子どもとの遊戯療法：「母なるものの元型」のイメージ化とその両義性の結合の観点から		兵庫県立大学環境人間学部研究報告 16	11-21	兵庫県立大学

上田泉 佐伯和子 河原田まり子 ほか	2014	保健師がとらえる子ども虐待事例における父親の対人関係と行動の特性		日本公衆衛生看護学会誌 2・1	2・11	日本公衆衛生看護学会編集委員会
大滝涼子 大沼麻実 河瀬さやか ほか	2014	幼少期のトラウマによる複雑性PTSDのための認知行動療法: STAIR (感情調整と対人関係調整スキルトレーニング) とNST (ナラティブ・ストーリーリング)		トラウマティック・ストレス 12・1	71・78	日本トラウマティック・ストレス学会
大原天青 鈴木崇之	2014	児童相談所一時保護所における子どもの行動変化と支援内容に関する研究		司法福祉学研究 14	47・66	日本司法福祉学会
小木曾宏 [企画・話題提供] 梅山佐和 [コーディネーター] 遠藤洋二 [話題提供他]	2014	第2分科会 児童養護施設における被害児の非行化への対応: 福祉と司法の協働に向けて (日本司法福祉学会第14回大会 ダイバージョン (非刑罰の手続) と福祉を考える)		司法福祉学研究 14	190・195	日本司法福祉学会
緒方康介	2014	児童虐待相談対応件数の増減に係る都市化の影響: 日本全国と大阪府の公式統計による分析		児童・家族相談所紀要 28	33・44	児童・家族相談所
高良幸哉	2014	海外法律事情 ドイツ刑事判例研究 (87) インターネットを介した性的虐待 StGB§176 IV Nr.1		比較法雑誌 48・1	119・130	日本比較法研究所
熊田知佳 飯岡慈生 飯野晴子 ほか	2014.1	子どもの精神分析的心理療法におけるアセスメント (3.1) 被害児の対象関係		百合女子大学発達臨床センター紀要 17	32・40	百合女子大学発達臨床センター編集委員会
千崎美恵	2014	母親の被害経験と子育て: 世代間連鎖と母親の愛着スタイル・虐待心性を題えて		百合女子大学発達臨床センター紀要 17	70・81	百合女子大学発達臨床センター編集委員会
吉沢伸一 飯野晴子 青山桂子 ほか	2014	症例研究 子どもの精神分析的心理療法におけるアセスメント (3.2) 被害児の心的世界: 実践的理解		百合女子大学発達臨床センター紀要 17	94・103	百合女子大学発達臨床センター編集委員会
但馬まり子 赤井由紀子	2014	助産師の児童虐待予防に対する認識		日本看護学会論文集, 母性看護 44	81・84	日本看護協会出版会
坪井節子	2014	虐待と親権制度一 傷ついた子どもに寄り添って一		家族研究年報 39	5・16	Japanese Council on Family Relations
西留美子 田口 (袴田) 理恵	2014	在宅重症心身障害児虐待に対する訪問看護介入の実態と課題		共立女子大学看護学雑誌 1	9・16	共立女子大学看護学部
新田京子 瀧下菜穂	2014	当院の妊産婦における乳児虐待防止のための地域連携について		静岡県母性衛生学会誌 4・1	19・22	静岡県母性衛生学会
俵条成宏	2014	小児患者の医療ネグレクトへの医事法的対応: 「総合的医事法」の視点に基づく刑法と民事法・福祉法の協働 (第48回医事法学会総会 研究大会記録)		年報医事法学 29	18・24	日本評論社
松尾裕美	2014	小規模住居型児童養育事業における子どもの問題行動について一被害児の行動変容の事例「親業」による関わり一		九州女子大学紀要 51・1	1・24	九州女子大学 九州女子短期大学
望月由紀子 田中実子 篠原寛次 ほか	2014	養育者の育児不安および育児環境と虐待との関連 保育園における研究		日本公衆衛生雑誌 61・6	263・274	
渡邊奈奈美	2014	妊婦が抱く虐待不安の発生機序の検討 (中間報告)		発達研究: 発達科学研究教育センター紀要 28	189・193	発達科学研究教育センター
奥田安弘	2014	特別養子縁組に対する実親の同意時期に関する考察一ドイツ民法の立法理由を手がかりとして		比較法雑誌 47・4	1・27	日本比較法研究所
雷田哲	2014	親権者の変更と戸籍の届出: 民法における問題点の洗い出し		行政法論集 27・2	31・58	福島大学行政法学会
中山代志子	2014	行政調査における命令主義の適用範囲一刑事法および米国憲法修正4条からみた行政手続に関する一考察一 (2・完)		早稲田大学大学院法研論集 149	225・251	

大久保悠貴	2014	フランスにおける第三者後見の制度設計：第三者後見人と親族後見人の処遇の違いと養成プロセスを中心に	日本大学大学院法学研究科	247-289	日本大学大学院法学研究年報 44	日本大学大学院法学研究科
小西暁和	2014	児童福祉の領域における子どもの非行・虐待防止のための民間による支援の現状と課題：子どもシェルターに焦点を当てて	早稲田大学社会安全政策研究所	301-317	早稲田大学社会安全政策研究所 紀要 7	早稲田大学社会安全政策研究所
和田一郎 ほか	2014	一時保護所における支援の充実 ― 一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査 ―	日本子ども家庭総合研究所	50-131	日本子ども家庭総合研究所紀要 50	日本子ども家庭総合研究所
岡田正子	2014	研究成果報告書「子ども虐待防止の実践力」を育成する教員養成のあり方」(基礎研究 (B) 研究課題番号：23330225)				
山本匡雄	2014	子ども虐待通告での緊急保護時の子どもへの配慮		71-75	精神科救急 17	
浅井 春夫	2014.1	親から暴力や性的虐待を受けている…… どうしたらいいの? (特集 子どものための「性の権利ハンドブック」)		20-25	Sexuality 64	エイデル研究所
山本匡雄	2014.1	児童虐待の現状と課題 (特集 周産期医療と虐待)		7-11	周産期医学 44-1	東京医学社
友田寿子	2014.1	DVの現状と対応 (特集 周産期医療と虐待)		13-16	周産期医学 44-1	東京医学社
光田信明	2014.1	児童虐待の産科的背景 (特集 周産期医療と虐待) … (妊娠中からの対応)		17-23	周産期医学 44-1	東京医学社
水主川純 田中守	2014.1	妊婦健康診査未受診妊婦と児童虐待 (特集 周産期医療と虐待) … (妊娠中からの対応)		25-28	周産期医学 44-1	東京医学社
鈴木淑代 野中悠	2014.1	児童虐待のリスク要因と妊娠中の予知 (特集 周産期医療と虐待) … (妊娠中からの対応)		29-33	周産期医学 44-1	東京医学社
善積昇 秘元藤弘 佐々木美智恵 ほか	2014.1	妊娠中からの対応 地域で取り組みむ虐待への対応―虐待予防のための妊産婦メンタルヘルス若手型の医療・保健・福祉の連携を目指して― (特集 周産期医療と虐待)		35-41	周産期医学 44-1	東京医学社
中井章人	2014.1	妊娠中からの対応 地域で取り組みむ虐待への対応―東京都― (特集 周産期医療と虐待)		43-56	周産期医学 44-1	東京医学社
赤崎 正佳	2014.1	虐待予防に対する産婦人科医の活動を中心に (特集 周産期医療と虐待) … (妊娠中からの対応)		57-68	周産期医学 44-1	東京医学社
佐藤拓代	2014.1	大阪府 (特集 周産期医療と虐待) ― (妊娠中からの対応)		69-72	周産期医学 44-1	東京医学社
中塚幹也	2014.1	岡山県 (特集 周産期医療と虐待) ― (妊娠中からの対応)		73-77	周産期医学 44-1	東京医学社
松岡幸一郎	2014.1	大分県 (特集 周産期医療と虐待) ― (妊娠中からの対応)		79-84	周産期医学 44-1	東京医学社
小泉武宣	2014.1	NICUから始める虐待の予防 (特集 周産期医療と虐待) ― (出生後の問題と対応)		85-89	周産期医学 44-1	東京医学社
山田不二子	2014.1	乳幼児播さぶられ症候群の予防教育：赤ちゃんが泣いた時の対処法 (特集 周産期医療と虐待) ― (出生後の問題と対応)		91-95	周産期医学 44-1	東京医学社
市川光太郎	2014.1	救急室で虐待を見逃さないために (特集 周産期医療と虐待) ― (出生後の問題と対応)		97-102	周産期医学 44-1	東京医学社
溝口史剛	2014.1	医療機関向け子ども虐待対応・医学診断ガイド (特集 周産期医療と虐待) ― (出生後の問題と対応)		103-107	周産期医学 44-1	東京医学社
井上信明	2014.1	救急医療における児童虐待：日米の比較 (特集 周産期医療と虐待) ― (出生後の問題と対応)		109-112	周産期医学 44-1	東京医学社
柳川敏彦	2014.1	治療拒否と医療ネグレクト (特集 周産期医療と虐待) ― (出生後の問題と対応)		113-118	周産期医学 44-1	東京医学社
萬屋育子	2014.1	児童相談所による特別養子縁組前提の新生児里親委託 (特集 周産期医療と虐待) ― (出生後の問題と対応)		119-122	周産期医学 44-1	東京医学社
鮫島浩二	2014.1	特別養子縁組 (特集 周産期医療と虐待) ― (出生後の問題と対応)		123-128	周産期医学 44-1	東京医学社
岩井直子 [ユーズドライター] 小西聖子 [サブコーディネーター] 岩佐嘉彦 [パネリスト他]	2014.1	公開シンポジウム「家族崩壊・児童虐待の現状と対策を考える」報告		209-217	犯罪学雑誌 80・5・6	日本犯罪学会

小笹美子 長弘千恵 齋藤ひさ子	2014.1	行政機関の保健師が子ども虐待事例支援に関わった経験と児童相談所への連絡の現状と課題		小児保健研究 73・1	81-87	日本小児保健協会
加藤耀子	2014.1	児童虐待予防に向けた県と市町村の取り組み：ある自治体例からの一考察		流通科学大学論集、人間・社会・自然編 20-2	1-11	流通科学大学学術研究会
亀岡智美	2014.1	虐待を受けた子どもへの認知行動療法（特集 虐待を受けた子どもの治療）		子どもの虹情報研修センター紀要 12	1-9	横浜博萌会子どもの虹情報研修センター
金 亮亮	2014.1	韓国における児童虐待防止のための最近の立法（2・完） 親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定		戸籍時報 717	1-6	日本加除出版
小島ひとみ 石原多佳子	2014.1	児童福祉施設より家庭復帰した後の被虐待児と家族の家族再統合にむけたアセスメントの視点：児童福祉司と保健師に焦点をあてて		岐阜看護研究会誌 6	15-23	岐阜看護研究会
杉山登志郎 滝川一廣	2014.1	ブックガイド・児童精神科臨床のこれから[清水将之著「子どものメンタルヘルス事典」,内海祐祐著「児童養護施設の子育て」のその後を生きる]]		そたちの科学 23	92-94	日本評論社
千賀則史	2014.1	児童相談所の家族再統合に向けた心理援助の現状と課題		名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要・心理発達科学 61	57-68	名古屋大学大学院教育発達科学研究科
田部安行 岡川毅志	2014.1	英国児童虐待防止研究：コンタクトポイント (CPd) : Contact Point database)、共通アセスメントフレームワーク (CAP : Common Assessment Framework)、児童情報管理システム (ICS : Information Children's System) が児童 (虐待防止) ソーシャルワークに与える影響について A Study of Child Protection in U. K. : The impacts of CPd, CAP & ICS for Child Protection (Children's Social) Work		園田学園女子大学論文集 48	191-213	園田学園女子大学
塚田敬義	2014.1	精神疾患を患う養護者が行う虐待行為に対する支援ネットワークの形成・援助者の虐待認識と適切な社会資源の活用		岐阜経済大学論集 48-1	53-62	岐阜経済大学学会
永田雅子	2014.1	移住療法と法的問題 (特集 移住療法の現状と今後の展望)		診断と治療 102-10	1465-1475	診断と治療社
西澤哲	2014.1	子ども虐待の背景・心理的背景 (特集 多重・複合問題：地域と縦断をどう超えるか)		臨床心理学 14-1	26-30	金剛出版
平岡篤武	2014.1	子ども虐待と発達障害：情緒障害児短期治療施設での経験から (特集「発達障害」のある子どもの育ちを支える)		福祉労働 145	73-80	現代書館
船勢肇	2014.1	幼児教育者・倉橋惣三と児童虐待防止法：その相対的位置について		世界の児童と母性 77	21-26	資生堂社会福祉事業財団
水岡不二雄	2014.1	市民の権利と、権力装置化する児童相談所：予防拘禁への道ひらく機能的治安法としての児童虐待防止法		阪南論集、人文・自然科学編 50-1	19-26	阪南大学学会
森さち子	2014.1	虐待を受けた子どもへの精神分析的アプローチ：心的外傷を負っている自閉症の子どもとのかかわり (特集 虐待を受けた子どもの治療)		インパクション 193	127-144	インパクト出版会
宮島清	2014.1	研修講演より 児童相談所におけるソーシャルワーク		子どもの虹情報研修センター紀要 12	10-26	横浜博萌会子どもの虹情報研修センター
山口敬子	2014.1	「ギャクタイ (虐待) ってどういうこと? (特集 子どものための「性の権利ハンドブック」)		Sexuality 64	10-13	エイデル研究所
総務省自治行政局住民制度課	2014.1	ドメスティック・バイオレンス・ストーカー行為等児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について		住民行政の窓 407	58-65	日本加除出版
徐瑞静	2014.1	中国法における監護制度 (国際家族法研究会報告第46回)		東洋法学 57-2	69-74	東洋大学法学会
池谷和子	2014.1	アメリカにおける親親制度 (国際家族法研究会報告第48回)		東洋法学 57-2	81-90	東洋大学法学会
鈴木博人	2014.1	継親 (連れ子) 養子縁組の課題と将来	山内惟介 ヴェルナー・F・エブケ	『国際関係法の挑戦：中央大学・ミュンヘン大学交流25周年記念 (日本比較法研究所研究叢書92)』	219-248	中央大学出版部

ドイツ家族法研究会	2014.1	親としての配慮・補充・後見(6)：ドイツ家族法注解				民商法雑誌 149・4・5	510-528	有斐閣
金子修	2014.1	家事事件手続法下の家事審判事件における職権探知と手続保障(家事法研究会7 家事事件手続法に関する諸問題)				判例タイムズ 1394	5-17	判例タイムズ社
岩田淳之	2014.1	東京家庭裁判所における家事事件手続法施行を契機とした運用について(家事 法研究会7・家事事件手続法に関する諸問題)				判例タイムズ 1394	18-48	判例タイムズ社
平田厚	2014.1	家事事件手続法における職権主義の消極性と積極性(家事法研究会7・家事事件 手続法に関する諸問題)				判例タイムズ 1394	49-59	判例タイムズ社
金ジャンディ	2014.1	家庭内暴力の実態と被害者に対する支援状況				阪大法学 63-5	1575- 1600	大阪大学大学院法学研究科
松谷克彦	2014.1	講演 親の離婚と子どもの心理(特集 親の紛争が子どもへの発達に与える影響： 離婚、面会事件における留意点)				LIBRA 14-1	4-15	東京弁護士会
松谷克彦 広瀬めぐみ	2014.1	離婚に伴う諸問題(親権争い、面会交流等)に直面する当事者に対し、子どもの 福祉の実現の観点から、弁護士としてどう関わるべきか(特集 親の紛争が子ども への発達に与える影響：離婚、面会事件における留意点)				LIBRA 14-1	16-21	東京弁護士会
田中嘉寿子	2014.1.10	『性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック』						立花書店
岡本喜代子 高山奈美 那須野順子	2014.2	全ての助産師業務は子ども虐待予防につながっている(特集 助産師のケアから 始まる虐待0次予防)				助産師：日本助産師会機関誌 68- 1	8-11	日本助産師会出版部
林由香	2014.2	児童虐待予防の第一歩は助産師のケアから(特集 助産師のケアから始まる虐待 0次予防)				助産師：日本助産師会機関誌 68- 1	12-14	日本助産師会出版部
小林美智子	2014.2	子ども虐待防止活動で助産師に期待すること(特集 助産師のケアから始まる虐 待0次予防)				助産師：日本助産師会機関誌 68- 1	17-19	日本助産師会出版部
友田明美	2014.2	脳科学から見た子ども虐待(特集 助産師のケアから始まる虐待0次予防)				助産師：日本助産師会機関誌 68- 1	20-23	日本助産師会出版部
瀧本純子	2014.2	児童虐待防止のために、助産師の感性を活かそう(特集 助産師のケアから始ま る虐待0次予防)				助産師：日本助産師会機関誌 68- 1	24-26	日本助産師会出版部
横田光平	2014.2	行政過程における司法と行政訴訟一家事審判・臨検捜索・一時保護一 機野弥生ほか				『現代行政訴訟の到達点と展 望』	95-113	日本評論社
入江秀晃	2014.2	家事分野における調停政策・日米の文脈理解のために(特集 家事・人権の分 野におけるADRの可能性)				自由と正義 65-2	9-16	日本弁護士連合会
渡辺論	2014.2	民法の一部を改正する法律の概要				民事月報 69-2	8-21	法務省民事局
西中宏史 吉川和男 福井裕輝	2014.2	被害者体験によるトラウマが反社会性に与える影響について：情緒・行動およ び脳機能評価に基づくメカニズムの検討				犯罪学雑誌 80-1	3-14	日本犯罪学会
緒方康介	2014.2	虐待被害児におけるトラウマ症状：児童相談所で実施されたTSC-Aを用いた分 析				犯罪学雑誌 80-1	15-20	日本犯罪学会
杉山登志郎	2014.2	自閉症スペクトラムの臨床(特集「発達障害」に関する最新の医療・教育・福 祉・労働研究)				発達障害研究：日本発達障害学 会機関誌 36-1	14-23	日本発達障害学会
松本麗	2014.2	実例調査セミナー Since 1988 犯罪事案の特定と被害者供述の信用性が問題と なった児童虐待事案について				捜査研究 63-2	40-47	東京法令出版
毛利真弓 藤岡淳子 下郷大輔	2014.2	加害行動の背景にある被害者体験をどのように扱うか?：A刑務所内治療共同体 の試みから				心理臨床学研究 31-6	960-969	日本心理臨床学会
柳山香世子	2014.2	児童養護施設における思春期女子への性(生)教育(特集 小児看護における 「性」の問題への取り組み)——(特別なニーズをもつ小児・青年の性の課 題)				小児看護 37-2	177-183	へるす出版
	2014.2	地域を支える(754) 中央児童相談所 県機関・甲府市 24時間体制で虐待防止				厚生福祉 6051	11	時事通信社
	2014.2	「家族崩壊・児童虐待の現状と対策を考える」報告書——日本犯罪学会・(公 財)日工組社会安全財団共催公開シンポジウム						日本犯罪学会

	2014.2	川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画——「子どもたちの笑顔」のあふれるまちなか					川崎市
上田裕美 岡本正子 北口和美 鈴木真由子 二井仁美	2014.2	児童虐待に関する授業の成果と課題—学生によるレポートの分析を通して—			大阪教育大学紀要第IV部門 62・2	103・118	大阪教育大学
大谷洋子	2014.2.20	一時保護所心理士の役割および虐待を受けた発達障害児への構造的面接の一事例			多摩心理臨床研究：明星大学心理相談センター研究紀要 7	17・27	多摩心理臨床研究会
関東由加	2014.3	「日本における性的虐待研究の変遷」第一報：医療・福祉・教育・心理・司法の連携のために			甲南女子大学大学院論集 12	45・48	甲南女子大学
大迫秀樹	2014.3	被虐待児に対する入所施設での福祉心理学的援助：非行傾向を呈するようになった小学生男児とその家族への統合的なアプローチ			福祉心理学研究 11・1	59・70	日本福祉心理学会
高翔龍	2014.3	韓・日両国の法文化比較：家族関係を中心にして（日本学士院・大韓民国学術院学術共同事業 第8回日韓学術フォーラム報告）			日本学士院紀要 68・3	5・42	日本学士院
奥田昌道	2014.3	「子の福祉」から見た日本家族法の諸問題（日本学士院・大韓民国学術院学術共同事業 第8回日韓学術フォーラム報告）			日本学士院紀要 68・3	43・57	日本学士院
小田正二	2014.3	東京家裁における家事事件手続法の運用について—東京3弁護士会との意見交換の概要と成果を中心に			判例タイムズ 1396	25・60	判例タイムズ社
高田清恵	2014.3	スウェーデンにおける児童虐待と女性への暴力に対する法制度			琉球大学法文学部	1・22	琉球大学法文学部
村上一博	2014.3	近代日本における「親族」概念と家族（シンポジウム 親密圏と家族）			法律時報 86・3	56・60	日本評論社
南野佳代	2014.3	親密圏と家族をどう捉えるか（シンポジウム 親密圏と家族）			法律時報 86・3	81・83	日本評論社
久保田まり	2014.3	愛着の"つまづき"及び児童虐待への予防的支援：Healthy Families America プログラムを中心に			人文・社会科学論集 31	47・62	東洋英和女学院大学
若尾典子	2014.3	近代家族の暴力性と日本国憲法24条			名古屋大学政論集 255	587・617	名古屋大学
渡辺論	2014.3	民法の一部を改正する法律の概要			金融財政事情 62・5	86・91	金融財政事情研究
外岡恵美子 前田勲 本多洋子 ほか	2014.3	家事事件における小学生の子を対象とした調査の留意点			家裁調査官研究紀要 18	1・112	裁判所職員総合研修所
飯嶋玲奈 平田良江 名取初美	2014.3	乳児を育てる母親の育児ストレスの実態			山梨県母性衛生学会誌 13	16・23	山梨県母性衛生学会
池谷和子	2014.3	アメリカにおける家族の崩壊と『子どもの権利』：児童虐待防止法制度を素材として（森田明教授 退職記念号）			東洋法学 57・3	173・203	東洋大学法学会
小島伸之	2014.3	「家族の崩壊」と虐待防止法：日米配偶者間暴力・児童虐待統計を素材に（森田明教授 退職記念号）			東洋法学 57・3	205・229	東洋大学法学会
泉裕之	2014.3	教育講演 医療現場からみた児童虐待：発見と対策（第60回日本小児保健協会学術集会）			小児保健研究 73・2	188・192	日本小児保健協会
牛之濱久代 日比千恵 大平肇子 ほか	2014.3	A県の周産期に関する看護職の子ども虐待に対する認識及び対応の現状と課題			四日市看護医療大学紀要 7・1	9・19	四日市看護医療大学
大平肇子 飯田加寿子 鈴木敦子 ほか	2014.3	子ども虐待予防の先進的B地域における看護職の子ども虐待に対する認識とアセスメント			四日市看護医療大学紀要 7・1	29・38	四日市看護医療大学
園入智仁	2014.3	厚生労働省と警察庁による児童虐待の救済に関する比較研究			中村学園大学発達支援センター研究紀要 5	1・12	中村学園大学発達支援センター

開原久代	2014.3	社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ―被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 平成23年度 - 平成25年度総合研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究事業					
水主川純	2014.3	妊娠前から行う児童虐待予防のための介入法構築に関する研究 ―平成23年度 - 25年度総合研究報告書 平成25年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究事業 (政策科学研究推進研究事業)					
加藤則子	2014.3	児童虐待事例の家族再統合等にあつての親支援プログラムの開発と運用に関する研究 ―平成24 - 25年度総合研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究事業 (政策科学研究推進研究事業)					
浦原佐和 是水かひ子	2014.3	特別支援教育の視点から考える虐待問題			高知大学教育学部研究報告 74	63・73	高知大学教育学部
河合高敏 横川剛毅 鈴木敏彦	2014.3	PEPⅢに基づく自閉症スペクトラム幼児への支援：虐待予防についての一考察			和泉短期大学研究紀要 34	75・81	和泉短期大学
河村奈美子 北藤謙吾 星美和子 ほか	2014.3	我が国の被虐待児童支援の現状：全国自治体の部署内外における連携に関する調査結果より			大分大学高等教育開発センター紀要 6	43・51	大分大学高等教育開発センター
木脇奈智子 太田田加里	2014.3	多様化する子育て支援の現状と課題：第3報：フィンランドの家族支援「ネウゾアロ」に着目して			藤女子大学QOL研究所紀要 9・1	35・43	藤女子大学
東京成徳大学子ども学部	2014.3	社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ - 被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 平成25年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金 (政策科学研究事業)					
所貞之	2014.3	児童虐待問題にみる児童福祉施策の変遷と展望			城西国際大学紀要 22・3	1・16	城西国際大学
内山純子	2014.3	子どもの性的被害と法規制			被害者学研究 23	71・84	
絹田さおり	2014.3	児童虐待と社会的排除 (特集 2013年度研究大会) … (分科会 I 「社会の危機と自治体の危機」)			自治体危機管理研究：日本自治体危機管理学会誌 12	51・55	日本自治体危機管理学会
橋爪永子 大平肇子 飯田加寿子 ほか	2014.3	看護系大学教員の子ども虐待に関する認識			四日市看護医療大学紀要 7・1	39・48	四日市看護医療大学
實石江里子	2014.3	心理社会的要因によるハイリスクをもつ母子の育児支援			山梨県母性衛生学会誌 13	41・46	山梨県母性衛生学会
深谷和子	2014.3	里親による男子「療育」の日々と里子 (被虐待児) の心的世界：平成24年度養育家庭全国アンケート調査から (特集 今、福祉心理学に求められる社会的養護の課題と展開)			福祉心理学研究 11・1	7・14	日本福祉心理学会
深谷裕	2014.3	触法者を親族にもつ子どもに関する研究：児童相談所アンケート調査から見えてくるもの			基盤教育センター紀要 18	111・128	北九州市立大学
藤野浩	2014.3	育児不安・よくある心配への対応 (特集 一般小児科医のための新生児対応パーフェクトガイド) … (新生児の保健指導・子育て支援)			小児科診療 77・3	417・422	診断と治療社
藤原武男	2014.3	児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究 ―平成23年度 - 平成25年度総合研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究事業 (政策科学研究推進研究事業)					
山崎千栄子	2014.3	ネグレクトとされた児童の子どもの特徴と学校における支援の必要性：要保護児童対策地域協議会への質問紙調査の考察より			久留米大学文学部紀要 社会科学編 14	11・27	久留米大学文学部
山田律子	2014.3	NICU及びGCU入院新生児の乳児虐待症予防を目指した多種専門職参加型の診療体制を構築するための研究 ―平成25年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金政策科学研究事業 (政策科学研究推進研究事業)					
橋爪秀記	2014.3.1	養護学校のコーディネーターが行った教育相談<3>虐待・非行と生徒指導・支援教育					湘南社、星雲社

2014.3.5	『性暴力と刑事司法』			大阪弁護士会人権擁護委員会 性暴力被害検討プロジェクトチーム			信山社
2014.3.10	『子ども虐待と向きあう - 兵庫・大阪の教育福祉の現場から』			兵庫民主教育研究所子どもの人権委員会			三学出版
2014.3.22	子ども虐待と発達障害 - 発達障害のある子ども虐待への援助手法						東洋館出版社
2014.4	子ども虐待の「防止」に向けて：「健全育成・子育て支援系」と「要保護・要支援系」の間のクレーパスを埋める（特集 地域にひらく社会的養護のこれから：「(公財) 資生堂社会福祉事業財団40周年記念フォーラム」を中心に）——（地域で支え合う社会的養護のこれから）				世界の児童と母性 76	66-69	資生堂社会福祉事業財団
2014.4.5	『子ども虐待対応の手引き——平成25年8月厚生労働省の改正通知』			母子愛育会日本子ども家庭総合研究所			有斐閣
2014.5	年長未成年子による親権停止申立て				月報司法書士 507	70-75	
2014.5.10	『刑事政策（第6版）』						尚学社
2014.6.30	『性犯罪・被害一性犯罪規定の見直しに向けて』			女性犯罪研究会			尚学社
2014.7	日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年				家族<社会と法> 30	20・108	日本加除出版
2014.7	企画趣旨 家事事件手続法の1年（日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年）				家族<社会と法> 30	20・22	日本加除出版
2014.7	家事事件手続法の制定の背景と意義（日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年）				家族<社会と法> 30	23-33	日本加除出版
2014.7	家事事件手続法の特徴と今後の課題（日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年）				家族<社会と法> 30	34-44	日本加除出版
2014.7	裁判所から見た家事事件手続法の実務と課題（日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年）				家族<社会と法> 30	45-54	日本加除出版
2014.7	当事者から見た家事事件手続法の実務と課題（日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年）				家族<社会と法> 30	55-66	日本加除出版
2014.7	家事事件手続法の実務における子の地位・意向（日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年）				家族<社会と法> 30	67-74	日本加除出版
2014.7	シンポジウム 自由討論（日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年）				家族<社会と法> 30	75-103	日本加除出版
2014.7	総括（日本家族（社会と法）学会第30回学術大会・シンポジウム 家事事件手続法の1年）				家族<社会と法> 30	104-108	日本加除出版
2014.7				新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』		日本加除出版
2014.7	親権法と未成年後見法の現況と改正動向（韓国）の親権と未成年後見			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	5-18	日本加除出版
2014.7	子の福祉と親権法の課題（韓国）の親権と未成年後見			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	19-33	日本加除出版
2014.7	親権制限の柔軟化（韓国）の親権と未成年法			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	35-46	日本加除出版
2014.7	親権と未成年後見との関係—実務上の問題点を中心に—（韓国の親権と未成年後見）			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	47-60	日本加除出版
2014.7	児童虐待と親権 未成年後見（韓国）の親権と未成年後見			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	61-73	日本加除出版
2014.7	台湾における親権と未成年後見（台湾）の親権と未成年後見			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	77-91	日本加除出版
2014.7	子の福祉と親権法の課題（台湾）の親権と未成年後見			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	93-111	日本加除出版
2014.7	日本親権法の基本的課題（日本）の親権と未成年後見			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	115-122	日本加除出版
2014.7	児童虐待と親権 未成年後見制度の見直し（日本の親権と未成年後見）			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	123-135	日本加除出版
2014.7	親権と未成年後見の関係（日本の親権と未成年後見）			新・アジア家族法三国会議	『親権と未成年後見』	137-150	日本加除出版
2014.7	実父母の同意なき特別養子縁組申立ての可否				私法判例マーズ 49	54-57	日本評論社
2014.8	『親権法の比較研究』			床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』		日本評論社

田巻希子	2014.8	イギリス		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	1-30	日本評論社
山口亮子	2014.8	アメリカ		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	31-54	日本評論社
小川富之	2014.8	オーストラリア		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	55-77	日本評論社
梅澤彩	2014.8	ニュージーランド		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	78-100	日本評論社
清末愛紗	2014.8	シンガポール		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	101-119	日本評論社
床谷文雄	2014.8	ドイツ		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	120-134	日本評論社
稲垣朋子	2014.8	ドイツ・補論—共同配慮・単独配慮の判断基準		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	135-146	日本評論社
渡邊泰彦	2014.8	オーストリア		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	147-173	日本評論社
栗林佳代	2014.8	フランス		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	174-201	日本評論社
椎名颯子	2014.8	イタリア		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	202-232	日本評論社
マルセロ デ アウカントラ	2014.8	ブラジル		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	233-253	日本評論社
千葉華月	2014.8	スウェーデン		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	254-275	日本評論社
小森田秋夫	2014.8	ポーランド		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	276-301	日本評論社
朱暉	2014.8	中国		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	302-325	日本評論社
黄淨倫	2014.8	台湾		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	326-345	日本評論社
金亮亮	2014.8	韓国		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	346-372	日本評論社
後藤弘子	2014.8	インド・パキスタン		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	373-399	日本評論社
柳原富士子 打越さく良	2014.8	日本法—実務家の視点から		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	400-418	日本評論社
本山敦	2014.8	各国法からの示唆		床谷文雄 本山敦	『親権法の比較研究』	419-429	日本評論社
	2014.8	特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題			刑法雑誌 54・1	1-83	
島岡まな	2014.8	共同研究の趣旨 (特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)			刑法雑誌 54・1	1-5	
吉田啓子	2014.8	日本における性犯罪の被害実情と処罰にかかわる問題 (特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)			刑法雑誌 54・1	6-29	
高山佳奈子	2014.8	ドイツ刑法における性犯罪の類型と処罰 (特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)			刑法雑誌 54・1	30-48	
島岡まな	2014.8	フランス刑法における性犯罪の類型と処罰 (特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)			刑法雑誌 54・1	49-62	
斉藤豊治	2014.8	『アメリカにおける性刑法改革の方向 (特集 性犯罪の類型と処罰をめぐる諸問題)』			刑法雑誌 54・1	63-83	
	2014.8	『児童虐待による死亡事例調査検証報告書』		神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会			

田崎誠一	2014.8	児童福祉法改正と施設内虐待の行方：このままでは覆い隠されてしまう危険をめぐって	児童福祉法改正と施設内虐待の行方：このままでは覆い隠されてしまう危険をめぐって	社会的養護とファミリーホーム	12・24	福村出版
丸山雅夫	2014.9	児童虐待への刑事的対応	児童虐待への刑事的対応	南山法学 38・1	1・26	南山大学法学会
金亮亮	2014.9	韓国における児童虐待防止のための最近の立法 (1) 親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定	韓国における児童虐待防止のための最近の立法 (1) 親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定	戸籍時報 716	12・17	日本加除出版
金亮亮	2014.10	韓国における児童虐待防止のための最近の立法 (2・完) 親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定	韓国における児童虐待防止のための最近の立法 (2・完) 親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定	戸籍時報 717	6・15	日本加除出版
	2014.10	特集 養子縁組あっせん	特集 養子縁組あっせん	里親と子ども 9	6・62	明石書店
	2014.10	特集 里親養育の社会化	特集 里親養育の社会化	里親と子ども 9	64・106	明石書店
	2014.12	特集 司法関与と虐待	特集 司法関与と虐待	子どもの虐待とネグレクト 16・3	242・274	日本子ども虐待防止学会
久保健二	2014.12	虐待対応における課題と困難：児童相談所常勤弁護士の立場から (特集 司法関与と虐待)	虐待対応における課題と困難：児童相談所常勤弁護士の立場から (特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16・3	242・249	日本子ども虐待防止学会
吉田恒雄	2014.12	子どもの権利条約から見たわが国の子ども虐待防止法制の課題 (特集 司法関与と虐待)	子どもの権利条約から見たわが国の子ども虐待防止法制の課題 (特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16・3	250・255	日本子ども虐待防止学会
山本恒雄	2014.12	介入型ソーシャルワークと司法関与 (特集 司法関与と虐待)	介入型ソーシャルワークと司法関与 (特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16・3	256・262	日本子ども虐待防止学会
石田文三	2014.12	司法関与における裁判所の機能 (特集 司法関与と虐待)	司法関与における裁判所の機能 (特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16・3	263・268	日本子ども虐待防止学会
川崎二三彦	2014.12	原胤昭に叱られた (特集 司法関与と虐待)	原胤昭に叱られた (特集 司法関与と虐待)	子どもの虐待とネグレクト 16・3	269・274	日本子ども虐待防止学会
上田裕美 岡本正子 北口和美 鈴木真由子 二井仁美	2014.12	児童虐待に関する授業の成果と課題—学生によるレポートの分析を通して—	児童虐待に関する授業の成果と課題—学生によるレポートの分析を通して—	大阪教育大学紀要第IV部 62・2	103・118	
俣条成宏	2015.11	子どもの医療ネグレクトと一時保護による対応：刑法・民法・児童福祉法の協働による「総合的医事法」の観点に立脚して (石川一三夫・平川宗信教授退職記念号)	子どもの医療ネグレクトと一時保護による対応：刑法・民法・児童福祉法の協働による「総合的医事法」の観点に立脚して (石川一三夫・平川宗信教授退職記念号)	中京法学 49・3・4	223・310	中京大学法学会
田邊泰美	2015.1	英国児童虐待防止研究 子ども投資の社会哲学：ギデンズ、エスピン・アンデルセンらの社会哲学を中心に	英国児童虐待防止研究 子ども投資の社会哲学：ギデンズ、エスピン・アンデルセンらの社会哲学を中心に	園田学園女子大学論文集 49	67・86	園田学園女子大学
	2015.8	特集 性犯罪規定の比較法的研究	特集 性犯罪規定の比較法的研究	刑事法ジャーナル 45	4・120	
松本克美 村本邦子 ほか	2015.10	児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理 (法と心理学会第15回大会ワークショップ)	児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理 (法と心理学会第15回大会ワークショップ)	法と心理 15・1	84・89	日本評論社
松本克美	2015.10	児童期の性的虐待被害に起因するPTSD等の発症に対する損害賠償請求権の時効・除斥期間：釧路PTSD等事件控訴審判決 (札幌高裁平成26.9.25判決)	児童期の性的虐待被害に起因するPTSD等の発症に対する損害賠償請求権の時効・除斥期間：釧路PTSD等事件控訴審判決 (札幌高裁平成26.9.25判決)	法律時報 87・11	165・168	日本評論社
Martin A. Finkel	2015.10	マスター・クラス 子どもが性的虐待を受けたとの疑いが持たれた場合の、医学的評価の診断的・治療的価値を確かめるためのアプローチ (特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)	マスター・クラス 子どもが性的虐待を受けたとの疑いが持たれた場合の、医学的評価の診断的・治療的価値を確かめるためのアプローチ (特集 子ども虐待防止世界会議名古屋2014)	子ども虐待とネグレクト 17・2	272・284	日本子ども虐待防止学会
みずほ情報総研株式会社	2015.11	『平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホームの養育実態に関する調査報告書』	『平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホームの養育実態に関する調査報告書』			
小野聡枝 山田不二子	2015.12	神奈川県内の医療機関および行政における乳幼児揺さぶられ症候群 (SBS) 予防教育の取り組みに関する実施状況調査結果 (特集 虐待による乳幼児頭部外傷 (AHT))	神奈川県内の医療機関および行政における乳幼児揺さぶられ症候群 (SBS) 予防教育の取り組みに関する実施状況調査結果 (特集 虐待による乳幼児頭部外傷 (AHT))	子ども虐待とネグレクト 18・1	43・50	日本子ども虐待防止学会

資料5 日本における児童福祉に関する年表 — 児童虐待防止を中心に — 第7期 2012年～2014年

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2012 (平成24)	1	<p>総務省「児童虐待の防止等に関する政策評価」<評価の結果及び動向>【動向先】文部科学省、厚生労働省【動向日】平成24年1月20日 児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、政策評価を初めて実施し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待の発生予防に係る取組の推進 2 児童虐待の早期発見に係る取組の推進 3 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進 4 関係機関の連携強化(要保護児童対策地域協議会の活性化) <p>について、関係府省に対し動向を実施。</p>	2012 (平成24)	1	<p>東京都「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(里親事例 中間まとめ) 東京都児童福祉審議会<児童虐待死亡事例等検証部会></p>
	2	<p>「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成24年2月23日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 雇児総発0223第2号</p>		4	<p>東京都「乳児院の医療体制整備事業」(東京都単独事業)</p>
	2	<p>「児童虐待の防止等に関する政策評価(総合性確保評価)」について、「厚生労働省(雇児総発0223第1号) 雇児保発0223第1号 雇児保発0223第1号」</p>			<p>東京都「自立支援強化事業」(東京都単独事業)</p>
	3	<p>「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」23文科初第1707号 各都道府県教育委員会教育長・各政令指定都市教育委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く各国立大学法人学長あて 文部科学副大臣通知 平成24年3月29日。平成24年1月、総務省より「児童虐待の防止等に関する政策評価(結果および動向)」が出されたが、これを受け文部科学省は、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項について通知した。</p>			<p>東京都「児童館支援事業」(東京都単独事業)</p>
	3	<p>「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24年3月9日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 雇児総発0309第2号</p>			<p>大阪府 一時保護所の拡充に向けた取り組み</p>
	3	<p>「児童相談所又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について、「(平成24年3月9日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 雇児総発0309第1号」</p>			<p>大阪府 「民泊及び児童福祉法等の改正に伴う新たな親権制度対応ガイドライン」の作成</p>
	3	<p>「児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令の施行について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0329第14号</p> <p>小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に係る改正は、2011年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」(児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会と里親会)に基づき、「里親及びファミリーホーム養育指針」を定めること併せ、省令上も制度が目指す家庭養護の理念をより明確にするため所要の改正を行うものである。また、児童相談所の所長の資格要件に係る改正については、「義務付け・枠付けの異なる見直し」について、「平成23年11月29日閣議決定」において、「児童相談所の所長の資格要件は対象を追加する方向で今年度中に見直しを行う」とこととされたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。</p>			<p>大阪府 「乳児院におけるファミリーソーシャルワーカー(家庭支援専門相談員)による保護者支援モデル」の冊子作成</p>
	3	<p>「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0329第1号 平成24年3月29日)</p>			<p>大阪府 児童保護支援員(警察官OB)配置(吹田)</p>
	4	<p>江川区無理心中事件 平成24年4月6日、家族4人が無理心中を図り、遺体で見つかった。4人が溺れていた自宅1階洋室に縛束の入った七輪が数個置かれていて、死因は一酸化炭素中毒の可能性が高い。死亡:母29歳 兄9歳 妹3歳 母の兄29歳(父 平成24年1月自殺)「松江一家心中事件について」(江川区 江川教育委員会 平成24年6月報告書発行 報告書)によると、子ども家庭支援センター・健康センター・小学校・父方祖父等は連絡を取り、サポートしていた。</p>			<p>大阪府 大阪市立桜宮高校体罰自殺事件</p>
	4	<p>「児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について」(平成24年4月5日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</p> <p>各都道府県、政令指定都市の中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行い、児童虐待対応の向上を図ることを目的に、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を平成24年度に開始した。</p>			<p>大阪府 児童虐待防止のためのキャンペーンとTVCM作成(近畿)</p>
	4	<p>「一時保護の充実について」(平成24年4月5日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0405第27号</p>			<p>大阪府 里親委託推進に向けた取り組み</p>

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2012 (平成24)	11	ドメスティックバイオレンス再発防止に効果 奈良県警開発のシステムは「行方不明者不受理リスト」、DVなどの被害者が被害内容や転居先を事前に登録、加害者が行方を捜そうと行方不明者届を県内で提出し、警察が被害者の名前を登録しようとしても「不受理リスト該当あり！要確認！」と表示され受理を未然に防ぐことができる。本格運用から10ヶ月で約120人の被害者が登録。	2012 (平成24)		
	11	「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日)厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知 雇児総発1130第2号、雇児発1130第2号			
	12	小学4年生長女傷害容疑いで母親逮捕。「ママが暴カ」と本人が警察へ110番通報。小学4年の長女の足や尻を蹴るなどして、約2週間の怪我を負わせたとして、京都府警東山署は2012年12月25日、傷害の疑いで、無職の母親(38歳)を逮捕した。児童相談所によると、保育園から4年前に虐待の通告があり、保育園や小学校に注意を呼びかけ、見守り活動を続けていた。			
	12	母親が2歳8ヶ月の長女を蹴り、重傷を追わせた事件で、親子が入所していた京都府立東山母子生活支援施設は2013年12月19日、事件4日前にも虐待があり、児童相談所に相談したが、対応が取られないまま事件がおきたことを明らかにした。施設側の連絡ミスで児童相談所の介入を求める通告の手続きをしていなかった。施設長は「通告が遅れた経緯を検証したい」と記者会見で謝罪した。			
	12	「市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査報告」(平成23年度調査)全国1,619市区町村(岩手県、宮城県および福島県内の市町村を除く)平成24年12月28日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室			
	12	罪を犯した少年に言い渡す有期刑(懲役・禁錮)上限を引き上げる少年法改正について、法務省は2012年12月18日、不定期刑の幅を最大5年にする要綱案を公表した。			
		障害者虐待防止法施行(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)			
2013 (平成25)	1	「児童施設でも体罰 大阪府高槻市」大阪府高槻市の児童自立支援施設「大阪市立阿武山学園」で2012年11月、中学3年の男子生徒(14)が部活動の練習中、男性職員(30)に頬を平手打ちされる体罰を受けていたことが13日、大阪市への取材で分かった。	2013 (平成25)		大阪府 中央子ども家庭センターに診療所(愛称「こころケア」)開設
	2	「親が拒否的」要注意 乳幼児健診の未受診家庭 虐待防止で厚労働通知」自治体の乳幼児健診を子どもに受けさせていない家庭について、厚生労働省は20日、虐待防止のため行政の手厚い関わりを求める通知を昨年11月に出したことを明らかにした。大阪市東住吉区で発覚した女児行方不明事件(乳幼児健診を受けていなかった)。			大阪府 第2一時保護所開設
	3	「子ども貧困対策法提出へ 自民、議員立法で。」自民党は2013年3月27日、生活が苦しい家庭の子どもの教育支援を柱とした「子どもの貧困対策法(仮称)」を議員立法で国会に提出する方向で検討に入った。厚生労働省が提出する生活保護法改正案、生活困窮者自立支援法案と同時に成立を目指す。			大阪府 児童保護支援員(警察官OB)配置(東大阪)
	4	「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」について (平成25年4月18日 雇児総発0418第1号)			大阪府 大阪府虐待防止対応の手引き改訂
	4	「二番も両親に懲役15年 幼児虐待死 求刑1.5倍。」大阪市寝屋川市で2010年、当時1歳8ヶ月だった三女を虐待し死なせたとして、傷害致死罪に問われた父親(29)と母親(30)は控訴審判決で、大阪高裁は11日、それぞれ懲役15年とした一審大阪地裁判決を支持、両被告の控訴を棄却した。			大阪府 国際フォスターケア機構(IFCO)主催による「IFCO2013世界大会」がアジアで初めて大阪府で開催される。

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2013 (平成25)	6	「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」(平成25年6月11日 雇児総発0611第1号 雇児総発0611第1号) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保護課長通知) 2013年4月に神奈川県横浜市で当時6歳の女児が虐待を受けてなくなり遺棄されたという事件が発生。本児は就学児の健康診断未受診、またさようたういについては乳幼児健康診査未受診。本児は学齢期に至っても不学、住民基本台帳に登録されている自治体に居住実態がなく、本児の家庭および本児の状況把握が困難な特徴があった。			
	7	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告) 2013年 7月 25日 社会保険審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した85例(99人)について分析			
	7	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)」を踏まえた対応について(平成25年7月25日 雇児総発0725第1号、雇用均等法0725第1号)			
	7	全国児童相談所長会 平成25年7月 『全国児童相談所における子ども性の暴力被害事例(平成23年度)』報告書発行。(通巻第95号 別冊)			
	8	「子ども虐待対応の手引きの改正について(平成25年8月23日 雇児総発0823第1号)			
	8	「15歳未満の女の子が脳死 3例目 家族が承諾 長崎大病院」日本臓器移植ネットワークは9日、長崎大病院で低酸素脳症で入院中の10歳以上15歳未満の女の子が臓器移植法に基づき、9日に脳死と判定されたと発表した。			
	8	「虐待で子ども保護」適法」両親の賠償請求を棄却」虐待の疑いがあるとして児童相談所に保護された子ども(12)と連絡がとれず、実質的に親権を奪われた」として、静岡市に住む両親が市と静岡県、国に計1千万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は29日、請求を棄却した。			
	9	いじめ防止対策推進法執行(第183回国会(常会))において成立し、平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」については、平成25年9月28日に施行された。			
	10	「児童虐待防止条例策定へ 愛知、警察との連携明記」愛知県議会は、児童虐待に関する相談が後を絶たない状況を受け、警察と自治体の連携強化を盛り込んだ「子ども虐待条例」(仮称)の制定に動き出した。			
	12	児童相談所運営方針の改正 (「児童相談所運営方針について」厚生労働省 雇児発1227第6号通知 平成25年12月27日)			
	12	「見相が保護要請見送り 両親否定、判断に迷い 愛知の双子女子虐待死」愛知県警が傷害致死容疑で父親のトラック運転手(33)を逮捕。豊橋署が昨年3月に子どもを両親と隔離して保護するように要請したが、見相見送っていた。			
	12	「虐待の子らに避難先 札幌、シエルター開設」虐待を受けるなどして家庭に居場所を失った子どもが緊急避難できる「子どもシエルター」を札幌市の弁護士やでつくるNPO法人が同市内に開設した。NPO法人「子どもシエルターレラビリティ」児童相談所の保護対象にならなかつたり、相談所での一時保護になじめなかつたりする10代後半の子どもにも無料で個室や食事を提供する。			
	12	「見相、性被害で対応遅れ 大分の女児、通報生かせず」大分県中央児童相談所は30日、大分市の女児(6)がおじの無職男(27)から性的な被害を受けているとの情報提供を2度(7月)受けたものの、事実確認をせず、被害の再発を防げなかつたことを明らかにした。8月女児を保護。11月、見相などの通報で、大分中央署に強制わいせつの疑いでおじを逮捕。			
2014 (平成26)	1	児童虐待防止全国ネットワーク第20回シンポジウム 子育て支援者向け研修事業<大規模研修会> 「性虐待への対応 ～その現状と課題～」			
	2	「居住実態が把握できない児童に関する調査について」平成26年2月26日(厚生労働省雇用均等・児童家庭局) 平成26年中の調査実施について公表。			
	3	ネット託児死亡事件(埼玉 埼玉ベビーシッターに預けられていた2歳児が遺体で見つかる)			
	3	「不適切指導 職員ら処分 福岡の児童自立支援施設」福岡県は31日、県立の児童自立支援施設「福岡学園」(同県那珂川町)の職員が児童に背丈以上の穴を掘らせるなど不適切な指導をしたとして、園長を口頭訓告処分にしたと発表。			
	4	「性別変更後「母親」に 特別養子縁組認める 国内初が、大阪家裁」性別同一性障害で男性から性別変更した大阪府の30代女性性が結婚後、里親の「母親」として児童養護施設から引き取った男児(3)の特別養子縁組を申し立て、大阪家裁に認められた。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2014 (平成26)	4	ハーグ条約加盟(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) 日本においては、ハーグ条約は2014年4月1日に発効。			
	4	「虐待未成年者に居場所を 新潟で保護施設シゴボ」親による行き場を無くした15歳以上の未成年者の一時保護施設「子どもシェルター」の仕組みや必要性を知ってもらうため弁護士らが19日、新潟市でシンポジウムを開いた。2004年に全国初の「カリヨン子どもの家」を東京都に開設した東京弁護士会の坪井節子弁護士が講演。			
	6	「匿名通報急増、摘発は3倍 スマホ用サイト新設へ」警察庁が民間に委託し、電話やインターネットで犯罪や児童虐待などの情報を受け付ける「匿名通報ダイヤル」の昨年度の受理件数は8825件で、情報をもとに56事件を摘発したことが26日、警察庁のまとめで分かった。いずれも2007年の受付開始以降最多。			
	6	「子供の安全確認徹底へ 遺棄死事件で厚木市」神奈川県厚木市のアパート一室で斎藤理枝ちゃん(当時5)の白骨遺体が見つかった事件で、市や児童相談所、警察でつくる「要保護児童対策地域協議会」は26日、厚木市内で会合を開き、所在が分からない子供の安全確認の徹底や協議会の組織強化を盛り込んだ再発防止策をまとめた。理枝ちゃんの遺体は死亡から7年以上たった今年5月末に見つかり、保護責任者遺棄致死などの疑いで父親の斎藤幸裕容疑者(36)が逮捕された。			
	10	「赤ちゃんポストに乳児遺体 死体遺棄容疑で捜査、熊本」3日午後8時ごろ、熊本県西区島崎6丁目の慈恵病院に設置されている「このとりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)に、生後間もない男児の遺体があるのを病院の職員が見つけた。熊本南署に通報。同署は死体遺棄容疑で捜査。熊本市の検証委員会によると今年3月まで(2007年5月の運用開始から約7年間)に101人の子どもの遺体が預けられた。約1割の11人に何らかの障害があった。			
	11	「妊娠前から継続支援を 虐待防止で厚労省専門委員会 児相調査への回答義務化も」児童虐待防止の在り方を検討する厚生労働省の専門委員会は28日、虐待による死亡事案のうち1歳未満の赤ちゃんが犠牲となるケースが多い状況を踏まえ、妊娠前から出産、育児期までの切れ目なく母親を支援する体制の整備を柱とする提言を大筋了承した。			
	12	「自立支援施設で暴行、和解 職員が元生徒に謝罪」東京都東村山市の児童自立支援施設「都立萩山実務学校」の男性職員が男子中学生を殴るなどの暴行をしていたことが分かった。都と職員が被害者に謝罪、賠償する内容の和解が22日、東京地裁で成立した。			
	12	「被害者が「杜絶な虐待」家裁調査官、報告書で」北海道南幌町の自宅で昨年10月、祖母(71)と母親(47)を殺害したとして殺人容疑で家裁送致された札幌家裁が医療少年院送致を決定した高校2年の女子生徒(17)の付添人弁護士は21日、「杜絶な虐待」を受けていたと表現したことを明らかにした。			
	12	「虐待少女の保護施設 新潟にシェルター」親から虐待などで家庭に居場所がない10代後半の少女を一時保護する場所を提供する。これとは別に、千葉県でもNPO法人が1日、子どもシェルター「はるつげ荘」を開設。			
2015 (平成27)	12	「妊娠期支援や児相体制強化 政府が児童虐待防止策」政府は21日、児童虐待防止に向けた強化策を取りまとめた。「妊娠前から子育てまでの切れ目ない支援」による予防策や、弁護士活用などによる児童相談所の体制強化、施設に入所している虐待児童の自立支援強化などが柱。予防策では(1)「子育て世代包括支援センター」を全国展開し、医療機関などと連携 (2)支援が必要な妊婦に関する情報の把握 (3)乳児家庭全戸訪問事業の実施を展開するとしている。			
	12	「27歳保育士が乳児虐待か 名古屋市、立ち入り調査」名古屋市中川区の認可保育園「ニッキーズ長須賀保育園」で、女性保育士(27)が乳児をたたくなどの虐待を繰り返していた疑いがあるとして、市が児童福祉法に基づき立ち入り調査をしていたことが25日、分かった。市によると、保育士は8～9月、ゼロ歳児6人をたたいたり、食事を無理やり口に入れたりする虐待をしていた。6人にけがはなかった。同僚が園に報告、保育士は虐待を認め退職した。			
2016 (平成28)	1	「昨年秋ごろから虐待」LINEやとりも、埼玉 埼玉県秩父市で顔にやけどを負った3歳女児が死亡した事件で、保護責任者遺棄容疑で県警に逮捕された母親の無職藤本彩香容疑者(22)らが、死亡した次女羽月ちゃんに関し「昨年の秋ごろから虐待していた」という趣旨の供述をしたことが13日、捜査関係者の取材で分かった。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2016 (平成28)	1	<p>「緊急性高くなく」と判断 1歳暴行事件、児童相談所」 2013年11月から14年3月、大津市の自宅で母親(41)が次女ニ当時(1)に暴行し、けがを負わせたなどとして傷害容疑で逮捕された事件で、「虐待のリスクがある」と市から連絡を受けた滋賀県の児童相談所が「緊急性は高くない」と判断していたことが20日、県などへの取材で分かった。次女は14年3月26日、気管支炎で死亡。体には古いやけどや骨折の痕があった。</p> <p>参考文献(アルファベット順)</p> <p>毎日新聞 社説「2歳児死亡 放置できぬネット託児」 2014年3月19日 http://mainichi.jp/</p> <p>朝日新聞 DIGITAL 「ネット託児-切実なニーズ、直視を」 2014年3月20日 http://digital.asahi.com</p> <p>「子ども虐待の予防とケアのすべて ハートライン」Vol.116,121,122,123,124,125,126,127,128,133,136,138,139,151 第一法規 2013-2014年</p> <p>大阪府子ども家庭センター「大阪子ども家庭白書」平成25年版(平成24年度業務実績)、2013年</p> <p>神奈川新聞 2013年4月23日 「女兒遺棄の疑いで母親と元交際相手を選捕、容疑認める／神奈川」</p> <p>総務省ホームページ「児童虐待の防止等に関する政策評価」＜評価の結果及び勧告＞ 2014年1月11日参照</p> <p>東京都福祉保健局「子供と家庭・女性福祉、母子保健施策概要 平成24年度」東京都福祉保健局「社会対策部計画課、2012年3月発行</p>			

資料6 児童虐待司法関係統計

表A 児童福祉法28条の事件

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和27年	6	-	6	6	6	-	-	-	-	-
28	10	-	10	7	2	-	5	-	-	3
29	9	3	6	7	3	-	4	-	-	2
30	8	2	6	4	4	-	-	-	-	4
31	12	4	8	10	3	-	5	-	2	2
32	12	2	10	9	7	-	2	-	-	3
33	16	3	13	10	5	-	4	-	1	6
34	14	6	8	7	7	-	-	-	-	7
35	12	7	5	12	5	-	7	-	-	-
36	20	-	20	13	9	-	4	-	-	7
37	14	7	7	10	5	-	5	-	-	4
38	19	4	15	17	13	-	4	-	-	2
39	9	2	7	7	6	-	1	-	-	2
40	11	2	9	4	2	2	-	-	-	7
41	13	7	6	11	10	-	1	-	-	2
42	16	2	14	6	3	-	3	-	-	10
43	36	10	26	28	23	-	5	-	-	8
44	15	8	7	11	8	-	3	-	-	4
45	9	4	5	5	2	-	3	-	-	4
46	27	4	23	13	9	-	4	-	-	14
47	31	14	17 (-)	20	14	3	3	-	-	11
48	30	11	19 (-)	23	16	-	7	-	-	7
49	24	7	17 (-)	12	5	-	7	-	-	12
50	34	12	22 (-)	24	14	2	8	-	-	10
51	25	10	15 (-)	19	8	-	11	-	-	6
52	26	6	20 (-)	23	13	-	10	-	-	3
53	28	3	25 (-)	24	16	2	6	-	-	4
54	32	4	28 (3)	20	14	1	3	-	2	12
55	26	12	14 (-)	17	12	1	4	-	-	9
56	20	9	11 (-)	11	4	-	5	-	2	9
57	20	9	11 (-)	14	8	-	6	-	-	6
58	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
59	23	3	20 (-)	17	14	-	3	-	-	6
60	18	6	12 (-)	16	16	-	-	-	-	2
61	14	2	12 (-)	14	9	-	5	-	-	-
62	13	-	13 (-)	7	4	-	3	-	-	6
63	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
平成元年	17	3	14 (-)	10	3	-	4	-	3	7
2	44	7	37 (-)	33	19	2	12	-	-	11
3	32	11	21 (-)	25	17	-	8	-	-	7
4	26	7	19 (1)	22	18	-	4	-	-	4
5	19	4	15 (-)	12	6	-	6	-	-	7
6	35	7	28 (-)	20	12	-	8	-	-	15
7	51	15	36 (1)	43	18	1	22	-	2	8
8	62	8	54 (-)	51	39	-	12	-	-	11
9	74	11	63 (1)	49	36	-	13	-	-	25
10	90	25	65 (1)	69	40	1	26	-	2	21
11	118	21	97	81	58	-	23	-	-	37
12	179	37	142	142	101	6	35	-	-	37
13	206	37	169	170	131	2	36	-	1	36
14	165	36	129	133	93	6	34	-	-	32
15	184	32	152	139	106	4	24	-	5	45
16	279	45	234	221	163	9	44	-	5	58
17	242 [43]	58 [-]	184 [43]	195 [-]	141 [-]	6 [-]	40 [-]	-	8 [-]	47 [43]
18	260 [185]	47 [43]	213 [142]	205 [168]	170 [155]	2 [-]	32 [13]	-	1 [-]	55 [17]
19	302 [75]	55 [17]	247 [58]	241 [59]	195 [56]	4 [-]	42 [3]	-	-	61 [16]
20	260 [141]	61 [16]	199 [125]	197 [114]	169 [105]	3 [-]	25 [9]	-	-	63 [27]
21	265 [119]	63 [27]	202 [92]	207 [97]	174 [87]	4 [2]	29 [8]	-	-	58 [22]
22	295 [151]	58 [22]	237 [129]	234 [125]	192 [112]	8 [1]	32 [10]	-	2 [2]	61 [26]
23	296 [124]	61 [26]	235 [98]	228 [101]	183 [96]	5 [2]	38 [3]	-	2 [-]	68 [23]
24	368 [146]	68 [23]	300 [123]	295 [114]	244 [111]	9 [-]	38 [3]	-	4 [-]	73 [32]
25	349 [162]	73 [32]	276 [130]	272 [130]	188 [123]	19 [2]	62 [4]	-	3 [1]	77 [32]
26	356 [175]	77 [32]	279 [143]	267 [140]	211 [135]	6 [-]	48 [5]	-	2 [-]	89 [35]
27	343 [185]	89 [35]	254 [150]	262 [145]	209 [136]	8 [-]	44 [9]	-	1 [-]	81 [40]

注) ・ () 内は渉外事件の内数
 ・平成17年以降は28条1項と2項を掲載。 [] 内は児童福祉法28条2項の事件数
 ・「-」については該当数値のない場合
 ・空欄については記載なし
 ・昭和27年以前は独立した項目として計上されていない

資料: 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～平成27年

表B 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し（全国家庭裁判所）

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24			258	247	110	15	117	5		90
25			246	241	86	28	125	2		97
26			261	262	82	22	153	5		96
27	501	96	405	387	127	35	217	8	-	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731	137	594	558	152	34	352	15	5	173
30	568	173	395	436	115	26	275	14	6	132
31	414	132	282	306	87	20	194	4	1	108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34	295	113	182	185	40	13	125	4	3	110
35	266	110	156	178	53	8	113	3	1	88
36	226	88	138	150	34	11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	-	-	75
38	221(5)	75(2)	146(3)	136(3)	34	-	97	2	3	85(2)
39	176(2)	85(2)	91(-)	109(2)	24	8	74	2	1	67(-)
40	203(6)	67(-)	136(6)	125(1)	31	3	90	1	-	78(5)
41	177(5)	78(5)	99(-)	115(-)	23	11	81	-	-	62(5)
42	159(6)	62(5)	97(1)	104(1)	14	6	80	3	1	55(5)
43	151(10)	55(5)	96(5)	89(2)	11	16	60	1	1	62(8)
44	159(10)	62(8)	97(2)	98(2)	27	7	61	2	1	61(8)
45	150(11)	61(8)	89(3)	80(4)	6	7	64	3	-	70
46	129(12)	70(7)	59(5)	84(7)	25	2	54	3	-	45(5)
47	157	45	112(1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83(2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62	74(5)	87	21	3	63	-	-	49
50	151	49	102(-)	78	17	3	57	-	1	73
51	170	73	97	99	10	14	74	-	1	71
52	156	71	85(9)	106	14	2	87	2	1	50
53	144	50	94(9)	100	18	8	74	-	-	44
54	140	44	96(11)	87	10	3	73	1	-	53
55	135	53	82(2)	86	12	7	65	-	2	49
56	136	49	87(-)	87	13	5	68	1	-	49
57	130	49	81(2)	88	14	5	66	3	-	42
58	115	42	73(1)	71	19	5	46	1	-	44
59	113	44	69(6)	77	18	3	56	-	-	36
60	110	36	74(1)	77	13	7	54	2	1	33
61	98	33	65(2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88(2)	72	14	6	52	-	-	53
63	145	53	92	90	7	11	71	-	1	55
平成元年	160	55	105(1)	111	16	9	82	4	-	49
2	130	49	81(7)	65	10	6	49	-	-	65
3	164	65	99(3)	112	23	7	65	10	7	52
4	134	52	82(6)	82	8	11	61	-	2	52
5	106	52	54(1)	71	5	12	53	-	1	35
6	147	35	112(1)	82	3	6	71	2	-	65
7	131	65	66(9)	97	15	10	58	2	12	34
8	156	34	122(-)	103	13	19	70	-	1	53
9	161	53	108(3)	107	21	8	77	-	1	54
10	166	54	112(1)	102	18	11	71	1	1	64
11	152	64	88	100	20	12	67	-	1	52
12	160	52	108	109	13	11	82	-	3	51
13	153	51	102	89	17	8	63	-	1	64
14	194	64	130	142	17	18	100	-	7	52
15	155	52	103	102	7	29	65	-	1	53
16	167	53	114	115	30	24	61	-	-	52
17	191	52	139	137	22	18	94	-	3	54
18	179	54	125	139	15	20	102	-	2	40
19	143	40	103	103	15	11	76	-	1	40
20	179	40	139	130	20	18	89	-	3	49
21	159	49	110	111	21	11	74	-	5	48
22	195	48	147	136	16	32	84	-	4	59
23	178	59	119	127	14	25	88	-	-	51
24	総数	290	51	239	184	32	17	129	6	106
	うち親権喪失の審判	156	45	111	103	17	8	76	2	53
	うち親権停止の審判	120	...	120	69	14	7	44	4	51
	うち管理権喪失の審判	9	3	6	7	-	2	5	-	2
25	総数	421	106	315	300	92	42	164	2	121
	うち親権喪失の審判	164	53	111	104	25	6	72	1	60
	うち親権停止の審判	236	51	185	182	63	29	89	1	54
	うち管理権喪失の審判	16	2	14	12	3	6	3	-	4
26	総数	397	121	276	304	85	48	160	11	93
	うち親権喪失の審判	170	60	110	130	34	16	73	7	40
	うち親権停止の審判	207	54	153	157	43	28	82	4	50
	うち管理権喪失の審判	14	4	10	12	5	2	5	-	2
27	総数	360	93	267	260	82	35	140	3	100
	うち親権喪失の審判	103	40	63	68	21	7	40	-	35
	うち親権停止の審判	242	50	192	181	58	26	94	3	61
	うち管理権喪失の審判	8	2	6	8	2	2	4	-	-

注) ・ () 内は渉外事件の内数
 ・ 昭和23～26年については昭和27年版を参照
 ・ 「-」については該当数値のない場合
 ・ 空欄については記載なし
 ・ 平成24年以降は親権停止の審判を含む

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～平成27年

表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数

	親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条
昭和23年	229		昭和46	59(5)	23	平成6年	112(1)	28(-)
24	258		47	112(1)	17(-)	7	66(9)	36(1)
25	246		48	83	19(-)	8	122(-)	54(-)
26	261		49	74(5)	17(-)	9	108(3)	63(1)
27	405	6	50	102(-)	22(-)	10	112(1)	65(1)
28	338	10	51	97(8)	15(-)	11	88	97
29	594	6	52	85(9)	20(-)	12	108	142
30	395	6	53	94(9)	25(-)	13	102	169
31	282	8	54	96(11)	28(3)	14	130	129
32	225	10	55	82(2)	14(-)	15	103	152
33	244	13	56	87(-)	11(-)	16	114	234
34	182	8	57	81(2)	11(-)	17	139	184 [43]
35	156	5	58	73(1)	15(-)	18	125	213 [142]
36	138	20	59	69(6)	20(-)	19	103	247 [58]
37	135	7	60	74(1)	12(-)	20	139	199 [125]
38	146(3)	15	61	65(2)	12(-)	21	110	202 [92]
39	91(-)	7	62	88(2)	13(-)	22	147	237 [129]
40	136(6)	9	63	92(2)	15(-)	23	119	235 [98]
41	99(-)	6	平成元年	105(1)	14(-)	24	239	300 [123]
42	97(1)	14	2	81(7)	37(-)	25	315	276 [130]
43	96(5)	26	3	99(3)	21(-)	26	276	279 [143]
44	97(2)	7	4	82(6)	19(1)	27	267	254 [150]
45	89(3)	5	5	54(1)	15(-)			

- 注) ・ ()内は涉外事件の内数
 ・ 平成17年以降は児童福祉法28条1項と2項を記載。 []内は28条2項の事
 ・ 平成24年以降は親権停止の審判を含む
 ・ 「-」については該当数値のない場合
 ・ 昭和23～26年については昭和27年版を参照

資料： 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成27年

表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所）

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
昭和28年			46						
29			27						
30			19						
31			28						
32			19						
33			35						
34			31						
35			30						
36			14						
37			10						
38			6						
39			10						
40			13						
41			7	…					
42			5	…					
43			18	…					
44			9	…					
45			8	…					
46			15	…					
47			9	…					
48			6	…					
49			5	…					
50			16	…					
51			10	…					
52			11	…					
53			4	…					
54			14	…					
55			14	…					
56	23	2	21	18	6	-	11	1	5
57	26	5	21	18	9	-	9	-	8
58	24	8	16	17	9	1	7	-	7
59	33	9	24	25	10	1	13	1	8
60	33	6	27	24	4	4	13	3	9
61	29	7	22	23	10	2	11	-	6
62	37	8	29	20	7	2	11	-	17
63	50	17	33	37	13	2	19	3	13
平成元年	59	13	46	40	23	1	16	-	19
2	44	19	25	27	10	3	14	-	17
3	40	17	23	30	12	3	14	1	10
4	29	10	19	23	10	2	10	1	6
5	48	6	42	39	22	3	11	3	9
6	56	9	47	38	17	4	15	2	18
7	50	18	32	40	6	2	31	1	10
8			52(23)	46(19)	12(6)	6(-)	26(13)	2(-)	16(6)
9			55(19)	57(23)	21(6)	1(-)	34(16)	1(1)	14(2)
10			53(30)	57(28)	28(21)	7(2)	22(5)	-	10(4)
11			55	49	19	6	22	2	16
12			65	68	26	2	37	3	12
13			68	53	19	10	21	3	27
14			65	68	17	21	29	19	24
15			75	74	31	8	34	1	25
16			82	74	23	11	40	-	33
17			106	108	36	15	56	1	31
18			94	101	38	17	43	3	24
19			96	92	39	7	40	6	28
20			100	105	36	12	51	6	23
21			123	115	58	9	38	10	31
22			99	92	49	12	25	6	38
23			131	129	69	15	39	6	40
24			225	213	134	9	49	21	51
25			259	272	166	22	69	15	38
26			214	216	104	16	74	22	36
27			266	258	146	16	66	30	44

注) ・ ()内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数

・ 「-」については該当数値のない場合、…については不詳、表示省略または調査対象外の場合

・ 空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成27年

表E 児童との面会又は通信の制限の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2）

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成17年			6	6	2	1	3	-	-
18			7	5	1	-	2	2	2
19			8	7	3	-	4	-	3
20			2	4	-	-	4	-	1

注) ・「-」については該当数値のない場合
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』平成17～平成20年

表F 児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立て
 （全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2）

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成20年			-	-	-	-	-	-	-
21			-	-	-	-	-	-	-
22			3	2	-	-	2	-	1
23			1	-	-	-	-	-	2
24			-	1	1	-	-	-	-
25			-	-	-	-	-	-	-
26			1	1	-	-	-	1	-
27			1	-	-	-	-	-	1

注) ・「-」については該当数値のない場合
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』平成20～平成25年

表G 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法28条6項）

	28条1項容認審判		28条2項容認審判	
	総数	うち勧告の あったもの	総数	うち勧告の あったもの
平成17年度	121	15	84	17
18	164	22	69	6
19	165	23	68	10
20	145	16	88	7
21	152	20	77	22
22	176	22	89	8
23	162	19	82	13
24	234	35	106	14
25	181	22	113	19
26	214	45	135	10

資料： 最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成17年4月1日～平成18年3月31日』

『同 平成18年4月1日～平成19年3月31日』
 『同 平成19年4月1日～平成20年3月31日』
 『同 平成20年1月1日～平成20年12月31日』
 『同 平成21年1月1日～平成21年12月31日』
 『同 平成22年1月1日～平成22年12月31日』
 『同 平成23年1月1日～平成23年12月31日』
 『同 平成24年1月1日～平成24年12月31日』
 『同 平成25年1月1日～平成25年12月31日』
 『同 平成26年1月1日～平成26年12月31日』

表H 施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法28条2項）

	承認の対象					合計
	1回目の 期間更新	2回目の 期間更新	3回目の 期間更新	4回目の 期間更新	5回目の 期間更新	
平成19年度	40	28	-	-	-	68
平成20年	41	47	-	-	-	88
平成21年	60	17	-	-	-	77
平成22年	50	15	24	-	-	89
平成23年	40	31	11	-	-	82
平成24年	56	26	13	11	-	106
平成25年	65	25	20	3	-	113
平成26年	74	43	9	2	7	135

資料： 最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成19年4月1日～平成20年3月31日』

『同 平成20年1月1日～平成20年12月31日』
 『同 平成21年1月1日～平成21年12月31日』
 『同 平成22年1月1日～平成22年12月31日』
 『同 平成23年1月1日～平成23年12月31日』
 『同 平成24年1月1日～平成24年12月31日』
 『同 平成25年1月1日～平成25年12月31日』
 『同 平成26年1月1日～平成26年12月31日』

表1 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

	児童福祉法28条第1項・第2項による措置		親権喪失審判の請求		親権停止審判の請求		管理権喪失審判の請求		親権喪失審判取消しの請求		親権停止審判取消しの請求		管理権喪失審判取消しの請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求	承認	請求	承認	請求	承認	請求	承認	請求	承認	請求	承認	請求	承認	請求	承認
昭和49年度	14	10	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	57	2	2
50	10	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	46	-	-
51	9	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	26	1	1
52	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	50	2	2
53	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	30	2	1
54	5	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	33	1	1
55	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	41	1	1
56	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	23	-	-
57	6	3	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	21	1	1
58	4	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	26	-	-
59	14	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	17	-	-
60	3	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	19	-	-
61	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	18	-	-
62	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-
63	6	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	1	1
平成元年度	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-	-
2	19	15	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	-	-
3	10	9	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	13	-	-
4	7	5	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8	-	-
5	5	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	6	-	-
6	4	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	1	1
7	31	11	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	-
8	35	19	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	8	-	-
9	49	36	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	2	2
10	39	22	9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	5	-	-
11	88	48	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	8	1	1
12	127	87	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	-	-
13	134	99	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	6	-	1
14	117	87	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	10	-	-
15	140	105	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6	-	-
16	186	147	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	-
17	176	147	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5	-	-
18	185	163	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	1	1
19	235	182	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	9	2	2
20	230	173	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	9	-	-
21	230	214	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	9	1	1
22	255	239	16	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	9	1	1
23	267	218	9	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	-	-
24	294	244	38	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	21	-	-
25	318	277	11	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56	44	1	1
26	350	267	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	45	2	2

注)「-」については係数のない場合

平成22年度については、福島県を除いて集計した数値である。

料：厚生省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』昭和49年度～平成11年度

厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』平成12年度～平成20年度

厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度～平成26年度

表J 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数

	知事勧告	家庭裁判所勧告
平成17年度	-	9
18	1	16
19	2	31
20	2	35
21	-	34
22	-	16
23	-	15
24	-	5
25	-	27
26	-	27

注) 「-」については係数のない場合

平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』平成15年度～平成20年度
厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度～平成26年度

表K 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（立入調査・警察官の同行）

	立入調査	警察官の 同行
平成15年度	249	247
16	287	364
17	243	320
18	238	340
19	199	342

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』平成15年度～平成19年度

表L 嬰兒殺の検挙人員

	認知件数	検挙件数	検挙人員			
			計	男	女	女子比
昭和48年	196	156	145	11	134	92.4
49	190	160	153	13	140	91.5
50	207	177	156	17	139	89.1
51	183	161	152	19	133	87.5
52	187	168	151	12	139	92.1
53	163	149	137	12	125	91.2
54	165	142	120	9	111	92.5
55	167	154	122	7	115	94.3
56	138	123	111	9	102	91.9
57	138	124	118	9	109	92.4
58	146	127	106	6	100	94.3
59	112	106	97	9	88	90.7
60	129	120	109	10	99	90.8
61	99	93	78	3	75	69.2
62	107	102	87	5	82	94.3
63	91	78	70	4	66	94.3
平成元年	85	74	56	5	51	91.1
2	82	81	69	3	66	95.7
3	71	64	47	2	45	95.7
4	67	57	49	1	48	98
5	66	63	57	5	52	91.2
6	45	43	34	2	32	94.1
7	52	49	38	4	34	89.5
8	52	51	39	6	33	84.6
9	41	40	38	3	35	92.1
10	38	37	32	4	28	87.5
11	26	24	19	-	19	100
12	33	31	29	4	25	86.2
13	40	33	35	4	31	88.6
14	29	25	21	1	20	95.2
15	27	26	18	6	12	66.7
16	24	23	21	1	20	95.2
17	27	23	19	1	18	94.7
18	22	21	17	1	16	94.1
19	23	22	18	0	18	100
20	28	25	19	2	17	89.4
21	17	17	12	1	11	91.6
22	13	11	10	1	9	90
23	20	20	19	0	19	100
24	13	12	11	0	11	100
25	12	12	11	0	11	100
26	12	12	13	1	12	92.3
27	18	18	10	0	10	100

注) ・「-」については該当数値のないもの

資料：警察庁 犯罪統計書 『昭和48年の犯罪』～『平成24年の犯罪』平成12年以降は警察庁のホームページ上で情報公開されている。

表M 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
①検挙件数											
平成11年	120	19	42	15	1	-	12	3	20	4	19
12	186	31	92	20	4	-	15	9	13	2	20
13	189	31	97	23	8	-	4	5	17	3	24
14	172	19	94	18	5	1	7	4	20	-	22
15	157	23	80	17	6	-	6	3	16	3	20
16	229	30	128	22	16	1	15	8	12	3	16
17	222	24	125	17	9	-	16	7	7	2	32
18	297	48	133	15	14	1	14	26	20	2	39
19	300	39	156	15	16	2	22	10	16	1	38
20	307	45	135	19	19	5	16	18	18	2	49
21	335	23	183	12	22	4	26	18	7	4	48
22	354	27	201	14	35	4	16	10	16	1	44
23	384	31	191		41	5	22	15	14	1	64
24	472	31	227		76	3	33	33	9	1	59
25	467	31	207		89	3	20	20	14	0	83
26	698	32	330		160	6	28	35	8	1	98
27	785	42	346		235	13	22	29	5	-	93
②検挙人員											
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22	5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17	3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23	3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20	4	20
16	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
17	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
18	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
19	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
20	319	45	144	23	18	5	16	17	21	3	50
21	356	25	196	14	22	6	26	18	9	5	49
22	387	29	220	18	37	7	16	11	20	1	46
23	409	32	203	20	41	6	22	15	23	1	66
24	486	31	235	10	76	3	33	33	14	1	60
25	482	32	211	13	90	4	21	20	20	-	84
26	719	33	341	7	160	8	29	35	11	1	101
27	811	42	362	14	239	17	22	29	5	-	95

注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』平成11年～28年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表N 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）

1) 全事件

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	60	22	47	8	64	1		6
13	50	31	46	9	74	2		4
14	43	34	34	5	60	3		5
15	49	40	23	7	58	2		4
16	81	41	30	11	72	7		11
17	77	47	43	1	69	3		2
18	86	56	52	24	96	8		7
19	91	55	46	23	97	1	-	10
20	85	66	52	18	95	2	-	1
21	118	67	53	13	98	2	-	5
22	109	86	64	9	108	4	3	4
23	134	82	60	10	119	1	2	1
24	186	100	77	15	102	4	2	-
25	180	118	49	24	101	6	2	2
26	298	149	84	15	158	7	1	7
27	336	152	99	27	180	6	4	7

2) 殺人

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	9	-	3	-	23	-		-
13	5	-	4	1	26	-		2
14	3	1	-	-	15	-		1
15	6	1	3	-	16	-		-
16	7	2	-	1	21	1		1
17	2	1	2	-	20	-		-
18	10	2	3	-	34	-		-
19	7	-	-	1	29	-	-	2
20	8	-	1	1	34	1	-	-
21	6	-	1	-	17	-	-	1
22	4	2	1	-	22	-	-	-
23	6	1	1	-	24	-	-	-
24	4	1	-	-	26	-	-	-
25	7	3	-	1	21	-	-	-
26	5	2	-	-	24	-	-	2
27	7	-	-	-	34	-	-	1

注) 無理心中、出産直後の嬰兒殺を除く

3) 傷害・傷害致死

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	28(8)	10(-)	31(7)	3(-)	26(9)	1(-)		6(2)
13	30(5)	14(3)	31(9)	3(2)	27(10)	2(2)		2(1)
14	23(2)	14(2)	29(4)	4(1)	24(7)	3(2)		4(2)
15	25(5)	24(5)	17(4)	1(1)	27(8)	2(-)		2(2)
16	48(10)	20(2)	21(2)	6(2)	32(9)	6(1)		9(3)
17	48(7)	23(1)	28(2)	-	37(8)	3(1)		2(-)
18	42(5)	26(3)	29(3)	6(1)	36(5)	8(-)		6(2)
19	57(4)	24(2)	28(2)	11(3)	44(6)	1(-)	-	6(-)
20	48(8)	24(2)	29(3)	6(2)	35(7)	1(-)	-	1(1)
21	78(2)	29(-)	31(3)	4(1)	48(7)	2(1)	-	4(-)
22	64(4)	48(5)	42(2)	1(-)	57(6)	4(1)	2(-)	2(-)
23	67(6)	24(2)	37(3)	6(1)	66(7)	-	2(-)	1(1)
24	91(1)	34(-)	48(2)	8(1)	48(6)	4(-)	2(-)	-
25	90(9)	49(-)	21(2)	4(1)	43(2)	3(-)	-	1(-)
26	157(2)	50(-)	38(1)	8(1)	79(2)	6(1)	1(-)	2(-)
27	147(7)	66(2)	47(-)	9(1)	82(4)	5(-)	3(-)	3(-)

注) ()内は傷害致死事件の内数

傷害事件件数には傷害致死事件件数も含まれる

4) 暴行

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	1	1	1	-	1	-	-	-
13	5	-	2	-	2	-	-	-
14	2	-	1	-	2	-	-	-
15	4	-	1	-	-	-	-	1
16	7	2	4	-	3	-	-	-
17	4	2	1	-	2	-	-	-
18	7	5	1	1	1	-	-	-
19	6	1	5	-	4	-	-	-
20	10	2	3	1	2	-	-	-
21	7	5	3	-	7	-	-	-
22	12	8	7	4	4	-	1	1
23	22	8	6	-	4	1	-	-
24	44	15	8	2	7	-	-	-
25	41	18	9	2	16	2	2	-
26	84	29	14	2	29	-	-	2
27	128	27	26	9	47	1	-	1

5) 逮捕監禁

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	1	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	1	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	1	-	-	-
19	1	-	1	-	1	-	-	-
20	-	1	1	2	7	-	-	-
21	2	1	-	1	2	-	-	-
22	1	1	2	-	3	-	-	-
23	4	-	-	-	2	-	-	-
24	1	-	-	1	1	-	-	-
25	1	1	1	-	1	-	-	-
26	4	1	-	-	3	-	-	-
27	5	3	1	-	7	-	-	1

6) 強姦

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	5	2	7	1	-	-	-	-
13	1	1	-	2	-	-	-	-
14	2	4	1	-	-	-	-	-
15	1	3	-	2	-	-	-	-
16	9	4	1	1	1	-	-	-
17	6	6	3	1	-	-	-	-
18	4	6	3	1	-	-	-	-
19	6	11	2	2	1	-	-	-
20	5	5	2	3	1	-	-	-
21	9	10	5	1	1	-	-	-
22	5	6	5	-	-	-	-	-
23	2	10	3	-	-	-	-	-
24	10	14	7	2	-	-	-	-
25	7	7	6	-	1	-	-	-
26	8	16	3	1	1	-	-	-
27	5	11	5	1	-	-	-	-

7) 強制わいせつ

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	2	1	3	3	-	-	-	-
13	1	1	3	-	-	-	-	-
14	1	2	1	-	-	-	-	-
15	-	1	-	2	-	-	-	-
16	-	6	1	1	-	-	-	-
17	2	4	1	-	-	-	-	-
18	4	7	5	10	1	-	-	-
19	-	5	4	1	-	-	-	-
20	4	8	4	1	-	-	-	-
21	2	7	7	2	-	-	-	-
22	1	3	5	1	1	-	-	-
23	2	10	3	-	-	-	-	-
24	10	16	5	2	-	-	-	-
25	5	8	1	6	-	-	-	-
26	7	17	7	2	2	-	-	-
27	3	12	10	4	-	-	-	-

8) 保護責任者遺棄

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	3	1	1	-	12	-	-	-
13	3	2	1	-	17	-	-	-
14	5	-	1	-	19	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	4	-	-	-	11	-	-	1
17	1	-	-	-	7	-	-	-
18	6	-	2	-	18	-	-	1
19	2	-	1	1	15	-	-	2
20	1	-	3	-	17	-	-	-
21	1	-	1	-	7	-	-	-
22	3	-	-	-	16	-	-	1
23	8	1	1	1	12	-	-	-
24	4	1	-	-	9	-	-	-
25	6	1	1	-	11	1	-	-
26	2	1	-	-	6	1	-	1
27	1	-	-	1	3	-	-	-

9) 重過失致死傷

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	1	-	-	-	2	-	-	-
13	1	-	1	-	1	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	2	-	-	-	1	-	-	-
17	1	-	-	-	2	-	-	-
18	1	-	-	-	2	-	-	-
19	1	-	-	-	-	-	-	-
20	1	-	-	-	2	-	-	-
21	2	-	1	-	2	-	-	-
22	-	-	-	-	1	-	-	-
23	-	-	-	-	1	-	-	-
24	-	-	-	-	1	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	1	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-

10) その他(児童福祉法違反、青少年保護条例違反など)

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	11	7	1	1	-	-	-	-
13	4	13	4	3	1	-	-	-
14	7	12	1	1	-	-	-	-
15	8	8	2	2	-	-	-	-
16	4	7	3	2	2	-	-	-
17	13	11	8	-	1	-	-	-
18	12	10	9	6	3	-	-	-
19	11	14	5	7	3	-	-	-
20	8	26	9	4	3	-	-	-
21	11	15	4	5	14	-	-	-
22	19	18	2	3	4	-	-	-
23	18	31	7	1	9	-	-	-
24	22	19	9	-	10	-	-	-
25	23	31	10	11	8	-	-	1
26	31	33	22	2	13	-	-	-
27	40	33	10	3	7	-	1	1

注) ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年～28年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表〇 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）

①平成12年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	208	35	105	26	4		15	9	17	3	20
父親等	137	12	72	15	3		15	9	5	1	20
実父	60	9	28	8	1		5	2	3	1	11
養父・継父	22	-	10	-	1		2	1	1	-	7
母親の内縁の夫	47	3	31	7	1		7	3	1	-	1
その他	8	-	3	-	-		1	3	-	-	1
母親等	71	23	33	11	1		-	-	12	2	-
実母	64	23	26	9	1		-	-	12	2	-
養母・継母	1	-	1	-	-		-	-	-	-	-
その他	6	-	6	2	-		-	-	-	-	-

②平成13年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	216	38	109	32	9		4	5	23	3	25
父親等	136	10	78	19	7		4	5	6	2	24
実父	50	5	30	5	5		1	1	3	1	4
養父・継父	31	-	14	3	-		1	1	2	-	13
母親の内縁の夫	46	4	31	9	2		-	3	1	1	4
その他	9	1	3	2	-		2	-	-	-	3
母親等	80	28	31	13	2		-	-	17	1	1
実母	74	26	27	10	2		-	-	17	1	1
養母・継母	2	-	2	2	-		-	-	-	-	-
その他	4	2	2	1	-		-	-	-	-	-

③平成14年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
父親等	116	4	70	9	3	1	7	4	6	-	21
実父	43	3	23	2	2	-	2	1	5	-	7
養父・継父	34	1	14	2	-	1	4	2	-	-	12
母親の内縁の夫	34	-	29	4	1	-	1	1	1	-	1
その他	5	-	4	1	-	-	-	-	-	-	1
母親等	68	16	31	11	2	-	-	-	19	-	-
実母	60	15	24	7	2	-	-	-	19	-	-
養母・継母	3	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-
その他	5	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-

④平成15年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	183	26	98	25	6		6	3	20	4	20
父親等	119	10	67	15	5		6	3	6	2	20
実父	49	6	25	5	4		1	-	4	1	8
養父・継父	40	1	24	5	-		3	1	2	1	8
母親の内縁の夫	23	3	17	4	1		-	-	-	-	2
その他	7	-	1	1	-		2	2	-	-	2
母親等	64	16	31	10	1		-	-	14	2	-
実母	58	16	27	8	-		-	-	13	2	-
養母・継母	2	-	2	-	-		-	-	-	-	-
その他	4	-	2	2	1		-	-	1	-	-

⑤平成16年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
父親等	163	10	95	16	13		15	8	4	2	16
実父	81	7	48	10	7		9	-	4	2	4
養父・継父	41	2	20	2	2		4	6	-	-	7
母親の内縁の夫	30	-	21	2	4		1	1	-	-	3
その他	11	1	6	2	-		1	1	-	-	2
母親等	90	47	47	13	3	1	1	-	12	1	2
実母	72	32	32	9	3	1	1	-	11	1	2
養母・継母	7	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	11	9	9	3	-	-	-	-	1	-	-

⑥平成17年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	242	25	141	19	9		16	7	8	3	33
父親等	168	5	99	10	7		16	7	1	1	32
実父	77	2	48	7	4		6	2	1	1	13
養父・継父	47	1	23	1	2		6	4	-	-	11
母親の内縁の夫	43	2	28	2	1		3	1	-	-	8
その他	1	-	-	-	-		1	-	-	-	-
母親等	74	20	42	9	2		-	-	7	2	1
実母	69	20	37	8	2		-	-	7	2	1
養母・継母	3	-	3	1	-		-	-	-	-	-
その他	2	-	2	-	-		-	-	-	-	-

⑦平成18年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
父親等	218	15	103	12	14	-	14	26	8	1	37
実父	86	10	42	5	7	-	4	4	6	1	12
養父・継父	56	2	26	3	5	-	6	7	-	-	10
母親の内縁の夫	52	3	29	3	1	-	3	5	2	-	9
その他	24	-	6	1	1	-	1	10	-	-	6
母親等	111	34	50	7	1	1	-	1	19	2	3
実母	96	34	36	5	1	1	-	1	18	2	3
養母・継母	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	7	-	6	2	-	-	-	-	1	-	-

⑧平成19年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
父親等	215	8	120	11	12	2	21	10	4	1	37
実父	91	7	57	4	6	1	6	-	2	1	11
養父・継父	55	-	24	2	1	-	11	5	-	-	14
母親の内縁の夫	46	-	28	2	5	1	2	4	1	-	5
その他(男性)	23	1	11	3	-	-	2	1	1	-	7
母親等	108	31	51	6	4	1	1	-	17	-	3
実母	97	29	44	6	4	1	1	-	15	-	3
養母・継母	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	10	2	6	-	-	-	-	-	2	-	-

⑨平成20年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	319	45	144	23	18	5	16	17	21	3	50
父親等	221	10	107	15	16	4	15	17	4	1	47
実父	85	8	48	8	10	-	5	4	1	1	8
養父・継父	66	-	24	2	2	1	5	8	-	-	26
母親の内縁の夫	52	1	29	3	3	1	2	4	3	-	9
その他(男性)	18	1	6	2	1	2	3	1	-	-	4
母親等	98	35	37	8	2	1	1	-	17	2	3
実母	95	34	35	7	2	1	1	-	17	2	3
養母・継母	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

⑩平成21年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	356	25	196	14	22	6	26	18	9	5	49
父親等	251	7	142	6	15	4	25	18	2	3	35
実父	118	6	78	2	7	2	9	2	1	2	11
養父・継父	67	-	29	-	5	1	10	7	-	-	15
母親の内縁の夫	53	1	31	3	3	-	5	7	1	1	4
その他(男性)	13	-	4	1	-	1	2	-	-	-	5
母親等	105	18	54	8	7	2	1	-	7	2	14
実母	98	17	48	7	7	2	1	-	7	2	14
養母・継母	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-

⑪平成22年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	387	29	220	18	37	7	16	11	20	1	46
父親等	268	7	155	11	31	4	16	10	3	-	42
実父	109	4	64	4	12	1	5	1	3	-	19
養父・継父	86	2	48	5	8	1	6	3	-	-	18
母親の内縁の夫	64	1	42	2	7	2	5	5	-	-	2
その他(男性)	9	-	1	-	4	-	-	1	-	-	3
母親等	119	22	65	7	6	3	-	1	17	1	4
実母	108	22	57	6	4	3	-	1	16	1	4
養母・継母	4	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	3	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	4	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-

⑫平成23年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	409	32	203	20	41	6	22	15	23	1	66
父親等	286	8	134	12	36	4	21	15	11	-	57
実父	134	6	67	6	22	4	7	2	8	-	18
養父・継父	82	1	24	2	8	-	7	10	1	-	31
母親の内縁の夫	60	1	37	3	6	-	5	3	1	-	7
その他(男性)	10	-	6	1	-	-	2	-	1	-	1
母親等	123	24	69	8	5	2	1	-	12	1	9
実母	119	24	66	7	4	2	1	-	12	1	9
養母・継母	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

⑬平成24年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	486	31	235	10	76	3	33	33	14	1	60
父親等	378	5	181	4	69	2	33	33	5	-	50
実父	186	4	91	1	44	1	10	10	4	-	22
養父・継父	100	1	34	-	15	-	14	16	1	-	19
母親の内縁の夫	77	-	48	2	8	-	7	5	-	-	9
その他(男性)	15	-	8	1	2	1	2	2	-	-	-
母親等	108	26	54	6	7	1	-	-	9	1	10
実母	102	26	48	6	7	1	-	-	9	1	10
養母・継母	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑭平成25年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	482	32	211	13	90	4	21	20	20	-	84
父親等	371	11	164	11	70	3	20	20	8	-	75
実父	180	7	90	9	41	1	7	5	6	-	23
養父・継父	118	3	49	-	18	1	7	8	1	-	31
母親の内縁の夫	49	-	21	2	9	1	6	1	1	-	10
その他(男性)	24	1	4	-	2	-	-	6	-	-	11
母親等	111	21	47	2	20	1	1	-	12	-	9
実母	101	21	43	2	16	1	1	-	11	-	8
養母・継母	6	-	3	-	2	-	-	-	1	-	-
父親の内縁の妻	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

⑮平成26年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	719	33	341	7	160	8	29	35	11	1	101
父親等	546	7	253	4	129	5	28	33	3	-	88
実父	298	5	157	2	84	4	8	7	2	-	31
養父・継父	149	2	50	-	29	1	16	17	1	-	33
母親の内縁の夫	84	-	38	1	14	-	3	7	-	-	22
その他(男性)	15	-	8	1	2	-	1	2	-	-	2
母親等	173	26	88	3	31	3	1	2	8	1	13
実母	158	24	79	2	29	3	1	2	6	1	13
養母・継母	7	-	6	1	-	-	-	-	1	-	-
父親の内縁の妻	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	7	2	2	-	2	-	-	-	1	-	-

⑯平成27年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	811	42	362	14	239	17	22	29	5	-	95
父親等	614	7	269	10	190	9	22	29	2	-	86
実父	336	7	147	7	128	5	5	3	1	-	40
養父・継父	152	-	66	2	27	3	11	12	-	-	33
母親の内縁の夫	99	-	47	-	26	1	5	10	-	-	10
その他(男性)	27	-	9	1	9	-	1	4	1	-	3
母親等	197	35	93	4	49	3	-	-	3	-	9
実母	180	34	82	4	47	3	-	-	3	-	7
養母・継母	6	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	4	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1
その他(女性)	7	1	3	-	1	-	-	-	-	-	1

注) ・無理心中及び出産直後の嬰児殺を除く

- ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
- ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童養育・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
- ・「-」については該当数が0のとき又は非該当のとき
- ・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所『犯罪白書』平成13年～28年版 財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

平成27・28年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第8報)
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究
第7期(2012年4月から2014年3月まで)

平成29年6月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 吉田 恒雄
共同研究者 田澤 薫
横田 光平
加藤 洋子
岩下 雅充
阿部 純一

印刷 文明堂印刷株式会社 横浜営業所
TEL. 045-731-1441

